

(別添1)

厚生労働行政推進調査事業費補助金

政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)

公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する  
検討に資する研究 (21AA2008)

令和3年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 山田 篤裕

令和 四 (2022) 年 5 月

(別添 2)

## 目 次

I. 総括研究報告		
公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究	-----	1
山田篤裕		
II. 分担研究報告		
1. 家計の金融資産・負債と所得分配	-----	12
田中聡一郎		
2. 離死別女性の貧困と公的年金制度	-----	15
四方理人・渡辺久里子		
3. 遺族年金及び障害年金の見直しに向けた研究	-----	18
百瀬優		
4. 遺族年金受給者の就業選択	-----	27
大津唯		
5. 年金等が障害者の就労・経済状況に及ぼす影響	-----	30
藤井麻由・渡辺久里子		
6. フランスにおける障害者所得保障制度	-----	34
永野仁美		
III. 報告書論文		
1. 家計の金融資産・負債と所得分配	-----	36
田中聡一郎		
2. 老齢年金受給者の貧困リスクと公的年金の「部分繰下げ」受給の可能性	-----	45
山田篤裕		
3. 離死別女性の貧困と公的年金制度	-----	62
四方理人・渡辺久里子		

4. 遺族年金受給者の就業選択 大津唯	-----	93
5. 年金等が障害者の就労・経済状況に及ぼす影響 藤井麻由・渡辺久里子	-----	113
6. 障害年金受給者の動向と実態 百瀬優	-----	139
7. フランスにおける障害者所得保障制度 永野仁美	-----	165
8. ドイツの障害年金 福島豪	-----	176
IV. 研究成果の刊行に関する一覧表	-----	193

(別添 3)

令和3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金  
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))  
総括研究報告書

「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)」

研究代表者 山田篤裕 慶應義塾大学経済学部 教授

研究要旨

本研究では、次期制度改正の中で公的年金制度における所得保障の仕組み、所得再分配機能の在り方の検討に資する基礎資料を提供するため、総務省や厚生労働省所管の大規模統計の調査票情報再集計や海外制度・実務の情報収集を行い、年金制度に関する個別論点を整理することを目的とする。

令和3年度は、公的年金制度の所得保障機能の前提条件となる 1)家計の金融資産・負債と所得分配について概観した上、2)老齢年金受給者の貧困リスクと公的年金の「部分繰下げ」受給の可能性、3)離死別女性の貧困と公的年金制度、4)遺族年金の見直しの方向性、5)障害年金受給者の動向と実態、6)遺族年金受給者の就業選択、7)年金等が障害者の就労・経済状況に及ぼす影響、8)フランスにおける障害者所得保障制度、等の個別テーマについて分析を行った。

主要な知見として、等価可処分所得の中央値は低下し、資産貧困率は低・中所得層で上昇し、生活水準は低下している可能性があること、家族扶養による貧困削減効果が衰え、公的年金による貧困削減効果も頭打ちになった結果、高齢死別女性の貧困率が上昇し、男女間の貧困率のギャップが拡大していること、部分繰下げ受給可能な高齢者は 5 割近く存在するが継続就業・繰下げによる貧困削減効果は限定的であること、精神障害・知的障害の年金受給者の増加に伴い障害年金に期待される所得保障の役割が変化してきていること、遺族年金受給者には子が多いほど就業率が低いという一般的な傾向が当てはまらないこと、在宅障害者に対する公的年金や公的手当が所得保障機能を十分に担っているとは言い難いこと、遺族年金及び障害年金の見直しの方向性に関する論点、フランスの法制度から得られる示唆、等が明らかになった。



研究分担者：

百瀬優	流通経済大学教授
永野仁美	上智大学教授
四方理人	関西学院大学准教授
田中聡一郎	駒澤大学准教授
大津唯	埼玉大学准教授
渡辺久里子	国立社会保障・人口問題 研究所第1室長
藤井麻由	北海道教育大学講師

A. 研究目的

公的年金制度がその制度目的を適切に果たすには、社会保険としての適当な設計を保ちつつ、国民の生活、就労、疾病、家族の在り方、その他社会情勢の変化を適時に反映し、適切な保障内容と所得再分配機能の維持を図ることが望ましい。

本研究では、①老齢年金制度については、国民年金・厚生年金両制度の加入者の属性・所得水準、受給者の生活における公的年金給付の位置づけ等の経時的変化を明らかにすること、②障害年金制度については、障害者の生活・就労状況、および海外の制度・実務を明らかにすること、③遺族年金制度については、遺族年金の受給者以外も含め、配偶者や親と死別・離別した者の所得・消費・就労状況を明らかにすること、を目的とする。また、日本年金機構が保有する行政データの活用可能性を探ることも目的としている。

B. 研究方法

総務省「全国消費実態調査」「全国家計構

造調査」「全国単身世帯収支実態調査」「労働力調査」、厚生労働省「国民年金被保険者実態調査」「老齢年金受給者実態調査」「障害年金受給者実態調査」「遺族年金受給者実態調査」「全国ひとり親世帯等調査」「国民生活基礎調査」「所得再分配調査」「生活のしづらさなどに関する調査」等の大規模統計の調査票情報を活用し、研究を行った。みずほリサーチ&テクノロジーズに一部データの整備を依頼し、その他の研究者は整備されたデータを用い、計量経済学的手法で分析した。

令和3年度は、公的年金の所得保障機能の前提条件となる 1)家計の金融資産・負債と所得分配について把握した上、2)老齢年金受給者の貧困リスクと公的年金の「部分繰下げ」受給の可能性、3)離死別女性の貧困と公的年金制度、4)遺族年金の見直しの方向性、5)障害年金受給者の動向と実態、6)遺族年金受給者の就業選択、7)年金等が障害者の就労・経済状況に及ぼす影響、8)フランスにおける障害者所得保障制度、等について分析した。

(倫理面への配慮)

匿名化された公的統計調査票情報の2次利用であり、世帯や個人が特定化できないよう、結果数値が1又は2となる場合に秘匿するなどの処理のうえで分析を行った。

C. 研究結果

### C-1. 家計の金融資産・負債と所得分配

2004年と2016年の「国民生活基礎調査」に基づくと、総世帯の平均貯蓄現在高は減少しており、また貯蓄ゼロ世帯の割合も増加している。所得階層別の人口割合を見てみると、同期間(2003年から2015年)において、高所得層の人口割合は1割、中間層の人口割合6割、低所得層の人口割合3割で安定していた。しかし、低・中所得層では資産貧困率が上昇していた。

### C-2. 老齢年金受給者の貧困リスクと公的年金の「部分繰下げ」受給の可能性

厚生労働省「老齢年金受給者実態調査(2017年)」の個票に基づくと、就労機会や取り崩せる貯蓄額に恵まれた人々ほど繰下げ受給を選択しやすい。また、公的年金以外の収入が平均支出額を上回る部分について、部分的にでも繰下げ可能と仮定した場合、65-79歳の4~6割は繰下げ可能である。本人か配偶者に就労収入がある高齢者は65-79歳の老齢年金受給者の約半数を占め、その中、就労収入途絶に伴う貧困リスクがあるのは1割程である。こうした就労収入途絶に伴う貧困リスクがある人々の中、65歳以降、部分的にでも繰下げていたならば、2~3割が貧困リスクを回避可能であった。

### C-3. 離死別女性の貧困と公的年金制度

死別高齢女性にとって、遺族年金による貧

困削減効果は、1990年代から2000年代にかけて強まったが、それ以上に家族扶養による貧困削減効果が弱まったため、結果的に貧困率は上昇した。そして2010年代には死別女性本人の公的年金による貧困削減効果が頭打ちになったため、貧困率は上昇した。その結果、高齢者における貧困率の男女ギャップも拡大した。現役世代の死別女性についても、公的年金による貧困削減効果は、1990年代後半以降から2000年代前半に強まったが、同時期、家族扶養による貧困削減効果が弱まったため、1985年から2015年にかけて貧困率は低下していない。

### C-4. 遺族年金の見直しの方向性

寡婦年金は、①夫の保険料掛け捨て防止、②60代前半の寡婦に対する所得保障の2つの趣旨を有する。ただし、創設過程を踏まえれば、両者は並列ではなく、①が主であり、②が従であり、妻の保険料に基づいて支給される母子年金の受給者が失権後に寡婦年金を受給できたとしても、制度開始当初、①との矛盾はなかった。しかし、現在の遺族基礎年金は、母子年金とは異なり、夫の保険料に基づいて支給される。にもかかわらず、妻が両年金の受給要件を満たせる場合に、遺族基礎年金を受給した後、60代前半で寡婦年金を受給できるのは、①と矛盾する。また、遺族基礎年金を受給していた寡婦が、そうでない寡婦に比べて、②の必要性が特に高いとも言えない。

公的年金における子の加算については、1980年改正前まで、同様の趣旨を有する国家公務員の扶養手当(以下、扶養手当)に揃えられる形で水準の根拠を作ってきた。その後、1980年改正と1985年改正で、配偶者の加給額や改正前の加給額とのバランスという観点から子の加算額が決定されるようになった。第3子以降の加算額が極端に低いのは、かつての第3子以降の扶養手当の金額が極めて低く設定されていたことに由来する。そして、その加算額が第1・2子の3分の1になっているのは、1985年改正前に、厚生年金の第1・2子の加給額(=改正後の第3子以降の加算額)が、配偶者の加給額(=改正後の第1・2子の加算額)の3分の1であったことが直接的理由である。そして、この3分の1は、1973年改正と1976年改正の前年において、第1・2子の扶養手当の金額が配偶者の扶養手当の3分の1であったという歴史的偶然に基づく。

旧国民年金の遺児年金は孤児年金としての性格が強く、被保険者である父又は母の死亡当時、その子と生計同一の母又は父がいる場合は、受給権が発生しなかった。一方で、父又は母の死亡当時、母又は父が生存していても、子と生計同一関係になれば、受給権は発生したが、その後、子が母又は父と生計を同一にするようになれば、失権となった。1985年改正で遺児年金も遺族基礎年金に移行したが、この失権規定が支給停止規定として引き継がれた結果、子に支給される遺族基

礎年金は、生計を同じくする父又は母があるときに支給停止になった。

#### C-5. 障害年金受給者の動向と実態

厚生労働省「障害年金受給者実態調査」に基づくと、障害年金受給者数の2009年から2019年の増加は、国民年金2級の精神・知的障害受給者の増加で、ほぼ説明できる。その背景として、国民の主観的健康状態に大きな変化が無いなか、精神・知的障害を有する人が増加していることが挙げられる。精神・知的障害の受給者の就労率は低く、就労していても常勤比率は低く、労働時間は短く、年間就労収入100万円未満が8割を占める。身体障害の受給者の就労状況との差はまだ大きい。精神・知的障害の受給者のいる世帯では、年間収入の低い世帯も多い。特に、精神障害の受給者で障害厚生年金3級や障害基礎年金のみを受給する単身者の5割弱～7割、知的障害に基づく受給者で単身・二人世帯の5割以上が貧困状態にある。障害年金受給者で生活保護を併給している割合は、精神障害の障害厚生年金3級や障害基礎年金2級のみを受給者では1割を超える。障害年金・生活保護併給率は、精神障害の厚生年金3級においては低下しているが、それ以外の障害等級や知的障害の受給者では、上昇傾向にある。また、併給率は、受給者の年齢が高いほど高く、65歳以上の精神障害の厚生年金3級の受給者の併給率は4分の1に達する。

#### C-6. 遺族年金受給者の就業選択

厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」に基づくと、30歳代前半から50歳代前半の遺族年金受給者の就業率は、80%台前半で、女性全体の就業率より10%ポイントも高い。しかし、その6割は非正規雇用、5割は週当たり労働時間が30時間未満である。また、非就業者を含む7割以上で年間就労収入は200万円を下回る。死別時に40歳代以下であった場合、死別前から就業している人の9割以上が就業を継続し、死別前に非就業であった人の5割以上が新たに就業した。そのため、40歳代以下では死別前後で就業率は大幅に上昇した。65歳未満の遺族年金受給者が就業する確率は、「基礎年金＋厚生年金」の受給者より「基礎年金のみ」の受給者の方が高い。また、子の人数が多いほど就業率は高く、遺族年金受給額が高いほど就業率は低い。さらに65歳未満の遺族年金受給者の死別前の就業率は、死別時に子がいた人の方が、子がいなかった人に比べ低かった。

#### C-7. 年金等が障害者の就労・経済状況に及ぼす影響

厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」に基づくと、20歳～64歳の在宅障害者男女の未就労率は56%と高く、就労していても平均就労収入月額が15万円と低い水準にとどまる。個人属性(年齢、性別等)と障害程度

を統御しても、障害年金等を含む社会保障給付額と一般就労率との間に負の相関があった。また、単身世帯の20歳以上の男女の消費貧困割合は34%～46%と高く、特に高齢世帯ほど高い。さらに、個人の基本属性と障害程度を統御しても、社会保障給付額と消費貧困率との間には負の相関があり、特に低消費世帯ほど、所得保障の受給額と消費支出額との間に強い正の相関がみられた。

#### C-8. フランスにおける障害者所得保障制度

フランスの障害者所得保障制度は、①社会保険の仕組みを採用する「障害年金」と、②社会手当の形をとる「成人障害者手当(AAH)」とで構成されており、前者を後者が補足する関係がみられる。フランスの障害者には、最終的にはAAHによって最低所得保障がなされることを確認した。

#### D. 考察

##### D-1. 家計の金融資産・負債と所得分配

2003年から2015年の間、高所得層・中間層・低所得層の人口割合はほぼ一定であったが、同期間に等価可処分所得の中央値が下がっていることを勘案すると、生活水準は全般的に低下している可能性がある。実際、金融資産に基づく家計の脆弱性を表す指標である資産貧困率は低・中所得層で上昇しており、それらの世帯では経済的な不安定や困窮が生じていることが懸念される。

#### D-2. 老齢年金受給者の貧困リスクと公的年金の「部分繰下げ」受給の可能性

第三号被保険者制度や遺族年金制度の恩恵を受けにくい単身女性の貧困率が将来的に上昇していくとの先行研究も踏まえると、未婚者や離別者で実際の繰下げ受給率が高いこと、高齢女性の就業率も趨勢的に上昇していることは、継続就業と繰下げによる、一定程度の貧困リスク軽減の可能性を示唆するものと考えられる。

#### D-3. 離死別女性の貧困と公的年金制度

年金額の男女ギャップが縮小したにもかかわらず、死別高齢女性の貧困率が上昇したのは、1990年代から2000年代にかけては、死別高齢女性の単身化が主な理由である。また、2010年代では高齢者の貧困率の男女ギャップが縮小したのは、高齢男性の年金額低下が主な理由である。死別女性の年金額も低下傾向にあり、公的年金による貧困削減効果が相対的に弱まってきていると考えられる。

#### D-4. 遺族年金の見直しの方向性

寡婦年金の目的を考慮した場合、妻が遺族基礎年金を受給した場合には、寡婦年金を支給しないという規定を設ける必要がある。寡婦年金の存続そのものを見直すことも考えられる。拠出制実施に対する合意形成が必要であった時期には、掛け捨てを防ぐ給付を設ける必

要があったかもしれないが、それを現在でも維持する必要があるか否かは議論が分かれる。働き方や世帯構成が多様化する中、同じ第1号被保険者において、妻のいる男性の納付した保険料のみを、寡婦年金という形式の掛け捨て防止の対象とすることは、正当化が難しくなっている。また、高齢女性の就業率も上昇し、60代前半については、公的年金による所得保障の必要性が次第に低下していくと思われる。さらに、今後、基礎年金にかかわる保険料拠出期間の45年化を目指すのであれば、60代前半も被保険者期間となるため、寡婦年金の存在は、必然的に見直しを迫られよう。もし保険料納付意欲促進などの観点から掛け捨て防止が必要であるのならば、死亡一時金で一元的に対応する方向性も考えられる。

遺族基礎年金の子の加算については第3子以降で加算額が急減するが、加算額がかつて準拠していた扶養手当の金額は、現在、すべての子について同額である。さらに、1980年改正で、子の加算額は扶養手当を上回る水準に設定されたが、現在、第3子以降の加算額は、扶養手当の水準を下回っている。また、子が3人以上いる遺族基礎年金受給者は、子が2人の受給者に比べ、就業が制約される可能性が高く、子が2人から3人以上になることで、生計費が増加する一方、就業収入を増やすことが難しく、加算額が低ければ、生活困窮に直面するリスクが高い。受給者実態や財政的影響なども踏まえたうえで、第3子以降の加算額

を引き上げる方向での検討が求められる。

子に支給される遺族基礎年金が生計を同じくする父又は母があるときに支給停止となる件については、現行規定では、離別父子(母子)世帯で父(母)が死亡し、その遺児を離婚した母(父)が引き取った際には、遺族基礎年金が支給停止となる。そのため、両親が離婚していなかった場合と比較して、離別世帯の遺児が年金制度上で大きな不利益を被る形になっている。また、遺児の場合、どのような環境で養育されるのかが特に重要であり、生存する親が遺児を引き取ることが最善となるケースもあり得る。年金制度が、それを妨げるような支給停止措置を取るべきではない。こうしたことから、離婚した元配偶者に引き取られた場合については、父又は母と生計同一であっても、子に遺族基礎年金を支給することが望ましいと考えられる。ただし、この見直しを認めた場合、他のケースも含めて、子に対する遺族基礎年金は、生計同一の父又は母がいたとしても支給せざるを得なくなると思われる。その是非が新たな論点として残される。

#### D-5. 障害年金受給者の動向と実態について

人口高齢化とは独立に生じている、知的障害や精神障害者の増加に伴い、当面の間、障害年金受給者数は増加していくものと推測される。老齢年金と障害年金では、受給者が増加する理由が異なり、マクロ経済スライドによる給付水準の低下は障害年金受給者により深

刻な影響を与える可能性がある。

精神・知的障害の場合、就労収入がない、あるいは、低い者が多いため、公的年金の役割がより大きいと考えられるが、障害厚生年金3級や障害基礎年金のみの場合、その年金額は高いとは言えない。結果として、特に精神障害・知的障害の単身者において、相対的貧困状態にある者が多いと考えられる。また、65歳以上では、精神障害の障害厚生年金3級受給者の4分の1、精神障害や知的障害の障害基礎年金2級のみ受給者の2割弱は生活保護を併給している。障害厚生年金3級の受給者は、65歳以降に老齢基礎年金+老齢厚生年金か障害厚生年金3級のどちらかを選択するが、現役期に相対的に豊かであった者ほど前者を選択して、3級の受給者から抜けていく。結果として、65歳以降も障害厚生年金3級を受給している者では、生活保護を併給する割合が高まると考えられる。

#### D-6. 遺族年金受給者の就業選択

遺族年金受給者の就業選択は、遺族年金受給者の就業率が女性全体の就業率よりも高いというばかりではなく、女性の一般的な就業選択と異なり、子がいるほど就業率が低いという一般的な傾向が当てはまらない点が特徴的と考えられる。

#### D-7. 年金等が障害者の就労・経済状況に及ぼす影響

障害年金などの所得保障の受給額が上がるほど、一般就労に従事する確率が下がる可能性が示唆される。また障害年金などの所得保障は障害者世帯の経済厚生維持に寄与しており、特に低消費世帯ほどその重要性は高い傾向にあるが、障害者世帯の消費貧困率は高く、高齢の障害者世帯でも貯蓄の取り崩しにより必ずしも消費を平準化できていないことが示唆される。分析の限界として、因果関係を推定しているわけではないため、今回の推定結果にバイアスが生じている可能性は排除できない。それ以外にも、分析に使用する変数に一つでも欠測がある場合はサンプルから除外しており、多重代入法を採用し、今回の結果が欠測に対して一定程度頑健であることを確認する必要がある。

#### D-8. フランスにおける障害者所得保障制度

フランスの障害年金の仕組みが、「労働・稼働能力の喪失」を保障するものとして制度設計されているのに対して、AAHは障害者に対する「最低所得保障給付」として制度設計されている。「障害」の捉え方や、認定方法はそれぞれ異なっている。もっとも、上述のように障害年金等の他の給付を受給できない者にはAAHが補足的に支給されることから、他に収入を持たない障害者(AAHが定義する障害者)が所得保障の面で何らの保障もない状況に置かれることはない。この点は、日本において無年金障害者の存在が課題とされていること(20歳以

降に初診日のある障害者についてはこのリスクがある)に鑑みると、重要である。また、「労働・稼働能力の喪失」に対する給付である障害年金については言うまでもないが、AAHの支給に際して「就労」の状況が考慮される点も、社会保障による所得保障と就労との関係が必ずしも明確ではない日本の障害年金制度の課題を考えるうえで、参照に値する。

#### E. 結論

##### E-1. 家計の金融資産・負債と所得分配

これまでの日本の所得分配の実証研究は、所得データを用いた分析が中心であった。しかし、家計の生活水準を捉えるためには、資産・負債データからみた分析も必要である。

##### E-2. 老齢年金受給者の貧困リスクと公的年金の「部分繰下げ」受給の可能性

部分繰下げ受給による防貧機能は万能薬ではないことから、依然として生活保護、年金生活者支援給付金等による所得保障機能は、就労する貧困リスク者の部分繰下げ・就労継続が進んだとしても重要である。

##### E-3. 離死別女性の貧困と公的年金制度

公的年金の男女ギャップが縮小し、高齢の死別女性も現役世代の死別女性も遺族年金による貧困削減効果が1990年代から2000年代に強まったが、それ以上に家族扶養による貧困削減効果が弱まった。結果として、高齢死

別女性の貧困率は上昇することになり、高齢者における貧困率の男女ギャップは拡大することになった。高齢女性の死別割合は、1980年代から2000年代にかけて低下したが、2010年代では下げ止まっており、今後、高齢化が進み、少子化で扶養してくれる子も少なくなるため、死別後に単身化が進み貧困率がより高くなってしまうと予想される。公的年金を含めた社会保障給付の機能拡大がより求められるようになるだろう。

#### E-4. 遺族年金の見直しの方向性

遺族年金には、遺族厚生年金における男女差の解消など、制度全般に係る論点が存在するが、次回年金改正に向けて、本研究で取り上げたような個別の論点についても検討を進める必要がある。

#### E-5. 障害年金受給者の動向と実態について

知的・精神障害者が増えたことなどを背景として、現在の障害年金受給者構成や受給者像は、制度創設時あるいは1985年改正時とは異なる。こうした障害特性の分布変化に合わせた障害年金の見直しが必要と考えられる。例えば、障害年金と就労収入を調整する方法の再検討や障害年金の防貧機能強化などが挙げられる。後者の具体的方法として、厚生年金保険の更なる適用拡大や、厚生年金保険の被保険者資格喪失後も、一定期間内の初診日であれば、障害厚生年金を支給するとい

う延長保護の仕組みの導入が挙げられる。また、基礎年金拠出期間の45年化による障害基礎年金の年金額及び障害厚生年金3級の最低保障額の引上げも求められる。さらに障害年金受給者の生活保護併給を減らす方法としては、以上に加え、就労支援や厚生年金適用拡大を通じて、65歳以降に、障害基礎年金と老齢厚生年金を併給できる受給者を増やすことが考えられる。また、障害厚生年金3級受給者のなかで、老後に老齢基礎年金＋老齢厚生年金を選択できる受給者を増やすことも重要である。その他、老齢基礎年金と障害厚生年金の併給を認めることについても検討の余地がある。

#### E-6. 遺族年金受給者の就業選択

遺族年金制度の見直しを行うにあたっては、女性の一般的な就労状況だけでなく、遺族年金受給者の就労状況を継続的に把握する事が不可欠である。そのためには、「遺族年金受給者実態調査」が今後も継続的に実施されるだけでなく、一貫した定義に基づいて遺族年金受給者の就労状況の中長期的な動向を把握できるようにすることが求められよう。

#### E-7. 年金等が障害者の就労・経済状況に及ぼす影響

全国の在宅障害者を対象に測定した消費貧困率で見ても、障害者単身世帯の経済厚生は平均的には低い水準にとどまる。特に高齢



の障害者世帯の消費貧困率が高いこと、そして、20～64歳の平均的な就労率や就労収入が低いことから、障害者世帯では、高齢期に取り崩していけるような資産を蓄積していくことが難しい状況にあると考えられる。公的年金や公的手当により、障害者世帯の家計が一定程度下支えされていることも示唆されているが、所得保障機能を十分担っているとは言い難い。

日本の障害者世帯の経済状況や、所得保障制度との関係については、データ制約から、まだ実証されていないことも多い。既存データを前提とした分析手法の改善を行うと同時に、今後の調査については、質問内容の吟味や欠測を減らす工夫などにより、収集するデータの質を高めることも求められるだろう。

#### E-8. フランスにおける障害者所得保障制度

社会保険の仕組みをとる公的年金制度の枠内で障害者に対する所得保障を行っている日本は、保険原理を修正しつつ(すなわち扶助原理も取り入れつつ)、障害者への所得保障を実現しようとしている。ただ、社会保険の仕組みを採用していることの限界(保険料の未払いに起因する無年金障害者の存在等)への対応は難しい。また、日本の障害年金制度は、基本的に障害を医学モデルの観点から捉えていることから、社会保障による所得保障と就労との関係も曖昧なものとなっている。こうした課題にどのように対応すべきかに関して、「D. 考察」で示した通り、フランスの法制度から得られ

る示唆は多い。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

##### 1. 論文発表

(書籍)

- ・福島豪・永野仁美「障害と社会保障法」菊池馨実・川島聡・中川純『障害法(第2版)』成文堂(東京)、195-219頁、2021年。
- ・四方理人「日中韓における家族形態と貧困」五石敬路・ノ・デミョン・王春光『日中韓の貧困政策:理論・歴史・制度分析』明石書店(東京)、119-143頁、2021年。
- ・四方理人「日本における高齢者の貧困と所得保障政策」五石敬路・ノ・デミョン・王春光『日中韓の貧困政策:理論・歴史・制度分析』明石書店(東京)、240-257頁、2021年。

(雑誌)

- ・山田篤裕「高齢年金受給者の貧困リスクと公的年金の「部分繰下げ」受給の可能性」『社会保障研究』第7巻1号(2022年刊行予定)
- ・四方理人「年金受給開始年齢の引き上げと高齢女性の就労」『生活協同組合研究』556号、40-45頁、2022年。
- ・百瀬優「寡婦年金・遺族基礎年金に関する論点と今後の見直しの方向性」『週刊社

会保障』No.3163、44-49 頁、2022 年。

- ・永野仁美「目的から考える障害年金の要保障事由」『障害法』第 6 号(2022 年刊行予定)

## 2.学会発表

- ・四方理人・渡辺久里子「離死別女性の貧困と公的年金制度」社会政策学会第 144 回大会(令和 4 年 5 月 14 日)
- ・大津唯「遺族年金受給者の就業選択」社会政策学会第 144 回大会(令和 4 年 5 月 14 日)。
- ・藤井麻由・渡辺久里子「年金等が障害者の就労・経済状況に及ぼす影響」社会政策学会第 144 回大会(令和 4 年 5 月 14 日)
- ・永野仁美「目的から考える障害年金の要保障事由」日本障害法学会第 6 回研究大会(令和 3 年 11 月)。

## H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

### 1.特許取得

なし

### 2.実用新案登録

なし

### 3.その他

なし

(別添 4)

令和3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金  
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)」

分担研究報告書

### 「家計の金融資産・負債と所得分配」

研究分担者 田中聡一郎 (駒澤大学経済学部准教授)

#### 研究要旨

家計の生活水準の把握においては、所得のみならず金融資産や負債もあわせて考察する必要がある。そこで本研究では、『国民生活基礎調査』の個票データを用いて、家計の金融資産・負債と所得分配の実態把握を行った。

本研究では、所得分配の指標として、等価可処分所得を用いた高所得層、中間層、低所得層の人口割合を推計した。また金融資産・負債を用いた家計の脆弱性を表す指標として、資産貧困率、過剰負債率も推計した。2003年から2015年の所得分配については、高所得層・中間層・低所得層の人口割合には大きな変動が見られなかった。しかしながら、同期間では等価可処分所得の中央値は下がっており、高所得層・中間層・低所得層の人口割合が変化していなくても、生活水準が低下している可能性がある。実際、金融資産を用いた家計の脆弱性を表す指標である資産貧困率は低・中所得層において上昇しており、それらの世帯では経済的不安定や困窮が生じている可能性が示唆された。

#### A. 研究目的

本研究では、『国民生活基礎調査』の個票データを用いて、家計の金融資産・負債と所得分配の実態把握を行った。

家計の生活水準の把握においては、所得のみならず資産や負債もあわせて考察する必要がある。特に高齢期の生活水準の維持においては、年金給付のみならず、住宅資産や金融資産の有無が大きく影響する。また現役期に

においても、ライフサイクル上の生活を安定のためには資産形成が求められているものの、平均可処分所得は低下しており、無貯蓄世帯の増加や持ち家率の低下等が指摘されることが多くなってきた。そこで、2000年代以降の家計の金融資産・負債と所得分配の関係性について検証を行った。

#### B. 研究方法

『国民生活基礎調査』の個票データを用いて、所得分配と金融資産・負債に関する指標を作成し、2000年代以降(2003~2015年)の傾向について把握した。

本研究では、所得分配の指標として、等価可処分所得を用いた所得階層別(高所得層、中間層、低所得層)の人口割合を用いた。具体的には高所得層の所得域を「等価可処分所得の中央値の200%以上」、中間層の所得域を「等価可処分所得の中央値の75%以上~200%未満」、低所得層の所得域を「等価可処分所得の中央値の75%未満」として、その所得域にある人口の割合を推計した。

金融資産・負債を用いた家計の脆弱性を表す指標として、資産貧困率、過剰負債率を推計した。前者は等価流動性金融資産[=本研究では等価貯蓄現在高を用いた]が所得貧困線の25%未満である人口の割合である。後者は世帯の負債[=本研究では借入金額を用いた]が世帯可処分所得の3倍超の世帯にいる人口の割合である[本研究では個人単位で集計した]。

(倫理面への配慮)

匿名化された公的統計の2次利用であり、また世帯や個人が特定化できないように分析・集計を行っている。

### C. 研究結果

主な分析結果は、2004年と2016年の『国民生活基礎調査』から貯蓄現在高・借入金額の

状況を検討すると、総世帯の平均貯蓄現在高は減少しており、また貯蓄ゼロ世帯の割合も増加している。一方で、所得分配の指標である所得階層別の人口割合を見てみると、同期間(2003年から2015年)において、高所得層の人口割合は約1割、中間層の人口割合は約6割、低所得層の人口割合は約3割で安定していた。しかしながら、各所得層の資産貧困率、過剰負債率を見てみると、低所得層や中所得層では資産貧困率が上昇していた。

### D. 考察

2003年から2015年の所得分配については、高所得層・中間層・低所得層の人口割合の指標からは大きな変動が見られなかった。しかしながら、同期間では等価可処分所得の中央値は下がっており、高所得層・中間層・低所得層の人口割合が変化をしていなくても、生活水準が低下している可能性がある。実際、金融資産を用いた家計の脆弱性を表す指標である資産貧困率は低・中所得層において上昇しており、それらの世帯では経済的な不安定や困窮が生じている可能性が示唆された。

### E. 結論

本研究では、『国民生活基礎調査』の個票データを用いて、金融資産・負債と所得分配の実態把握を行った。所得データを用いた高所得層・中間層・低所得層の人口割合からみると日本の所得分配は悪化していないように

見えるが、等価可処分所得の中央値の低下に加え、金融資産データによる用いた資産貧困率の低・中所得層での上昇を踏まえると、日本の家計の生活水準は低下していると考えられるだろう。これまでの日本の所得分配の実証研究は、所得データを用いた分析が中心であった。しかし、家計の生活水準を捉えるためには、資産・負債データからみた分析も必要である。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

##### 1.論文発表

なし

##### 2.学会発表

なし

#### H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

##### 1.特許取得

##### 2.実用新案登録

なし

##### 3.その他

なし

令和3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金

(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)」

分担研究報告書

### 「離死別女性の貧困と公的年金制度」

研究分担者 四方理人 (関西学院大学総合政策学部准教授)

研究分担者 渡辺久里子 (国立社会保障・人口問題研究所企画部 第1室長)

#### 研究要旨

高齢者において年金額の男女ギャップが縮小しているにもかかわらず、貧困率の男女ギャップが拡大している理由について、家族扶養と公的年金による貧困削減効果から考察を行った。まず、貧困率の男女ギャップが拡大した理由は、単身割合の高まりにより死別女性の貧困率が上昇したことによる。次に、所得段階による貧困率をみると、死別高齢女性にとって、遺族年金による貧困削減効果は、1990年代から2000年代にかけて増加するが、それ以上に家族扶養による貧困削減効果が低下し、貧困率が上昇した。そして、2010年代では死別女性本人の公的年金による貧困削減効果も停滞し、可処分所得でみた貧困率の上昇傾向が維持された。

#### A. 研究目的

女性の就業率は上昇しており、男女の賃金格差は縮小している。また、日本の公的年金制度においては、被用者年金を受給しているもしくは受給権のある高齢者が死亡する場合、老齢年金相当額の4分の3が配偶者の遺族年金となるため、死別女性の年金額は有配偶者と高齢者一人当たりでみると遜色ない水準になると考えられる。特に、男女ともに雇用労働力化が進み、老齢厚生年金だけでなく老齢遺族年金の受給者も増加しており、実際に年金額の男女ギャップも縮小傾向にある。しかしながら、65歳以上の高齢者においては、貧

困率の男女ギャップが拡大している。その一方、現役世代においては貧困率の男女ギャップは縮小傾向にある。有配偶者においては、男女が同一世帯であるため、貧困率の男女ギャップは生じにくい。未婚、死別、離別における貧困率を比較する必要がある。そこで、本稿では、日本の高齢者における貧困率の男女ギャップが拡大した一方、現役世代ではその貧困率の男女ギャップが縮小した理由を配偶関係別にみた貧困率を分析することで検証した。

#### B. 研究方法

1986年から2019年までの「国民生活基礎調査」を用いて相対的貧困率を算出し、配偶関係のシェアの変化と配偶関係別の貧困率に寄与度分解を行った。そして、配偶関係別の貧困率に対する公的年金による貧困削減効果と家族扶養による貧困削減効果の分析を行うため、高齢者自身の市場所得(①)、①+高齢者自身の公的年金(②)、①+家族の市場所得(③)、総所得(④)、可処分所得(⑤)の5つの段階別の貧困率を算出し、①から②への変化を公的年金による貧困削減効果、①から③への変化を家族扶養による貧困削減効果として分析を行った。

(倫理面への配慮)

匿名化された公的統計の2次利用であり、世帯や個人が特定化できないよう世帯人員数10人以上の世帯を除くなどの処理のうえで分析を行っている。

### C. 研究結果

まず、65歳以上の高齢女性の貧困率は、1985年から2018年にかけて約1.5%低下したが、その間、高齢男性の貧困率は約4.5%低下したために貧困率の男女ギャップが拡大した。その理由は、有配偶女性の貧困率が低下したにもかかわらず、死別女性の貧困率が上昇したためである。ただし、高齢女性において、死別の割合は低下している。そして、死別高齢女性の貧困率が上昇した理由は、単身割合

の上昇である。

次に、高齢女性の配偶関係別に所得段階による貧困率をみることで、公的年金と家族扶養による貧困削減効果の推移について考察を行った。その結果、死別高齢女性にとって、遺族年金による貧困削減効果は、1990年代から2000年代にかけて増加するが、それ以上に家族扶養による貧困削減効果の低下による影響が大きく、貧困率が上昇した。そして、2010年代では死別女性本人の公的年金による貧困削減効果の拡大も生じておらず、可処分所得でみた貧困率の上昇傾向が維持された。

そして、20~64歳の女性については、貧困率が上昇しているが、その主な要因は未婚割合と離別割合の上昇であった。ただし、男性においては未婚での貧困率の上昇と未婚率の上昇により女性より大きく貧困率が上昇したため、貧困率の男女ギャップが縮小した。そして、所得段階別に見た貧困率から有配偶女性では、本人の当初所得での貧困率は低下しているが、可処分所得の貧困率の変化は小さく、同居家族の収入のシェアが低下していることから、夫の収入の低下に対し、有配偶女性本人の就労収入と社会保障給付でカバーすることで貧困に陥らないようにしていたと考えられる。

そして、現役世代の死別女性においては、公的年金による貧困削減効果は、1990年代後半以降から2000年代前半に拡大したが、その間、家族扶養による貧困削減効果が縮小し

ため、1985年から2015年にかけて可処分所得でみた貧困率は低下していない。

#### D. 考察

年金額の男女ギャップが縮小したにもかかわらず、死別高齢女性の貧困率が上昇した理由として、1990年代から2000年代にかけては、死別高齢女性の単身化が主な理由であるが、2010年代では高齢男性の年金額の低下が主な貧困率の男女ギャップの縮小の主な理由である。また、死別女性の年金額も低下傾向にあり、公的年金による貧困削減効果がやや弱まっている。

#### E. 結論

公的年金の男女ギャップが縮小し、高齢の死別女性も現役世代の死別女性も遺族年金による貧困削減効果が1990年代から2000年代に強まったが、それ以上に家族扶養による貧困削減効果が弱まった。結果として、高齢死別女性の貧困率は上昇することになり、高齢者における貧困率の男女ギャップは拡大することになった。高齢女性の死別割合は、1980年代から2000年代にかけて低下したが、2010年代では下げ止まっており、今後、高齢化が進み、少子化で扶養してくれる子も少なくなるため、死別後に単身化が進み貧困率がより高くなってしまうと予想される。公的年金を含めた社会保障給付の機能拡大がより求められるようになるだろう。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

##### 1. 論文発表

四方理人「年金受給開始年齢の引き上げと高齢女性の就労」『生活協同組合研究』556号、40-45頁、2022年。

##### 2. 学会発表

四方理人・渡辺久里子「離死別女性の貧困と公的年金制度」社会政策学会(令和4年5月14日)

#### H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

##### 1. 特許取得

なし

##### 2. 実用新案登録

なし

##### 3. その他

なし



令和3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金  
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)」

分担研究報告書

「遺族年金及び障害年金の見直しに向けた研究」

研究分担者 百瀬優 (流通経済大学経済学部教授)

研究要旨

本研究では、遺族年金及び障害年金の見直しに向けて、主に二つの検討を行った。

第一に、寡婦年金及び遺族基礎年金に関するいくつかの論点について、今後の見直しの方向性を検討した。その結果は以下の通りである。

まず、寡婦年金については、その創設過程を踏まえれば、妻が遺族基礎年金を受給した場合には、寡婦年金を支給しないという規定を設ける必要がある。その一方で、寡婦年金の存続そのものを見直すことも考えられる。①働き方や世帯構成が多様化する中で、妻のいる男性の納付した保険料だけを掛け捨て防止の対象とすることは正当化が難しいこと、②60代前半については、公的年金による所得保障の必要性が次第に低下していくと思われること、③今後、基礎年金にかかわる保険料拠出期間の45年化を目指すのであれば、60代前半も被保険者期間となることなどから、充分な経過措置を設けたうえで、寡婦年金を廃止することも選択肢の一つである。

次に、遺族基礎年金の子の加算に関して、第3子以降の加算額の妥当性を検証する必要がある。第3子以降の加算額が第1・2子に比べて極端に低くなっているのは、1980年改正前まで、加給年金額が国家公務員の扶養手当を参照していたという歴史的経緯によるものである。しかし、①現在の扶養手当がすべての子について同額になっていること、②第3子以降の加算額が扶養手当を下回るようになったこと、③子が3人以上の場合に生活困窮に直面する確率が高まることなどから、受給者実態や財政的影響も踏まえたうえで、第3子以降の加算額を引き上げる方向での検討が求められる。

さらに、遺族基礎年金の支給停止要件に関して、離別世帯の遺児の不利益の解消及び適切な養育環境の確保という観点から、離婚した元配偶者に遺児が引き取られた場合は、父又は母と生計同一であっても、子に遺族基礎年金を支給することが望ましいと考えられる。ただし、この見直しを認めた場合、他のケースも含めて、子に対する遺族基礎年金は、生計同一の父又は母がいたとしても支給せざるを得なくなると思われる。その是非が新たな論点として残される。

第二に、厚生労働省「障害年金受給者実態調査」などをもとに、障害年金受給者の動向と実態について分析を行った。その結果、以下のことが明らかになった。

まず、障害年金受給者数は、2009年から2019年にかけて、着実に増加しているが、この増加については、人口構成の変化や国民の健康状態の変化などはほとんど影響を与えていない。国民年金2級の精神障害及び知的障害の受給者の増加だけで、障害年金受給者全体の増加をほぼ説明することができる。

また、障害年金受給者は、障害種別によって就労状況が異なり、精神障害や知的障害の受給者では、就労率が低く、常勤で働く者が少なく、就労時間が短く、就労収入が低くなる傾向がある。近年、精神障害の受給者の就労状況の改善が目立つが、身体障害の受給者の就労状況との差はまだ大きい。

さらに、精神障害・知的障害の受給者のいる世帯では、年間収入の低い世帯が多い。特に、精神障害の受給者で障害厚生年金3級や障害基礎年金のみを受給する単身世帯の場合、知的障害の受給者で単身世帯や二人世帯の場合、相対的貧困状態に陥っていることが多い。

最後に、障害年金受給者で生活保護を併給している者の割合は、生活保護の保護率と比較して高く、特に精神障害の障害厚生年金3級や障害基礎年金2級のみを受給者では1割を超える。また、併給率は、受給者の年齢が高いほど上昇する。特に、65歳以上の精神障害の障害厚生年金3級の受給者では、その約4分の1が生活保護を受給している。

これらの結果を踏まえて、障害年金受給者数の増加、障害年金受給者全体に占める精神障害・知的障害の受給者の増加、障害厚生年金3級や障害基礎年金のみを受給する単身世帯の貧困、障害年金受給者の老後の生活保護併給率の高さの4点について、今後の展望と対応策のあり方について論じた。

なお、研究分担者による上記の二つの検討に加えて、障害年金の見直しにあたって参考になり得る海外の事例として、ドイツの障害年金について、研究協力者が調査を行った。

#### A. 研究目的

2019年に社会保障審議会年金部会が発表した「議論の整理」では、「障害年金・遺族年金についても、社会経済状況の変化に合わせて見直しを行う必要がないか検証し、その結果に基づいた対応についての検討を進めていく

べき」という指摘が行われている。このような状況を背景として、本研究は、遺族年金及び障害年金の見直しに向けた検討を行った。

第一に、寡婦年金及び遺族基礎年金に関するいくつかの論点について、歴史的経緯を踏まえたうえで、今後の見直しの方向性を検

討した。第二に、障害年金の見直しを行う際の基礎資料を提供すべく、障害年金受給者の動向と実態について分析を行った。第三に、障害年金の見直しにあたって参考になり得る海外の事例として、ドイツの障害年金について調査した。

## B. 研究方法

### B-1 寡婦年金・遺族基礎年金の見直しの方向性について

政府資料や国会議事録などをもとに、寡婦年金の創設過程及び遺族基礎年金の子の加算の歴史的経緯を明らかにした。それを踏まえて、それぞれの見直しの方向性について検討した。また、子に支給される遺族基礎年金が生計を同じくする父又は母があるときに支給停止となる件の是非についても論じた。

### B-2 障害年金受給者の動向と実態について

障害年金受給者の動向については、厚生労働省「障害年金受給者実態調査」の年齢別障害年金受給者数、傷病名別障害年金受給者数、厚生労働省「国民生活基礎調査」の日常生活に影響のある者などの公表統計を利用した分析を行った。具体的には、2009年以降の障害年金受給者数の増加傾向を確認した後、その増加要因について、人口構成の変化、健康状態の変化、傷病名別受給者数の変化の三つの視点から検討した。

障害年金受給者の実態については、厚生

労働省「障害年金受給者実態調査」の個票データを利用した分析を行った。具体的には、受給者の就労状況、世帯構成、世帯年収、生活保護の併給状況などが、障害種別でどの程度異なるかを整理した。

### B-3 ドイツの障害年金について

研究協力者である福島豪氏(関西大学法学部教授)が文献調査を実施した。

## C. 研究結果

### C-1 寡婦年金・遺族基礎年金の見直しの方向性について

(1) 寡婦年金は、①夫の保険料掛け捨て防止、②60代前半の寡婦に対する所得保障の2つの趣旨を有する。ただし、創設過程を踏まえれば、この両者は並列的ではなく、①が主であり、②が従である。制度開始当初、妻の保険料に基づいて支給される母子年金の受給者が失権後に寡婦年金を受給できたとしても①と矛盾することはなかった。

しかし、現在の遺族基礎年金は、母子年金とは異なり、夫の保険料に基づいて支給される。にもかかわらず、妻が両年金の受給要件を満たせる場合に、遺族基礎年金を受給した後、60代前半で寡婦年金を受給できるのは、①と矛盾する。また、遺族基礎年金を受給していた寡婦が、そうでない寡婦に比べて、②の必要性が特に高いとも言えない。

(2) 公的年金における子の加算は、1980年改

正前までは、同様の趣旨を有する国家公務員の扶養手当(以下、扶養手当)に揃える形で水準の根拠を作ってきた。その後、1980年改正と1985年改正では、配偶者の加給額や改正前の加給額とのバランスという観点で子の加算額が決定された。第3子以降の加算額が極端に低いのは、かつての扶養手当において、第3子以降の金額が極めて低く設定されていたことに由来する。そして、その加算額が第1・2子の3分の1になっているのは、1985年改正前に、厚生年金の第1・2子の加給額(=改正後の第3子以降の加算額)が、配偶者の加給額(=改正後の第1・2子の加算額)の3分の1であったことが直接的理由である。そして、この3分の1は、1973年改正と1976年改正の前年において、第1・2子の扶養手当の金額が配偶者の扶養手当の3分の1であったという歴史的偶然に基づいている。

(3) 旧国民年金の遺児年金は孤児年金としての性格が強く、被保険者である父又は母の死亡当時、その子と生計同一の母又は父がいる場合、受給権が発生していなかった。一方で、父又は母の死亡当時、母又は父が生存していても、子と生計同一関係になれば、受給権は発生したが、その後、子が母又は父と生計を同一にするようになれば、失権となった。1985年改正で遺児年金も遺族基礎年金に移行したが、この失権規定が支給停止規定として引き継がれた結果、子に支給される遺族基礎年金は、生計を同じくする父又は母があると

きに支給停止になると考えられる。

## C-2 障害年金受給者の動向と実態について

(1) 障害年金受給者数は、2009年から2019年にかけて、着実に増加している。障害年金に係る制度改正等がこの間の受給者増加に及ぼした影響は少ない。また、人口構成の変化や国民の健康状態の変化が障害年金受給者の増加に与えた影響もほとんど確認できない。一方で、傷病名別や障害等級別に受給者の動向を見た場合、国民年金2級の精神障害及び知的障害の受給者の増加だけで、障害年金受給者全体の増加をほぼ説明することができる。その背景として、国民の主観的な健康状態に大きな変化が無いなかでも、精神障害・知的障害を有する人が増加していることが挙げられる。

(2) 障害年金受給者の障害種別の就労状況は以下のように整理できる。第一に、他の障害種別に比べて、精神障害の受給者の就労率は低い。第二に、就労する受給者のうち常勤で働く者の割合は、知的障害・精神障害で低い。第三に、知的障害や精神障害では、就労時間の短い者が多い。第四に、知的障害や精神障害では、就労していても、その約8割が年間就労収入100万円未満である。近年の傾向として、就労率だけでなく、就労形態、就労時間、就労収入など見ても、精神障害の受給者で就労状況の改善が目立つ。しかしながら、身体障害の受給者の就労状況との差はまだ

大きい。

(3) 精神障害・知的障害の受給者のいる世帯では、年間収入の低い世帯が多い。特に、精神障害の受給者で障害厚生年金 3 級や障害基礎年金のみを受給する単身者では、相対的貧困状態にある受給者の割合が 5 割弱から 7 割強に達する。また、知的障害に基づく受給者についても、単身世帯や二人世帯では、約 5 割以上が貧困状態にあると考えられる。

(4) 障害年金受給者で生活保護を併給している者の割合は、生活保護の保護率と比較して高く、特に精神障害の障害厚生年金 3 級や障害基礎年金 2 級のみを受給者では 1 割を超える。障害年金・生活保護併給率は、精神障害の厚生年金 3 級において低下しているが、それ以外の障害等級や知的障害の受給者では、やや上昇傾向にある。また、併給率は、受給者の年齢が高いほど上昇する。特に、65 歳以上の精神障害の厚生年金 3 級の受給者では、その約 4 分の 1 が生活保護を受給している。この点については、障害厚生年金 3 級の受給者の老後の所得保障の在り方も影響していると考えられる。

### C-3 ドイツの障害年金について

ドイツの障害年金について、障害年金の基礎データを確認した後に、障害者に対する所得保障全体における障害年金の位置づけ、障害年金の基本的な枠組み、支給対象となる障害の概念および障害の認定方法、障害年金

の支給要件、障害年金の給付設計、障害年金の割引と加算期間の延長、障害年金の期間設定、障害年金と就労所得との調整、障害年金から老齢年金への切り替え、障害年金と傷病手当金・労災保険給付との関係、障害年金の行政手続・権利救済手続を整理し、その特徴を明確にした。あわせて、障害者向けの扶助給付である障害時基礎保障について、障害者に対する所得保障全体における位置づけ、支給要件や支給額、行政手続きの特徴も明らかにしている。詳細は、本報告書に収録されている「ドイツの障害年金」(福島豪)を参照。

### D. 考察

#### D-1 寡婦年金・遺族基礎年金の見直しの方向性について

##### (1) 寡婦年金について

寡婦年金の目的を考慮した場合、寡婦年金を存続するのであれば、妻が遺族基礎年金を受給した場合には、寡婦年金を支給しないという規定を設ける必要がある。

その一方で、寡婦年金の存続そのものを見直すことも考えられる。拠出制実施に対する合意形成が必要であった時期には、掛け捨てを防ぐ給付を設ける必要があったかもしれないが、それを現在でも維持する必要があるか否かは議論の分かれるところである。ただし、仮に、そうした給付の必要性が認められるとしても、働き方や世帯構成が多様化する中で、同じ第 1 号被保険者において、妻のいる男性の納付し

た保険料だけを、寡婦年金という形式の掛け捨て防止の対象とすることは、正当化が難しくなっている。また、高齢女性の就業率も右肩上がりで見えており、60代前半については、(特別な事情がなければ、)公的年金による所得保障の必要性が次第に低下していくと思われる。さらに、今後、基礎年金にかかわる保険料拠出期間の45年化を目指すのであれば、60代前半も被保険者期間となるため、寡婦年金の存在は、必然的に見直しを迫られる。

以上から、十分な経過措置を設けたうえで、寡婦年金を廃止することも選択肢の一つである。もし保険料納付意欲促進などの観点から掛け捨て防止が必要であるのならば、死亡一時金で一元的に対応する方向が考えられる。

## (2) 遺族基礎年金の子の加算について

子の加算は第3子以降で加算額が急激に減少するが、加算額がかつて準拠していた扶養手当の金額は、現在、すべての子について同額となっている。

さらに、1980年改正で、子の加算額は扶養手当を上回る水準に設定されたが、現在、第3子以降の加算額は、扶養手当の水準を下回るようになっている。また、子が3人以上いる遺族基礎年金受給者は、子が2人の受給者に比べて、就業が制約される可能性が高い。子が2人から3人以上になることで、生計費が増加する一方で、就業収入を高くすることが難しくなるため、加算額が低ければ、受給者は生活困窮に直面する確率が高まる。

以上から、歴史的経緯によって第1・2子に比べて極端に低くなっている第3子以降の加算額について、改めてその妥当性を検証する必要がある。世帯規模の経済性の観点、第3子以降で金額が増える児童手当の存在などから、第1・2子同額までの引上げが必要とまでは言い切れないが、受給者実態や財政的影響なども踏まえたうえで、第3子以降の加算額を引き上げる方向での検討が求められる。

(3) 子に支給される遺族基礎年金が生計を同じくする父又は母があるときに支給停止となる件について

現行の規定では、離別父子(母子)世帯で父(母)が死亡し、その遺児を離婚した母(父)が引き取った際には、遺族基礎年金が支給停止となる。そのため、両親が離婚していなかった場合と比較して、離別世帯の遺児が年金制度上で大きな不利益を被る形になっている。また、遺児の場合、どのような環境で養育されるのかが特に重要であり、生存する親が遺児を引き取ることが最善となるケースもあり得る。年金制度が、それを妨げるような支給停止措置を取るべきではない。

こうしたことから、離婚した元配偶者に引き取られた場合については、父又は母と生計同一であっても、子に遺族基礎年金を支給することが望ましいと考えられる。ただし、この見直しを認めた場合、他のケースも含めて、子に対する遺族基礎年金は、生計同一の父又は母がいたとしても支給せざるを得なくなると思わ

れる。その是非が新たな論点として残される。

## D-2 障害年金受給者の動向と実態について

### (1) 障害年金受給者数の増加について

現在の年齢階級別の障害年金受給者率が不変であれば、今後は、人口構成の変動によって、障害年金受給者数は減少していく。ただし、1985年改正以降、年齢階級別受給者率は、高齢者層を除いて、上昇傾向にあり、現在でも、その傾向は衰えていない。障害認定の基準を大幅に厳しくするなどの見直しを実施されることがなければ、今後も、知的障害や精神障害を有する人の増加にあわせて、障害年金受給者率は上昇し、当面の間は、障害年金受給者数は増加していくと推測される。

結果として、老齢年金と同じように、障害年金でも、被保険者に対する受給者の比率は上昇していくと考えられる。それゆえ、年金財政上の観点だけから言えば、マクロ経済スライドを障害年金にも適用することは妥当と判断できる。しかし、老齢年金と障害年金では、受給者が増加する理由が全く異なる。また、マクロ経済スライドによる給付水準の低下は障害年金受給者により深刻な影響を与える。こうしたことも踏まえて、障害年金受給者に対しては、マクロ経済スライドの影響を緩和するような対策を検討する余地がある。

### (2) 障害年金受給者全体に占める精神障害・知的障害の受給者の増加について

厚生年金・国民年金計の障害年金受給者

のうち6割弱が、精神障害や知的障害の受給者である。過去25年間で、精神障害・知的障害の受給者が全体に占める割合が急激に増えている。

身体障害の受給者と比較した場合、精神障害・知的障害の受給者では、①若い年齢の者が多い、②年金額の低い者が多い、③就労している場合でも、非正規や福祉的就労が多く、就労収入が低い者が多い、④同居者がいない者や親と同居する者が多く、収入面では父母の収入に頼る者が多いという特徴がある。一方で、身体障害の受給者の中には、比較的高い就労収入を得る者も増えている。

制度開始当初や1985年改正時の受給者構成やその時点で想定されていた受給者像と、現在の受給者構成や受給者像は大きく異なっている。こうした変化に合わせた障害年金の見直しが必要になってくると思われる。例えば、障害年金と就労収入を調整する方法の再検討や後述する障害年金の防貧機能の強化などが挙げられる。

### (3) 障害厚生年金3級や障害基礎年金のみを受給する単身世帯の貧困について

単身の受給者の場合、世帯収入のなかで本人の年金収入と就労収入が重要な位置を占める。精神障害や知的障害の場合、就労収入がない、あるいは、低い者が多いため、年金収入の役割がより大きくなる。しかし、障害厚生年金3級や障害基礎年金のみの場合は、その年金額は高いとは言えない。結果として、これ

らの年金を受給する精神障害・知的障害の単身者において、相対的貧困状態にある者が多い。

単身の受給者が貧困状態に陥らないようにするためには、就労収入が確保できるように受給者を支援することが方法の一つである。もう一方で、障害年金の防貧機能を高めることも重要である。具体的な方法として、厚生年金保険の更なる適用拡大や、厚生年金保険の被保険者資格喪失後も、一定期間内の初診日であれば、障害厚生年金を支給するという延長保護の仕組みの導入が挙げられる。また、基礎年金拠出期間の45年化による障害基礎年金の年金額及び障害厚生年金3級の最低保障額の引上げも求められる。

#### (4) 障害年金受給者の老後の生活保護併給率の高さについて

65歳以上の年齢階級では、精神障害の障害厚生年金3級受給者では約4分の1、精神障害や知的障害の障害基礎年金2級のみ受給者では2割弱が生活保護を併給している。

障害年金受給者の生活保護併給を防ぐ方法としては、基礎年金拠出期間の45年化に加えて、厚生年金適用拡大によって、65歳以降に、障害基礎年金と老齢厚生年金を併給できる受給者を増やすことが挙げられる。

一方で、現在は、老齢基礎年金と障害厚生年金の併給が認められていない。そのため、障害厚生年金3級の受給者は、老齢基礎年金+老齢厚生年金>障害厚生年金3級となら

ない場合、後者を選択することになる。しかし、障害厚生年金3級単独の年金額は他の年金に比べて低いため、生活保護との併給が多くなる。このようなケースを減らすためには、障害厚生年金3級受給者のなかで、老後に老齢基礎年金+老齢厚生年金を選択できる受給者を増やすことが重要である。また、老齢基礎年金と障害厚生年金の併給を認めることも検討の余地がある。

#### E. 結論

遺族年金には、遺族厚生年金における男女差の解消など、制度全般に係る論点が存在するが、次回年金改正に向けて、本研究で取り上げたような個別の論点についても検討を進める必要がある。また、今後、障害年金をどのように見直すべきか(見直すべきでないか)を検討するに当たっては、海外の事例や障害年金受給者の動向及び実態を踏まえた議論が求められる。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

##### 1.論文発表

百瀬優「寡婦年金・遺族基礎年金に関する論点と今後の見直しの方向性」『週刊社会保障』No.3163、44-49頁、2022年。

##### 2.学会発表



なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1.特許取得

なし

2.実用新案登録

なし

3.その他

なし

令和3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金

(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)」

分担研究報告書

### 「遺族年金受給者の就業選択」

研究分担者 大津唯 (埼玉大学大学院人文社会科学部研究科准教授)

#### 研究要旨

本研究では、厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」(2015年)の個票データを用い、遺族年金受給者(死亡者との続柄が「妻」)の就業状況に関する分析を行った。

主な知見は次の4点である。第一に、30歳代前半から50歳代前半の遺族年金受給者の就業率は80%台前半で、女性全体の就業率よりも10%ポイント程度高かった。第二に、死別時の年齢が40歳代以下の場合、死別前後で就業率が大幅に上昇していた。第三に、65歳未満の遺族年金受給者の就業率は、年金種別によって異なっていた。第四に、死別時に子がいた場合、死別前の就業率は有意に低いが、死別後の就業率ではそのような傾向は観察されなかった。

以上のように、遺族年金受給者の就業選択は、女性の一般的な就業選択と大きく異なっている。遺族年金制度の見直しを行うには、受給者の就労状況を継続的に把握することが求められる。

#### A. 研究目的

遺族年金は、公的年金制度における主要な給付の一つであり、家計の担い手が死亡した場合にその遺族の生活を保障するうえで重要な役割を果たしている。しかし、女性の労働参加が進む中で、遺族年金制度は、とりわけ子がない場合の給付の在り方について、見直しが求められるようになっていく。

このような状況のもと、遺族年金に関する研究の蓄積も求められている。しかし、遺族年金に関するこれまでの研究は、法学分野における判例研究や、諸外国の制度に関する調査研

究に限られており、統計データに基づく分析はほとんど行われてこなかった。

そこで本研究では、厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」(2015年)の個票データを用い、遺族年金受給者の基本的な属性と就業状況に関する基礎的な集計を行った上で、遺族年金受給者の就業状況に関する回帰分析を行った。

#### B. 研究方法

厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」(2015年)の個票データを用いて、遺族年金受

給者の基本的な属性と就業状況に関する基礎的な集計を行った。その上で、一般的な稼働年齢層であり、かつ老齢年金を受給している可能性のない 65 歳未満の遺族年金受給者について<sup>1</sup>、(a)調査時点における就業の有無に関するロジット分析と、(b)死別前後での就業の有無の変化に関するロジット分析を行った。

(倫理面への配慮)

匿名化された公的統計の二次利用であり、個人や世帯の特定ができないよう処理したうえで分析を行っている。

### C. 研究結果

第一に、30 歳代前半から 50 歳代前半の遺族年金受給者の就業率は、80%台前半で、女性全体の就業率よりも 10%ポイント程度高かった。しかし、この年齢層の就業者の約 6 割は非正規雇用、約 5 割は週当たり労働時間が 30 時間未満であった。また、非就業者を含むこの年齢層の 7 割以上は年間就労収入が 200 万円を下回っていた。

第二に、死別時の年齢が 40 歳代以下の場合、死別前から就業している人の 9 割以上が就業を継続する一方で、死別前に非就業であ

った人も 5 割以上が新たに就業を開始していた。そのため、40 歳代以下では死別前後で就業率が大幅に上昇していた。

第三に、65 歳未満の遺族年金受給者が就業する確率は、「基礎年金+厚生年金」の受給者より「基礎年金のみ」の受給者の方が有意に高いことが観察された(オッズ比:1.2)。「基礎年金のみ」の受給者は、「基礎年金+厚生年金」の受給者に比べて年金額が低いため、就労収入によってこれを補う必要性が高いことが示唆される。また、子の人数が多いほど就業する確率は有意に高いこと、遺族年金受給額が高いほど就業する確率は有意に低いことも観察された。

第四に、65 歳未満の遺族年金受給者が死別前に就業していた確率は、死別時に子がいた人の方が、子がいなかった人に比べて有意に低かった(オッズ比:0.7)。一方で、死別後に就業していた確率と、死別後に新たに就業を開始した確率は、子の有無による有意差が観察されなかった。これは、子育てに専念するために就業をしないという選択肢が、夫との死別によって失われたことを意味するのではないかと考えられる。同様に、死別した時期が調査時点に近いほど死別前に就業していた確率が有意に高い一方、死別後に就業していた確率と、死別後に新たに就業を開始した確率に対する有意な影響は観察されなかった。これは、女性全体で見られるような就業率の上昇が、遺族年金受給者の就業率においては生じてい

<sup>1</sup> 一般的には 65 歳未満でも老齢基礎年金を繰り上げて受給したり、特別支給の老齢厚生年金を受給したりする場合があるが、これらは遺族年金との併給が認められていない。そのため、65 歳未満の遺族年金受給者で老齢年金を受給している人はいない。

ないこと示唆している可能性がある。

#### D. 考察

遺族年金受給者の就業選択は、女性の一般的な就業選択と大きく異なっていた。単に遺族年金受給者の就業率が女性全体の就業率よりも高いというばかりではなく、子がいるほど就業している確率が低いという一般的な傾向が遺族年金受給者には当てはまらなかった。

#### E. 結論

遺族年金制度の見直しを行うにあたっては、女性の一般的な就労状況だけでなく、遺族年金受給者の就労状況を継続的に把握する事が不可欠である。そのためには、「遺族年金受給者実態調査」が今後も継続的に実施されるだけでなく、一貫した定義に基づいて遺族年金受給者の就労状況の中長期的な動向を把握できるようにすることが求められよう。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

##### 1. 論文発表

なし

##### 2. 学会発表

大津唯「遺族年金受給者の就業選択」社会政策学会第144回大会(令和4年5月14日)。

#### H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

##### 1. 特許取得

なし

##### 2. 実用新案登録

なし

##### 3. その他

なし

令和3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金

(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)」

分担研究報告書

「年金等が障害者の就労・経済状況に及ぼす影響」

研究分担者 藤井麻由 (北海道教育大学教育学部講師)

研究分担者 渡辺久里子(国立社会保障・人口問題研究所企画部 第1室長)

#### 研究要旨

本研究の目的は、障害年金などの所得保障制度が障害者世帯の就労や家計に与える影響について、厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」の個票データに基づき、実証分析を行うことである。分析結果からは、主に以下の二点が確認された。第一に、20歳～64歳の男女について、未就労率は約56.3%と高く、就労していても就労収入の平均月額額は約15万円と低い水準にとどまっている。また、年齢や性別などの個人の基本属性と障害の程度を制御しても、障害年金をはじめとする所得保障の受給額と一般就労に就く確率には負の相関があった。第二に、単身世帯の20歳以上の男女の消費貧困割合は約34.1%～45.9%と高い水準にあり、特に高齢世帯ほど高い傾向にある。また、個人の基本属性と障害の程度を制御しても、所得保障の受給額と消費貧困に陥る確率の間には負の相関があり、さらに、低消費世帯ほど、所得保障の受給額と消費支出額の間には強い正の相関がみられた。したがって、年金は障害者の家計を一定程度下支えする効果は持つ可能性があるものの、それでもなお障害者の貧困率が高いことに鑑みれば、所得保障の十分性としては弱いことが示唆される。

#### A. 研究目的

本研究の目的は、障害年金などの所得保障制度が障害者世帯の就労や家計に与える影響について実証分析を行うことである。

障害者数の急増や高齢化率の上昇によって、障害者世帯の生活を支える障害年金をはじめとする所得保障制度の重要性は増している。しかし、データの入手が困難なこともあり、

障害者世帯に対する所得保障制度の影響について、日本ではほとんど実証的に明らかにされていない。そこで今回は、厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」(以下、しづらさ調査)の個票データを用いて、この課題へのアプローチを試みる。特に、(1)全国の「在宅障害者」を分析対象としている点と、(2)障害を持つ人々

の経済的アウトカムとして、従来から重視されてきた就労状況のみならず、支出額や支出に基づく貧困(以下、消費貧困)に着目する点が本研究の特徴となる。

## B. 研究方法

本研究の分析では、「しづらさ調査」(平成23年、平成28年)の個票データを使用している。特に、年齢や性別などの個人の基本属性と障害の程度を制御したうえで、障害年金などの所得保障が障害者世帯の就労や家計の状況とどのように関係しているのかを調べるため、重回帰分析を行っている。重回帰分析では、被説明変数として就労や家計の状況を表す変数、主な説明変数として公的年金と公的手当の一月当たりの受給額、その他の制御変数として年齢や性別などの個人の基本属性と障害の程度(障害者手帳の種類とその等級)を表す変数を使用した。

就労に関する分析は、20～64歳の男女を対象としている。また、被説明変数としては、就労形態の5値変数(「正職員として就労」、「正職員以外として就労」、「自営業」、「福祉的就労」、「非就労」)を採用した。

家計に関する分析は、一人で暮らしている20歳以上の男女を対象とした。単身世帯に限定する理由は、18歳以上の調査対象者について本人以外の世帯員の支出が把握されていないこと、世帯人数の情報がないことによる。被説明変数としては、一月当たりの支出額と、

最低生活費を貧困線とした場合に消費貧困の状態にあることを示すダミー変数を使用した。

(倫理面への配慮)

匿名化された公的統計の二次利用であり、個人や世帯の特定ができないよう処理したうえで分析を行っている。

## C. 研究結果

分析結果から、主に以下の二点が確認された。第一に、20歳～64歳の男女について、未就労率は約56.3%と高く、就労していても就労収入の平均月額額は約15万円と低い水準にとどまっている。また、年齢や性別などの個人の基本属性と障害の程度を制御しても、障害年金をはじめとする所得保障の受給額と一般就労に就く確率には負の相関があった。第二に、単身世帯の20歳以上の男女の消費貧困割合は約34.1%～45.9%と高い水準にあり、特に高齢世帯ほど高い傾向にある。また、個人の基本属性と障害の程度を制御しても、所得保障の受給額と消費貧困に陥る確率の間には負の相関があり、さらに、低消費世帯ほど、所得保障の受給額と消費支出額の間には強い正の相関がみられた。

## D. 考察

就労に関する分析からは、障害を持つ20歳～64歳の男女の未就労率は高く、就労収入も低いことが分かった。また、障害年金などの所得保障の受給額が上がるほど、一般

就労に従事する確率が下がることが示唆されている。今回は因果効果の推定を行ったわけではないため、観察不可能な変数(たとえば、手帳の種類や等級だけでは把握できていない障害の状態など)が所得保障の受給額と就労の双方に影響をしているのか、障害年金などの所得保障制度が就労の意志を阻害しているのかは明らかでない。今後、因果効果を識別する工夫等により、さらなる検証が必要である。

家計に関する分析からは、以下のことが読み取れる。障害年金などの所得保障は障害者世帯の経済厚生維持に寄与しており、特に低消費世帯ほどその重要性は高い傾向にある。しかし、障害者世帯の消費貧困率は高い。特に、高齢世帯の消費貧困率が最も高く、貯蓄の取り崩しにより消費を平準化することが出来ていないことが示唆されている。ただし、家計に関する重回帰分析も必ずしも因果関係を推定しているわけではないため、たとえば障害発生前の就労収入が高く、そのことが現在の支出水準と年金額の両方に影響を及ぼしているならば、今回の推定結果にバイアスが生じている可能性は排除できない。

今回の分析の限界として、上述したように因果関係を推定していないこと以外にも、分析に使用する変数に一つでも欠測がある場合はサンプルから除外したことが挙げられる。「しづらさ調査」は、全国の在宅障害者に関する詳細な情報を含む貴重なデータソースだが、欠測

が多いという欠点がある。今後取り組むべき課題として、多重代入法を採用し、今回得られた結果が欠測に対して一定程度頑健であることを確認する必要がある。

## E. 結論

今回の分析結果から得られる政策的インプリケーションは限定的であるが、以下の点は指摘できるであろう。全国の在宅障害者を対象に測定した消費貧困率でみても、単身世帯に限定されているものの、障害者世帯の経済厚生は平均的には低い水準にとどまっている。特に高齢の障害者世帯の消費貧困率が高いこと、そして、20歳~64歳の平均的な就労率や就労収入が低いことから、障害者世帯では、高齢期に取り崩していけるような資産を蓄積していくことが難しい状況にあると考えられる。公的年金や公的手当により、障害者世帯の家計が一定程度下支えされていることも示唆されているが、所得保障としての機能を十分に担っているとは言い難い。

日本の障害者世帯の経済状況や、所得保障制度との関係については、データの制約から、まだ実証的に示されていないことも多い。そのようななかでは、限定的であっても、現状把握に貢献するような研究には意義があると考えられる。今後は、現在あるデータを所与として分析手法の改善を行うと同時に、調査についても、質問内容の吟味や欠測を減らす工夫などにより、収集するデータの質を高めることが求められる

だろう。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1.論文発表

なし

2.学会発表

藤井麻由・渡辺久里子「年金等が障害者の  
就労・経済状況に及ぼす影響」社会政策学会  
(令和4年5月14日)

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1.特許取得

なし

2.実用新案登録

なし

3.その他

なし



令和3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金  
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)」

分担研究報告書

「フランスにおける障害者所得保障制度」

研究分担者 永野仁美 (上智大学法学部教授)

研究要旨

本稿は、フランスにおける障害者所得保障制度の沿革及び概要を調査し、まとめたものである。フランスでは、障害者に対する所得保障の仕組みとして、①社会保険の形をとる障害年金と、②社会手当の形をとる成人障害者手当(AAH)とが特に重要な役割を果たしている。それぞれの沿革及び支給要件等を調査し、来年度の最終報告に向けて、日本の障害者所得保障に対し何らかの示唆を得ることを目指した。

A. 研究目的

本稿は、フランスの障害者所得保障制度の在り方を調査することで、日本の法制度への示唆を得ることを目的としている(なお、スウェーデンの障害年金制度についても、来年度の本格的調査に向けて予備的な調査を開始している)。

B. 研究方法

本稿では、フランスの障害者所得保障制度について、文献調査(書籍・インターネット)を実施した(スウェーデンの障害年金制度についても、研究協力者の中野妙子教授に依頼し、文献調査を実施した)。

C. 研究結果

フランスの障害者所得保障制度は、①社会保険の仕組みを採用する「障害年金」と、②社会手当の形をとる「成人障害者手当(AAH)」とで構成されており、前者を後者が補足する関係がみられる。本稿では、フランスの障害者には、最終的にはAAHによって最低所得保障がなされることを確認しつつ、それぞれの給付の支給要件を、就労との関係にも留意しつつ、明らかにした(なお、スウェーデンでは2001年に大きな改革があり、障害年金の仕組みを公的年金制度から切り離し、疾病保険の中に位置づける改正がなされていることを確認した)。

D. 考察

フランスの障害年金の仕組みが、「労働・稼働能力の喪失」を保障するものとして制度設計

されているのに対して、AAHは障害者に対する「最低所得保障給付」として制度設計されている。「障害」の捉え方や、認定方法はそれぞれ異なっている。もっとも、上述のように障害年金等の他の給付を受給できない者にはAAHが補足的に支給されることから、他に収入を持たない障害者(AAHが定義する障害者)が所得保障の面で何らの保障もない状況に置かれることはない。この点は、日本において無年金障害者の存在が課題とされていること(20歳以降に初診日のある障害者についてはこのリスクがある)に鑑みると、重要である。また、「労働・稼働能力の喪失」に対する給付である障害年金については言うまでもないが、AAHの支給に際して「就労」の状況が考慮される点も、社会保障による所得保障と就労との関係が必ずしも明確ではない日本の障害年金制度の課題を考えるうえで、参照に値する。

#### E. 結論

社会保険の仕組みをとる公的年金制度の枠内で障害者に対する所得保障を行っている日本は、保険原理を修正しつつ(すなわち扶助原理も取り入れつつ)、障害者への所得保障を実現しようとしている。ただ、社会保険の仕組みを採用していることの限界(保険料の未払いに起因する無年金障害者の存在等)への対応は難しい。また、日本の障害年金制度は、基本的に障害を医学モデルの観点から捉えていることから、社会保障による所得保障と就労

との関係も曖昧なものとなっている。こうした課題にどのように対応すべきかに関して、「D.考察」で示した通り、フランスの法制度から得られる示唆は多い。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

##### 1.論文発表

「目的から考える障害年金の要保障事由」  
障害法第6号(2022年刊行予定)

##### 2.学会発表

永野仁美「目的から考える障害年金の要保障事由」日本障害法学会第6回研究大会(令和3年11月オンライン開催)。

#### H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

##### 1.特許取得

なし

##### 2.実用新案登録

なし

##### 3.その他

なし

## 家計の金融資産・負債と所得分配<sup>1</sup>

研究分担者 田中聡一郎(駒澤大学経済学部准教授)

### 1. はじめに

本稿では、『国民生活基礎調査』の個票データを用いて、家計の金融資産・負債の状況も考慮した所得分配の把握を行う。これまでの日本の所得分配の実証研究は、「所得」データを用いた分析であった。しかし、家計の生活水準を捉えるためには、フローの「所得」のみならず、ストックの「資産」データからみた分析も必要である。

特に高齢期の生活水準の維持においては、年金給付のみならず、住宅資産や金融資産の有無が大きく影響する。また現役期においても、ライフサイクル上の生活-の安定のために資産形成が求められているものの、平均可処分所得は低下しており、無貯金世帯の増加や持ち家率の低下等が指摘されることが多くなってきた。そこで 2000 年代以降の家計の所得、金融資産・負債を総合的に捉えて、家計の生活水準の実態把握を行いたい。

本稿では所得分配の指標(高所得層、中間層、低所得層の人口割合)と金融資産・負債のデータを用いた家計の脆弱性を表す指標(資産貧困率、過剰負債率)を推計する。そして、各所得階層別に資産貧困率や過剰負債率を検討することによって、所得データと金融資産・負債データの双方から 2000 年代以降の家計の生活水準について検討を行いたい。

構成は、第 2 節で使用データである『国民生活基礎調査』における所得データ、金融資産・負債のデータの定義と特徴、分析上の留意点についてまとめる。第 3 節では金融資産・負債と所得分配の動向として、貯蓄現在高や借入金額等の推移などを確認する。そのうえで、高所得層、中間層、低所得層の資産貧困率、過剰負債率の状況から、2000 年代以降の所得分配の評価について考察したい。むすびとして、所得分配研究における資産・負債データからみた分析の必要性について述べたい。

### 2. 家計の金融資産・負債の動向

#### (1) 『国民生活基礎調査』の所得・金融資産データ

本稿では『国民生活基礎調査』の個票データ(平成 13、16、19、22、25、28 年:いずれも大規模調査年)を用いる。大規模調査年の国民生活基礎調査には、世帯票、所得票・貯蓄票のほか、健康票や介護票があるが、本稿では、所得分配に関する変数が含まれる所得・貯蓄票と世帯票をつないだデータを用いる。

---

<sup>1</sup> 本研究は、令和3年度厚生労働行政推進調査事業補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究(代表者:山田篤裕)」の一環として実施された。厚生労働省「国民生活基礎調査」の調査票情報は当該事業の一環として調査票情報の利用が認められた。調査票情報提供にご協力頂いた関係者各位に深く御礼申し上げます。なお本稿の分析で示される数値は独自集計したものであり、報告書等に公表されている数値とは一致しない。

本稿の推計のベースとなる所得は、等価可処分所得である。『国民生活基礎調査』を用いた場合、等価可処分所得は次のように計算される。なお、所得票では、「昨年 1 年間(1~12 月)」の所得の記入が求められるため、本稿の分析では調査年の前年で表記している。

世帯総所得＝雇用者所得＋事業所得＋農耕・畜産所得＋家内労働所得＋財産所得＋公的年金・恩給＋雇用保険＋児童手当等＋その他の社会保障給付金＋仕送り＋企業年金・個人年金等＋その他の所得

世帯可処分所得＝世帯総所得－所得税－住民税－固定資産税－社会保険料

等価可処分所得＝世帯可処分所得／√世帯人員

金融資産・債務のデータについては、貯蓄現在高、借入金額を用いる。貯蓄現在高は、①ゆうちょ銀行、銀行、信用金庫、農業協同組合などの金融機関への預貯金、②生命保険、個人年金保険、損害保険、簡易保険のこれまでに払い込んだ保険料(掛け捨て保険は除く。)、③株式、株式投資信託、債券、公社債投資信託、金銭信託・貸付信託、④その他の預貯金(財形貯蓄、社内預金等)の世帯員全員の合計額である。貯蓄の種類ごとには金額は把握していない。なお、自営業者世帯の場合は、事業用の貯蓄を含み、株式などの有価証券は、調査年 6 月末日現在の時価に換算されている。借入金額は、土地・家屋の購入、耐久消費財の購入、教育資金などに充てるために借り入れた金額の合計をいう。自営業者世帯の場合は、事業用の借入金を含んでいる。なお、貯蓄票では貯蓄現在高、借入金額ともに調査年の 6 月末の金額の記入が求められる。

各年の所得・資産・債務データは、2015 年を基準とした消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合指数)を用いて実質化している。上述の通り、所得データは前年の所得金額を記入し、資産データは調査年 6 月末の金額を記入するため 1 年間ずれることになるが、分析の便宜から、前年の貯蓄現在高、借入金額は調査年の金額と同額として分析を行う。そのため、資産データの図表での年次についても、所得データと同様に調査の前年で表記している。

また所得票・貯蓄票のサンプルのうち、①税・社会保険料額が不詳、②等価可処分所得がマイナス、③本人年齢が不詳の世帯、④18 歳未満の単身世帯を除外して分析している。また貯蓄現在高・借入金額の有無が不詳、貯蓄現在高・借入金額の金額が不詳のサンプルも除外して分析している。

## (2) 分析指標

ここで、金融資産・負債を考慮したうえで所得分配を検討するにあたって、その分析指標について説明したい。本稿では、所得分配については、等価可処分所得を用いた所得階層別(高所得層、中間層、低所得層)の人口割合から把握する。それに、近年の OECD の分析で用いられるようになった資産データを用いた家計の困窮や不安定に関する指標を加えながら考察を加えたい。それらの基準については以下のように定義される。

### ○ 高所得層、中間層、低所得層の人口シェア<sup>2</sup>

等価可処分所得が以下の所得層別の所得域にある人口の割合。なお本稿では、高所得層の所得域を「等

<sup>2</sup> 高所得層・中間層・低所得層の所得域については、OECD(2019)と同様の基準を用いた。

価可処分所得の中央値の 200%以上」、中間層の所得域を「等価可処分所得の中央値の 75%以上～200%未満」、低所得層の所得域を「等価可処分所得の中央値の 75%未満」としている。

#### ○ 資産貧困率<sup>3</sup>

等価流動性金融資産が所得貧困線[等価可処分所得の中央値の 50%]の 25%未満である人口の割合。この基準は、所得が途切れてしまった場合に、所得貧困以上の生活水準を 3 か月 (=1 年間の 25%)の間維持するための流動性金融資産を有していないことを意味している。また特に所得貧困ではないが、等価流動性金融資産が所得貧困線の 25%未満となる人口の割合を経済的不安定という。

『国民生活基礎調査』では流動性金融資産が算出できないため、本稿では等価貯蓄現在高が所得貧困線の 25%未満である人口の割合で算出した。

#### ○ 過剰負債率<sup>4</sup>

過剰負債世帯率は 2 つの定義がある。一つめの定義は、負債を抱えている世帯は、家計所得の減少が生じると返済が困難となるため、負債-所得比率を用いる。具体的には、世帯の負債が世帯可処分所得の 3 倍超の世帯の割合をいう。もう一つは、負債を抱えている世帯は、保有する資産が下落すると売却が困難になることが考えられるため、負債-資産比率を用いる。具体的には世帯の負債が世帯の資産の 0.75 倍超となる世帯の割合をいう。『国民生活基礎調査』では金融資産(貯蓄現在高)しか分からないため、前者の負債-所得比率の定義を用いて、具体的には借入金額が世帯可処分所得の 3 倍超の世帯にいる人口の割合で算出した。

### (3) 留意点

ここまで『国民生活基礎調査』のデータと分析指標について概説した。その解釈にあたっては、3 点の留意点がある。第 1 に『国民生活基礎調査』の金融資産・借入金額については、上記の通り、貯蓄現在高、借入金額の総額しか分からないことがある。そのため、貯蓄現在高から生命保険などを除いた流動性金融資産を算出することができない。OECD 等の分析で資産貧困率は等価流動性金融資産を用いるが、本稿では等価貯蓄現在高を用いた指標となっている。

第 2 に、貯蓄現在高・借入金額の金額が把握できるのは平成 13 年調査からであるが、所得票・貯蓄票の集計客体数が平成 13 年調査と平成 16 年調査でかなり減少しており、公表されている報告書においても、貯蓄現在高と借入金額の平均値がかなり変化している。そのため本稿の分析では、2003 年(平成 16 年調査)を起点として分析を行う。第 3 に、上記の分析サンプルのクリーニングによって、本稿の分析結果は、『国民生活基礎調査』の報告書記載の集計値とは異なっており、その点も留意が必要である。

---

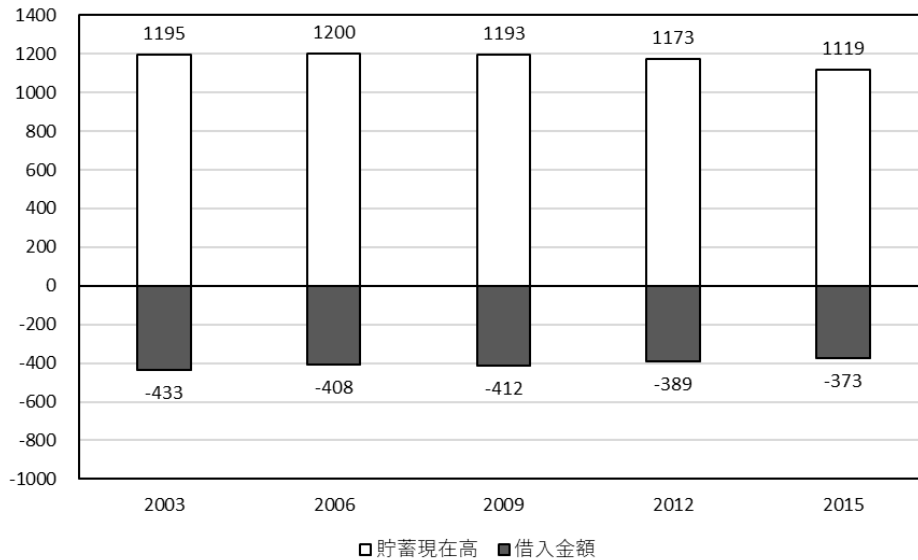
<sup>3</sup> 資産貧困、経済的不安定については Balestra, C. and R. Tonkin (2018)、Jacob S. Hacker (2018) を参照。

<sup>4</sup> 過剰負債率については、Balestra, C. and R. Tonkin (2018)を参照。

### 3. 金融資産・負債と所得分配の動向

#### (1) 平均貯蓄現在高・借入金額の推移

図1:平均貯蓄現在高・平均借入金額の推移(総世帯、単位:万円)



出典:厚生労働省『国民生活基礎調査』の個票データより筆者作成

注1:1世帯あたり平均貯蓄現在高、1世帯あたり平均借入額は貯蓄現在高・借入金額の有無が不詳、貯蓄現在高・借入金額の金額が不詳のサンプルは除いて算出している。

注2:2015年を基準とした消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合指数)を用いて実質化している。

注3:筆者が独自集計したものであり、報告書公表されている数値とは一致しない。

図1は2003年から2015年にかけての総世帯の1世帯あたり平均貯蓄現在高・平均借入金額の推移を示している。総世帯の1世帯あたり平均貯蓄現在高は2003年1195万円から2015年1119万円へと減少している。一方、借入金額も減少しており、2003年433万円から2015年373万円となった。

人口の高齢化によって平均貯蓄額が高い高齢者が増加することで、総世帯の平均貯蓄現在高も上昇する可能性もあったが、この時期は低下していた。

#### (2) 世帯主年齢別の金融資産・負債の状況

表1は2003年から2015年にかけての世帯主年齢別の1世帯あたり平均貯蓄現在高・平均借入金額の推移を示している。まず世帯主年齢別の特徴とみれば、平均貯蓄現在高は世帯主年齢が60代の世帯が最も高い。現役期の金融資産形成に加え、定年時の退職金の支給などもあり、高い水準となることが考えられる。次いで世帯主年齢が70歳以上世帯の平均貯蓄現在高が高くなっている。また現役世代(50代以下)の場合は、世帯主年齢が上昇するほど、資産形成が進むことによって平均貯蓄現在高が増加する傾向がある。対して、平均借入金額については世帯主年齢が40代でピークとなり、50代以降に低下する。

一方、2003年から2015年にかけての世帯主年齢別の平均貯蓄現在高・借入金額の動向をみると、どの年齢層でも平均貯蓄現在高が減少している。なかでも世帯主年齢が30代、40代の貯蓄額は2003年と2015

年の比較では 8 割弱まで低下している。現役世代において金融資産形成が困難となっていることがわかる。なお、借入金額の変化については世帯主年齢によって増減傾向が異なっていた。

表1:平均貯蓄現在高・借入金額の推移(世帯主年齢別、単位:万円)

	-29		30-39		40-49	
	貯蓄現在高	借入金額	貯蓄現在高	借入金額	貯蓄現在高	借入金額
2003	161	159	611	665	952	900
2006	183	139	537	676	947	870
2009	255	131	528	613	858	824
2012	164	136	472	659	793	798
2015	140	182	440	698	728	778
比率 (=15年/03年)	87%	114%	72%	105%	77%	86%
変化額	-21	22	-171	33	-223	-122

	50-59		60-69		70-	
	貯蓄現在高	借入金額	貯蓄現在高	借入金額	貯蓄現在高	借入金額
2003	1325	539	1602	253	1397	156
2006	1365	552	1638	234	1353	117
2009	1298	604	1539	314	1376	134
2012	1138	559	1569	227	1453	157
2015	1152	571	1425	238	1326	119
比率 (=15年/03年)	87%	106%	89%	94%	95%	77%
変化額	-172	32	-178	-15	-71	-36

出典:厚生労働省『国民生活基礎調査』の個票データより筆者作成

注1:1世帯あたり平均貯蓄額、1世帯あたり平均借入額は貯蓄現在高・借入金額の有無が不詳、貯蓄現在高・借入金額の金額が不詳のサンプルは除いて算出している。

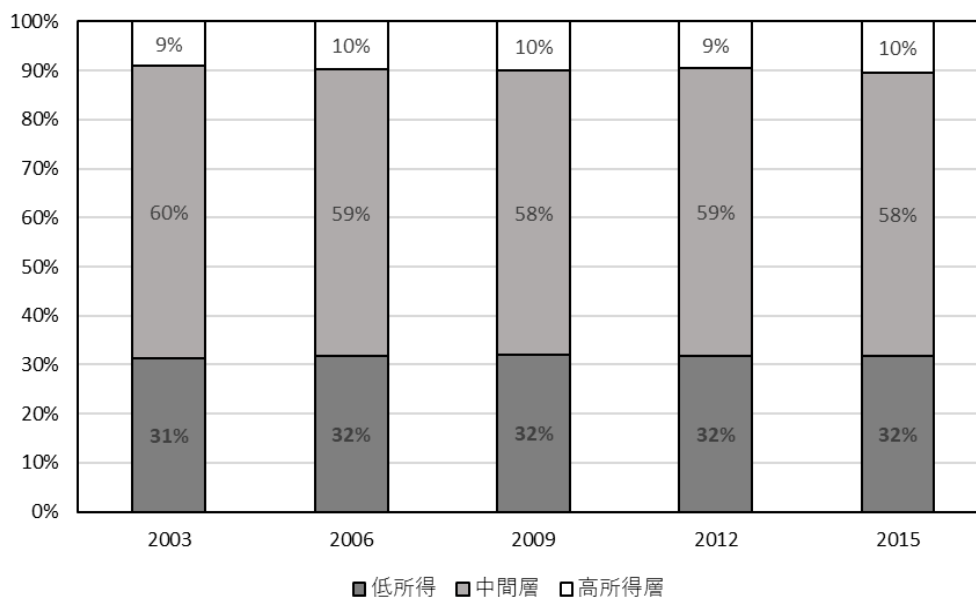
注2:2015年を基準とした消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合指数)を用いて実質化している。

注3:筆者が独自集計したものであり、報告書公表されている数値とは一致しない。

### (3) 所得階層別の金融資産・負債の状況

続いて、所得階層別に金融資産・負債の状況を検討することで、所得と資産の両面から、家計の生活水準について考察を加えたい。図2は所得分配の指標として、2003年から2015年の高所得層・中間層・低所得層の人口割合の推移を示している。先述の通り、高所得層の所得域を「等価可処分所得の中央値の200%以上」、中間層の所得域を「等価可処分所得の中央値の75%以上～200%未満」、低所得層の所得域を「等価可処分所得の中央値の75%未満」として、その所得域の人口割合を推計している。

図2: 高所得層・中間層・低所得層の人口割合の推移



出典: 厚生労働省『国民生活基礎調査』の個票データより筆者作成

図2が示すように、2003年から2015年は、高所得層の人口割合は約1割、中間層の人口割合は約6割、低所得層の人口割合は約3割と安定しており、この時期の所得分配の状況は安定しているように見える<sup>5</sup>。しかしこの時期、等価可処分所得の中央値は低下しており、そのことによって各所得域も下がっているため、例えばそれまで低所得層にカウントされる所得水準だった者が中間層にカウントされることなどが生じる。そのため所得分配は一見安定しているようにみえるが、家計の生活水準が低下している可能性もある。

そこで、次に金融資産・負債を用いた家計の脆弱性を表す指標である資産貧困率(等価貯蓄現在高が所得貧困線の25%未満である人口の割合)、過剰負債率(借入金額が世帯可処分所得の3倍超の世帯にいる人口の割合)を推計し、所得分配とあわせて考察することで、資産データから家計の生活水準についても検討したい。

表2は2003年から2015年にかけての資産貧困率、過剰負債率の推移を所得階層別に示している。またここでは金融資産の困窮問題として一般に議論されることの多い無貯蓄についても、参考として無貯蓄率(貯蓄現在高がゼロの世帯にいる人口の割合)として併せて示している<sup>6</sup>

まず総人口の資産貧困率と過剰負債率の推移を検討してみると、資産貧困率は2003年14.0%から2015年19.3%へと5.3%ポイント上昇している。さらに、無貯蓄率についても、2003年7.7%から2015年13.4%へと5.7%ポイント上昇している。一方過剰債務率は2003年11.5%から2015年11.3%と大きな変化はなかった。

<sup>5</sup> また実際に1985年の所得域を固定した分析では、中・高所得層の減少と低所得層の増加が観察されており、所得分布の全体的な低下が指摘される(田中2021b)。

<sup>6</sup> 無貯蓄世帯や過剰負債世帯については世帯単位で判定がなされるが、表2では個人単位(人口割合)で集計している。『国民生活基礎調査』の報告書にも「貯蓄がない」の世帯割合が表章されているが、貯蓄の有無が不詳も含めた総世帯に対する割合であるなど、本稿の集計の方法とは異なっている。



表2:所得階層別の資産貧困率、過剰負債率の推移

	低所得層			中間層		
	無貯蓄	資産貧困	過剰負債	無貯蓄	資産貧困	過剰負債
2003	16.8%	28.6%	13.3%	4.0%	8.3%	11.5%
2006	18.7%	31.5%	10.6%	4.3%	8.5%	12.8%
2009	18.8%	32.1%	11.5%	5.2%	11.0%	10.9%
2012	28.6%	38.3%	11.4%	9.0%	13.5%	11.8%
2015	25.5%	35.2%	10.9%	8.7%	13.5%	12.1%

	高所得層			総人口		
	無貯蓄	資産貧困	過剰負債	無貯蓄	資産貧困	過剰負債
2003	1.1%	1.8%	5.2%	7.7%	14.0%	11.5%
2006	0.7%	1.8%	6.5%	8.5%	15.2%	11.5%
2009	0.8%	2.5%	7.5%	9.1%	16.9%	10.8%
2012	2.8%	3.4%	7.0%	14.7%	20.4%	11.2%
2015	2.5%	3.0%	7.8%	13.4%	19.3%	11.3%

出典:厚生労働省『国民生活基礎調査』の個票データより筆者作成

次に、各所得層別に資産貧困率と過剰負債率の推移をみると、低所得層では資産貧困率は2003年28.6%から2015年35.2%へと6.6%ポイント上昇している。また無貯蓄率についても、2003年16.8%から2015年25.5%へと8.8%ポイント上昇している。一方で過剰債務率は2003年13.3%から2015年10.9%とやや低下した。次に中間層では資産貧困率は2003年8.3%から2015年13.5%へと5.2%ポイント上昇している。また無貯蓄率についても、2003年4.0%から2015年8.7%へと4.7%ポイント上昇している。過剰債務率は2003年11.5%から2015年12.1%と若干上昇している。最後に高所得層を確認すると、資産貧困率は2003年1.8%から2015年3.0%へと上昇し、過剰債務率は2003年5.2%から2015年7.8%へと上昇していた。

特徴としては、低・中所得層において資産貧困率が5%ポイント超の上昇となっており、金融資産が十分でない世帯が徐々に増えているといえるだろう。

ここまでの議論をまとめれば、2003年から2015年の所得分配については、高所得層・中間層・低所得層の人口割合の指標からは大きな変動が見られなかった。しかしながら、同期間では等価可処分所得の中央値は下がっており、高所得層・中間層・低所得層の人口割合が変化をしていなくても、生活水準が低下している可能性がある。実際、金融資産を用いた家計の脆弱性を表す指標である資産貧困率は低・中所得層において上昇しており、それらの世帯では経済的な不安定や困窮が生じている可能性が示唆されたといえるだろう。

#### 4. 結語

本研究では、『国民生活基礎調査』の個票データを用いて、金融資産・負債と所得分配の実態把握を行った。主な分析結果は、『国民生活基礎調査』から2003年から2015年の貯蓄現在高・借入金額の状況を検討すると、総世帯の平均貯蓄現在高は減少しており、また貯蓄ゼロ世帯の割合も増加している。一方で、所得分配の指標である所得階層別の人口割合を見てみると、同期間(2003年から2015年)において、高所得層の人口割合は約1割、中間層の人口割合は約6割、低所得層の人口割合は約3割で安定していた。しかしながら、各所得層の資産貧困率、過剰負債率を見てみると、低所得層や中間層では資産貧困率が上昇していた。

2003年から2015年の所得分配については、高所得層・中間層・低所得層の人口割合の指標からは大きな変動が見られなかった。しかし同期間では等価可処分所得の中央値は下がっており、高所得層・中間層・低所得層の人口割合が変化をしていなくても、生活水準が低下している可能性がある。そこで実際、金融資産を用いた家計の脆弱性を表す指標である資産貧困率を検討してみると、低・中所得層において上昇しており、それらの世帯では経済的な不安定や困窮が生じている可能性が示唆された。

所得データを用いた高所得層・中間層・低所得層の人口割合からみると日本の所得分配は悪化していないように見えるが、等価可処分所得の中央値の低下に加え、金融資産データによる用いた資産貧困率の低・中所得層での上昇を踏まえると、日本の家計の生活水準は低下していると考えられるだろう。これまでの日本の所得分配の実証研究は、所得データを用いた分析が中心であった。しかし、家計の生活水準を捉えるためには、資産・負債データからみた分析も必要である。

#### 参考文献

- Atkinson, A.B. and Brandolini, A. (2011), "On the Identification of the "Middle Class", *ECINEQ Working Paper Series* 2011-217.
- Atkinson, A.B. and Brandolini, A. (2013), "On the Identification of the Middle Class", in Gornick, J.C. and Jäntti, M. eds. *Income Inequality: Economic Disparities and the Middle Class in Affluent Countries*, Stanford University Press, pp.77-100.
- Balestra, C. and R. Tonkin (2018), "Inequalities in household wealth across OECD countries: Evidence from the OECD Wealth Distribution Database", *OECD Statistics Working Papers*, No. 2018/01, OECD Publishing,
- Jacob S. Hacker(2018) "Chapter 8. Economic security" in Stiglitz, J., J. Fitoussi and M. Durand (eds.) *For Good Measure: Advancing Research on Well-being Metrics Beyond GDP*, OECD Publishing, Paris
- OECD(2019) *Under pressure : The squeezed middle class* OECD
- OECD (2020), *How's Life? 2020: Measuring Well-being*, OECD Publishing, Paris
- Pressman, S (2007). "The Decline of the Middle Class: An International Perspective", *Journal of Economic Issues*, vol. 41, no. 1, pp. 181-200
- Ravallion, M. (2016). *The Economics of Poverty: History, Measurement, and Policy*, Oxford University Press
- 田中聡一郎(2021a)「所得貧困、資産貧困、経済的不安定：『2019年全国家計構造調査』の検討を通じて」『週刊社会保障』第75巻3140号, pp.48-53

田中聡一郎(2021b)「経済教室 コロナ下の格差拡大(下) 中間層復活へ住宅・教育支援」『日本経済新聞』  
11月17日朝刊

Tanaka, S and Shikata, M “The middle class in Japan, 1994–2009: Trends and characteristics”, *Keio-IES Discussion Paper Series*, DP2019-001, 2019

Stiglitz, J., J. Fitoussi and M. Durand (eds.) (2018). *For Good Measure: Advancing Research on Well-being Metrics Beyond GDP*, OECD Publishing, Paris (ジョセフ・E.スティグリッツ, ジャン=ポール・フィットウシ, マルティーン・デュラン編著、OECD 編(2020)『GDPを超える幸福の経済学: 社会の進歩を測る』西村美由起訳、明石書店)

渡辺久里子、四方理人(2019)「所得・資産を用いた生活保護基準未満世帯の推移」『三田学会雑誌』第111巻4号、pp.463-485

## 高齢年金受給者の貧困リスクと公的年金の「部分繰下げ」受給の可能性<sup>1</sup>

研究代表者 山田篤裕(慶應義塾大学経済学部教授)

### 1. はじめに

高齢期における相対的貧困率は長期的に低下傾向にあるが、男女とも 65 歳以降の年齢階級で貧困リスクが高くなる傾向に変化はない〔阿部(2021), pp.4-5〕。子どもによる高齢の親にたいする私的扶養機能は将来的にほとんど期待できないにも関わらず、マクロ経済スライド発動により私的扶養が機能していた時代の水準まで公的年金額は低下するため、急速な高齢者の貧困率上昇も予想されている〔稲垣(2015), p.39〕。私的年金については、現役低所得層の加入状況や、その将来的給付水準等、評価に十分なデータが整備されておらず、どれほど私的扶養機能や公的年金の所得保障機能の低下を補完できるか管見の限り不明である。

そこで注目されるのが、公的年金の受給開始年齢を個人の選択により 65 歳以降に遅らせる「繰下げ」受給で公的年金額を増額する方法である。現行制度では 1 か月単位で繰下げ可能であり、1 か月繰下げ毎に 0.7% が増額され、最大 70 歳まで繰下げると 65 歳で受給した場合と比べ公的年金を 42% 増額できる。また 2022 年 4 月から繰下げ上限年齢が引き上げられ、最長 75 歳まで繰下げると最大 84% まで公的年金を増額できる〔日本年金機構(2022)〕。

繰下げ受給を選択しているのは 2020 年度時点で 1% 程に過ぎない〔厚生労働省年金局(2021), p.18, 27〕が、繰下げ受給を個人が選択できる環境も整ってきている。本特集論文でも示されているように、わが国の 65 歳以上の健康寿命は伸び〔大内論文, 別府論文〕、また就業率は従前より先進国の中でも高いが、近年さらに上昇している<sup>2</sup>〔総務省(2021), pp.7-10〕。こうした中、個人の選択で就業を継続することで、繰下げ受給を可能にし、公的年金額を増やすことは、貧困リスク回避のための一つの方法と考えられる。実際、2029 年度以降の実質経済成長率が 0% でも、団塊ジュニアである 1974 年度生まれでは 66 歳 7 か月まで継続就労し繰下げれば、また 1999 年度生まれでも 68 歳 9 か月まで継続就労し繰下げれば、現行の所得代替率 61.7% を維持することは可能と政府は推計している〔厚生労働省(2019a), pp.7-11〕。

しかし就労継続と繰下げ受給の組み合わせにより、マクロで現行水準の所得代替率を平均的に維持できたとして、個人レベルでみた場合、繰下げ受給により高齢期の貧困リスクをどれほど回避できるのかは、明らかでない。そこで本稿では、厚生労働省「高齢年金受給者実態調査(2017 年)」の個票に基づき、まず(a)繰下げ受給

<sup>1</sup> 本研究は、令和3年度厚生労働行政推進調査事業補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究(代表者:山田篤裕)」の一環として実施された。厚生労働省「高齢年金受給者実態調査(2017 年)」の調査票情報は当該事業の一環として調査票情報の利用が認められた。調査票情報提供にご協力頂いた関係者各位に深く御礼申し上げる。なお本稿の分析で示される数値は独自集計したものであり、公表されている数値と必ずしも一致しない。

<sup>2</sup> 就業率は 2020 年時点において 65-69 歳男性で 60%、女性では 40%(10 年前と比較し男女とも 13%ポイント増)、70 歳以上男性で 25%、女性では 12%(10 年前と比較し各々 6%ポイント増、3%ポイント増)となっている〔総務省(2021), p.7〕。

の決定要因を明らかにした上、(b)潜在的に繰下げ受給可能な高齢者の割合、(c)繰下げ受給により就労収入途絶に伴う貧困リスクをどれほど回避できるか明らかにすることを目的とする。

本稿の構成は以下の通りである。次節で年金支給開始年齢に関する先行研究と制度的要因について概観する。3 節でデータおよび分析枠組を説明した上で、4 節で推計結果とその解釈について述べる。5 節では本稿の知見をまとめ、若干の政策含意と残された課題を挙げる。

本稿の知見を先取りすれば、主に 3 点ある。第一に、就労機会や取り崩せる貯蓄額に恵まれた人々ほど繰下げ受給を選択しやすい。第二に、公的年金以外の収入が平均支出額を上回る部分について、部分的にでも繰下げ可能と仮定した場合、65-79 歳の 4~6 割が繰下げ可能である。第三に、本人か配偶者に就労収入がある高齢者は 65-79 歳の老齢年金受給者の約半数を占め、その中、就労収入途絶に伴う貧困リスクがあるのは 1 割程である。こうした就労収入途絶に伴う貧困リスクがある人々の中、65 歳以降、部分的にでも繰下げていたならば、2~3 割が貧困リスクを回避可能であった。

## 2. 先行研究

公的年金の受給開始年齢選択に関する多くの研究は受給開始年齢が早くなる(日本の場合には主に繰上げ)要因に焦点を当てている。それらの先行研究を概観すると、流動性制約、主観的健康状態、将来に対する認知という主に 3 つの要因が確認されている。

流動性制約に関し、たとえば期待される就労収入の低さ[Burkhauser (1979)], 就労収入額・私的年金額の低さ[Burkhauser (1980)], 所得の低さ[駒村(2009)], 定年等離職後の失業経験[山田 (2012); 山田 (2020)], 資産額の低さ[Coile et al. (2002); Shimizutani & Oshio (2016)]は受給開始年齢を早める(日本の場合、繰り上げ受給する)ことが確認されている。

主観的健康状態に関し、たとえば地域レベルでの平均寿命が長い[駒村(2007)], 予測寿命が長い[Coile et al. (2002); Hurd et al. (2004); 駒村 (2009)]と受給開始年齢は遅くなり(日本の場合、繰上げ受給しない、あるいは繰下げ受給し)、逆に予測寿命が短かったり[厚生省 (1998)], 主観的健康感が悪い[山田(2020)]と受給開始年齢が早くなる(繰上げ受給する)ことが確認されている。日本の失権率に関する行政データも、「(男女とも)老齢基礎年金の繰上げ支給を選択している者の死亡率が、他制度の老齢年金受給者の死亡率よりも高い」[社会保障審議会年金数理部会 (2016), p.50]ことを示しており、現に寿命が短い人々の受給開始年齢は早い(繰上げ受給する)。

予測寿命以外の、将来に対する認知に関しては、たとえば主観的時間割引率の高さ[Gustman & Steinmeier (2005); 駒村 (2009); Shimizutani & Oshio (2016)], それ以外のさまざまな行動経済学的な認知の歪み[Brown et al. (2016); Guo et al. (2020)]により受給開始が早まることも確認されている。

ただし冒頭でも述べたように、日本の繰下げ受給率は 2020 年時点でも 1%程であり、国民年金の繰上げ受給率 12%[厚生労働省(2019a), p.27]と比較して、非対称に繰下げ受給率は低い。この繰下げ受給率の低さについては上記の要因とは別に以下の 3 つの制度的な抑制要因が指摘されている[厚生労働省(2019b), p.14]。

- ・ 現時点では 65 歳前に特別支給の厚生年金が支給されており、これを繰下げ受給することはできない。そのため、現時点で老齢厚生年金の受給権者が繰下げするには、すでに受給開始した老齢厚生年金を 65 歳到達後に受給を止めた上で繰下げのための手続きをしなければならない。
- ・ 65 歳未満の被扶養の配偶者がいる場合、老齢厚生年金を繰下げると繰下げ期間中は加給年金を受給

できなくなり、また 65 歳以降も加給年金の対象となる被扶養の配偶者がいる場合、老齢基礎年金を繰下げると、繰下げ期間中は振替加算が支給されなくなる。

- ・ 65 歳以降も就労しており、老齢厚生年金も受給している場合、在職老齢年金制度の対象となり支給停止されてしまった年金相当分は繰下げによる増額の対象とならない。

冒頭でも述べたように、繰下げ受給はマクロ経済スライドにより低下する公的年金給付水準を、個人の選択により改善できる注目すべき方法である。しかし、現実には 1%程と繰下げ受給率が低迷している理由は何だろうか。そもそも潜在的に繰下げ可能な高齢者自体、限られているのか。また繰下げ受給できたとしても、はたしてそれで高齢者の貧困リスクは回避できるのか。

本稿ではこれらの疑問に答えるため (a) 繰下げ受給の決定要因を明らかにした上、(b) 潜在的に繰下げ受給可能な高齢者の割合、(c) 繰下げ受給により稼得収入途絶に伴う貧困リスクを高齢者がどれほど回避できるかを明らかにし、数少ない日本の繰下げ受給に関する文献〔駒村 (2009); 山田 (2012); 山田 (2020)等〕に、新たな知見を加えることを目的とする。

### 3. データおよび分析枠組

#### (1) 使用データおよび分析対象サンプル

分析には最新の厚生労働省「老齢年金受給者実態調査(2017 年)」調査票情報(個票)を用いる。以下、厚生労働省(2019c)に基づき当該データの概要と本稿の目的に有用であると考えられる 3 つの特長を挙げる。

「老齢年金受給者実態調査」は厚生労働省年金局数理課が実施している一般統計であり、「年金制度基礎調査」の一つである。「老齢年金受給者実態調査」は日本年金機構が支給する老齢年金の受給者を対象とし、年金が受給者の生活の中でどのような役割を果たしているか捉えることを目的とし、郵送調査で行われている。2017 年調査では有効回答率は 66%で、有効回答となったサンプルは 3 万 6 千程である。

最新の 2017 年調査の第一の特長は、繰下げ受給者が新たに識別可能となったことである。有効回答サンプルには繰下げ受給者 400 人以上が含まれ〔厚生労働省 (2019c), 第 26・27 表〕、分析に十分な規模のサンプル・サイズを確保できる。第二に 2017 年 8 月 1 日から年金の受給資格期間が 25 年から 10 年に短縮されたが、この 10 年資格期間短縮該当の老齢年金受給者が新たに識別可能となったことである。調査時点での 65 歳以上老齢年金受給者に占める 10 年資格期間短縮該当者は 1.1%とはいえ、生活保護を受給していた高齢者の 3 割が、この改正により年金受給資格を得ており、この制度改正が貧困リスク回避に与えた影響は大きかった〔山田 (2021)〕。こうした貧困リスクの高い 10 年資格期間短縮該当者についても、繰下げ受給の可能性や、繰下げによる貧困リスク削減効果を別途分析することが可能である。こうした特長以外に、以前までの調査と同様、日本年金機構の業務データに基づき年金に関する調査項目について補正されており、たとえば老齢年金額や繰下げの有無が精確に捉えられる。

本稿の分析では、その他制度の影響を除くための生活保護受給者を除き、また繰下げ受給の分析であるため 65 歳以上を集計対象サンプルとする。なお生活保護を受給している老齢年金受給者の特徴については、同データを用い、すでに山田 (2018)で分析されている。また、10 年資格期間短縮該当者には、繰下げ受給者が含まれなかったため、繰下げ受給の決定要因の分析については 25 年以上資格期間該当者に限定している。ただし、繰下げ受給可能性に関する分析については 10 年資格期間短縮該当者を含んでいる。

分析に必要な変数が欠損であるサンプルを除外すると、集計対象となるサンプルは 2 万 5 千ほどであり、各変数の記述統計は本稿末の附表に示してある。なお附表以外のクロス集計等は、すべて母集団分布を反映す

るようサンプルの層別抽出率で重みづけを行ったものである。

## (2) 分析枠組

先に述べたように本稿の目的は 3 つあり、(a)繰下げ受給の決定要因を明らかにした上、(b)潜在的に繰下げ受給可能な高齢者の割合、(c)繰下げ受給により稼得収入途絶に伴う貧困リスクを高齢者がどれほど回避できるかを明らかにすることである。

### ① 繰下げ受給の決定要因

第一の繰下げ受給の決定要因についての分析では下式を Probit モデルで推計する。 $i$  は各個人を示す添え字である。 $Y_i$  は繰下げ受給をしている場合を 1、繰下げ受給していない場合を 0 とする二値変数である。 $F$  は正規分布関数を表す。

$$Pr(Y_i=1) = F(\alpha + \beta_1 \cdot Institution_i + \beta_2 \cdot Health_i + \beta_3 \cdot Liquidity_i + \gamma \cdot Z_i + u_i)$$

$Institution_i$  は繰下げ受給に関する制度的要因を表すと考えられる変数群であり、配偶状況、夫婦の年齢関係、厚生年金・共済年金受給の有無、1941 年度以降生まれが変数として含まれる。有配偶者と比較し、単身であれば、また夫より妻の年齢が高ければ、加給年金等の影響を受けにくく、厚生年金・共済年金受給の有無がなければ特別支給や在職老齢年金の影響を受けないため、繰下げ受給しやすい可能性がある。また 1999 年の年金改正により 1941 年度以降生まれでは平均寿命の伸び、予定利回りの低下、スライド率の変更等を反映させ、70 歳まで繰下げた場合の増額率を 88% から 42% に改定したため、繰下げるインセンティブは弱まった可能性がある。もっとも同改正により 1 か月単位でより細かく繰下げ期間を選択できるようにもなったことにより、繰下げるインセンティブを強めた可能性もある。

$Health_i$  は主観的健康要因を表すと考えられる変数である。使用データには一般的な 5 段階の健康の主観的評価に関する変数が含まれていない。このため、本稿の分析では、病気・高齢等のため働くことができない、と回答している場合を 1、そうでない場合を 0 と置く変数で代理する。働くことができない、という意味では次に説明する流動性制約を表す変数としての側面ももつことに留意が必要である。

$Liquidity_i$  は流動性制約要因を表すと考えられる変数群であり、就労の有無、貯蓄額、持ち家の有無である。なお貯蓄額の不詳者は分析対象サンプルの 1 割前後を占める(附表参照)ため、別途、不詳に該当する場合を 1、貯蓄額が記載されている場合を 0 とするダミー変数も用いた。また、就労所得がある場合、貯蓄額が多い場合、持ち家がある場合、公的年金に多くを頼る必要性が少ないため、繰下げしやすい可能性がある。

$Z_i$  は個人属性を統御するための変数群で、年齢及びその二乗項、配偶者以外の同居世帯員の有無である。なおデータ制約として、現在、実際に繰下げ中で、老齢年金を受給していない人々は観測できず、繰り下げが終わり老齢年金を受給している人々のみ繰下げ受給者として観測できる。つまり年齢が相対的に低い場合は、繰下げ受給者は観測されにくいいため、それを統御するための変数である。より年齢が高いサンプルほど、繰下げ受給が観測されやすいと考えられる。

$u_i$  は誤差項である。

### ② 潜在的な公的年金繰下げ可能性の定義

第二の潜在的な繰下げ受給可能な高齢者とは、本人および配偶者（無配偶の場合は本人のみ）の収入について以下の条件を満たす場合と本稿では定義する。

$$\text{公的年金以外の過去の1年間の収入} \geq 1 \text{ カ月当たりの平均の支出額} \times 12 \text{ か月}$$

「公的年金以外の収入」とは、働いて得た収入、企業年金・個人年金から支給される年金、家賃収入・利子・配当・仕送り等その他の収入の合計額である。公的年金は日本年金機構から支給される年金および国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団から支給される年金、恩給を指す。支出については、乗用車・住宅を購入したなどの臨時的な高額支出については除くことになっている。また支出の単位は月額であるため年額である収入に合わせるため 12 倍している。収入・支出とも本人および配偶者（無配偶の場合は本人のみ）のものであり、他の世帯員のものとは含まれない。

繰下げ受給可能な高齢者は、4 分の 1、2 分の 1、4 分の 3、全額の 4 段階で、公的年金以外の収入が平均支出額を上回る部分について、その範囲内で公的年金を部分的にでも繰下げ可能であると仮定する。

### ③ 繰下げ受給による稼得収入途絶に伴う貧困リスク回避可能性の定義

第三の繰下げ受給による就労収入途絶に伴う貧困リスク回避可能性では、まず就労収入途絶に伴う仮想的な貧困を、本人および配偶者（無配偶の場合は本人のみ）の収入について以下の条件を満たす場合と定義する。

$$\text{働いて得た収入以外の過去の1年間の収入} < \text{生活扶助基準}$$

生活扶助基準には最も高い 1 級地 1 を用い、冬季加算および期末一次扶助の月平均額を含んでいる。「働いて得た収入以外の収入」とは、公的年金、企業年金・個人年金から支給される年金、家賃収入・利子・配当・仕送り等その他の収入の合計額である。

また貧困リスク回避可能性は、就労収入途絶に伴う貧困脱出に最低必要な繰下げ年数で定義する。具体的には下式のように、上記貧困にある人々を対象として、就労収入が途絶した場合の収入と生活扶助基準との差額が繰下げ可能年金額の何倍であるか計算した上、さらに繰下げ増額の年率(0.7%×12)である 8.4%で割ることにより算出する。

$$\text{繰下げ必要年数} = \left( \frac{\text{生活扶助基準} - \text{働いて得た収入以外の過去の1年間の収入}}{\text{繰下げ可能年金額}} \right) \div 8.4$$

## 4. 結果および解釈

### (1) 繰下げ受給の決定要因

実際の繰下げ受給の決定要因について、男女別、厚生・共済年金の有無別に限界効果を各変数について示したのが表 1 である。使用データの分析対象サンプルに含まれる繰下げ受給者は男性で 1.8%、女性で 1.3% [附表]<sup>3</sup>なので、各変数の限界効果がたとえ 1%程度であっても、相対的に大きい値と解釈できる。推計

<sup>3</sup> 附表の繰下げ受給率はウェイトをかけていない値であるため、公表値と一致しないことに留意が必要である。



結果については、5%水準以下で統計的に有意な変数に注目する。

表 1: 繰下げ受給の決定要因(平均限界効果)

制度的要因 (*Institution<sub>i</sub>*) については、まず男女とも有配偶者と比較して未婚・離別であると 1.5~1.9%繰下げ受給率が高い。同じ無配偶者である死別については 5%水準では有意ではない<sup>4</sup>。また男性の厚生・共済年金なしでは未婚は有意ではなく、厚生・共済年金のみ有意となっている。

夫婦の年齢関係(夫より妻の年齢が高い)については、いずれの推計式でも有意ではない。

このことから、配偶者に対する加給年金等が繰下げ受給を抑制する影響はさほど明確ではない。たとえば加給年金等以外にも、配偶者(あるいは配偶者以外の同居世帯員)がいないことで、自分だけの家計の将来見通しに沿って、より自由に繰下げ受給を選択しやすい、という解釈もありうる。

繰下げ増額率が引き下げられた 1941 年度以降生まれコーホートでは、男性の厚生・共済年金なしで有意であり、0.6%から 0.8%ほど繰下げ受給率が低い。

厳密な因果推論ではないが、増額率引き下げの影響があった可能性を指摘できる。

主観的健康要因 (*Health<sub>i</sub>*) については、病気・高齢等により就労不能であると、男女とも厚生・共済年金ありで 0.4 から 0.9%ほど繰下げ受給率が低い。予測寿命が短いため繰下げを選択しないと解釈できる。ただし、女性では流動性制約要因の一つと考えられる就労中という変数を加えると(推計式 12)、当該変数は有意である一方、病気・高齢等により就労不能という変数は有意でなくなる。

流動性制約要因 (*Liquidity<sub>i</sub>*) については、女性就労者で厚生・共済年金ありの場合 0.8%繰下げ受給率は高い。

また貯蓄額については、500~700 万円未満と比較し、男性で 0(なし)だと 2.3 から 2.4%ほど繰下げ受給率は低く、500 万円未満でも 1.3 から 1.7%繰下げ受給率は低い。女性については、700 万円以上で 0.9 から 1.0%ほど繰下げ受給率は高い。

就労機会や取り崩せる貯蓄額に恵まれた人々ほど繰下げ受給を選択しやすいと解釈できる。

ただし持ち家については、男性は繰下げ受給確率に有意でなく、予想に反し、女性では厚生・共済年金なしで持ち家だと繰下げ受給率が 1.4%低い。

## (2) 公的年金の潜在的な繰下げ可能性

本人と配偶者(無配偶の場合は本人のみ)の公的年金以外の収入が平均支出額を上回る部分については、公的年金を 4 分の 1, 2 分の 1, 4 分の 3, 全額の 4 段階で部分的にでも繰下げ可能であると仮定した場合の分布を 25 年以上資格期間該当者と 10 年資格期間短縮該当者(以下、各々「25 年以上」と「10 年短縮」と略す)に分けて示したのが図 1 である。

図 1: 公的年金の部分繰下げ受給の可能性

部分繰下げを含めて繰下げ可能なのは 65-69 歳では 6 割、70-74 歳で 5 割、75-79 歳で 4~5 割を占

<sup>4</sup> 10%有意水準までみれば、死別は無配偶者と比較して、女性の厚生・共済年金なし(基礎のみ)で 1.2%繰下げ受給率が高い一方、厚生・共済年金ありでは、0.5%繰下げ受給率は低くなっており、正負の符号は逆転している。

め、年齢階級が高いほど、その割合は低い。いずれの年齢階級も4分の1繰下げ可能者が2割を占める。また全額繰下げ可能であるのは65-69歳が最も高く男女とも2割前後、75-79歳でも男女とも1割前後が全額繰下げ可能であり、現実の繰下げ割合よりも一桁高い。

10年短縮では、25年以上より、年齢階級による分布の差は小さい。10年短縮では繰下げ困難の割合はいずれの年齢階級も6割前後である。また全額繰下げ可能であるのは男女ともいずれの年齢階級でもほぼ2割前後となっている。

現時点では実際の繰下げ受給者は1%程と少ないが、部分的にでも繰下げ可能な人々まで含めると、かなり多くの人々が繰下げ受給可能であるといえる。

### (3) 就労収入途絶に伴う貧困リスクの繰下げ受給による回避可能性

ただし繰下げ受給可能者が多くても、それで貧困リスクを回避できるかどうかは別問題である。そこで、まずは就労収入がなくなった場合、貧困に陥る人々がどれほど多いか把握した上、繰下げ受給による貧困リスク回避可能性を確認する。

#### ① 就労収入途絶に伴う貧困リスク

本人あるいは配偶者(無配偶の場合は本人)に就労収入がある65歳以上の高齢者について、就労収入が仮に途絶したとしても貧困に陥らない(ア)非就労でも非貧困、就労収入が仮に途絶した場合には貧困に陥る(イ)非就労なら貧困化、今後就労収入があっても貧困のままである(ウ)就労継続でも貧困に3分類して、その構成比を受給資格期間別に示したのが表2である<sup>5</sup>。

表2:就労収入途絶による高齢期の貧困リスク(生活保護1級地1基準,%)

本人あるいは配偶者(無配偶の場合は本人)に就労収入がある65歳以上の高齢者の中、(ア)非就労でも非貧困は、25年以上では男女とも9割前後を占めるのに対し、10年短縮では男性では1-2割、女性でも2-3割を占めるに過ぎない。(イ)非就労なら貧困化については、25年以上では男女とも3-8%、10年短縮では男性で4-6割、女性で3-5割を占め、年齢階級が高いほど割合が低い。(ウ)就労継続でも貧困は、25年以上では男性で3%、女性では5-11%、10年短縮では男性で3-4割、女性で4-5割を占め、こちらも25年以上男性を除き、年齢階級が高いほどその割合は高い。

就労継続と繰下げにより、貧困リスクを回避可能なのは(イ)非就労なら貧困化と(ウ)就労継続でも貧困の合計であり、男女計で見ると、本人あるいは配偶者(無配偶の場合は本人)に就労収入がある65歳以上の高齢者の中、25年以上では1割前後である一方、10年短縮では8-9割も占める。

#### ② 貧困リスク者の潜在的な公的年金の繰下げ可能性

図1と同じく、就労収入途絶に伴う貧困リスクがある場合(表2のカテゴリー〔イ〕と〔ウ〕の合計)、本人と配偶者(無配偶の場合は本人のみ)の公的年金以外の収入が平均支出額を上回る部分については、公的年金を4

<sup>5</sup> 本人あるいは配偶者(無配偶の場合は本人)に就労収入がある高齢者の比率は、25年以上では65-69歳で61%、70-74歳で41%、75-79歳で26%、10年短縮では65-69歳で59%、70-74歳で46%、75-79歳で36%である。

分の1, 2分の1, 4分の3, 全額の4段階で部分的にでも繰下げ可能であると仮定した場合の分布を25年以上と10年短縮に分けて示したのが図2である。

図2: 就労収入途絶による貧困リスク者の公的年金の繰下げ受給可能性

部分繰下げを含め、繰下げが可能なのは65-69歳では5割, 70-74歳で4割, 75-79歳で3割を占める。年齢階級が高いほど、その割合は低い。全額繰下げ可能であるのは65-69歳で最も高く4割が, 75-79歳でも1割が全額繰下げ可能である。

10年短縮では、繰下げ困難の割合はいずれの年齢階級も5~6割である。また全額繰下げ可能であるのは3割前後となっている。

### ③ 繰下げ受給による貧困リスク回避可能性

さらに就労収入途絶に伴う貧困リスクがあり、かつ部分的にでも繰下げ可能な場合、何年間繰下げれば貧困リスクを回避できる(貧困リスクに陥らない)のか、25年以上、10年短縮の別に年齢階級ごとに示したのが図3である。

図3: 貧困リスク回避に必要な繰下げ受給期間

年金支給開始年齢である65歳を起点として、休職期間がないとすれば65-69歳, 70-74歳, 75-79歳はすでに1-5年未満, 5-10年未満, 10-15年未満, 就労収入があったことになる。ただし、2022年4月からの新制度でも75-79歳については、10-15年未満の間、就労収入があったとしても、繰下げ可能なのは75歳までの10年未満ということになる。そこで65-69歳については、5年未満の構成比率, 70-74歳と75-79歳については10年未満の構成比率に注目する。

25年以上では、就労収入途絶に伴う貧困リスクがあり、かつ繰下げ可能な65-69歳の5割(5年未満計), 70-74歳の7割(10年未満計), 同じく75-79歳の7割(10年未満計)が繰下げ受給をしていたら、就労収入途絶に伴う貧困リスクを回避可能である。また就労収入途絶に伴う貧困リスクがあり、かつ繰下げ可能な65-69歳がさらに75歳まで就労継続した場合、7割(10年未満計)が貧困リスクを回避可能である。

一方、10年短縮では、この割合は相対的に低く、65-69歳で1割(5年未満計), 70-74歳の3割(10年未満計), 同じく75-79歳の3割(10年未満計)が部分的にでも繰下げ受給をすれば、就労収入途絶に伴う貧困リスクを回避可能である。また同様に就労収入途絶に伴う貧困リスクがあり、かつ繰下げ可能な65-69歳がさらに75歳まで就労継続した場合、3割(10年未満計)が貧困リスク回避可能である。

就労収入途絶に伴う貧困リスクにある場合(表2のカテゴリー[イ]と[ウ]の合計)を100%として、65歳以降現在まで(75-79歳については75歳まで)もし繰下げしていたら、貧困リスクが回避可能であった者の割合を再計算してみると、25年以上では65-69歳で2割, 70-74歳で3割, 75-79歳で2割, 10年短縮では65-69歳で1割弱, 70-74歳および75-79歳で1割強となる。65歳以降、部分的にでも繰下げ受給していたなら、就労収入途絶に伴う貧困リスクを一定程度回避する効果があったことが分かる。

## 5. 結びにかえて

本稿では、厚生労働省「老齢年金受給者実態調査(2017年)」の個票に基づき、(a)繰下げ受給の決定要因、(b)潜在的に繰下げ受給可能な高齢者の割合、(c)繰下げ受給により就労収入途絶に伴う貧困リスクがどれほど回避されるか検討した。

明らかになった点は主に3つある。

第一に、未婚・離別者、貯蓄額が高く、就労していると繰下げ受給率は高く、病気・高齢等により就労不能、貯蓄額無しあるいは貯蓄額が低いと繰下げ受給率は低い。つまり流動性制約を改善する、就労機会や取り崩せる貯蓄額に恵まれた人々ほど繰下げ受給を選択しやすいと解釈される。また死別を除く無配偶者で繰下げ受給確率が高いのは、加給年金等に関する制度的要因が背景にある可能性もある一方、無配偶であることで、自分だけの家計の将来見通しに沿って、より自由に繰下げ受給を選択しやすい、という解釈もありうる。

第二に、公的年金以外の収入が平均支出額を上回る部分について、部分的にでも繰下げ可能と仮定した場合、4~6割が繰下げ可能である。公的年金額が相対的に低い10年資格期間短縮該当者でも6割前後は繰下げ可能である。部分的にでも潜在的に繰下げ可能な人々は、かなり多く存在しているといえる。

第三に、本人か配偶者に就労収入がある高齢者は65-79歳の老齢年金受給者の約半数を占め、その中、就労収入途絶に伴う貧困リスクがあるのは1割程である。こうした就労収入途絶に伴う貧困リスクがある人々の中、65歳以降、部分的にでも繰下げしていたならば、2~3割が貧困リスクを回避可能であった。10年資格期間短縮該当者では1割前後が貧困リスクを回避可能であった。部分的にでも繰下げ受給すると、就労収入途絶に伴う貧困リスクを一定程度回避する効果があることが示された。

政策含意として、第三号被保険者制度や遺族年金制度の恩恵を受けにくい単身女性の貧困率が将来的に急激に上昇していく[稲垣(2015)]ことを考えると、未婚者や離別者で実際の繰下げ受給率が高いこと、高齢女性の就業率も趨勢的に上昇していることは、継続就業と繰下げによる貧困リスク回避の可能性を示唆するものと考えられる。とはいえ繰下げ受給による貧困リスク回避可能なのは高くても就労収入のある高齢者の3割程で万能薬ではない。依然として生活保護、年金生活者支援給付金等による所得保障機能は、就労する貧困リスク者の部分繰下げ・就労継続が進んだとしても重要である。

また本稿ではデータ制約上の理由で分析できなかった、将来に対する認知(行動経済学的な認知の歪み等)が繰下げ受給決定に与える影響を明らかにすることや、全国家計構造調査等、より消費支出が詳細に捕捉可能なデータにより追試をおこなうことは今後の課題として残されている。

## 参考文献

阿部彩(2021)「貧困の長期的動向:相対的貧困率から見えてくるもの」科学研究費助成事業(科学研究費補助金)(基盤研究(B))『『貧困学』のフロンティアを構築する研究』報告書。

稲垣誠一(2015)「年金改正・物価上昇が将来の高齢世帯の貧困にもたらす影響」『貧困研究』, No.15, pp.34-44。

厚生省(1998)『国民年金被保険者実態調査(平成8年)』。

厚生労働省(2019a)2019(令和元)年財政検証関連資料(第9回社会保障審議会年金部会:資料4)」、  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212815\\_00011.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212815_00011.html) (2022年3月1日最終確認)

——(2019b)「繰下げ制度の柔軟化(第12回社会保障審議会年金部会:資料1)」」、  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212815\\_00014.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212815_00014.html) (2022年3月1日確認)

——(2019c)「年金制度基礎調査(老齢年金受給者実態調査)平成29年」(<https://www.e-stat.go.jp/stat->

- search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450411&tstat=000001021991&cycle=7&tclass1=000001123395&tclass2val=0(2022年3月7日最終確認)
- 厚生労働省年金局(2021)『令和2年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況』,  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000872907.pdf> (2022年3月1日最終確認)
- 駒村康平(2007)「社会保障制度のパラメータに関する分析」『フィナンシャル・レビュー』, Vol. 87, pp.119-139。  
——(2009)「公的年金の繰り上げ受給・繰り下げ受給で逆選択は発生しているのか」, 清家篤・駒村康平・山田篤裕編『労働経済学の新展開』, 慶應義塾大学出版会。
- 社会保障審議会年金数理部会(2016)『平成 26 年財政検証・財政再計算に基づく公的年金制度の財政検証(ピアレビュー)』。
- 総務省(2021)「統計からみた我が国の高齢者:『敬老の日』にちなんで」『統計トピックス(報道資料)』No.129,  
<https://www.stat.go.jp/data/topics/pdf/topics129.pdf> (2022年3月1日最終確認)
- 日本年金機構(2014)「老齢基礎年金の繰上げ受給・繰下げ受給」,  
<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/8895571/www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=5539> および 5540 (2022年3月7日最終確認)
- (2022)「繰下げ受給の上限年齢引上げ(令和4年4月から年金制度が改正されます)」,  
<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2022/0228.html> (2022年3月1日確認)
- 山田篤裕(2012)「雇用と年金の接続－在職老齢年金の就業抑制効果と老齢厚生年金受給資格者の基礎年金繰上げ受給要因に関する分析」『三田学会雑誌』, Vol. 104, No.4, pp.81-99。  
——(2018)「生活保護を受給する老齢年金受給者:同居形態, 資産, 職歴」『年金と経済』, Vol. 37, No. 3, pp.18-28。  
——(2020)「高齢者の就業と在職老齢年金・繰上げ受給」『社会政策』, Vol. 12, No. 2, pp.88-100。  
——(2021)「受給資格期間短縮が低所得高齢者に与えた影響」『日本年金学会誌』Vol. 40, pp.4-15。
- Brown, Jeffrey R., Arie Kapteyn, and Olivia S. Mitchell (2016) “Framing and Claiming: How Information-Framing Affects Expected Social Security Claiming Behavior,” *Journal of Risk and Insurance*, Vol. 83, No.1, pp.139-162.
- Burkhauser, Richard (1979) “The Pension Acceptance Decision of Older Workers,” *Journal of Human Resources*, Vol. 14, No. 1, pp.63-75.  
—— (1980) “The Early Acceptance of Social Security: An Asset Maximization Approach,” *Industrial and Labor Relations Research*, Vol. 33, No. 4, pp.484-492.
- Coile, Courtney, Peter Diamond, Jonathan Gruber and Alain Jouten (2002) “Delays in Claiming Social Security Benefits,” *Journal of Public Economics*, Vol. 84, pp.357-385.
- Guo, Rui, Wei Sun, Jianqiu Wang and Gang Xiao (2020) “Why Do Retired Workers Claim Their Social Security Benefits So Early? A Potential Explanation Based on the Cumulative Prospect Theory,” *Applied Economics*, Vol. 52, No. 5, pp.490-505
- Gustman, A. L., and T. L. Steinmeier (2005) “The Social Security Early Entitlement Age in a Structural Model of Retirement and Wealth,” *Journal of Public Economics*, Vol. 89, No. 2-3, pp.441-463.
- Hurd, Michael, James Smith and Julie Zissimopoulos (2004) “The Effects of Subjective Survival on Retirement and Social Security Claiming,” *Journal of Applied Econometrics*, Vol. 19, No. 6, pp.761-775.

Shimizutani, Satoshi and Takashi Oshio (2016) “Public Pension Benefits Claiming Behavior: New Evidence from the Japanese Study on Aging and Retirement,” *The Japanese Economic Review*, Vol. 67, No. 3, pp.235-256.

表 1: 繰下げ受給の決定要因 (限界効果)

	男性					
	計		厚生・共済年金なし		厚生・共済年金あり	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
年齢	0.0293*** (0.00474)	0.0299*** (0.00478)	0.0109 (0.0283)	0.0110 (0.0284)	0.0324*** (0.00557)	0.0331*** (0.00560)
年齢二乗 ÷ 100	-0.0191*** (0.00313)	-0.0194*** (0.00315)	-0.00744 (0.0171)	-0.00752 (0.0172)	-0.0213*** (0.00373)	-0.0216*** (0.00374)
配偶者以外の同居世帯員あり	0.000988 (0.00238)	0.000716 (0.00237)	-0.0377* (0.0182)	-0.0379* (0.0183)	0.00237 (0.00239)	0.00211 (0.00237)
配偶状況：未婚	0.0176*** (0.00508)	0.0185*** (0.00512)	0.0358 (0.0381)	0.0371 (0.0374)	0.0169*** (0.00510)	0.0178*** (0.00514)
死別	0.00258 (0.00396)	0.00303 (0.00396)	-0.00223 (0.0254)	-0.00159 (0.0247)	0.00297 (0.00402)	0.00341 (0.00402)
離別	0.0153** (0.00511)	0.0158** (0.00510)	<i>omitted</i>	<i>omitted</i>	0.0157** (0.00509)	0.0162** (0.00508)
夫より妻の年齢高い	0.00196 (0.00427)	0.00211 (0.00427)	<i>omitted</i>	<i>omitted</i>	0.00327 (0.00421)	0.00338 (0.00421)
厚生・共済年金受給	-0.00701 (0.00432)	-0.00607 (0.00436)	<i>n.a.</i>	<i>n.a.</i>	<i>n.a.</i>	<i>n.a.</i>
1941年度以降生まれ	-0.00780* (0.00391)	-0.00765+ (0.00392)	-0.0617* (0.0300)	-0.0620* (0.0298)	-0.00778+ (0.00407)	-0.00760+ (0.00407)
病気・高齢等による就労不能	-0.00933*** (0.00263)	-0.00743** (0.00284)	-0.0144 (0.0171)	-0.0118 (0.0214)	-0.00920*** (0.00266)	-0.00738* (0.00287)
就労中		0.00490+ (0.00273)		0.00454 (0.0189)		0.00483+ (0.00276)
貯蓄：なし	-0.0241*** (0.00719)	-0.0241*** (0.00720)	<i>omitted</i>	<i>omitted</i>	-0.0229** (0.00716)	-0.0230** (0.00717)
100万円未満	-0.0153** (0.00532)	-0.0156** (0.00533)	-0.0306 (0.0399)	-0.0293 (0.0392)	-0.0149** (0.00534)	-0.0153** (0.00534)
100～300万円未満	-0.0146** (0.00508)	-0.0148** (0.00508)	<i>omitted</i>	<i>omitted</i>	-0.0132** (0.00504)	-0.0134** (0.00504)
300～500万円未満	-0.0171** (0.00585)	-0.0173** (0.00585)	-0.0255 (0.0392)	-0.0251 (0.0393)	-0.0167** (0.00589)	-0.0169** (0.00589)
700～1000万円未満	-0.00466 (0.00534)	-0.00474 (0.00534)	0.0426 (0.0351)	0.0426 (0.0351)	-0.00733 (0.00552)	-0.00741 (0.00551)
1000～1500万円未満	0.000668 (0.00510)	0.000634 (0.00510)	0.00828 (0.0348)	0.00878 (0.0349)	0.000499 (0.00513)	0.000428 (0.00513)
1500万円以上	0.00251 (0.00436)	0.00264 (0.00437)	0.0121 (0.0323)	0.0126 (0.0321)	0.00252 (0.00435)	0.00262 (0.00436)
不詳	-0.00714 (0.00550)	-0.00693 (0.00551)	0.0282 (0.0329)	0.0291 (0.0341)	-0.0103+ (0.00576)	-0.0101+ (0.00577)
持ち家	-0.00459 (0.00340)	-0.00436 (0.00339)	0.0296 (0.0247)	0.0302 (0.0247)	-0.00554 (0.00345)	-0.00532 (0.00344)
<i>N</i>	13,049	13,049	504	504	12,295	12,295
Pseudo R2	0.0588	0.0602	0.144	0.145	0.0603	0.0617

出典：厚生労働省「高齢年金受給者実態調査(2017年)」調査票情報に基づき筆者推計。

注：\*\*\* p<0.001, \*\* p<0.01, \* p<0.05, + p<0.1。数値は限界効果，括弧内は標準誤差を示す。基準カテゴリーは，配偶状況については有配偶者，貯蓄額については500～700万円未満である。男性の厚生・共済なしの推計式(3)，(4)で「omitted」と示されている変数は，繰下げ受給の有無を完全に予測するため，推計から除外されている。10年資格期間短縮該当サンプルは，繰下げ受給者を含まないため，推計は25年以上資格期間該当サンプルに限定した。生活保護受給サンプルについても推計から除外した。

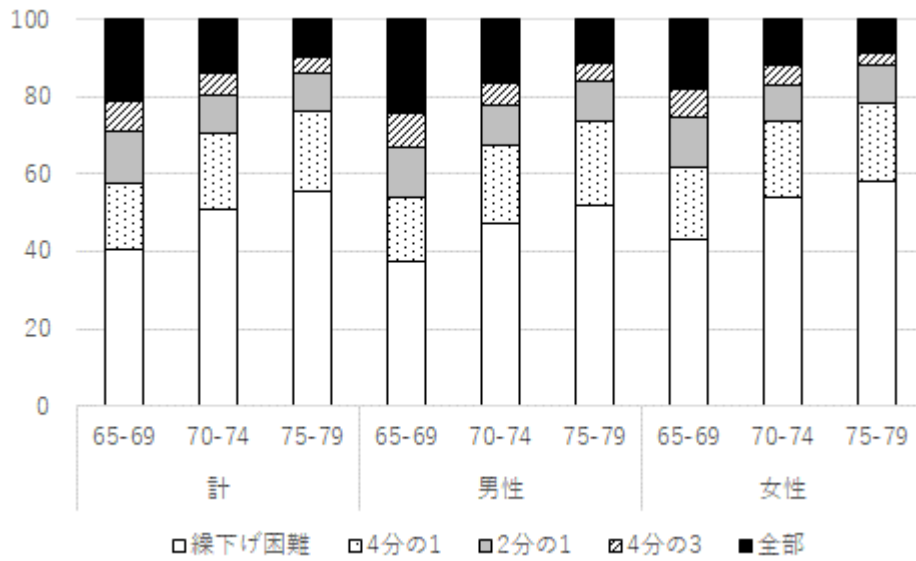
表 1:繰下げ受給の決定要因(限界効果, つづき)

	女性					
	計		厚生・共済年金なし		厚生・共済年金あり	
	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
年齢	0.0150*** (0.00301)	0.0158*** (0.00306)	0.0157+ (0.00814)	0.0161* (0.00800)	0.0162*** (0.00348)	0.0170*** (0.00354)
年齢二乗 ÷ 100	-0.00966*** (0.00193)	-0.0101*** (0.00196)	-0.0101* (0.00500)	-0.0103* (0.00492)	-0.0105*** (0.00227)	-0.0109*** (0.00230)
配偶者以外の同居世帯員あり	-0.00286 (0.00196)	-0.00311 (0.00196)	-0.000892 (0.00484)	-0.00109 (0.00493)	-0.00338 (0.00210)	-0.00360+ (0.00209)
配偶状況：未婚	0.0157*** (0.00369)	0.0162*** (0.00369)	0.0258* (0.0114)	0.0259* (0.0114)	0.0133*** (0.00376)	0.0140*** (0.00377)
死別	-0.00248 (0.00254)	-0.00241 (0.00253)	0.0117+ (0.00647)	0.0116+ (0.00645)	-0.00478+ (0.00264)	-0.00464+ (0.00262)
離別	0.0183*** (0.00329)	0.0177*** (0.00329)	0.0258* (0.0104)	0.0256* (0.0104)	0.0171*** (0.00338)	0.0164*** (0.00338)
夫より妻の年齢高い	0.00481 (0.00335)	0.00459 (0.00335)	0.00979 (0.00790)	0.00953 (0.00780)	0.00303 (0.00362)	0.00288 (0.00362)
厚生・共済年金受給	-0.00122 (0.00252)	-0.00101 (0.00252)	<i>n.a.</i>	<i>n.a.</i>	<i>n.a.</i>	<i>n.a.</i>
1941年度以降生まれ	-0.00517 (0.00330)	-0.00527 (0.00329)	-0.00836 (0.00854)	-0.00820 (0.00851)	-0.00516 (0.00360)	-0.00534 (0.00360)
病気・高齢等による就労不能	-0.00369+ (0.00195)	-0.00163 (0.00212)	-0.00136 (0.00461)	-0.000317 (0.00512)	-0.00437* (0.00216)	-0.00213 (0.00232)
就労中		0.00748** (0.00246)		0.00390 (0.00683)		0.00799** (0.00262)
貯蓄：なし	-0.0107+ (0.00623)	-0.0107+ (0.00624)	-0.0122 (0.0175)	-0.0120 (0.0173)	-0.0107 (0.00661)	-0.0107 (0.00662)
100万円未満	-0.00371 (0.00508)	-0.00417 (0.00507)	-0.0123 (0.0174)	-0.0123 (0.0174)	-0.00286 (0.00524)	-0.00340 (0.00523)
100～300万円未満	0.000597 (0.00459)	0.000527 (0.00459)	-0.00170 (0.0146)	-0.00159 (0.0145)	0.000788 (0.00477)	0.000661 (0.00478)
300～500万円未満	0.00498 (0.00468)	0.00463 (0.00467)	0.0144 (0.0147)	0.0144 (0.0147)	0.00302 (0.00492)	0.00256 (0.00491)
700～1000万円未満	0.00921* (0.00468)	0.00909+ (0.00468)	0.0179 (0.0146)	0.0179 (0.0146)	0.00702 (0.00493)	0.00693 (0.00494)
1000～1500万円未満	0.00954* (0.00482)	0.00965* (0.00482)	0.0159 (0.0153)	0.0160 (0.0152)	0.00863+ (0.00504)	0.00869+ (0.00506)
1500万円以上	0.00921* (0.00433)	0.00915* (0.00432)	0.0131 (0.0145)	0.0133 (0.0144)	0.00862+ (0.00447)	0.00849+ (0.00447)
不詳	0.00345 (0.00469)	0.00375 (0.00469)	0.0141 (0.0143)	0.0144 (0.0141)	0.000222 (0.00506)	0.000493 (0.00507)
持ち家	-0.000835 (0.00247)	-0.000686 (0.00246)	-0.0141* (0.00599)	-0.0142* (0.00597)	0.00199 (0.00274)	0.00222 (0.00274)
<i>N</i>	15,382	15,382	2,501	2,501	12,881	12,881
Pseudo R2	0.0604	0.0646	0.103	0.104	0.0647	0.0700

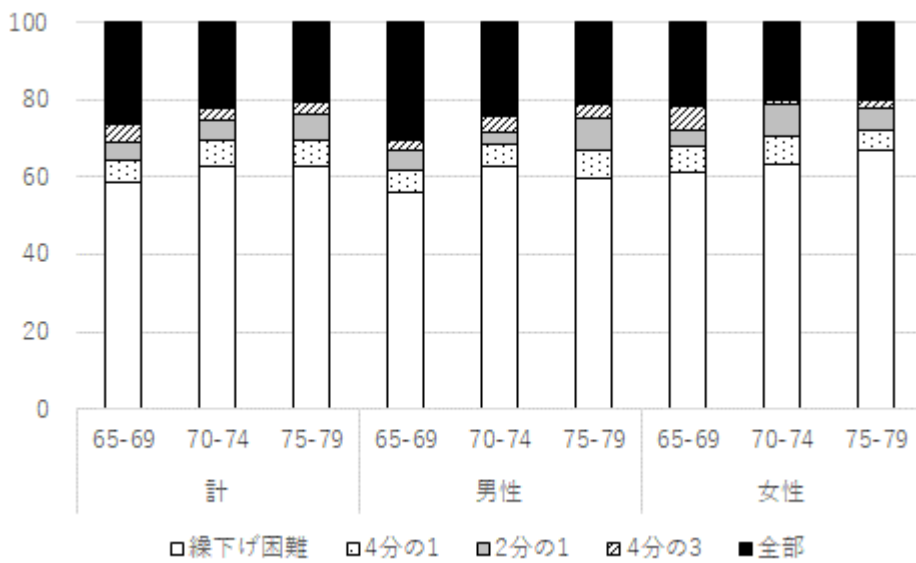


図 1: 公的年金の部分繰下げ受給の可能性

(a) 25年以上の資格期間



(b) 10年資格期間短縮



出典: 厚生労働省「老齢年金受給者実態調査(2017年)」調査票情報に基づき筆者推計。

注: サンプル抽出率に基づき母集団を反映するようウェイト調整済。集計対象から生活保護受給者を除く。繰下げ受給可能な高齢者は、公的年金以外の収入が平均支出額を上回る部分について4分の1, 2分の1, 4分の3, 全額の4段階で、公的年金を繰下げ可能と仮定している。

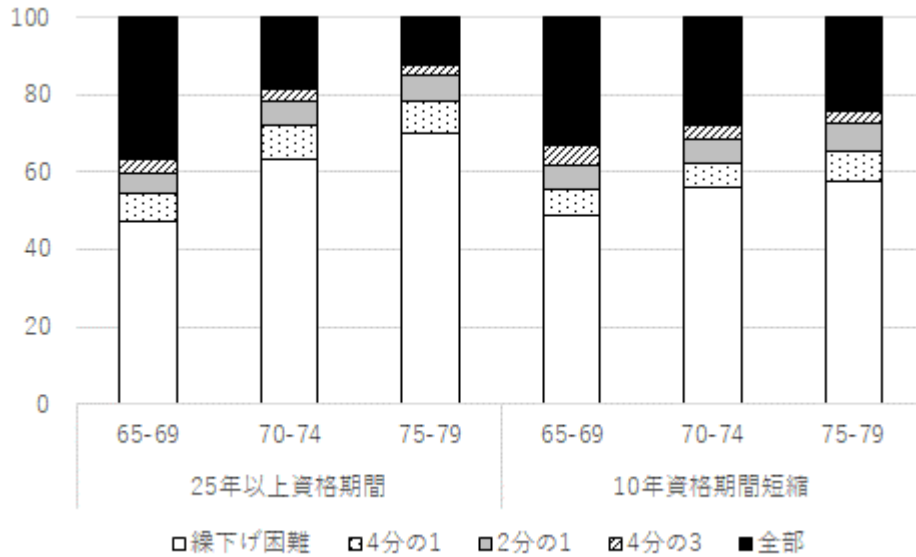
表 2: 就労収入途絶による高齢期の貧困リスク(生活保護 1 級地 1 基準, %)

		計			男性			女性		
		65-69	70-74	75-79	65-69	70-74	75-79	65-69	70-74	75-79
25年以上資格期間	〔ア〕 非就労でも非貧困	88	92	89	88	94	94	88	90	86
	〔イ〕 非就労なら貧困化	8	4	3	8	4	3	7	4	3
	〔ウ〕 就労継続でも貧困	4	5	8	3	3	3	5	6	11
	計 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100
10年資格期間短縮	〔ア〕 非就労でも非貧困	14	19	22	11	15	18	18	23	26
	〔イ〕 非就労なら貧困化	56	42	31	64	49	38	48	34	25
	〔ウ〕 就労継続でも貧困	29	39	47	25	36	44	35	42	49
	計 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100

出典: 厚生労働省「高齢年金受給者実態調査(2017年)」調査票情報に基づき筆者推計。

注: サンプル抽出率に基づき母集団を反映するようウェイト調整済。集計対象は、本人あるいは配偶者に昨年1年間に就労収入があった高齢年金受給者。生活保護受給者を除く。貧困は就労収入がない場合の夫婦(無配偶の場合は本人)所得が生活扶助基準(1級地1)未満かどうかで判断。生活扶助基準には、冬季加算および期末一次扶助の月平均額を含む。

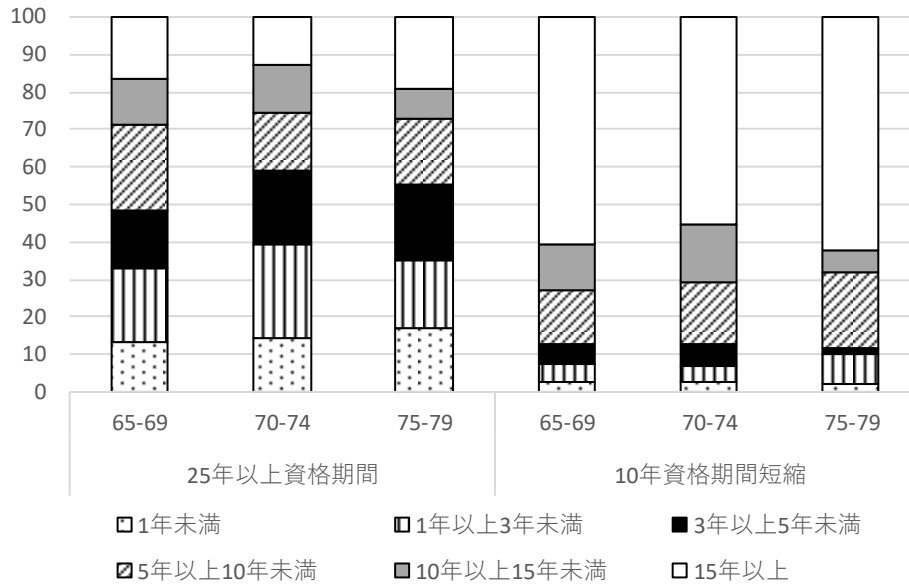
図 2: 就労収入途絶による貧困リスク者の公的年金の繰下げ受給可能性



出典: 厚生労働省「高齢年金受給者実態調査(2017年)」調査票情報に基づき筆者推計。

注: サンプル抽出率に基づき母集団を反映するようウェイト調整済。集計対象は、表 2 におけるカテゴリー〔イ〕および〔ウ〕。公的年金以外の収入が平均支出額を上回る部分について 4 分の 1, 2 分の 1, 4 分の 3, 全額の 4 段階で、公的年金を繰下げ可能と仮定している。

図 3: 就労収入途絶による貧困リスク回避に必要な繰下げ受給期間



出典: 厚生労働省「老齢年金受給者実態調査(2017年)」調査票情報に基づき筆者推計。

注: サンプル抽出率に基づき母集団を反映するようウェイト調整済。集計対象は、表 2 におけるカテゴリー「イ」および「ウ」。生活保護受給者を除く。公的年金以外の収入が平均支出額を上回る部分について 4 分の 1, 半分, 4 分の 3, 全額の 4 段階で、公的年金を繰下げ可能と仮定している。必要な繰下げ受給期間は、就労収入が途絶した場合の収入と生活扶助基準との差額が繰下げ可能年金額の何倍かを計算した上、繰下げ増額の年率(0.7%×12)である 8.4%で割ることで算出している。

附表:基礎集計表

	男性			女性		
	計	厚生・共済 年金なし	厚生・共済 年金あり	計	厚生・共済 年金なし	厚生・共済 年金あり
	mean (sd)	mean (sd)	mean (sd)	mean (sd)	mean (sd)	mean (sd)
繰下げ受給 (=1)	0.0176 (0.132)	0.0381 (0.192)	0.0172 (0.130)	0.0131 (0.114)	0.0151 (0.122)	0.0128 (0.112)
年齢	74.76 (6.853)	77.35 (7.370)	74.62 (6.784)	75.49 (7.594)	77.75 (7.438)	75.04 (7.538)
年齢二乗÷100	56.36 (10.54)	60.37 (11.53)	56.14 (10.42)	57.56 (11.86)	61.01 (11.82)	56.88 (11.74)
配偶者以外の同居世帯員あり	0.386 (0.487)	0.453 (0.498)	0.382 (0.486)	0.413 (0.492)	0.419 (0.493)	0.412 (0.492)
配偶状況：未婚	0.0392 (0.194)	0.0360 (0.187)	0.0390 (0.194)	0.0383 (0.192)	0.0196 (0.139)	0.0420 (0.201)
死別	0.0878 (0.283)	0.108 (0.311)	0.0869 (0.282)	0.320 (0.466)	0.187 (0.390)	0.346 (0.476)
離別	0.0392 (0.194)	0 (0)	0.0399 (0.196)	0.0604 (0.238)	0.0286 (0.167)	0.0664 (0.249)
夫より妻の年齢高い	0.0814 (0.273)	0 (0)	0.0822 (0.275)	0.0752 (0.264)	0.0747 (0.263)	0.0754 (0.264)
1941年度以降生まれ	0.610 (0.488)	0.453 (0.498)	0.619 (0.486)	0.583 (0.493)	0.447 (0.497)	0.609 (0.488)
病気・高齢等による就労不能	0.318 (0.466)	0.288 (0.453)	0.318 (0.466)	0.403 (0.490)	0.445 (0.497)	0.394 (0.489)
就労中	0.318 (0.466)	0.487 (0.500)	0.310 (0.463)	0.185 (0.388)	0.167 (0.373)	0.189 (0.391)
厚生・共済年金あり	0.942 (0.233)	0 (0)	1 (0)	0.837 (0.369)	0 (0)	1 (0)
貯蓄：なし	0.0701 (0.255)	0 (0)	0.0697 (0.255)	0.0824 (0.275)	0.0706 (0.256)	0.0845 (0.278)
100万円未満	0.121 (0.326)	0.157 (0.364)	0.120 (0.325)	0.117 (0.321)	0.115 (0.319)	0.117 (0.322)
100～300万円未満	0.160 (0.366)	0 (0)	0.159 (0.365)	0.159 (0.365)	0.146 (0.353)	0.161 (0.367)
300～500万円未満	0.113 (0.317)	0.189 (0.392)	0.112 (0.315)	0.109 (0.312)	0.105 (0.307)	0.110 (0.313)
700～1000万円未満	0.0927 (0.290)	0.0996 (0.300)	0.0939 (0.292)	0.0937 (0.291)	0.0980 (0.297)	0.0926 (0.290)
1000～1500万円未満	0.0826 (0.275)	0.0953 (0.294)	0.0837 (0.277)	0.0750 (0.263)	0.0837 (0.277)	0.0731 (0.260)
1500万円以上	0.212 (0.409)	0.231 (0.422)	0.215 (0.411)	0.180 (0.384)	0.200 (0.400)	0.177 (0.381)
不詳	0.0823 (0.275)	0.146 (0.354)	0.0804 (0.272)	0.117 (0.322)	0.118 (0.322)	0.118 (0.322)
持ち家	0.838 (0.369)	0.894 (0.308)	0.835 (0.371)	0.807 (0.394)	0.865 (0.342)	0.796 (0.403)
<i>N</i>	13,049	472	12,295	15,382	2,449	12,881

出典:厚生労働省「高齢年金受給者実態調査(2017年)」調査票情報に基づき筆者計算。

令和3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金  
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))  
「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究  
(21AA2008)」

離死別女性の貧困と公的年金制度<sup>1</sup>

研究分担者 四方理人(関西学院大学総合政策学部准教授)  
研究分担者 渡辺久里子(国立社会保障・人口問題研究所企画部 第1室長)

1. はじめに

(1) 公的年金の男女ギャップと貧困率の男女ギャップ

男女別に相対的貧困率をみると、20代までは大きな男女差は見られないが、30代以降は女性の方が高く、特に高齢期でそのギャップがさらに広がる(図1)。高齢期に貧困率の男女ギャップが広がる理由は、年金額の男女ギャップ(男性の年金額と女性の年金額の差)によると考えられる。年金は、生産年齢における就労履歴や就労収入によって多寡が決まる。女性は、賃金が相対的に低く、育児などで離職しやすいため、低年金となりやすい。ただし、高齢期においても、有配偶の場合は世帯で収入が合算されるため、年金額の男女ギャップは貧困率に影響しにくいと思われる。一方で、女性の平均寿命が長く、結婚年齢も低いことから死別が男性より多くなる。

そこで、配偶関係、特に死別における貧困が公的年金とどのように関係しているか考察することで、高齢期における女性の貧困率が高くなる理由が明らかになるだろう。すなわち、遺族年金が十分に貧困を防ぐことができているかを検証することになる。本稿では、1985年から2018年にかけて配偶関係別(有配偶、未婚、死別、離別)に相対的貧困率を測定し、その貧困率の変動を高齢女性における公的年金と家族扶養による貧困削減効果がどのように変化したかにより分析を行う。また、高齢者だけではなく、20~64歳の現役世代においても、死別女性や離別女性についての相対的貧困率に対する社会保障給付と家族扶養の貧困削減効果の変化について考察を行うことで、公的年金やその他の社会保障給付が死別や

---

<sup>1</sup> 本研究は、令和3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究」の助成により実施された。また、厚生労働省「国民生活基礎調査」の調査票情報の提供を受け、独自集計したものである。調査票情報の提供においてご協力頂いた関係者各位に深く御礼申し上げます。なお、本研究は筆者らの所属機関の見解を示すものではなく、また全ての誤りは筆者らに帰する。

離別のリスクにどのように対応しているかについて示唆を得ることができる。と考える。

### 図1 男女別年齢別相対的貧困率（2015年）

ヨーロッパ各国では、2010年代前半から後半にかけて、年金の男女ギャップは縮小したものの、年金受給者の相対的貧困率の男女ギャップは横ばいとなっている（Eurostat 2020）。前述したように、有配偶の場合は、男女で収入を合算するため、貧困率の差はほとんどない。そのため、貧困率の男女差は、死別、離別、未婚の女性の割合とそれぞれの貧困率によって生じると考えられる。日本では遺族厚生年金として、配偶者が被用者年金の受給権者である場合、死別後想定される老齢年金の4分の3の金額を受給することができる。したがって、雇用労働を経験する高齢者が増加するにつれ、被用者年金の遺族年金を受給できる死別女性が増加するため、近年になるほど高齢女性の貧困率は低下し、貧困率の男女ギャップも縮小する可能性もある。一方で、現役世代の女性の貧困率については、ひとり親、特にシングルマザーの貧困率が高いことが知られており（阿部 2008）、離別女性の割合が上昇することで全体の貧困率が上昇する可能性もある。

図2は、公的年金額、可処分所得、貧困率、就労収入について、それぞれの男女ギャップの推移を示している。まず、65歳以上について、女性の公的年金受給額は、男性と比べ1985年の約40%から2018年の約60%に上昇している。しかしながら、65歳以上における等価可処分所得の男女ギャップは1985年から2018年にかけてほぼ一定であり、また、相対的貧困率の男女ギャップは広がっている。つまり、高齢者における年金額の男女ギャップは縮小しているにもかかわらず、貧困率の男女ギャップは拡大している。

同じく、図2の20～64歳については、女性の就労収入は、男性と比べ1988年の約20%から2018年の約40%まで上昇しているが、等価可処分所得の水準は65歳以上と同様にほぼ一定の水準で推移している。ただし、貧困率の男女ギャップは縮小していることがみとれる。

したがって、個人でみた公的年金額の男女格差や就労収入の男女格差は縮小しているにもかかわらず、世帯でみた貧困率の男女ギャップは、65歳未満では縮小しているものの、65歳以上で拡大している。そこで本稿の問いは、なぜ、公的年金の男女ギャップが縮小しているにもかかわらず、高齢者の貧困率の男女ギャップが拡大しているのか、また、ひとり親の貧困率が高く、離別女性が増えているにもかかわらず、なぜ現役世代における貧困率の男女ギャップが縮小しているのかということになる。

### 図2 就労収入、公的年金、等価可処分所得、貧困率の男女ギャップの推移

#### (2) 配偶関係別にみた女性の貧困に関する先行研究

高齢女性の貧困率に影響を与えるのは、公的年金だけではない。清家・山田(2004)および

山田他(2011)は、夫の死別による就労収入の減少と、それが公的年金によって吸収できないことが単身女性の貧困の要因であるとしている。また、家族構成に大きな変化があり、3世代同居が減少し、単身者が増加することが高齢者の貧困率に影響している(阿部 2006, 四方・山田 2018)。この単身者の増加は、主に死別女性で増加している可能性もある。そして、高齢の離別・死別女性の貧困率は、有配偶女性の3倍であるとされており(濱本 2019)、死別女性の増加は、高齢女性の貧困率を高める一因と考えられる。ただし、前述したように日本の遺族年金の貧困削減効果が趨勢的に上昇している可能性がある。このような、貧困削減効果について、阿部(2006)および小塩・浦川(2008)は、世帯構成の変化と市場所得の減少という貧困率上昇要因と、税・社会保障による貧困率低下要因とが拮抗していたことを示している。また、渡辺・四方(2020)も同様に、公的年金による貧困削減効果は大きく上昇しているものの、私的扶養による貧困削減効果が低下によって相殺されていることを明らかにしている。

現役世代についても、阿部(2006)は、有配偶男性、有配偶女性、無配偶男性、無配偶女性の4カテゴリーに区分し分析を行っており、無配偶者の市場所得の減少が貧困率上昇の主要因であることを示している。四方・山田(2018)は、35~49歳では親同居配偶者なし、50~64歳では単身者の割合の上昇が貧困率を上昇させていることを示しており、未婚化が貧困率を引き上げていることがみてとれる。田宮(2017)は、ひとり親世帯の子どもの貧困率は、離別母子が死別母子より貧困率が高いことを示しており、女性の離別者が増加すると現役世代の貧困率が上昇する要因になる可能性もある。

### (3) 本研究の使用データについて

本稿では、厚生労働省「国民生活基礎調査」の個票データを用いる。同調査は、世帯の所得・貯蓄の状況、社会保険の加入状況、介護状況、健康状況等について毎年実施されている調査統計であり、3年に1度大規模調査が行われる。大規模調査年である2019年においては、世帯票と健康票は約27万7千世帯(世帯員約68万8千人)、介護票は介護保険法の要介護者及び要支援者の約6千人、所得票・貯蓄票は約5万世帯(世帯員約12万5千人)が調査されている。本稿では、1986年から2019年の大規模調査年における世帯票と所得票を統合したデータを用いる。なお、所得情報が前年度の所得となっているため、各調査実施年の1年前の1985年から2018年の所得として表示する。

本稿の分析で用いた世帯の可処分所得の定義は、次の通りである。

可処分所得 = 稼働所得 (= 雇用者所得 + 事業所得 + 農耕・畜産所得 + 家内労働所得) + 財産所得 + 社会保障給付金 (= 公的年金・恩給 + 雇用保険 + 児童手当等 + その他の社会保障給付) + 仕送り + 企業年金・個人年金等 + その他の所得 - 税・社会保障料 (= 所得税 + 住民税 + 社会保険料 + 固定資産税)

また等価可処分所得は、可処分所得を世帯人員数の平方根で除した金額である。なお、稼働所得について、5000万円を超える収入のサンプルは除外した。

## 2. 高齢女性の配偶関係別貧困率

### (1) 貧困率の男女ギャップが拡大した理由

図3は、65歳以上の高齢者における男女別の配偶関係の推移である。まず、高齢女性について、1985年時点では60%であった死別の割合が、2018年には35%まで低下している。一方で、有配偶割合は1985年の36%から2018年の55%まで上昇した。平均寿命は、1985年から2018年にかけて男女で同様に伸びており(男性は6.47年、女性は6.84年上昇)、これは男女の結婚年齢の差が縮小したことが一つの要因である<sup>2</sup>。次に、高齢男性については、1985年から2000年にかけて死別の割合が低下するが、その後上昇する。また、未婚の割合が徐々に増加している。結果として、1985年と2018年では有配偶の割合がほぼ同じ水準となっている。

図3 65歳以上男女の配偶関係の推移

図4は、配偶関係ごとの高齢者の貧困率となっている。まず、高齢女性については、1985年では有配偶と死別の貧困率が拮抗しているが、有配偶の貧困率は低下する傾向にある一方、死別の貧困率は上昇傾向にある。結果として、2018年では死別の貧困率は有配偶と比較して、20%ポイント近く貧困率が高くなっている。また、未婚と離別では、死別よりも高い水準で貧困率が推移しているが、離別の貧困率は低下傾向にはなく、未婚の貧困率は低下傾向にあり、2015年では未婚の貧困率と死別の貧困率がほぼ同水準となっている。

配偶関係別に高齢男性の貧困率をみると、こちらも1985年時点では有配偶と死別の貧困率が同じ水準となっているが、有配偶のみ貧困率が低下することで、有配偶と死別の貧困率の差が大きくなっている。ただし、死別高齢女性とは異なり、死別高齢男性の貧困率が上昇傾向にあるとは言えない。なお、未婚高齢男性の貧困率は、大きく変動しているが、未婚高齢女性より近年高くなっている。

図4 65歳以上男女の等価可処分所得による配偶関係別相対的貧困率

次に、1985年から2018年にかけての貧困率変化分を各配偶関係の割合の変化と各配偶関係の貧困率の変化で寄与度分解したものが表1となる<sup>3</sup>。まず女性については、この間に

---

<sup>2</sup> 国立社会保障・人口問題研究所(2017)によると平均初婚年齢は、1987年で男性28.2歳、女性で25.3歳であったが、2015年では男性30.6歳、女性29.1歳と結婚年齢の男女差が縮小している。

<sup>3</sup> 二時点間の貧困率の変化分( $\Delta a$ )は、類型ごとの貧困率の変化分( $\Delta a_i$ )と各類型シェアの変



貧困率が 1.48%低下しているが、これはシェアの変化として死別の割合が低下したことが理由である。しかしながら、死別の貧困率が上昇したことにより、一定程度貧困率の低下が相殺されている。高齢男性については、シェア変化による寄与度は小さいが、有配偶における貧困率の低下によって、全体での貧困率が低下している。高齢女性においても、有配偶女性の貧困率が低下しているが、死別の貧困率が上昇したために、高齢男性ほど貧困率が低下しなかったといえる。

表1 高齢男女における 1985 年から 2018 年の貧困率の変化の寄与度分解(%ポイント)

## (2) 死別女性の貧困率上昇の理由

なぜ、死別高齢女性の貧困率が上昇したのかを確認するために、高齢女性の家族との同居の変化をみる。四方・山田(2018)は、高齢単身者や高齢夫婦世帯の貧困率が低下したが、3世代同居の割合が低下したために、高齢者全体での貧困率の低下幅は小さいものにとどまったとしている。家族との同居の変化は、特に死別女性において生じている可能性がある。

図5は、高齢死別女性の家族との同居形態の割合の推移を示している。高齢死別女性において単身の割合は、1986年で20%以下であったが、2018年では約45%となっている。有配偶の子と同居する高齢死別女性は、1985年で60%を超えていたが2018年では25%以下となっている。したがって、高齢死別女性の主な家族との同居形態はこの30年間で3世代同居から単身に変化したといえる。

図5 高齢死別女性の同居形態の変化

図6は、死別高齢女性の家族との同居形態別にみた貧困率である。1985年では単身の場合、約70%が貧困であったが、その後低下し、2000年では約50%となっている。しかしながら、その後貧困率の低下は下げ止まり、2018年でも50%程度となっている。そして、有配偶の子と同居する場合は、この間、約10%でほぼ一定の水準で推移している。また、無配偶の子と同居の場合は、25%から30%の水準で安定的に推移している。したがって、死別高齢女性については、各同居形態別の貧困率は低下傾向もしくは安定的に推移しているが、全体での貧困率は上昇している。

---

化分 ( $\Delta I_i$ ) に、それぞれのタイプの時点間平均 ( $\bar{I}_i$ ) とそれぞれの貧困率の時点間の平均 ( $\bar{a}_i$ ) でウェイト付けしたものに分解可能である。すなわち、 $\Delta a = \sum_i (\Delta a_i \bar{I}_i + \Delta I_i \bar{a}_i)$  となる。ここで、 $\Delta a_i \bar{I}_i$  は、各世帯タイプの貧困率の変化分による寄与度、 $\Delta I_i \bar{a}_i$  は各世帯タイプのシェアの変化による寄与度として解釈できる。

## 図 6 死別高齢女性の同居形態別貧困率

表 2 は、1985 年から 2018 年にかけての貧困率の変化分を家族との同居形態別のシェアの変化と貧困率の変化に寄与度分解したものである。死別女性において、単身世帯の貧困率の低下が全体の貧困率の引き下げに寄与しているが、単身世帯のシェアの上昇の寄与が大きくそれを上回っており、結果として、貧困率が上昇してしまっていることがわかる。

したがって、高齢女性の貧困率が高齢男性より低下せず、貧困率の男女ギャップが拡大した理由は、死別女性の単身化により貧困率が上昇したためである。

表 2 1985 年から 2018 年の死別高齢女性の貧困率の変化の寄与度分解(%ポイント)

### 3. 高齢女性における公的年金による貧困削減効果

#### (1) 配偶関係別の公的年金と等価可処分所得の水準

本節では、高齢女性における公的年金を中心とした各所得源の貧困削減効果について分析を行う。前節でみたように、死別高齢女性においては、単身化により貧困率が上昇していたが、本節では、公的年金がどの程度貧困率を削減しているのかについて考察する。

図 7 は、配偶関係別に本人の公的年金額の水準を各年の等価可処分所得の平均に対する比で示している。まず、高齢女性については、未婚で最も年金額が高く、有配偶で最も低くなっている。また、死別の年金額は有配偶と比較して 1.4 倍から 1.7 倍程度の年金の水準となっている。遺族年金の存在により、死別女性の年金額が大きく上昇していることが示唆される。また、いずれの配偶関係でも年金額は 1980 年代から 2000 年代にかけて上昇傾向にあるが、2010 年代に上昇が止まっており、死別では 2012 年以降やや低下傾向にある。

そして、高齢男性の年金額については、有配偶の年金額が最も高く、未婚の年金額が最も低い水準で推移している。男性の年金額についても 2000 年代まで上昇していたが、2010 年代ではやや低下している。図 2 で示したように、高齢者における年金額の男女ギャップは減少しているが、近年の男女ギャップの減少は男性の年金額の低下によるものである。

#### 図 7 高齢男女における配偶関係別、本人の公的年金所得の水準

図 8 は、配偶関係別にみた等価可処分所得の水準である。図 7 と同じく、全人口の等価可処分所得の平均を 100%とした比となっている。高齢女性では、1985 年では有配偶と死別でほぼ同じ水準の等価可処分所得であったが、その差は徐々に開き、2012 年では死別は有配偶の 84%の水準となっている。公的年金の額は死別のほうが高いが、等価可処分所得は死別で低くなっている。一方で、高齢男性については、死別の等価可処分所得の水準は年によって変動しているものの、有配偶と近い水準にある。

図8 高齢男女における配偶関係別等価可処分所得の水準

## (2) 公的年金と家族扶養の貧困削減効果

次に、所得段階による貧困率の水準をみていく。これは、渡辺・四方(2020)を踏襲したものである。具体的には、高齢者の就労収入や資産収入といった当初所得に、公的年金給付を追加した場合、その他家族の当初所得を追加した場合など、各所得段階における相対的貧困率を測定することによって、高齢者自身による自助、公的年金による貧困削減効果、高齢者が子と同居することによる家族扶養のそれぞれの推移について検証する。

まず、分析に用いる所得の構成割合の変化をみたい。図9は、高齢女性の世帯所得の構成割合を配偶関係別にみたものであり、税・社会保険料を引く前の総収入を100としている。まず、有配偶女性においては、いずれの年も家族の当初所得が最も大きく、次いでその他の社会保障給付となる。その他の社会保障給付は、配偶者の公的年金が含まれており、近年割合が高まっている。1985年では有配偶高齢女性本人の公的年金は5%であり、本人の就労収入やその他の当初所得を合わせても10%に満たない。本人の就労収入の割合はほとんど上昇していないが、本人の公的年金の割合は年々高まっており、2018年には16%となる。未婚女性については、1985年では家族の当初所得の割合が60%と最も高い所得要素であったが、2018年には本人の公的年金が50%を超え最も高い割合となっている。死別は有配偶と同じく家族の当初所得の割合が高い。ただし、本人の公的年金の割合が8%から28%に上昇している。離別は、他の配偶関係より本人の就労収入と本人のその他収入の割合が高い。そのため、2018年において本人の当初所得と公的年金で、56%の割合となる。いずれの配偶関係でも家族の当初所得の割合は低下しているが、有配偶だけでなく、死別も家族の収入に現在でも多く依存していることがみてとれる。

以上のような世帯所得の変化が、高齢者の貧困率にどのような影響を与えているかについて、以下の5つの所得段階を設定し、それぞれの所得段階における貧困率の測定を行う。

- ① 本人の当初所得
- ② 本人の当初所得+本人の公的年金
- ③ (本人の当初所得+家族の当初所得) /  $\sqrt{\text{世帯人員数}}$
- ④ (本人の当初所得+本人の公的年金+家族の当初所得+その他の社会保障給付) /  $\sqrt{\text{世帯人員数}}$
- ⑤ (④-税・社会保険料) /  $\sqrt{\text{世帯人員数}}$

まず、①の高齢女性本人の当初所得には、就労収入だけでなく、資産収入や企業年金・個人年金も加えている。②は、①に本人の公的年金給付を加えたものである。したがって、①から②への相対的貧困率の変化は、本人の公的年金による貧困削減効果を示すと考えられる。③は、高齢者の当初所得(①)に公的年金ではなく、同居家族の当初所得を含めたものであり、世帯の当初所得となる。①から③への相対的貧困率の変化は、家族と同居すること

による貧困削減効果を示すと考えられる。さらに、①→②、①→③の相対的貧困率の変化幅を比較することで、高齢女性本人の公的年金と家族扶養それぞれの貧困削減効果がどのように推移してきたかを示すことができるだろう。

そして、④は、①に公的年金と同居家族の当初所得を加え、その他の社会保障給付を加えた世帯の総所得となる。⑤はそこから税・社会保険料を控除した場合、すなわち可処分所得となる。また、①と②は等価化しておらず、③から⑤は世帯人員数の平方根で等価化している。すなわち、①と②は高齢女性本人の収入のみでどの程度貧困が削減されるかということになる。なお、いずれの場合も相対的貧困線は、世帯員数の平方根を等価尺度とした等価可処分所得を用いて年次ごとに求めた。

### 図9 高齢女性における世帯所得の構成

図10は、高齢女性と高齢男性について、所得段階別の貧困削減効果をみたものである。まず、高齢女性本人の当初所得のみでは、いずれの年でも9割以上が貧困になってしまう(①)。男性では、本人の当初所得では1985年では貧困率が73%であったが、2003年には8割を超え、その後再び低下し、2018年では74%となる。近年、高齢男性において非正規雇用が増加していることを反映していると考えられる(四方2019)。本人の公的年金を加えた場合では(②)、1985年では85%であったが、2018年には63%まで低下した。同じく、高齢男性では、本人の公的年金を加えた場合の貧困率は1985年の43%から2018年の20%まで低下しており、多数が本人の総収入のみで貧困に陥らない状態となっている。

次に、本人の公的年金ではなく、家族の当初所得を加えた貧困率をみると、高齢女性では1985年から2000年にかけて急速に上昇したがその後の上昇は小さい(③)。家族扶養による貧困削減効果は、1980年代から1990年代に大きく縮小したといる。高齢男性についても同様に1980年代から1990年代にかけて家族の当初所得による貧困率は上昇したが、1988年ですでに家族の当初所得による貧困削減効果より本人の公的年金による貧困削減効果のほうが大きい。次に、世帯の総所得でみた貧困率は、高齢女性では20%程度でこの間一定の水準となっている(④)。世帯の総所得には、配偶者の公的年金が含まれていることの影響が大きい。高齢女性において家族の当初所得による貧困削減効果は大きく弱まったが、本人及び配偶者の公的年金により貧困率が一定の水準で推移することになる。

なお、税・社会保険料を考慮した可処分所得による貧困率は(⑤)、総所得と同様の動きとなっている。高齢男性では、世帯の総所得および可処分所得の貧困率は、1990年代から2000年代にかけてそれぞれ5%程度低下している。これは、高齢女性にはみられない貧困率の低下である。その要因の多くが、本人の公的年金による貧困削減効果の拡大である。ただし、2010年代では、公的年金による貧困削減効果も一定化している。

### 図10 高齢男女における所得段階別にみた相対的貧困率

図 11 は、高齢女性における配偶関係別の所得段階別にみた貧困率である。まず、有配偶では、本人の当初所得による貧困率は 90%を超える水準で推移している。それに本人の公的年金を加えた貧困率は、徐々に低下しており、公的年金による貧困削減効果は強化されている。ただし、本人の公的年金による貧困削減効果は、家族の当初所得によるものよりも小さい。配偶者の公的年金等を含めた総所得による貧困率は、1980 年代から 2000 年代にかけて低下している。これは、高齢男性で観察されたものと同様である。

一方、死別女性については、有配偶女性と同様に、本人の当初所得による貧困率は 90%を超える水準で推移しているが、本人の公的年金による貧困率が有配偶女性より低く、貧困削減効果が大きいが、しかしながら、有配偶女性では家族の当初所得による貧困率は 2000 年以降横ばいとなるが、死別女性では 2012 年まで上昇している。また、死別女性の本人の公的年金による貧困率は、2012 年以降やや上昇しており、公的年金による貧困削減効果の拡大は 2012 年までであった。主に遺族年金の拡大による貧困削減効果は、1990 年代から 2000 年代にかけて増加するが、それ以上に家族による貧困削減効果の低下による影響が大きく、可処分所得の貧困率が上昇した。また、2010 年代では本人の公的年金による貧困削減効果の拡大も生じておらず、可処分所得でみた貧困率も上昇することになったといえる。

#### 図 11 高齢女性における配偶関係別所得段階別にみた相対的貧困率

### 4. 20～64 歳の女性における配偶関係別貧困率

#### (1) 配偶関係と貧困率の推移

本節では、20～64 歳における現役世代の女性における貧困率について分析を行う。図 12 は、20～64 歳の配偶関係の推移を男女別に示している。男女ともに有配偶割合が低下し、未婚の割合が上昇する傾向にある。ただし、離別の割合が女性で高く、近年上昇していることがみてとれる。また、女性の死別の割合については、1980 年代では離別より高かったが、2000 年代以降低下しており、2018 年では離別の 4 分の 1 程度となっている。したがって、20～64 歳の女性については、遺族年金が貧困率に与える影響は低下し続けていると考えられる。

#### 図 12 20～64 歳の男女における配偶関係の推移

次に、図 13 では、配偶関係別の貧困率を示している。男女ともに有配偶で最も貧困率が低く、離別では高い水準で推移している。死別の貧困率については、女性で 25～30%程度で推移しているが、2018 年に大きく低下している。男性の死別については、サンプルが小さいため変動が大きいが 15～25%程度で推移しており、死別女性よりは低い水準となっている。特徴的な点は、有配偶と未婚の貧困率の差が拡大傾向にあり、特に男性においては、

1985 年では未婚と有配偶の貧困率はそれぞれ 10%程度と近い水準であったが、2010 年代では未婚の貧困率が約 20%で有配偶の 2 倍程度の貧困率となっている。未婚の貧困率は、女性より男性で高くなっている。

### 図 13 20～64 歳の男女における配偶関係別貧困率の推移

表 3 は、表 1 と同様に配偶関係別のシェアと貧困率による寄与度分解を行った結果である。1985 年から 2018 年にかけて、女性は貧困率が 1.43%上昇しているが、その多くが未婚と離別のシェアの拡大によって生じているといえる。一方男性では、貧困率の上昇が未婚における貧困率の上昇とシェアの拡大によって貧困率が拡大している。未婚男性における収入の低下が、有配偶率の低下と貧困率の上昇の双方に影響していると考えられる。

表 3 20～64 歳の男女における 1985 年から 2018 年の貧困率の変化の寄与度分解(%ポイント)

#### (2) 公的年金と家族扶養の貧困削減効果

以下では、3 節同様に所得段階による貧困率の推移から、公的年金による貧困削減効果と家族扶養による貧困削減効果についてみていく。特に、死別女性の公的年金の貧困削減効果の推移と家族扶養による貧困削減効果の推移が本稿の研究目的となる。また、近年の有配偶女性の就労率の上昇は、貧困率に影響を与えているのか、また、未婚者の貧困率の上昇の要因についても考察を行う。

図 14 は、20～64 歳の女性が含まれる世帯における各所得源のシェアである。有配偶では、家族の当初所得が 1985 年では 82%から 2018 年の 74%と徐々に低下している一方、本人の就労収入が 12%から 18%に上昇している。本人の公的年金は無視できる程度の割合であるが、家族の公的年金が含まれるその他の社会保障給付は 2000 年に 8%と最も高くなっている。未婚の場合も、家族の当初所得の割合が低下し、本人の就労収入の割合が上昇している。この傾向は、2000 年代以降に顕著である。死別も同様の傾向にあるが、本人の就労収入だけでなく、本人の公的年金の割合も上昇している。死別における公的年金の割合は、1985 年では 8%であったが、2009 年に 20%まで上昇し、2018 年では 16%となっている。最後に離別も家族の当初所得の割合が低下しているが、本人の就労収入の割合は、1991 年以降ほぼ一定である。1990 年代以降は、その他の社会保障給付の割合が上昇しているが、これは児童手当および児童扶養手当によるものと考えられる。

### 図 14 20～64 歳の女性における世帯所得の構成割合

図 15 は、20～64 歳女性における各配偶関係において所得段階別にみた相対的貧困率で

ある。所得段階の定義は、前節と同じである。まず有配偶では、本人の当初所得およびそれに本人の公的年金を加えた場合の貧困率が、ほぼ同じ水準であり、自身の公的年金を受け取っている有配偶女性はわずかである、あるいは本人の公的年金額が相当に低いと考えられる。本人の当初所得での貧困率は、1985年から2000年までは75%でほぼ一定であったが、その後低下している。有配偶女性の就労率の上昇に伴い、近年本人の収入だけで貧困基準を上回る有配偶女性が増加している。そして、本人の当初所得に夫の収入が中心となる家族の当初所得を加えた貧困率は、1995年の10%から2009年には17%まで上昇し、その後やや低下し、2018年では13%となっている。2010年前後は夫を含めた当初所得だけでは貧困になる場合が多くなっている。なお、社会保障給付を加え、税・社会保険料を控除した可処分所得でみると、この間、貧困率に大きな変動はない。夫の収入の低下に対し、有配偶女性本人の就労収入と社会保障給付によって、貧困に陥らないようにしていたと考えられる。

次に未婚女性については、本人の当初所得による貧困率は、50%前後で推移しており、傾向だった動きをしていない。しかしながら、それに家族の当初所得を加えた場合の貧困率は、1985年の12%から上昇傾向にあり、2018年には24%となっている。未婚女性本人の経済力ではなく親などの同居家族による貧困削減効果が低下している。ただし、世帯の総所得や可処分所得でみた貧困率は、家族の当初所得による貧困率が上昇した時期においては、上昇していない。未婚率の上昇により、未婚女性の年齢構成が上がっていることを反映し親も高齢者が増えるため、家族の当初所得でみた貧困率は増加するが、家族の公的年金が含まれる総所得でみると貧困率が上昇していないと考えられる。

そして、死別については、本人の当初所得でみた貧困率は、1985年から2009年まで約65%でほぼ変化がなかったが、その後やや低下し、2018年には55%となっている。そして、本人の当初所得に公的年金を加えた場合の貧困率は、1997年から2003年にかけて大きく低下している。その時期、本人の当初所得でみた貧困率が低下していないため、公的年金の影響で貧困率の低下幅が大きく、公的年金による貧困削減効果が拡大したといえる。その一方、家族の当初所得でみた貧困率は、趨勢的に上昇しており、公的年金による貧困率の低下を相殺しているため、総収入や可処分所得でみた貧困率については、1994年から2015年までほとんど変化していない<sup>4</sup>。

最後に離別については、本人の当初所得による貧困率が1985年から2012年まで約50%で推移したがその後低下し、2018年では35%となっている。また、本人の当初所得に家族の当初所得を加えた場合、1985年では約40%と本人の当初所得から10%ポイント程度の貧困削減効果があったが、徐々にその効果が小さくなり、2003年以降、本人の当初所得のみの貧困率と家族の当初所得を加えた貧困率がほぼ同じ水準となっている。離別女性の一

---

<sup>4</sup> なお、2018年に家族の当初所得による貧困率が大きく低下するなど、それまでの傾向と異なっており、また、死別者のサンプルが小さくなっているが、大きな変化が起きているかについては、判別がつかない。

人の当初所得での貧困率と家族を加え等価化した当初所得でみた貧困率が同じ水準となっており、家族との同居により貧困ではない水準の世帯所得となる離別女性がいる一方、離別女性と同居することで貧困ではなくなる家族も存在すると考えられる。そして、世帯の総所得や可処分所得でみた貧困率は、2000年代以降徐々に低下している。本人の当初所得による貧困率の低下だけではなく、母子世帯等に対する現金給付の影響も考えられる。

図 15 20～64 歳女性における配偶関係別所得段階別にみた相対的貧困率

## 5. おわりに

女性の就業率は上昇しており、男女の賃金格差は縮小している。また、日本の公的年金制度においては、被用者年金を受給しているもしくは受給権のある高齢者が死亡する場合、老齢年金相当額の 4 分の 3 が配偶者の遺族年金となるため、死別女性の年金額は有配偶者と高齢者一人当たりでみると遜色ない水準になると考えられる。特に、男女ともに雇用労働力化が進み、老齢厚生年金だけでなく老齢遺族年金の受給者も増加しており、実際に年金額の男女ギャップも縮小傾向にある。

しかしながら、65 歳以上の高齢者においては、貧困率の男女ギャップが拡大している。その一方、現役世代においては貧困率の男女ギャップは縮小傾向にある。有配偶者においては、男女が同一世帯であるため、貧困率の男女ギャップは生じにくい。未婚、死別、離別における貧困率を比較する必要がある。そこで、本稿では、日本の高齢者における貧困率の男女ギャップが拡大した一方、現役世代ではその貧困率の男女ギャップが縮小した理由を配偶関係別にみた貧困率を分析することで検証した。

まず、65 歳以上の高齢女性の貧困率は、1985 年から 2018 年にかけて約 1.5% 低下したが、その間、高齢男性の貧困率は約 4.5% 低下したために貧困率の男女ギャップが拡大した。その理由は、有配偶女性の貧困率が低下したにもかかわらず、死別女性の貧困率が上昇したためである。ただし、高齢女性において、死別の割合は低下している。そして、死別高齢女性の貧困率が上昇した理由は、単身割合の上昇である。単身の死別高齢女性の貧困率は低下傾向にあるものの、家族と同居、特に有配偶の子と同居する場合より、現在でも著しく高い水準にあり、その単身割合がこの間大きく上昇した。四方・山田 (2018) において、単身高齢者や夫婦のみ世帯の高齢者において貧困率は大幅に低下しているが、高齢者全体では貧困率がそれほど低下していない理由として、単身高齢者が増加していることが挙げられているが、本稿では、特に死別女性において単身化が進んでいることが、高齢女性の貧困率が下がらない理由であることを確認している。

次に、高齢女性の配偶関係別に所得段階による貧困率をみることで、公的年金と家族扶養による貧困削減効果の推移について考察を行った。その結果、死別高齢女性にとって、遺族年金の拡大による貧困削減効果は、1990 年代から 2000 年代にかけて増加するが、それ以上に家族扶養による貧困削減効果の低下による影響が大きく、貧困率が上昇している。そし



て、2010年代では死別女性本人の公的年金による貧困削減効果の拡大も生じておらず、可処分所得でみた貧困率の上昇傾向が維持された。年金額の男女ギャップが縮小したにもかかわらず、死別高齢女性の貧困率が上昇した理由として、1990年代から2000年代にかけては、死別高齢女性の単身化が主な理由であるが、2010年代では高齢男性の年金額の低下が貧困率の男女ギャップ縮小の主な理由である。また、同じく2010年代では、高齢だけでなく現役世代の死別女性の年金額も低下傾向にあり、公的年金による貧困削減効果もやや弱まっている。

そして、20～64歳の女性については、貧困率が上昇しているが、その主な要因は未婚と離別割合の上昇であった。ただし、男性においては未婚での貧困率の上昇と未婚率の上昇により女性より大きく貧困率が上昇したため、貧困率の男女ギャップが縮小した。そして、所得段階別に見た貧困率から有配偶女性では、本人の当初所得での貧困率は低下しているが、可処分所得の貧困率の変化は小さく、同居家族の収入のシェアが低下していることから、夫の収入の低下に対し、有配偶女性本人の就労収入と社会保障給付でカバーすることで貧困に陥らないようにしていたと考えられる。

そして、現役世代の死別女性においては、公的年金による貧困削減効果は、1990年代後半以降から2000年代前半に拡大したが、その間、家族扶養による貧困削減効果が縮小したため、1985年から2015年にかけて可処分所得でみた貧困率は低下していない。

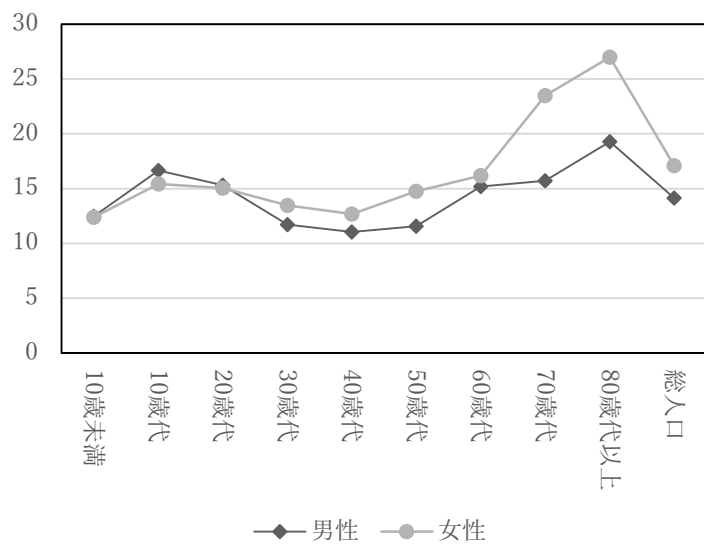
公的年金の男女ギャップが縮小し、高齢の死別女性も現役世代の死別女性も遺族年金による貧困削減効果が1990年代から2000年代に強まったが、それ以上に家族扶養による貧困削減効果が弱まった。結果として、高齢死別女性の貧困率は上昇することになり、高齢者における貧困率の男女ギャップは拡大することになった。高齢女性の死別割合は、1980年代から2000年代にかけて低下したが、2010年代では下げ止まっており、今後、高齢化が進み、少子化で扶養してくれる子ども少なくなるため、死別後に単身化が進み貧困率がより高くなってしまうと予想される(稲垣 2013)。公的年金を含めた社会保障給付の機能拡大がより求められるようになるだろう。

## 参考文献

- 阿部彩 (2006) 「貧困の現状とその要因——1980～2000年代の貧困率上昇の要因分析」  
小塩隆士・田近栄治・府川哲夫編『日本の所得分配——格差拡大と政府の役割』東京  
大学出版会, 第5章, pp.111-137.
- 阿部彩 (2008) 『子どもの貧困』岩波新書.
- 稲垣誠一(2013) 「高齢者の同居家族の変容と貧困率の将来見通し—結婚・離婚行動変化の  
影響評価」『季刊・社会保障研究』Vol. 48, No. 4, pp. 396-409.
- 小塩隆士・浦川邦夫 (2008) 「2000年代前半の貧困化傾向と再分配政策」, 『季刊社会保  
障研究』, Vol.44, No.3, pp.278-290.
- 国立社会保障・人口問題研究所(2017) 『第15回出生動向基本調査(結婚と出産に関する

- 全国調査)』 ([https://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou15/doukou15\\_gaiyo.asp](https://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou15/doukou15_gaiyo.asp)) .
- 清家篤・山田篤裕(2004)『高齢者就業の経済学』日本経済新聞社.
- 四方理人(2019)「高齢者における就労と貧困」『貧困研究』 Vol. 23, pp. 16-26.
- 四方理人・山田篤裕(2018)「家族の変化と相対的貧困率の変化——親と同居する無配偶の成人子ども増加の影響」山田篤弘ほか編著『最低生活保障の実証分析——生活保護制度の課題と将来構想』有斐閣.
- 橘木俊詔・浦川邦夫(2006)『日本の貧困研究』東京大学出版会.
- 田宮遊子(2017)「親の配偶関係別にみたひとり親世帯の子どもの貧困率—世帯構成の変化と社会保障の効果」『社会保障研究』, Vol. 2, No. 1, pp. 19-31.
- 濱本知寿香(2019)「配偶者との離死別と高齢者の生活状況」『社会保障研究』 Vol. 4, No. 1, pp. 20-32.
- 百瀬優(2017)『働き方の変化に対応した今後の遺族年金制度のあり方に関する調査研究(厚生労働科学研究費補助金 行政政策研究分野 政策科学総合研究(政策科学推進研究) 総括・分担研究報告書)』.
- 山田篤裕・小林江里香・Jersey Liang(2011)「なぜ日本の単身高齢女性は貧困に陥りやすいのか」『貧困研究』 Vol. 7, pp. 110-122.
- 渡辺久里子・四方理人(2020)「高齢者における貧困率の低下—公的年金と家族による私的扶養」『社会政策』第12巻第2号, pp. 62-73.
- Eurostat (2020) Closing the gender pension gap?  
(<https://ec.europa.eu/eurostat/web/products-eurostat-news/-/ddn-20200207-1>)

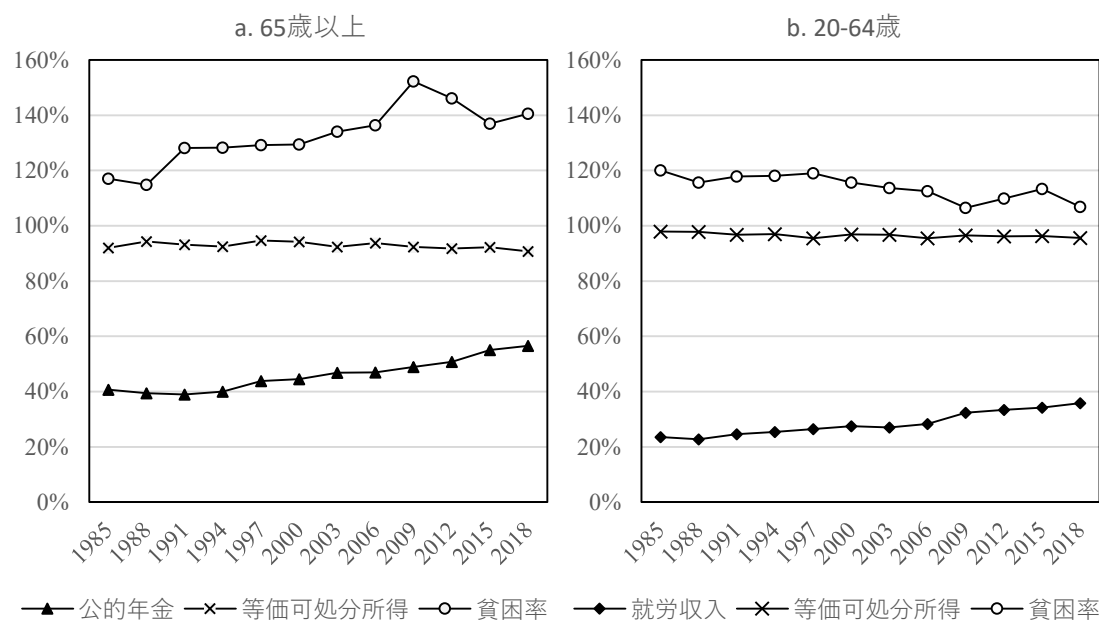
図1 男女別年齢別相対的貧困率（2015年） %



注：相対的貧困率は、中位等価可処分所得の1/2を貧困線としている。

出所：『国民生活基礎調査』より筆者作成。

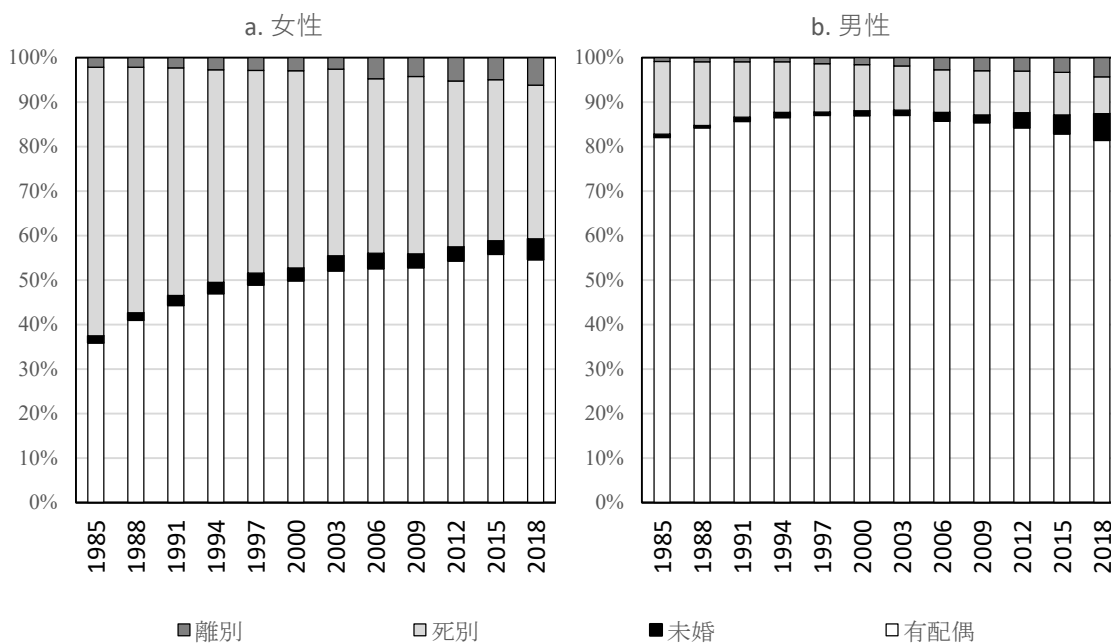
図2 就労収入、公的年金、等価可処分所得、貧困率の男女ギャップの推移



注：公的年金、等価可処分所得、就労収入は、平均年間収入について、男性を1とした女性の水準を示している。同様に、貧困率は男性の相対的貧困率を1とした女性の貧困率の水準である。

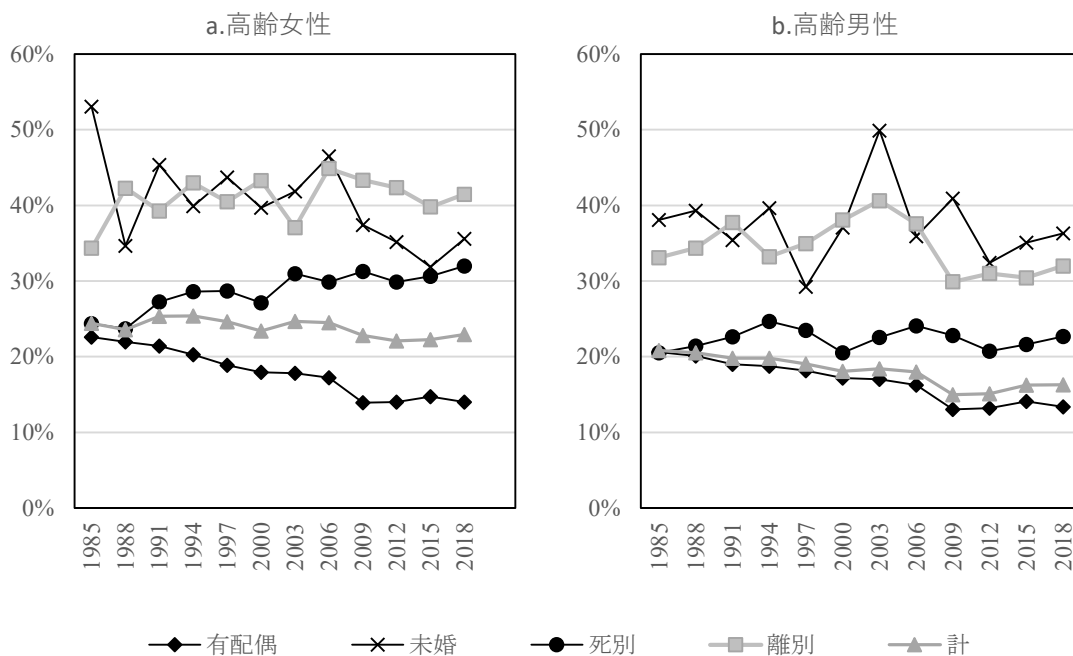
出所：『国民生活基礎調査』より筆者作成。

図3 65歳以上男女の配偶関係の推移



出所：『国民生活基礎調査』（各年）より筆者作成。

図4 65歳以上男女の等価可処分所得による配偶関係別相対的貧困率



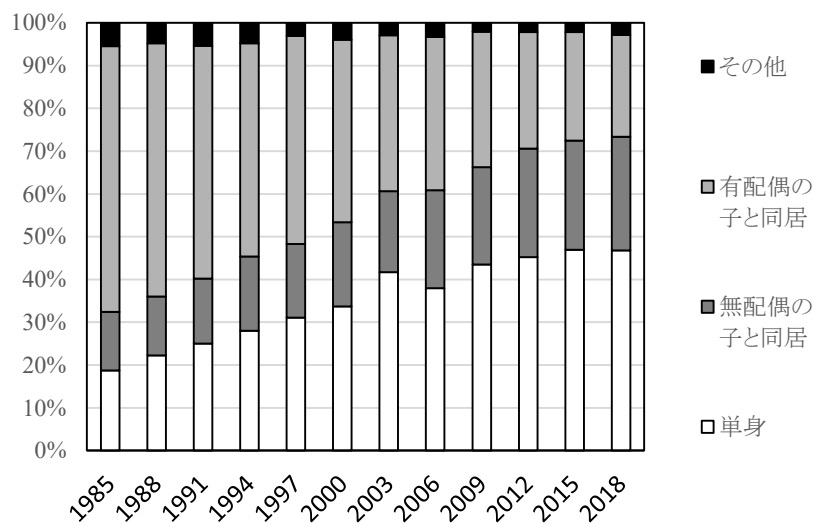
出所：『国民生活基礎調査』（各年）より筆者作成。

表1 高齢男女における1985年から2018年の貧困率の変化の寄与度分解(%ポイント)

	高齢女性		高齢男性	
	貧困率寄与	シェア寄与	貧困率寄与	シェア寄与
有配偶	<b>-3.89</b>	3.42	<b>-5.93</b>	-0.11
未婚	-0.54	1.39	-0.06	1.95
死別	<b>3.61</b>	<b>-7.29</b>	0.26	-1.74
離別	0.30	1.53	-0.03	1.12
合計	-0.53	-0.95	-5.76	1.22
貧困率変化	-1.48		-4.53	

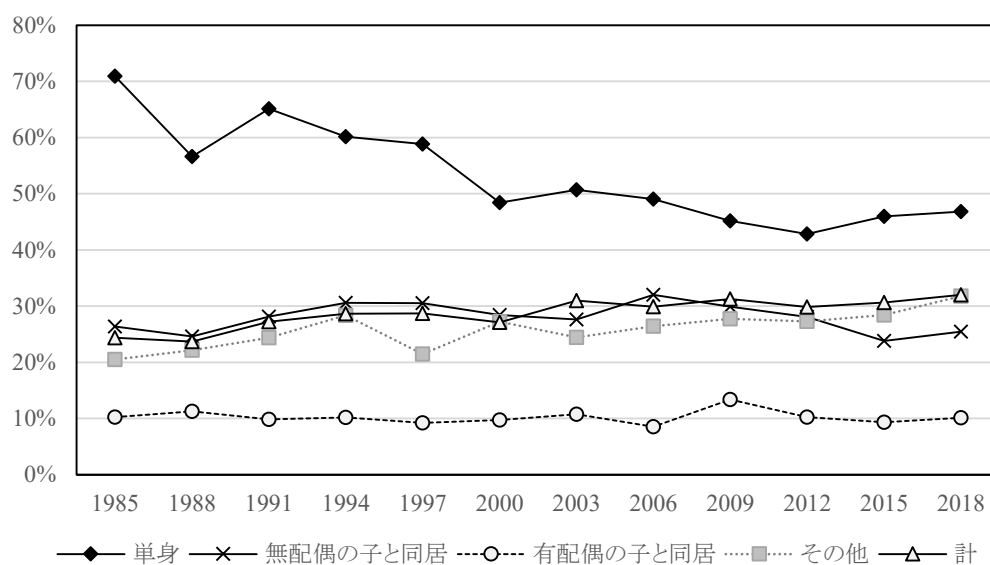
出所：『国民生活基礎調査』（各年）より筆者作成。

図5 高齢死別女性の同居形態の変化



出所：『国民生活基礎調査』（各年）より筆者作成。

図6 死別高齢女性の同居形態別貧困率



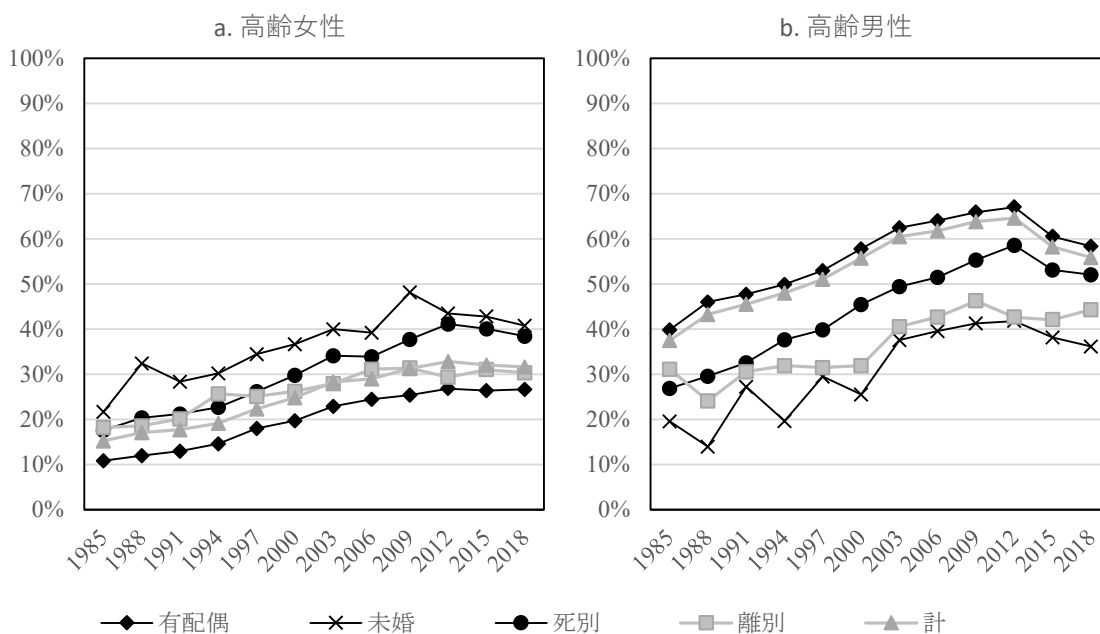
出所：『国民生活基礎調査』（各年）より筆者作成。

表2 1985年から2018年の死別高齢女性の貧困率の変化の寄与度分解(%ポイント)

	死別女性	
	貧困率寄与	シェア寄与
単身	-7.89	16.52
無配偶の子と同居	-0.19	3.32
有配偶の子と同居	-0.04	-3.89
その他	0.47	-0.69
合計	-7.65	15.25
貧困率変化	7.60	

出所：『国民生活基礎調査』（各年）より筆者作成。

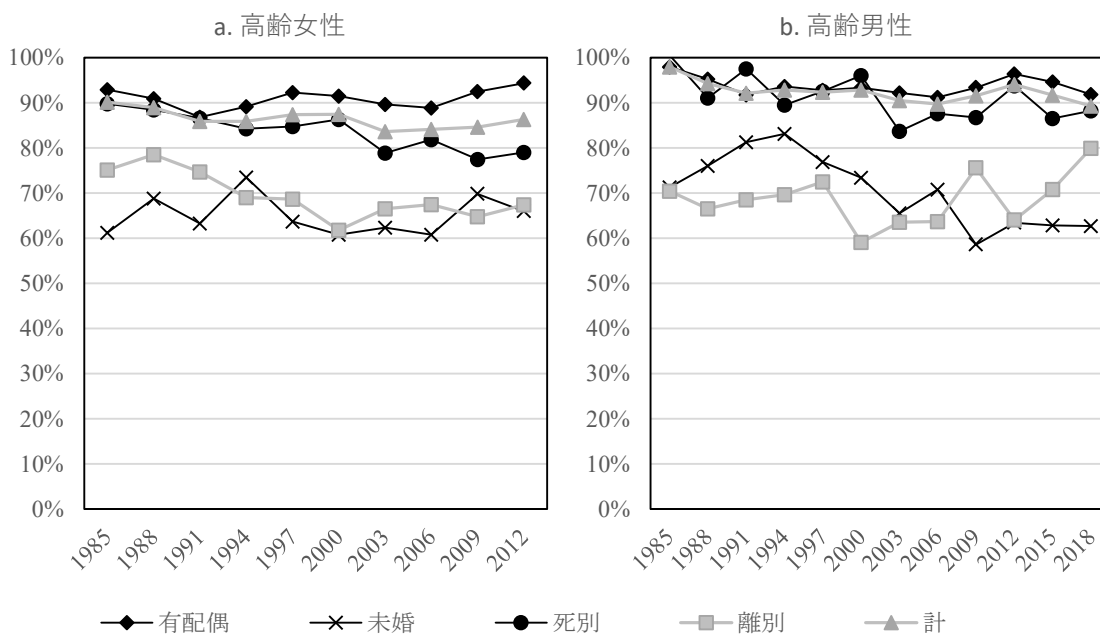
図7 高齢男女における配偶関係別、本人の公的年金所得の水準



注：全人口における等価可処分所得の平均を100%とした比で表記している。

出所：『国民生活基礎調査』（各年）より筆者作成。

図8 高齢男女における配偶関係別等価可処分所得の水準

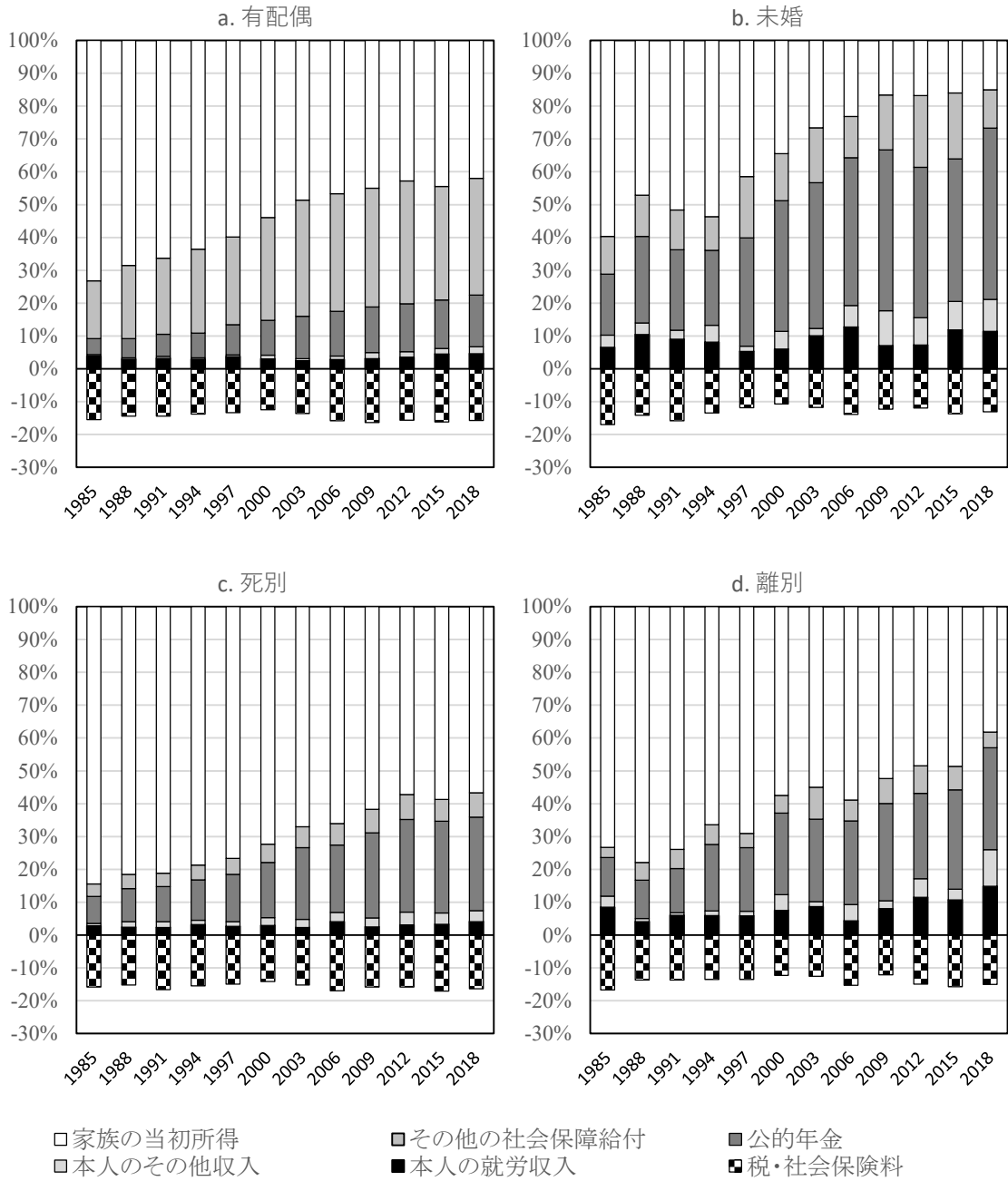


注：全人口における等価可処分所得の平均を100%とした比で表記している。

出所：『国民生活基礎調査』（各年）より筆者作成。

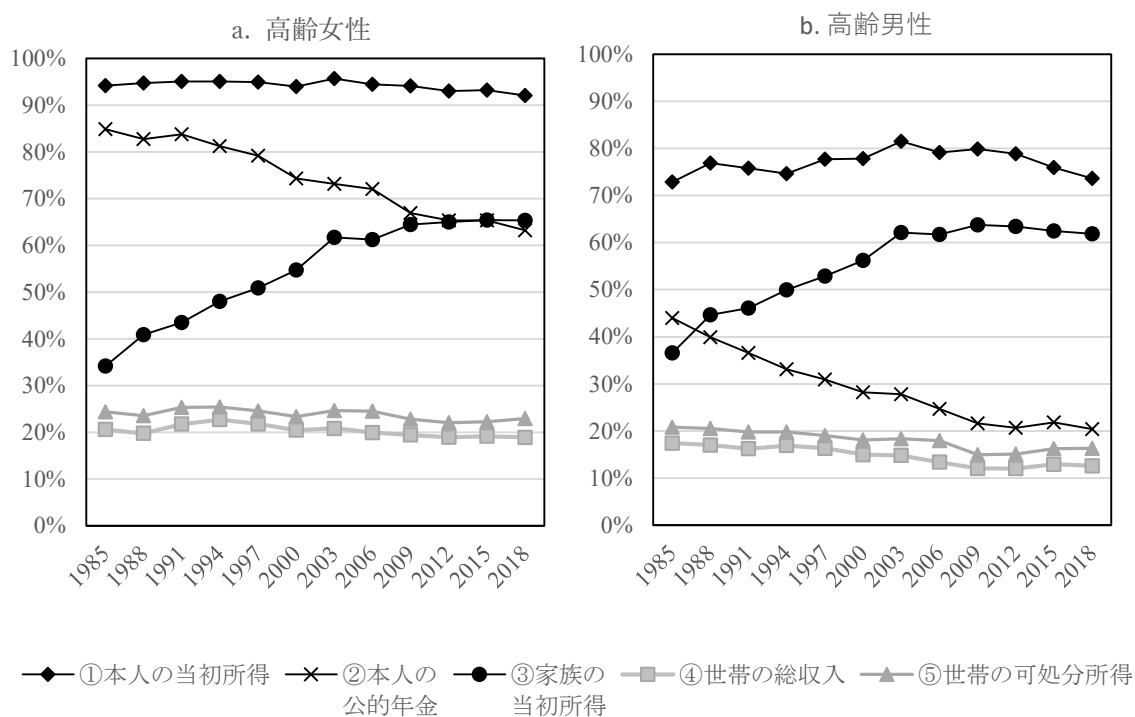


図9 高齢女性における世帯所得の構成



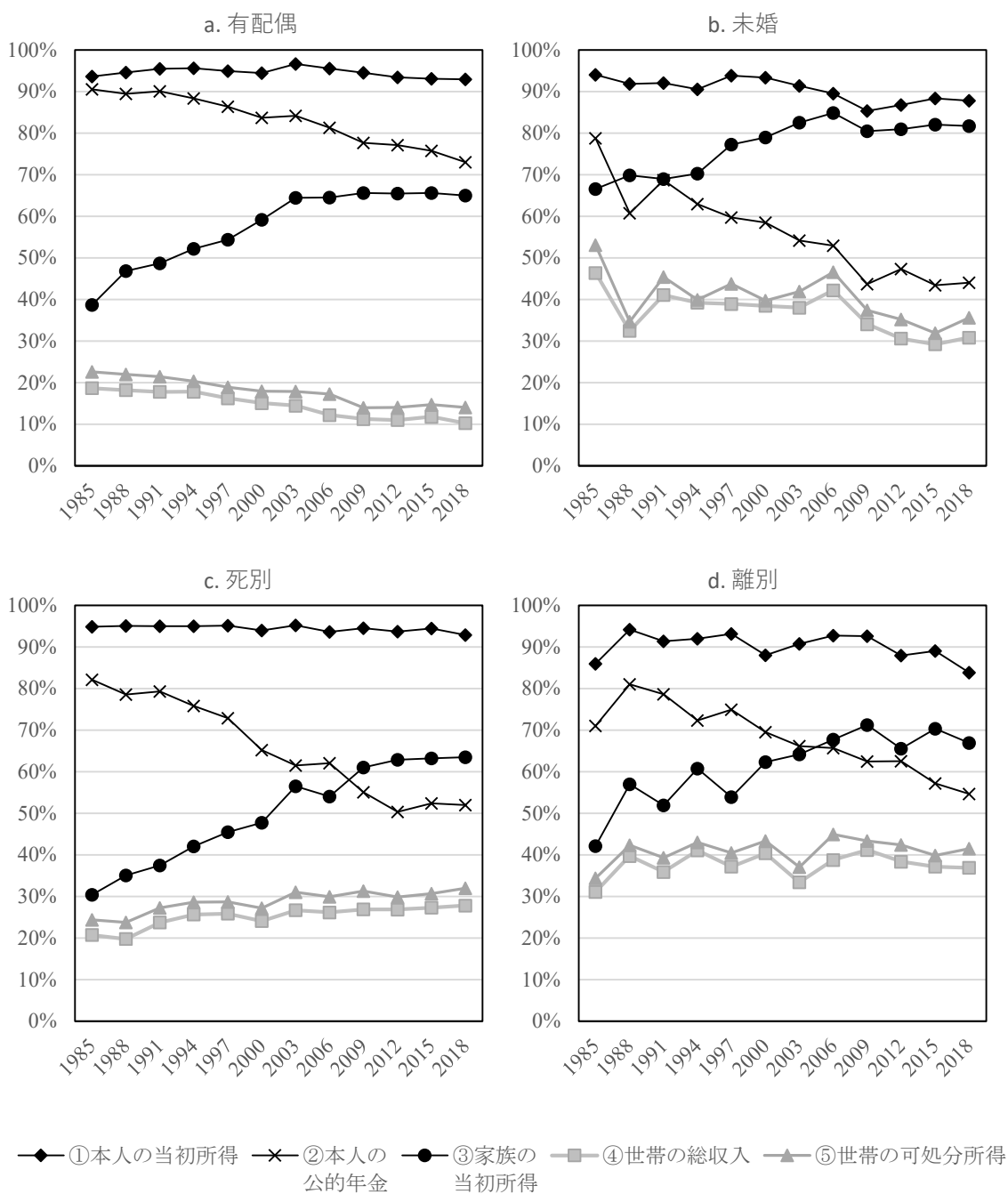
出所：『国民生活基礎調査』(各年)より筆者作成。

図 10 高齢男女における所得段階別に応じた相対的貧困率



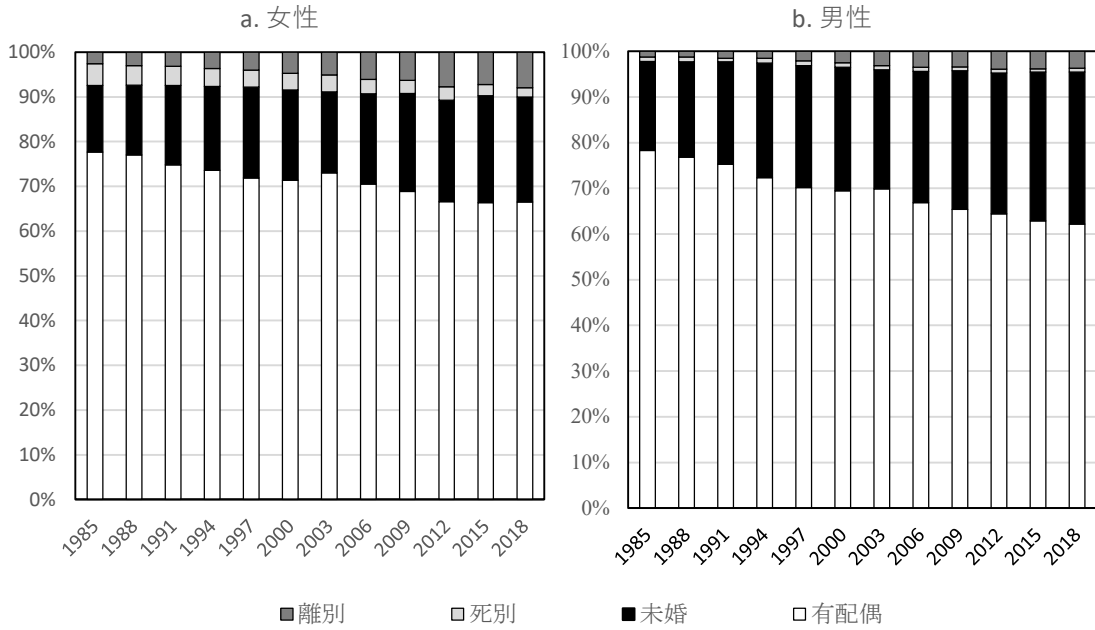
出所：『国民生活基礎調査』より筆者作成。

図 11 高齢女性における配偶関係別所得段階別に見た相対的貧困率



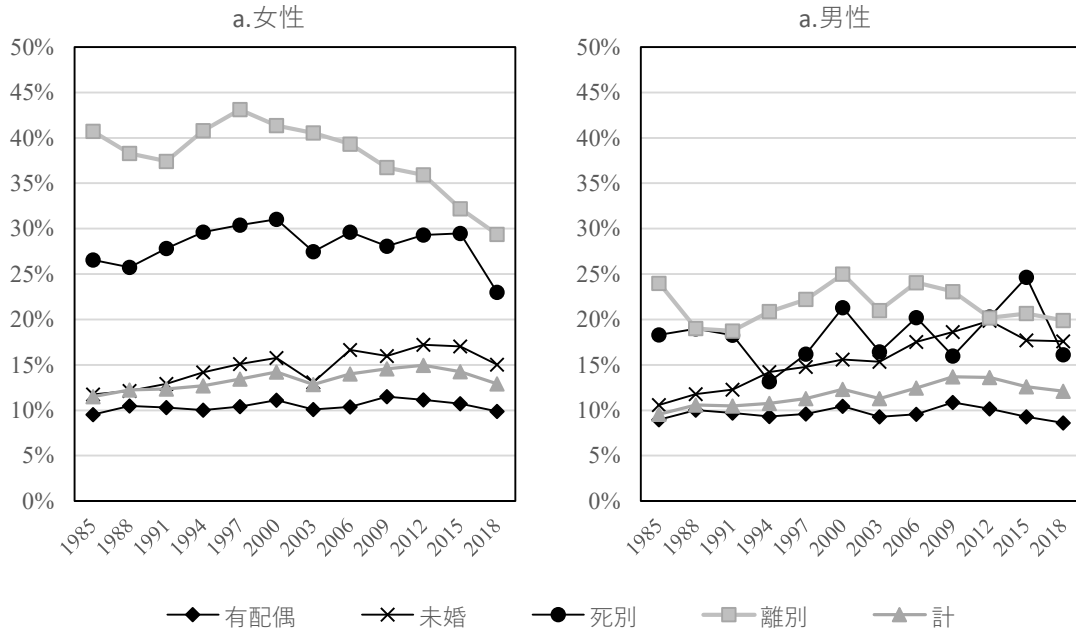
出所：『国民生活基礎調査』（各年）より筆者作成。

図 12 20～64 歳の男女における配偶関係の推移



出所：『国民生活基礎調査』（各年）より筆者作成。

図 13 20～64 歳の男女における配偶関係別貧困率の推移



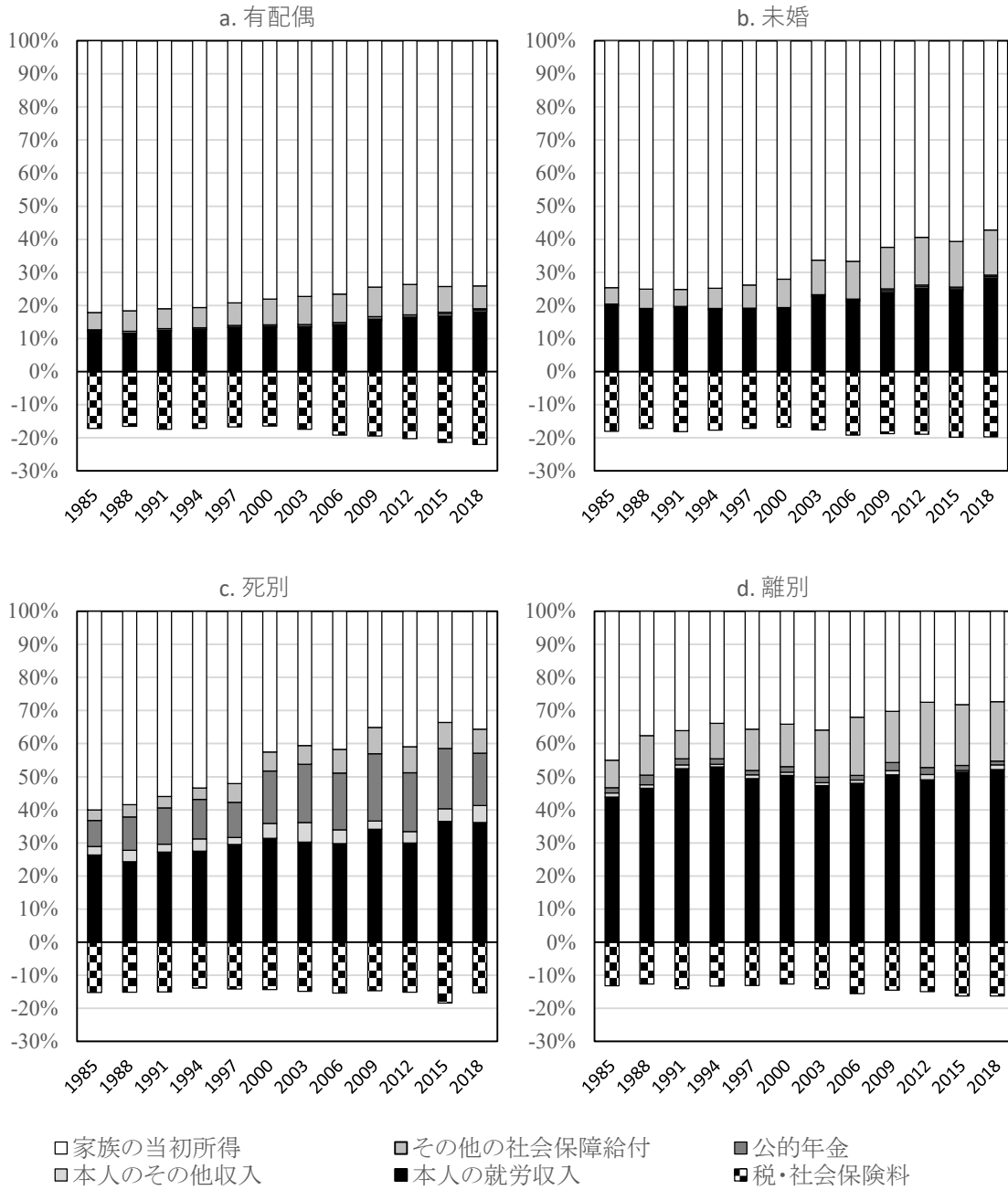
出所：『国民生活基礎調査』（各年）より筆者作成。

表3 20～64歳の男女における1985年から2018年の貧困率の変化の寄与度分解(%ポイント)

	20-64歳女性		20-64歳男性	
	貧困率寄与	シェア寄与	貧困率寄与	シェア寄与
有配偶	0.26	-1.08	-0.26	-1.41
未婚	0.63	1.15	1.85	1.94
死別	-0.12	-0.69	-0.02	-0.02
離別	-0.59	1.88	-0.10	0.54
合計	0.17	1.26	1.47	1.04
貧困率変化	1.43		2.52	

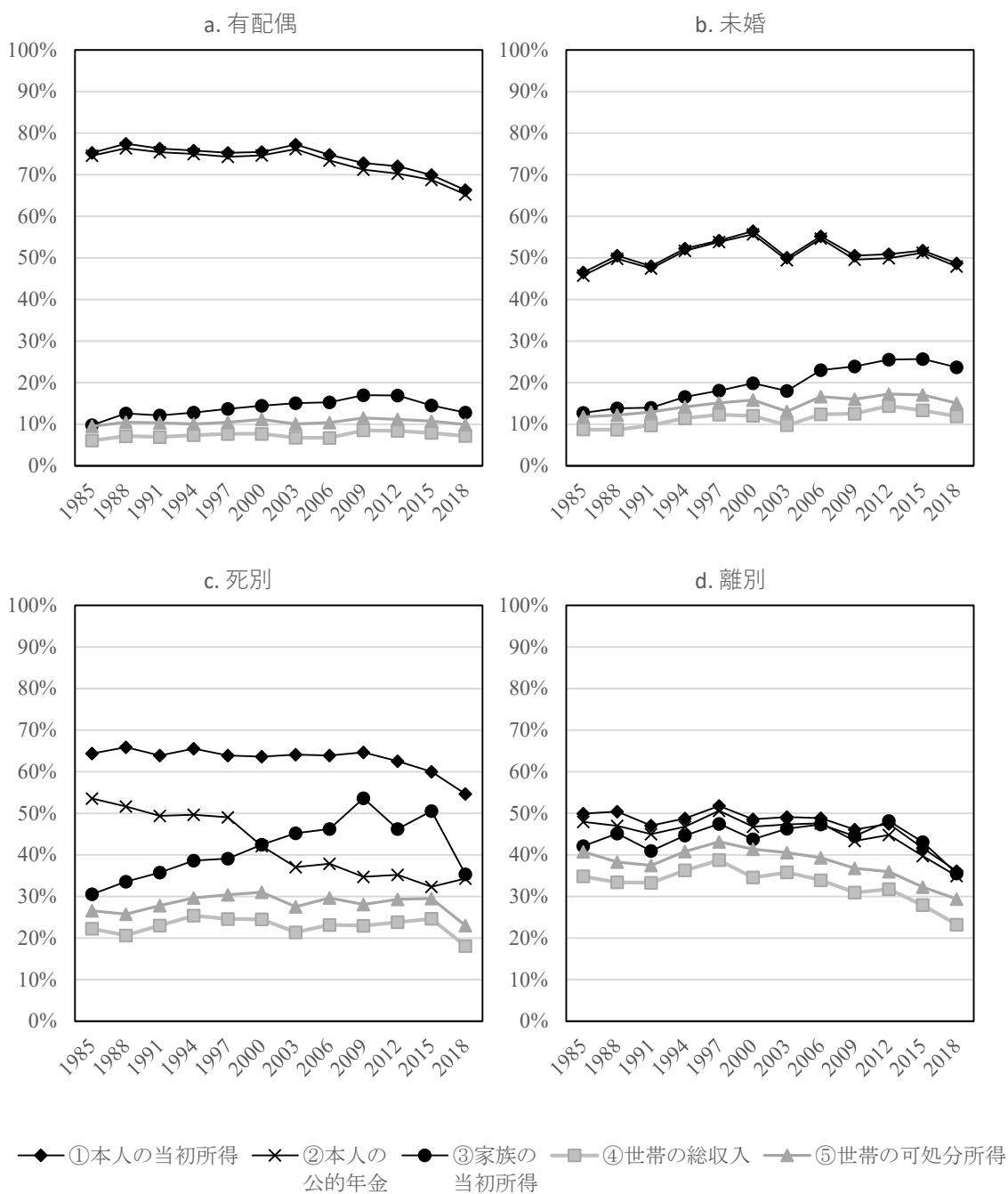
出所：『国民生活基礎調査』（各年）より筆者作成。

図 14 20～64 歳の女性における世帯所得の構成



出所：『国民生活基礎調査』(各年)より筆者作成。

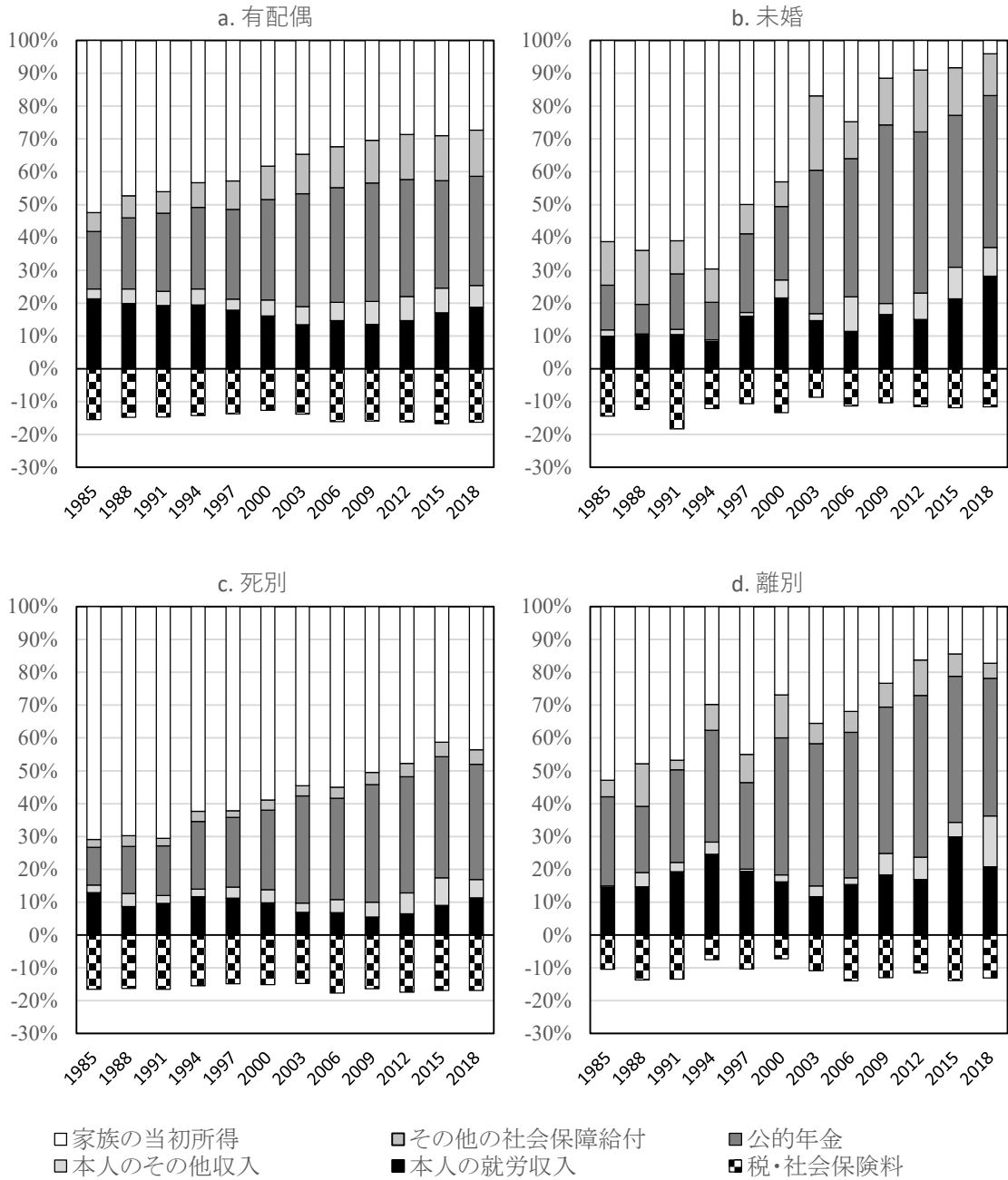
図 15 20～64 歳女性における配偶関係別所得段階別にみた相対的貧困率



出所：『国民生活基礎調査』（各年）より筆者作成。

Appendix

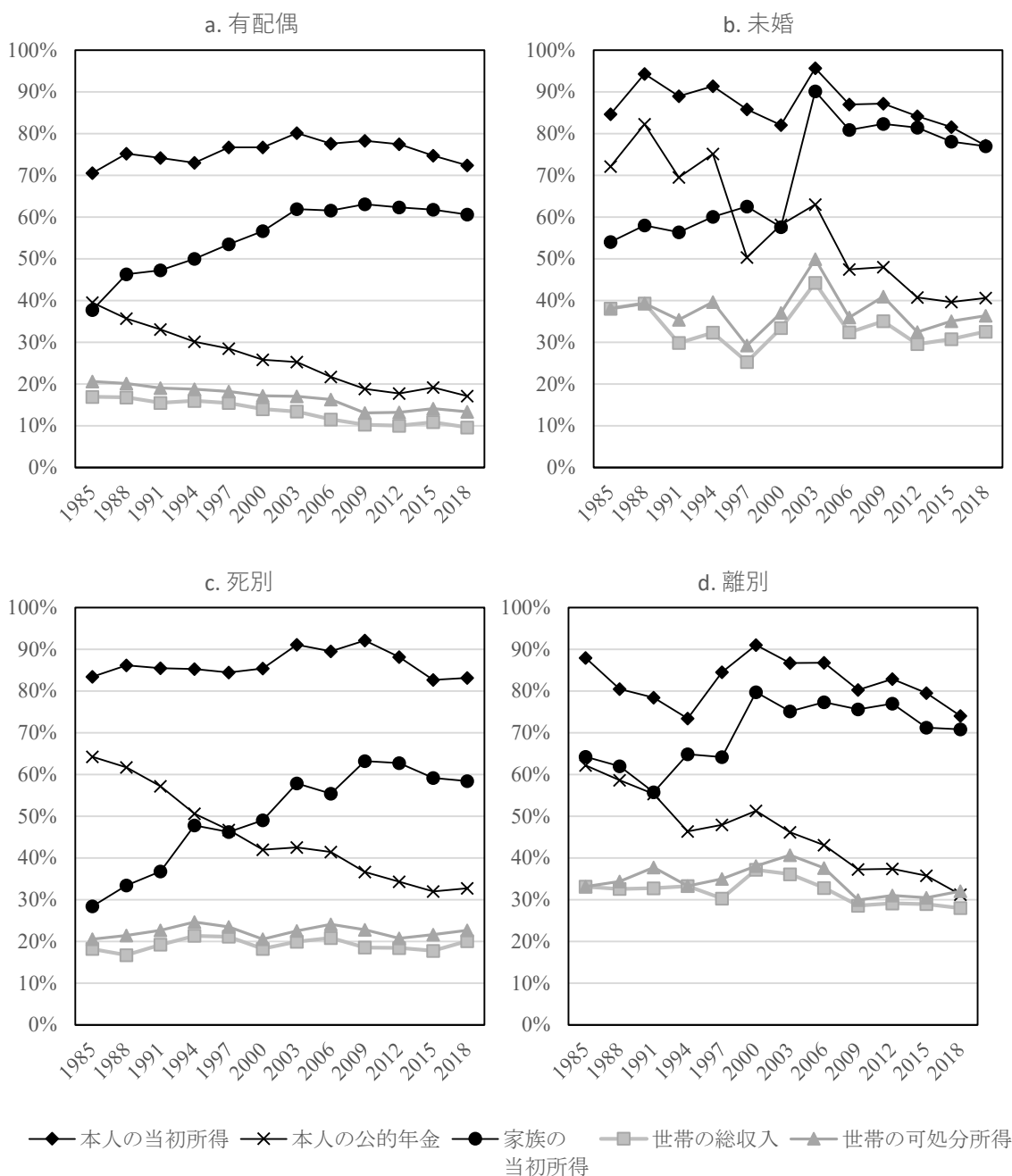
図 a1 高齢男性における世帯所得の構成



出所：『国民生活基礎調査』(各年)より筆者作成。

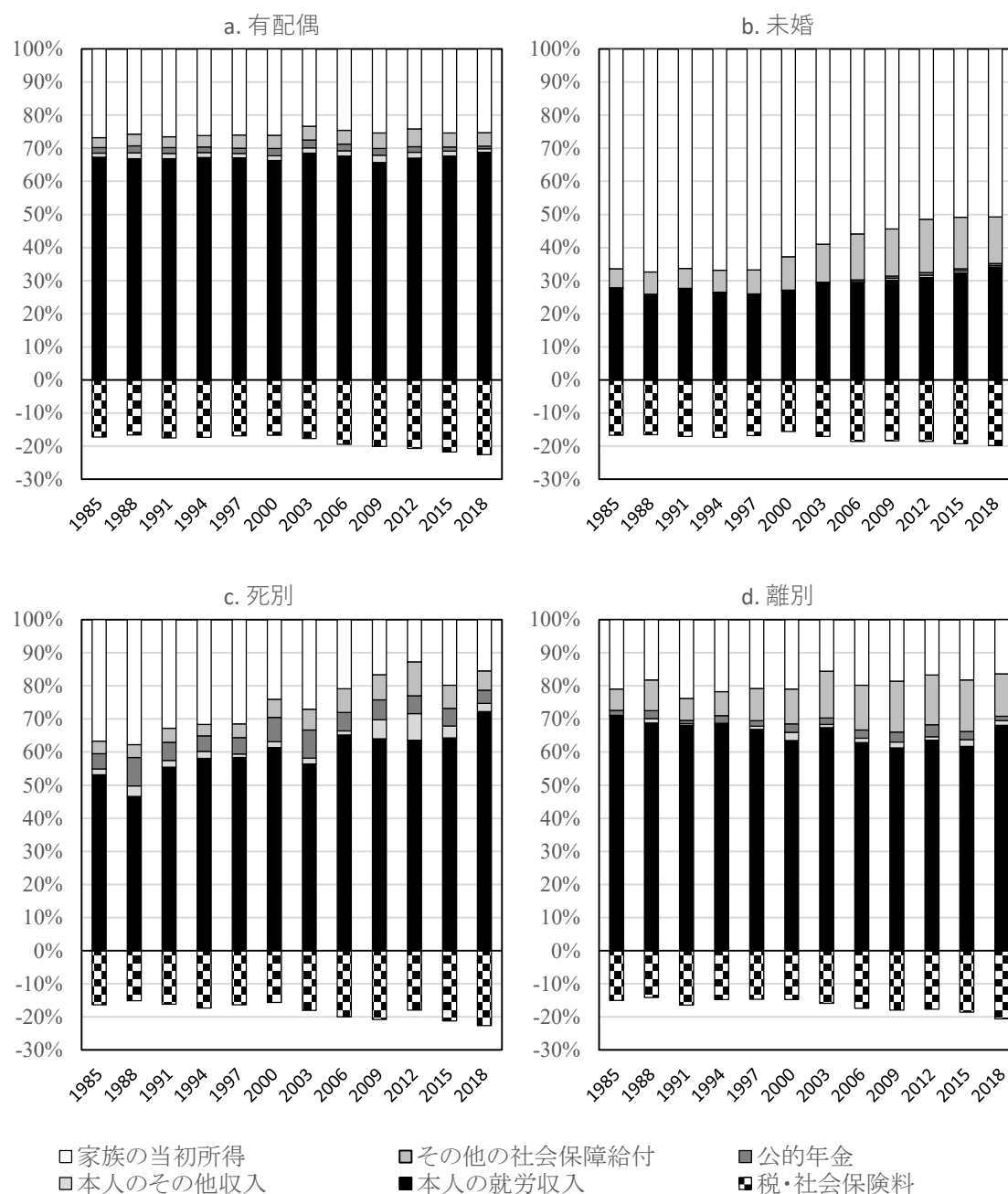


図 a2 高齢男性における配偶関係別所得段階別に見た相対的貧困率



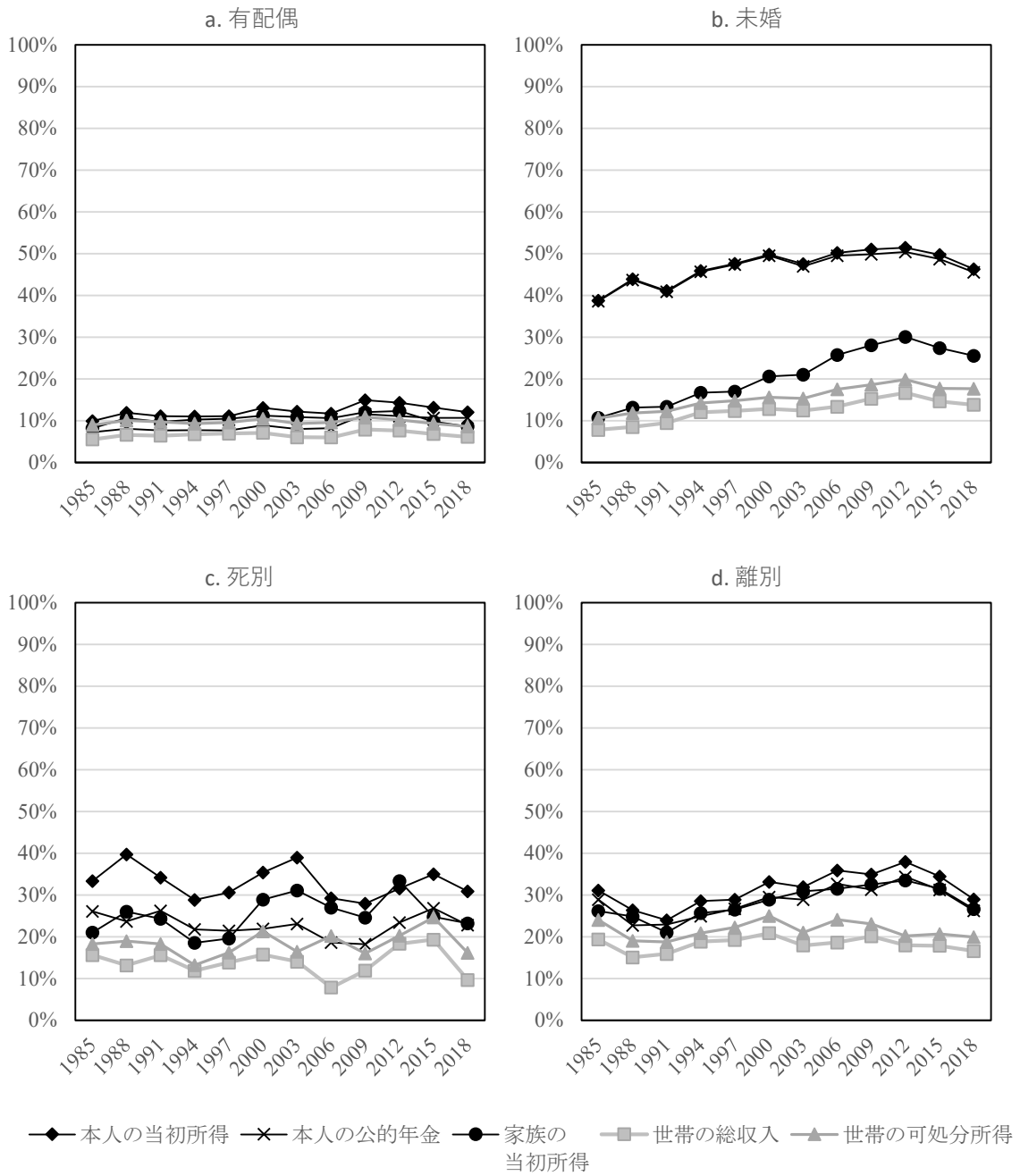
出所：『国民生活基礎調査』（各年）より筆者作成。

図 a3 20～64 歳の男性における世帯所得の構成



出所：『国民生活基礎調査』(各年)より筆者作成。

図 a4 20～64 歳の男性における配偶関係別所得段階別に見た相対的貧困率



出所：『国民生活基礎調査』（各年）より筆者作成。

令和3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金  
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))  
「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)」

遺族年金受給者の就業選択<sup>1</sup>

研究分担者 大津唯 (埼玉大学大学院人文社会科学部准教授)

## 1. はじめに

遺族年金は、公的年金制度における主要な給付の一つであり、家計の担い手が死亡した場合にその遺族の生活を保障するうえで重要な役割を果たしている<sup>2</sup>。しかし、女性の労働参加が進む中で、遺族年金制度は、とりわけ子がない場合の給付の在り方について、見直しが求められるようになっている<sup>3</sup>。

このような状況のもと、遺族年金に関する研究の蓄積も求められている。しかし、遺族年金に関するこれまでの研究は、法学分野における判例研究や<sup>4</sup>、諸外国の制度に関する調査研究に限られており<sup>5</sup>、統計データに基づく分析はほとんど行われてこなかった。

そこで本研究では、厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」(2015年)の個票データを用い、遺族年金受給者の基本的な属性と就業状況に関する基礎的な集計を行った上で、遺族年金受給者の就業状況に関する回帰分析を行った。

本稿の構成は次の通りである。まず次節において、遺族年金の仕組みと、制度改正を巡る近年の議論について概観する。続く第3節では本研究の分析枠組みについて説明し、第4節では基礎的な集計結果を確認する。第5節では遺族年金受給者の就業状況に関する回帰分析の結果を確認する。第6節は本稿のまとめである。

## 2. 背景

### (1) 遺族年金の概要

遺族年金は、日本の公的年金制度における主要な給付の一つであり、遺族基礎年金と遺族厚生年金の2つ

---

<sup>1</sup> 本研究は、令和3年度厚生労働行政推進調査事業補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究(代表者:山田篤裕)」の一環として実施された。厚生労働省「高齢年金受給者実態調査(2017年)」の調査票情報は当該事業の一環として調査票情報の利用が認められた。調査票情報提供にご協力頂いた関係者各位に深く御礼申し上げます。なお本稿の分析で示される数値は独自集計したものであり、公表されている数値と必ずしも一致しない。

<sup>2</sup> 2019年度末時点の受給者数は665.1万人、2019年度の給付総額は6兆9,970億円である〔厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」(2019年度)〕。なお、受給者数は、厚生年金保険(第1号)と基礎年金(同一の年金種別)を併給している者の重複分を控除した場合の数値である。

<sup>3</sup> 厚生労働省(2015)、p.23。なお、このような社会の変化を踏まえた遺族年金制度の見直しは、先進国共通の課題である〔OECD(2018)〕。

<sup>4</sup> 遺族年金に関わる判例研究の蓄積については、堀(2017)、菊池(2018)、笠木他(2018)などの教科書を参照されたい。

<sup>5</sup> 諸外国の制度に関する代表的な調査研究として、百瀬他(2017)が挙げられる。

で構成されている。

遺族基礎年金は、全国民を対象とする国民年金の給付の一つであり、国民年金の被保険者<sup>6</sup>や、かつて被保険者であった人<sup>7</sup>が死亡した場合に、その人によって「生計を維持していた」<sup>8</sup>遺族に対して支給される。対象となる遺族は、①子のいる配偶者、または②子である。1年間の支給額(2022年度の場合)は、777,800円の基本額に、子の人数に応じた加算(1人目と2人目はそれぞれ223,800円、3人目以降は1人74,600円)を足した額である。なお、ここで子は、18歳到達年度の末日を経過していない子、または20歳未満で障害等級1級または2級の子を指す。

遺族厚生年金は、被用者を対象とする厚生年金の給付の一つであり、厚生年金の被保険者<sup>9</sup>や、かつて被保険者であった人<sup>10</sup>が死亡した場合に、その人によって生計を維持していた遺族に対して支給される。対象となる遺族は、①妻、②子または孫<sup>11</sup>、③被保険者等の死亡時に55歳以上である夫、父母または祖父母<sup>12</sup>である。30歳未満で子のいない妻のみ、5年間の有期給付である。支給額は、死亡した人の老齢厚生年金相当額の4分の3の額である<sup>13</sup>。

## (2) 制度改正を巡る議論

遺族年金の制度改正を巡る論点はいくつかあるが、その中で最も重要な論点は、子がいない場合の給付の在り方についてであろう<sup>14</sup>。2015年に社会保障審議会年金部会が発表した「社会保障審議会年金部会における議論の整理」では、現行の遺族年金制度を『男性が主たる家計の担い手であるという考え方を内包した給付設計となっている』としたうえで、『男女がともに就労することが一般化していくことが想定される』なかで『制度上

---

<sup>6</sup> ただし、保険料を納付した期間(免除された期間を含む)が加入期間の3分の2以上であること、または死亡日の前々月までの1年間に保険料の滞りが無いことが支給の要件となる(保険料納付要件)。

<sup>7</sup> ただし、保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間(かつて任意加入の対象者であった人が任意加入しなかった期間等)の合計が25年以上あることが求められる。

<sup>8</sup> ここで、死亡した人によって「生計を維持していた」(生計維持関係がある)と認められるのは、生計を同一にしており、かつ収入が基準額を下回っている場合である(生計維持要件)。現在、この基準は年額850万円に設定されており、前年の収入がこれを下回る場合、生計維持関係があると認められる。

<sup>9</sup> ただし、遺族基礎年金と同様の保険料納付要件が求められる。なお、被保険者期間中に初診日のある傷病により初診日から5年以内に死亡した場合にも遺族厚生年金が支給される。

<sup>10</sup> ただし、遺族基礎年金と同様に、保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間の合計が25年以上あることが求められる。なお、1級・2級の障害厚生年金の受給権者が死亡した場合にも遺族厚生年金が支給される。

<sup>11</sup> ここで「孫」は、18歳到達年度の末日を経過していない孫、または20歳未満で障害等級1級または2級の孫を指す。

<sup>12</sup> 支給開始は60歳からである。ただし、夫は60歳になる前であっても遺族基礎年金を受給中の場合に限り、遺族厚生年金も併せて受給できる。

<sup>13</sup> ただし、被保険者または1級・2級の障害厚生年金の受給権者の死亡により受給権が発生した場合で、厚生年金の被保険者期間が25年未満の場合には、25年加入したのと同額が支給される。また、夫の死亡時に40歳以上であった子のいない妻は、65歳になるまでの間、中高齢寡婦加算(遺族基礎年金の4分の3の額)を受けられる。さらに、遺族厚生年金の受給権者が自身の老齢厚生年金の受給権を持つ場合には、併給調整がある。

<sup>14</sup> 遺族年金の見直しを巡っては、子がいない場合の給付の在り方に加えて、生計維持要件の見直し〔堀(2017)、菊池(2016)、江口(2016)、百瀬(2017)など]や、遺族年金が非課税であることの是非〔下野・竹内(2011)、下野(2017)など]、国民年金の第3号被保険者が死亡した場合の遺族年金の給付の在り方〔駒村(2016)]なども議論されている。

の男女差はなくし、若い時代に養育する子がない家庭については、遺族給付を有期化もしくは廃止する』ことが将来的な制度の在り方であるとの考えが示されている〔社会保障審議会年金部会(2015)、p.23〕。

30歳未満で子のいない妻については、2004年の制度改正で既に5年間の有期給付とされているので、ここでいう「有期化」は、遺族厚生年金における夫の年齢要件を廃止しつつ、有期給付の対象となる年齢の範囲を拡大することを意味する<sup>15,16</sup>。一方で、同文書でも指摘されている通り、こうした制度改正を安易に行うことは、配偶者を亡くした人がたちまち困窮状態に陥る事態を招くおそれがある。そのため、この提言の是非については、遺族年金受給者の生活や就労の実態を踏まえて慎重に検討される必要がある。

そのような実態を把握するための統計調査には、厚生労働省が実施している「遺族年金受給者実態調査」がある。しかし、厚生労働省による基礎的な一次集計や、百瀬他(2017、pp.178-193)による二次的な集計は行われているものの、本格的な統計分析はこれまで行われてこなかった。そこで本研究では、厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」(2015年)の個票データを用い、遺族年金受給者の基本的な属性と就業状況に関する基礎的な集計を行った上で、遺族年金受給者の就業状況に関する回帰分析を行った。

### 3. 分析の枠組み

#### (1) データ

本研究で用いるデータは、厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」(2015年)の個票データである。同調査は、国民年金および厚生年金の遺族年金受給者について、収入、支出、就業状況等の実態を総合的に把握することを目的として、5年毎に実施されている標本調査である。就業状況については、調査時点における状況だけでなく、死別前後の就業状況の変化についても調査されている。2015年の調査は、同年12月1日時点の遺族年金受給者(503.8万人)の中から無作為抽出された約2万3千人(有効回答数15,295件、回答率64.9%)を調査客体としている。なお、死亡者との続柄が「子」または「孫」である受給者は、調査対象から除外されている。また、遺族共済年金のみの受給者も調査対象に含まれていない<sup>17</sup>。

分析対象は、死亡者との続柄が「妻」である場合に限定する。これは、調査対象となる遺族年金受給者の97.8%(492.9万人)が「妻」であり、「夫」、「親」または「祖父母」のケースがサンプルの中にほとんど含まれていないためである(表1)。また、「遺族年金受給者実態調査」の調査対象には寡婦年金<sup>18</sup>の受給者(1.2万人)が含まれているが、制度の性質が遺族基礎年金および遺族厚生年金と大きく異なるため、これも分析対象から除外する。

表 1: 年齢階級別・続柄別の遺族年金受給者数

<sup>15</sup> 菊池(2016)や百瀬(2017)においても、同様の提言がなされている。また、遺族厚生年金における支給要件の男女差については、笠木・嵩他(2018、pp.139-141)が詳しい。

<sup>16</sup> こうした提言の背景には、諸外国では『若い時代に養育する子がない場合には給付がないか、有期の給付となっている』場合が多いことがある〔社会保障審議会年金部会(2015)〕。

<sup>17</sup> 共済年金は2015年10月に厚生年金に統合されたが、それ以前に受給権が発生した場合は引き続き遺族共済年金を受給する。

<sup>18</sup> 国民年金における遺族への給付には、遺族基礎年金のほか、第1号被保険者独自の給付として寡婦年金および死亡一時金がある。寡婦年金は、死亡した第1号被保険者によって生計を維持していた妻に対して、60歳から65歳になるまでの間支給されるものである。死亡一時金は、第1号被保険者が死亡したときにその遺族に支給される一時金である。

## (2) 分析の方法

本研究では、まず遺族年金受給者の基本的な属性と就業状況に関する基礎的な集計を行った。その上で、一般的な稼働年齢層であり、かつ老齢年金を受給している可能性のない65歳未満の遺族年金受給者について<sup>19</sup>、(a)調査時点における就業の有無に関するロジット分析と、(b)死別前後での就業の有無の変化に関するロジット分析を行った。(a)と(b)の具体的な推定モデルは次の通りである。

### (a) 調査時点における就業の有無に関するロジット分析

これは、調査時点における就業の有無(有=1、無=0)を被説明変数とする二項ロジットモデルによる回帰分析である。主要な説明変数は、年金種別に関するカテゴリー変数である。年金種別は、受給している遺族年金の種別が「基礎年金のみ」、「基礎年金+厚生年金」、「厚生年金のみ」のいずれであるかの区分である。ここでは、「基礎年金+厚生年金」をレファレンス・カテゴリーとした。この他、基本的な属性として年齢とその二乗、世帯内における他の稼ぎ手の有無(有=1、無=0)、および住宅の所有形態(持ち家=1、賃貸=0)を説明変数として用いた。

この分析に加え、年金種別ごとに分割したサンプルでも、それぞれ二項ロジットモデルによる回帰分析を行った。説明変数には、上記の基本的な属性に加えて、「基礎年金のみ」の分析と「基礎年金+厚生年金」の分析では、子の人数に関するカテゴリー変数(1人<レファレンス・カテゴリー>、2人、3人以上)を説明変数に追加した。「厚生年金のみ」の分析において子の人数を説明変数に用いていないのは、「厚生年金のみ」の場合は子がいないためである。また、「基礎年金+厚生年金」の分析と「厚生年金のみ」の分析では、遺族年金受給額を説明変数に追加した。「基礎年金のみ」の分析の説明変数に遺族年金受給額が含まれていないのは、「基礎年金」のみの場合は子の人数に応じて年金額が一律に決まり、子の人数の変数と識別ができないためである。

### (b) 死別前後での就業の有無の変化に関するロジット分析

死別前後における就業状況については、以下3つの二項ロジットモデルによる回帰分析を行った。

- ①死別前の就業の有無(有=1、無=0)を被説明変数とする回帰分析
- ②死別後の就業率の有無(有=1、無=0)を被説明変数とする回帰分析
- ③死別前に非就業であった人の死別後の就業開始の有無(有=1、無=0)を被説明変数とする回帰分析

3つの回帰分析のいずれにおいても、説明変数には死別時の子の有無(有=1、無=0)、死別時の年齢とその二乗、死別時から調査時までの経過年数を用いた。死別時の子の有無は、遺族年金の受給権発生日における基礎年金の有無によって識別した。また、死別時から調査時までの経過年数を説明変数に追加したのは、遺族年金の受給を開始した時期によって女性の就労可能性が異なることが想定されるためである。

なお、死別前の就業の有無と死別後の就業の有無のいずれかが欠損している場合は、分析対象サンプル

---

<sup>19</sup> 一般的には65歳未満でも老齢基礎年金を繰り上げて受給したり、特別支給の老齢厚生年金を受給したりする場合があるが、これらは遺族年金との併給が認められていない。そのため、65歳未満の遺族年金受給者で老齢年金を受給している人はいない。

から除外している。

#### 4. 基礎的集計

本節では、遺族年金受給者の基本的な属性と就業状況に関する基礎的な集計の結果を概観する。

##### (1) 遺族年金受給者の基本的な属性

表 2 は、遺族年金受給者の数について、年齢階級別かつ年金種別別に示したものである。まず年齢構成について確認すると、65 歳以上が 90.0%(442.5 万人)を占めており、65 歳未満は 10.0%(49.2 万人)を占めるに過ぎないことが分かる。とりわけ、40 歳代未満はわずか 0.3%(1.3 万人)である。したがって、遺族年金の見直しに関する議論の主要な対象である若齢者の比率は、決して高くはない。

一方、年金種別に着目すると、65 歳以上の受給者はほぼ 100%が厚生年金のみの受給者であり、基礎年金の受給者がいるのはほぼ 65 歳未満に限られる。基礎年金の受給者の比率は若いほど高く、50 歳未満では過半数を占める。また、調査時点では厚生年金のみを受給している場合でも、死別による受給開始時点では子がいて基礎年金を受給していたという場合があり、一定の割合を占めている。

表 2:年齢階級別・制度別の遺族年金受給者数(妻)

##### (2) 遺族年金受給者の就業状況

図 1 は、遺族年金受給者の就業率を、日本の女性全体の就業率と年齢階級別に比較して示したものである。これをみると、30 歳代前半から 50 歳代前半にかけては、遺族年金受給者の就業率が 80%台前半で、女性全体の就業率に比べて 10%ポイント程度高いことが分かる。50 歳代後半以降になると、遺族年金受給者の就業率と女性全体の就業率はともに大幅に低下していくが、両者の就業率の差は観察されなくなる。

図 1:遺族年金受給者(妻)と女性全体の就業率の比較(年齢階級別)

図 2 は、就業している遺族年金受給者の就労形態別の割合を年齢階級別に示したものである。「自営業・その他」の割合が高い 75 歳以上を除けば、どの年齢階級でも非正規雇用の割合が最も高い。正規雇用が比較的多い 30 歳代から 50 歳代であっても、その割合は 3 分の 1 程度にとどまり、非正規雇用が 6 割前後を占めている。

図 2:就業している遺族年金受給者(妻)の就業形態別割合と非正規雇用率

図 3 は、就業している遺族年金受給者の週あたり労働時間の分布を年齢階級別に示したものである。労働時間が比較的長い 30 歳代から 50 歳代であっても、5 割前後は週あたり労働時間が 30 時間未満であり、20 時間未満である人も 3 割前後を占めている。

図 3:就業している遺族年金受給者(妻)の週あたり労働時間



図 4 は、非就業者も含む遺族年金受給者の年間就労収入の分布を年齢階級別に示したものである。就労収入が比較的多い 30 歳代から 50 歳代であっても、年間就労収入が 500 万円を上回るのは数パーセントに過ぎず、およそ半数は「収入なし」か「100 万円未満」、これに「100～200 万円未満」を加えると 7 割以上を占める。

図 4:遺族年金受給者(妻)の年間就労収入階級別割合

以上をまとめると、30 歳代前半から 50 歳代前半にかけて遺族年金受給者の就業率は 80%台前半で女性全体の就業率よりも 10%ポイント程度高いが、就業者の約 6 割は非正規雇用、5 割前後は週当たり労働時間が 30 時間未満である。また、7 割以上は年間就労収入が 200 万円を下回る。このように、遺族年金受給者は 30 歳代前半から 50 歳代前半にかけて就業率が高いが、その大半は非正規雇用であり、週当たり労働時間は短く、就労収入も低い<sup>20</sup>。

### (3) 死別による就業状況の変化

前節で述べたように、「遺族年金受給者実態調査」では、調査時点における就業状況だけでなく、死別により遺族年金を受給し始める前後の就業状況についても調査している。これを基に、調査時点における年齢が 65 歳未満であった遺族年金受給者について、死別前の就業率と死別後の就業率を死別時の年齢階級別に集計したものが図 5 である。これをみると、死別時の年齢が 40 歳代以下の場合、死別前後で就業率が大きく上昇していることが分かる。最も上昇幅が大きいのは死別時の年齢が 30 歳未満の場合であり、死別前の就業率が 38.8%であったのに対し、死別後の就業率は 89.6%で、50.8%ポイント上昇している。40 歳代後半までは、死別前の就業率は上昇していく一方、死別後の就業率は 9 割前後で横ばいに推移しているため、死別前後の就業率の上昇幅は小さくなっていく。死別時の年齢が 50 歳を超えると、死別後の就業率が死別前の就業率を下回るようになるが、死別前と死別後のどちらも就業率自体は低下していく。

図 5:遺族年金受給者(妻)の死別前と死亡後の就業率の変化

図 6 は、死別前の就業の有無別に、死別後の就業率を示したものである。死別前から就業していた場合は、死別後もほとんどが就業を継続しており、その割合は 40 歳代以下では 9 割を超え、50 歳代から 60 歳代前半でも 8 割を上回っている。一方、死別前に非就業であった場合には、死別時の年齢が 30 歳代前半以下の場合は死別後の就業率が 8 割を上回っており、30 歳代後半から 40 歳代にかけても 5 割を上回っているが、50 歳代以降では 3 割を下回る。

図 6:死別前の就業の有無別にみた死別後の就業率

以上のように、死別時の年齢が 40 歳代以下の場合、死別前から就業している人の 9 割以上が就業を継続する一方で、死別前に非就業であった人も 5 割以上が新たに就業を開始する。このことが、40 歳代以下にお

<sup>20</sup> 就業率が高い一方で非正規雇用率が高く就業収入が低いという傾向は、母子家庭全般においても見られる〔周(2014) など〕。

ける死別前後での就業率の大幅な上昇に繋がっている。

## 5. 分析結果

前節で概観した基礎的な集計の結果を踏まえ、本研究では65歳未満の遺族年金受給者の①調査時点における就業の有無、および②死別前後での就業の有無の変化に関するロジット分析を行った。主な分析結果は、次の通りである。

### (1) 調査時点における就業の有無に関するロジット分析

調査時点の就業の有無に関するロジット分析の推定結果は、表3の通りである。(a)はサンプル全体、(b)は「基礎年金のみ」の受給者のサンプル、(c)は「基礎年金+厚生年金」の受給者のサンプル、(d)は「厚生年金のみ」の受給者のサンプルに基づく推定結果である。なお、各変数の基本統計量は附表1に示している。

表3:推定結果:調査時点における就業の有無に関するロジット分析

附表1:基本統計量:調査時点における就業の有無に関するロジット分析

まず、(a)において推定された年金種別の違いによる影響について確認すると、「基礎年金+厚生年金」の受給者に対して「基礎年金のみ」の受給者は就業する確率が有意に高く、オッズ比は1.2であった。「基礎年金のみ」の受給者は、「基礎年金+厚生年金」の受給者に比べて年金額が低いため、就労収入によってこれを補う必要性が高いことが示唆される。

次に、基本的な属性の影響について確認すると、年齢については(a)~(d)のいずれの推定結果においても有意な影響が観察され、40歳前後で最も就業確率が高いという結果になった。また、他の稼ぎ手の有無と住宅の所有形態による影響については、(c)における住宅の所有形態による影響を除いては、有意な影響が観察されなかった。

続いて、(b)および(c)において推定された子の人数の違いによる影響について確認すると、「(b)基礎年金のみ」の受給者では有意な影響が観察されなかった一方、「(c)基礎年金+厚生年金」の受給者では子の人数が1人の場合に比べて2人の場合と3人以上の場合の就業率が有意に高く、オッズはそれぞれ1.7と2.2であった。このように(b)と(c)で推定結果が異なったのは、次の理由が考えられる。すなわち、子の人数が増えると、遺族基礎年金の額は増加する一方で、必要な生活費も増加すると考えられる。「(b)基礎年金のみ」の受給者では、子の数によって年金受給額が一律に決まるため、遺族年金受給額の影響を識別できず、年金受給額が増えることによる就業抑制効果と、必要な生活費が増えることによる就業促進効果が相殺されたのではないかと推察される。一方で、(c)では遺族年金受給額の影響が統御されているため、子の人数が増えて生活費が増加することによる就業促進効果のみが観察されたのではないかと考えられる。

最後に、遺族年金受給額の影響について確認すると、(c)および(d)のいずれにおいても係数が有意な負の値を取っていた。このことは、年金受給額が大きいほど就労収入を得る必要性が低下することを示唆しているものと考えられる。

### (2) 死別前後での就業の有無の変化に関するロジット分析

死別前後での就業の有無の変化に関するロジット分析の推定結果は、表 4 の通りである。(a)は死別前の就業の有無、(b)は死別後の就業の有無、(c)は死別前に非就業であった人の死別後の就業開始の有無に関する分析の推定結果である。なお、各変数の基本統計量は附表 2 に示している。

表 4:推定結果:死別前後での就業の有無の変化に関するロジット分析

附表 2:基本統計量:死別前後での就業の有無の変化に関するロジット分析

まず、死別時の子の有無による影響について確認すると、(a)では係数が有意に負である一方、(b)と(c)では明確な影響が観察されなかった。すなわち、死別時に子がいた場合、そうでない場合に比べて死別前に就業していた確率が有意に低い(オッズ比:0.7)ことが観察された一方で、死別後に就業していた確率と、死別後に新たに就業を開始した確率に対しては、有意な影響が観察されなかった。このように子の有無による就業の違いが死別後に観察されなくなるのは、子育てに専念するために就業をしないという選択肢が、夫との死別によって失われたためではないかと考えられる。

続いて、死別時の年齢による影響を確認すると、(a)~(c)のいずれの推定結果においても有意な影響が観察され、(a)の死別前の就業確率は 45 歳前後、(b)の死別後の就業確率は 35 歳前後、(c)の死別に伴う就業開始確率は 30 歳前後で、それぞれ最も高くなると推定された。

最後に、死別時から調査時までの経過年数の影響についても、(a)では係数が有意に負である一方、(b)と(c)では明確な影響が観察されなかった。すなわち、経過年数が長いほど死別前の就業確率が有意に低くなる一方で、死別後の就業確率や死別に伴う就業開始確率に対してはそのような影響が観察されなかった。これは、女性全体の就業率が上昇傾向にあるのに対して、遺族年金受給者の就業率にはそのような変化が起きていないことを示唆している可能性がある。

## 6. おわりに

本研究では、厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」(2015 年)の個票データを用い、遺族年金受給者(死亡者との続柄が「妻」である場合。ただし、寡婦年金の受給者を除く。)の基本的な属性と就業状況に関する基礎的な集計を行った上で、遺族年金受給者の就業状況に関する回帰分析を行った。主な知見は次の 4 点に整理できよう。

第一に、30 歳代前半から 50 歳代前半の遺族年金受給者の就業率は、80%台前半で、女性全体の就業率よりも 10%ポイント程度高かった。しかし、この年齢層の就業者の約 6 割は非正規雇用、約 5 割は週当たり労働時間が 30 時間未満であった。また、非就業者を含むこの年齢層の 7 割以上は年間就労収入が 200 万円を下回っていた。

第二に、死別時の年齢が 40 歳代以下の場合、死別前から就業している人の 9 割以上が就業を継続する一方で、死別前に非就業であった人も 5 割以上が新たに就業を開始していた。そのため、40 歳代以下では死別前後で就業率が大幅に上昇していた。

第三に、65 歳未満の遺族年金受給者が就業する確率は、「基礎年金+厚生年金」の受給者より「基礎年金のみ」の受給者の方が有意に高いことが観察された(オッズ比:1.2)。「基礎年金のみ」の受給者は、「基礎年金+厚生年金」の受給者に比べて年金額が低いため、就労収入によってこれを補う必要性が高いことが示唆さ

れる。また、子の人数が多いほど就業する確率は有意に高いこと、遺族年金受給額が高いほど就業する確率は有意に低いことも観察された。

第四に、65歳未満の遺族年金受給者が死別前に就業していた確率は、死別時に子がいた人の方が、子がいなかった人に比べて有意に低かった(オッズ比:0.7)。一方で、死別後に就業していた確率と、死別後に新たに就業を開始した確率は、子の有無による有意差が観察されなかった。これは、子育てに専念するために就業をしないという選択肢が、夫との死別によって失われたことを意味するのではないかと考えられる。同様に、死別した時期が調査時点に近いほど死別前に就業していた確率が有意に高い一方、死別後に就業していた確率と、死別後に新たに就業を開始した確率に対する有意な影響は観察されなかった。これは、女性全体で見られるような就業率の上昇が、遺族年金受給者の就業率においては生じていないこと示唆している可能性がある。

以上のように、遺族年金受給者の就業選択は、女性の一般的な就業選択と大きく異なっていた。単に遺族年金受給者の就業率が女性全体の就業率よりも高いというばかりではなく、子がいるほど就業している確率が低いという一般的な傾向が遺族年金受給者には当てはまらなかった。

加えて、遺族年金受給者の就業率の動向は、女性全体の就業率が上昇傾向にあるのとは異なっている可能性が考えられる。しかし、この点については2015年時点の遺族年金受給者のみを対象とした本研究から明確な結論を得ることは難しい。

いずれにせよ、遺族年金制度の見直しを行うにあたっては、女性の一般的な就労状況だけでなく、遺族年金受給者の就労状況を継続的に把握する事が不可欠である。そのためには、「遺族年金受給者実態調査」が今後も継続的に実施されるだけでなく、一貫した定義に基づいて遺族年金受給者の就労状況の中長期的な動向を把握できるようにすることが求められよう。

## 参考文献

OECD (2018), *OECD Pensions Outlook 2018*, OECD publications.

江口隆裕(2016)「社会の変化と遺族年金のあり方」『社会保障研究』Vol.1, No.2, pp.461-464。

笠木映里・嵩さやか・中野妙子・渡邊絹子(2018)『社会保障法』有斐閣出版。

菊池馨実(2016)「遺族年金制度の課題と展望」『社会保障研究』Vol.1, No.2, pp.354-369。

菊池馨実(2018)『社会保障法 第2版』有斐閣出版。

駒村康平(2016)「1985年以降の所得保障制度の動向——制度横断的分析試論」『社会保障研究』Vol.1, No.2, pp.268-292。

社会保障審議会年金部会(2015)「社会保障審議会年金部会における議論の整理」(2015年1月21日)。

周燕飛(2014)『母子世帯のワーク・ライフと経済的自立』労働政策研究・研修機構。

下野恵子(2017)「遺族年金、障害年金は非課税所得のままではよいのか——税・社会保障財政への影響、給付の公正から考える」『年金と経済』Vol.35, No.4, pp.17-24。

下野恵子・竹内滋子(2011)「遺族厚生年金の課税化による税・社会保険料収入増の試算——非課税所得と租税・社会保険料負担の公正性」『日本経済研究』No.65, pp.23-42。

堀勝洋(2017)『年金保険法[第4版]——基本理論と解釈・判例』法律文化社出版。

百瀬優(2017)「遺族年金の性格と今後のあり方」『週刊社会保障』Vol.71, No.2924, pp.40-45。

百瀬優・秋朝礼恵・嵩さやか・丸谷浩介・丸山桂・渡邊絹子(2017)『厚生労働行政推進調査事業費補助金政

策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)働き方の変化に対応した今後の遺族年金制度のあり方に関する調査研究 平成 28 年度総括・分担研究報告書』

表1 年齢階級別・続柄別の遺族年金受給者数

(単位：万人)

年齢階級	死亡者との続柄			計
	夫	妻	親	
30歳未満	0.0	0.1	—	0.1
30～34歳	0.0	0.3	—	0.3
35～39歳	0.0	0.9	—	0.9
40～44歳	0.0	2.3	—	2.3
45～49歳	0.1	4.0	—	4.1
50～54歳	0.1	7.0	—	7.0
55～59歳	0.0	12.1	—	12.2
60～64歳	0.9	23.7	0.2	24.8
65～69歳	0.8	46.5	0.5	47.8
70～74歳	0.7	65.1	0.3	66.0
75～79歳	1.4	84.5	0.5	86.5
80～84歳	1.6	101.3	0.6	103.5
85～89歳	0.8	85.2	0.8	86.8
90歳以上	0.5	59.9	1.0	61.4
計	7.0	492.9	3.9	503.8

(注1) 「—」は支給対象外を意味する。四捨五入の関係で内訳の合計と総数は必ずしも一致しない。

(注2) 制度別・年齢階級別の回答数に「復元倍率」(受給者数が制度別かつ年齢階級別に母集団と一致するように設定された倍率)を乗じて求めた値である。

(注3) 死亡者との続柄が「子」および「孫」の受給者は「遺族年金受給者実態調査」の調査対象外である。また、死亡者との続柄が「祖父母」のケースは、回答者の中に存在しなかった。

(出所) 厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」(2015年) 個票データより筆者集計。

表2 年齢階級別・制度別の遺族年金受給者数（妻）

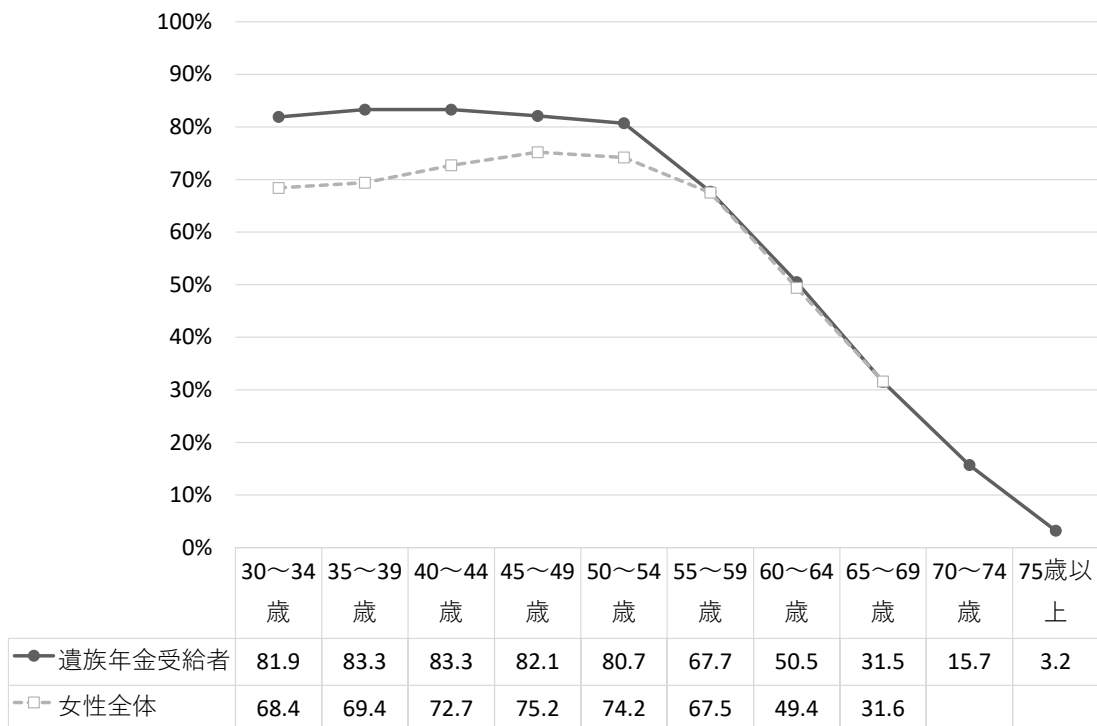
（単位：万人）

年齢階級	基礎年金のみ	基礎年金+厚生年金	厚生年金のみ			計
			うち受給権発生時			
			子あり	子なし		
30歳未満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
30～34歳	0.1	0.2	0.1	0.0	0.1	0.3
35～39歳	0.2	0.6	0.1	0.0	0.1	0.9
40～44歳	0.5	1.4	0.4	0.1	0.3	2.3
45～49歳	0.6	2.0	1.5	0.7	0.8	4.0
50～54歳	0.3	1.5	5.2	2.7	2.4	7.0
55～59歳	0.1	0.5	11.6	4.5	7.1	12.1
60～64歳	0.0	0.0	22.4	5.0	17.4	22.5
65～69歳	0.0	0.0	46.5	4.4	42.1	46.5
70～74歳	0.0	0.0	65.0	2.3	62.7	65.1
75～79歳	0.0	0.0	84.5	1.4	83.1	84.5
80～84歳	0.0	0.0	101.3	0.3	101.1	101.3
85～89歳	0.0	0.0	85.2	0.1	85.1	85.2
90歳以上	0.0	0.0	59.9	0.0	59.8	59.9
計	1.8	6.1	483.7	21.6	462.1	491.6

（注）死亡者との続柄が「妻」である遺族年金受給者（寡婦年金の受給者を除く）について、制度別・年齢階級別の回答数に「復元倍率」（受給者数が制度別かつ年齢階級別に母集団と一致するように設定された倍率）を乗じて求めた値である。

（出所）厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」（2015年）個票データより筆者集計。

図1 遺族年金受給者（妻）と女性全体の就業率の比較（年齢階級別）



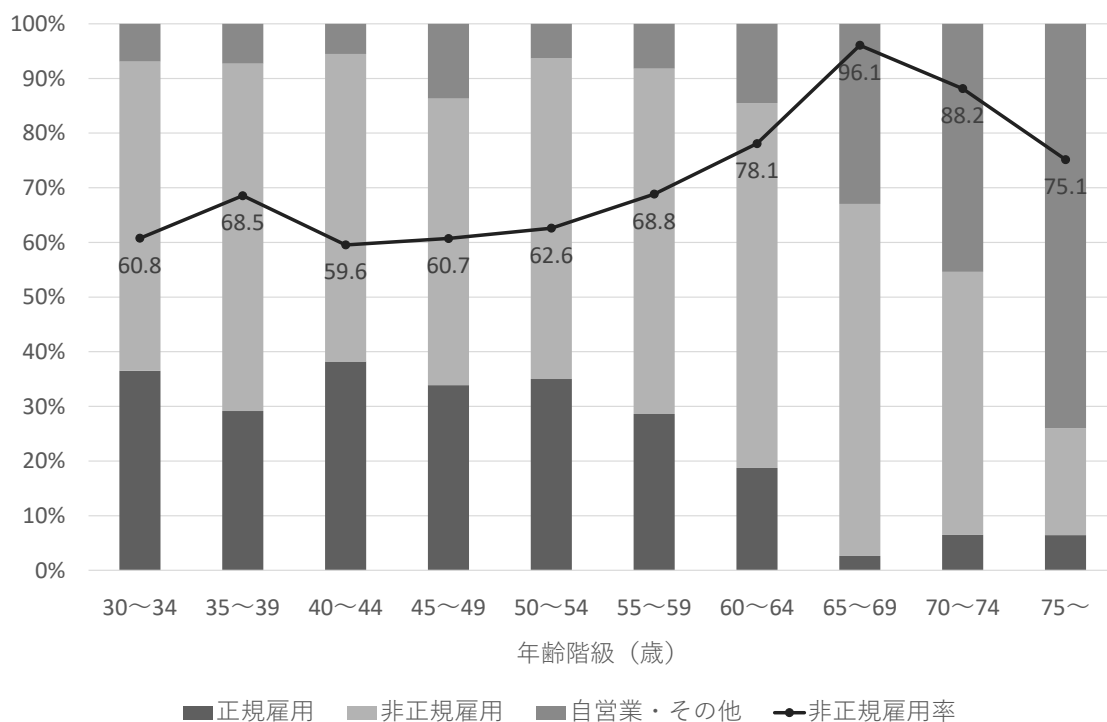
（注1）無回答を除く。30歳未満は遺族年金受給者の観測値数が寡少であるため省略している。

（注2）死亡者との続柄が「妻」である遺族年金受給者（寡婦年金の受給者を除く）について、制度別・年齢階級別の比率が母集団に一致するように調整して求めた値である。

（出所）厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」（2015年）個票データおよび総務省「労働力調査」より筆者作成。



図2 就業している遺族年金受給者（妻）の就業形態別割合と非正規雇用率



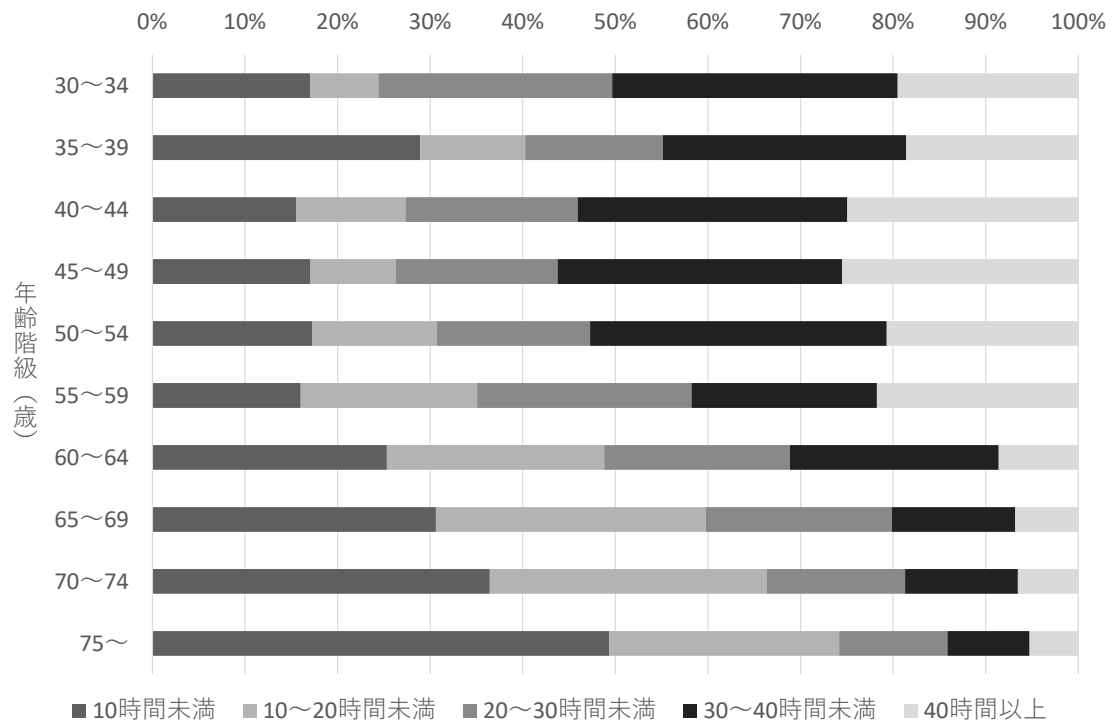
(注1) 無回答を除く。30歳未満は観測値数が寡少であるため省略している。

(注2) 死亡者との続柄が「妻」である受給者（寡婦年金の受給者を除く）について、制度別・年齢階級別の比率が母集団に一致するように調整して求めた値である。

(注3) 非正規雇用率は、非正規雇用者数を正規雇用者数と非正規雇用者数の合計値で除して求めた値である。

(出所) 厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」(2015年) 個票データより筆者集計。

図3 就業している遺族年金受給者（妻）の週あたり労働時間

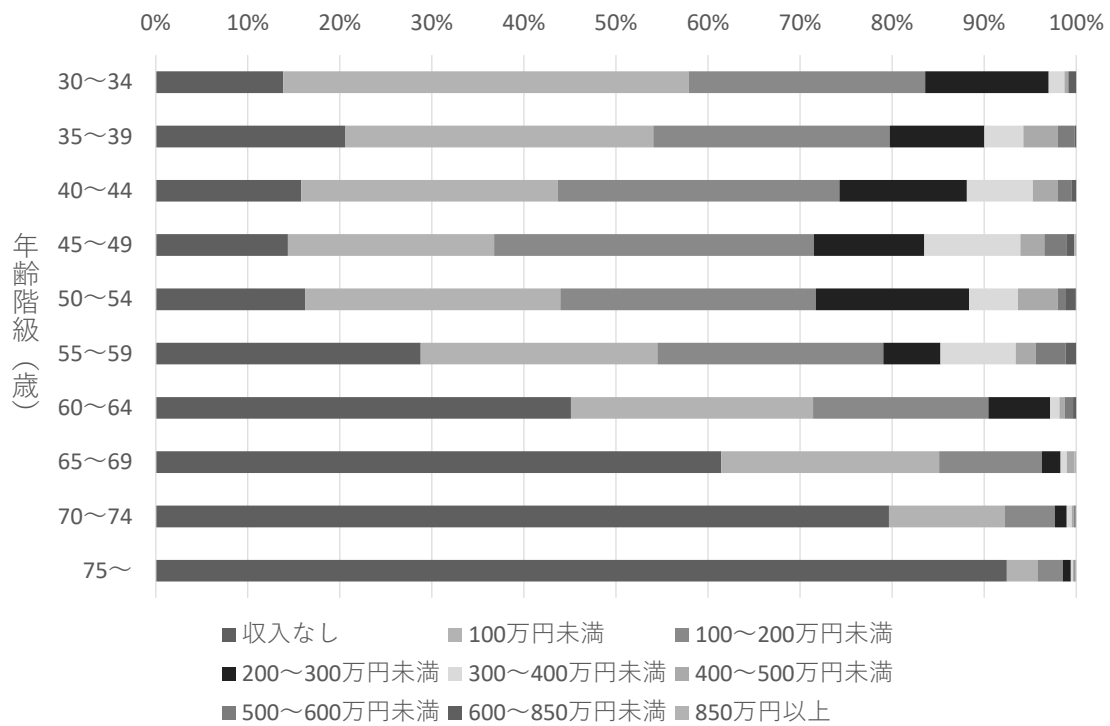


(注1) 無回答を除く。30歳未満は観測値数が寡少であるため省略している。

(注2) 死亡者との続柄が「妻」である受給者（寡婦年金の受給者を除く）について、制度別・年齢階級別の比率が母集団に一致するように調整して求めた値である。

(出所) 厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」(2015年) 個票データより筆者集計。

図4 遺族年金受給者（妻）の年間就労収入階級別割合



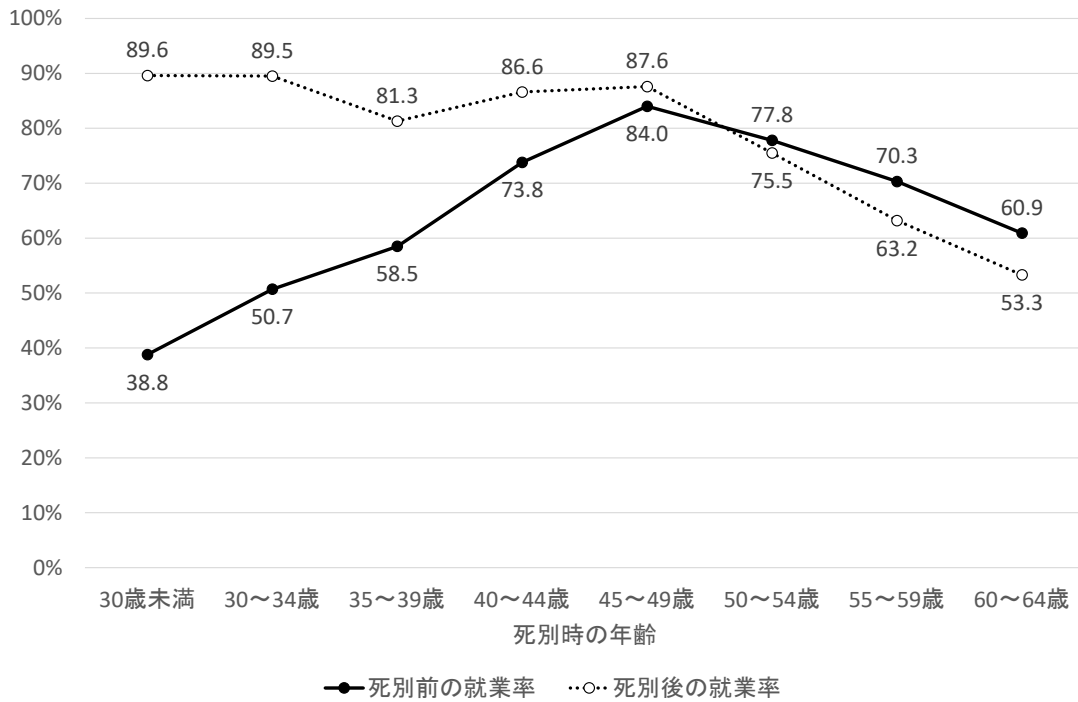
(注1) 無回答を除く。30歳未満は観測値数が寡少であるため省略している。

(注2) 死亡者との続柄が「妻」である受給者（寡婦年金の受給者を除く）について、制度別・年齢階級別の比率が母集団に一致するように調整して求めた値である。

(注3) 調査時に就業しており、かつ前年の就労収入が無回答の場合は「収入なし」とみなしている。また、調査の前年の年間就労収入であり、本表の「収入なし」の割合と調査時点の非就業の割合は一致しない。

(出所) 厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」(2015年) 個票データより筆者集計。

図5 遺族年金受給者（妻）の死別前と死亡後の就業率の変化

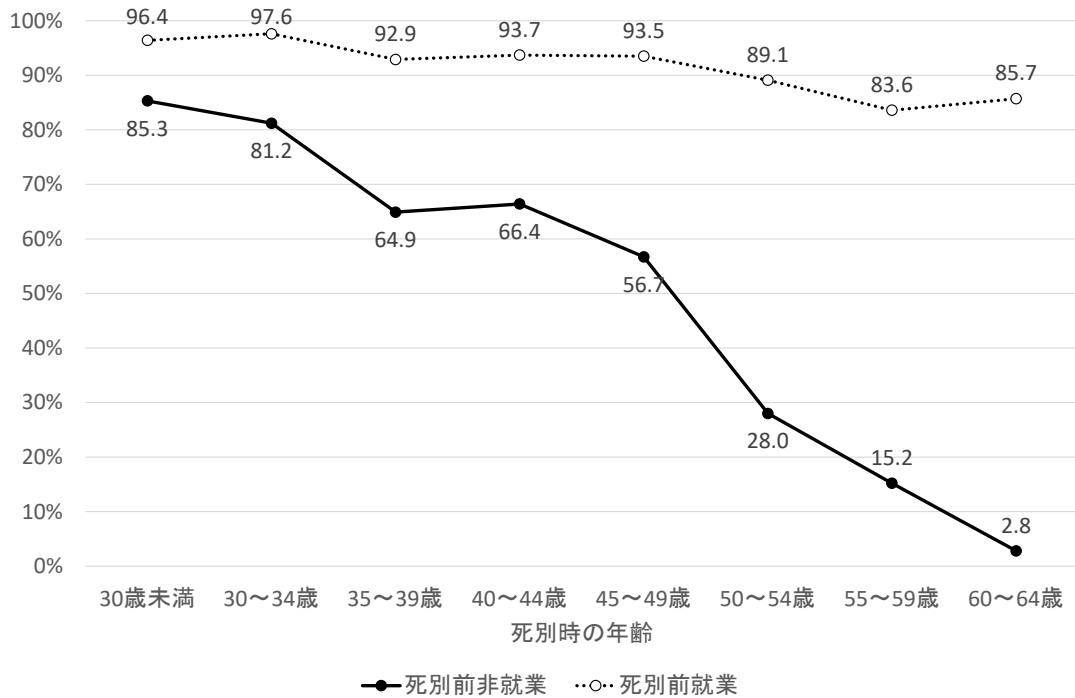


(注1) 無回答を除く。

(注2) 死亡者との続柄が「妻」で、調査時の年齢が65歳未満である遺族年金受給者（寡婦年金の受給者を除く）について、制度別・年齢階級別の比率が母集団に一致するように調整して求めた値である。

(出所) 厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」(2015年) 個票データより筆者集計。

図6 死別前の就業の有無別にみた死別後の就業率



(注・出所) 表5に同じ。

表3 推定結果：調査時点における就業の有無に関するロジット分析

被説明変数：就業の有無（有=1、無=0）	(a) サンプル全体		(b) 基礎年金のみ		(c) 基礎年金+厚生年金		(d) 厚生年金のみ	
	偏回帰係数	オッズ比	偏回帰係数	オッズ比	偏回帰係数	オッズ比	偏回帰係数	オッズ比
年金種別 (Ref. 基礎年金+厚生年金)								
基礎年金のみ	0.1834*	1.2013						
	[0.0981]	[0.1179]						
厚生年金のみ	0.2472	1.2804						
	[0.1773]	[0.2270]						
年齢	0.3677***	1.4445	0.2672**	1.3063	0.3016***	1.352	0.4712*	1.6019
	[0.0784]	[0.1132]	[0.1048]	[0.1369]	[0.0905]	[0.1224]	[0.2768]	[0.4434]
年齢の二乗	-0.0044***	0.9956	-0.0034***	0.9966	-0.0035***	0.9965	-0.0053**	0.9947
	[0.0008]	[0.0008]	[0.0012]	[0.0012]	[0.0010]	[0.0010]	[0.0024]	[0.0024]
他の稼ぎ手の有無（有=1、無=0）	-0.1564	0.8552	-0.1873	0.8292	-0.0019	0.9981	-0.1723	0.8417
	[0.1265]	[0.1082]	[0.1835]	[0.1521]	[0.1426]	[0.1423]	[0.1419]	[0.1194]
住宅の所有形態（持ち家=1、賃貸=0）	-0.1599	0.8523	-0.0044	0.9956	0.3092**	1.3624	-0.2131	0.8081
	[0.1507]	[0.1284]	[0.1638]	[0.1630]	[0.1271]	[0.1731]	[0.1792]	[0.1448]
「子」の人数 (Ref. 1人)								
2人			-0.0293	0.9711	0.5124***	1.6693		
			[0.1813]	[0.1761]	[0.1474]	[0.2460]		
3人以上			0.0811	1.0845	0.8018***	2.2296		
			[0.2996]	[0.3249]	[0.2832]	[0.6314]		
遺族年金受給額（万円）					-0.0121***	0.988	-0.0042**	0.9958
					[0.0030]	[0.0030]	[0.0017]	[0.0017]
定数項	-5.8738***	0.0028	-3.3167	0.0363	-3.3347	0.0356	-8.1076	0.0003
	[1.9402]	[0.0055]	[2.2688]	[0.0823]	[2.0312]	[0.0724]	[7.7780]	[0.0023]
観測値数	4,168		1,260		1,976		932	
疑似決定係数	0.072		0.015		0.028		0.065	

(注) 有意水準：\* 0.1 \*\* 0.05 \*\*\* 0.01。括弧内は標準誤差。

(出所) 厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」(2015年) 個票データより筆者推計。

表4 推定結果：死別前後での就業の有無の変化に関するロジット分析

	(a) 死別前の就業の有無		(b) 死別後の就業の有無		(c) 死別前非就業者の死別後の就業開始の有無	
	偏回帰係数	オッズ比	偏回帰係数	オッズ比	偏回帰係数	オッズ比
死別時の「子」の有無	-0.3945**	0.6740**	0.0621	1.0641	0.1045	1.1102
	[0.1899]	[0.1280]	[0.2038]	[0.2169]	[0.3843]	[0.4266]
死別時の年齢	0.4917***	1.6352***	0.2272***	1.2551***	0.2472**	1.2805**
	[0.0675]	[0.1104]	[0.0639]	[0.0802]	[0.1089]	[0.1394]
死別時の年齢の二乗	-0.0054***	0.9946***	-0.0032***	0.9968***	-0.0042***	0.9959***
	[0.0008]	[0.0008]	[0.0007]	[0.0007]	[0.0013]	[0.0013]
死別時から調査時までの経過年数	-0.0307***	0.9698***	-0.0185	0.9817	0.0032	1.0032
	[0.0109]	[0.0106]	[0.0144]	[0.0142]	[0.0196]	[0.0197]
定数項	-9.2956***	0.0001***	-1.8065	0.1642	-2.5336	0.0794
	[1.4378]	[0.0001]	[1.3733]	[0.2255]	[2.0838]	[0.1654]
観測値数	3,777		3,777		1,229	
疑似決定係数	0.047		0.067		0.257	

(注) 有意水準：\* 0.1 \*\* 0.05 \*\*\* 0.01。括弧内は標準誤差。

(出所) 厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」(2015年) 個票データより筆者推計。

附表1 基本統計量：調査時点における就業の有無に関するロジット分析

(1) 全体

変数名	観測値数	平均	標準偏差	最小値	最大値
就業の有無（有=1、無=0）	4,168	0.645	0.479	0	1
年金種別	4,168				
基礎年金のみ	4,168	0.040	0.195	0	1
基礎年金+厚生年金	4,168	0.131	0.338	0	1
厚生年金のみ	4,168	0.829	0.376	0	1
年齢	4,168	56.6	6.9	20	64
他の稼ぎ手の有無（有=1、無=0）	4,168	0.475	0.499	0	1
住宅の所有形態（持ち家=1、賃貸=0）	4,168	0.781	0.413	0	1

(2) 基礎年金のみ

変数名	観測値数	平均	標準偏差	最小値	最大値
就業の有無（有=1、無=0）	1,260	0.835	0.371	0	1
年齢	1,260	45.0	6.1	20	61
他の稼ぎ手の有無（有=1、無=0）	1,260	0.220	0.414	0	1
住宅の所有形態（持ち家=1、賃貸=0）	1,260	0.658	0.475	0	1
「子」の人数	1,260				
1人	1,260	0.583	0.493	0	1
2人	1,260	0.322	0.467	0	1
3人以上	1,260	0.095	0.293	0	1

(3) 基礎年金+厚生年金

変数名	観測値数	平均	標準偏差	最小値	最大値
就業の有無（有=1、無=0）	1,976	0.799	0.401	0	1
年齢	1,976	46.3	6.2	22	63
他の稼ぎ手の有無（有=1、無=0）	1,976	0.235	0.424	0	1
住宅の所有形態（持ち家=1、賃貸=0）	1,976	0.723	0.448	0	1
「子」の人数	1,976				
1人	1,976	0.628	0.483	0	1
2人	1,976	0.308	0.462	0	1
3人以上	1,976	0.064	0.244	0	1
遺族年金受給額（万円）	1,976	158.3	22.2	100.5	256.3

(4) 厚生年金のみ

変数名	観測値数	平均	標準偏差	最小値	最大値
就業の有無（有=1、無=0）	932	0.611389	0.487696	0	1
年齢	932	58.73159	4.754354	31	64
他の稼ぎ手の有無（有=1、無=0）	932	0.525133	0.499636	0	1
住宅の所有形態（持ち家=1、賃貸=0）	932	0.79633	0.402943	0	1
遺族年金受給額（万円）	932	112.6772	43.57178	0.1	229.1

(注) 平均値と標準偏差は、実際の分布に合わせて制度別・年齢階級別に重み付けされた値である。

(出所) 厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」(2015年) 個票データより筆者集計。

附表2 基本統計量：死別前後での就業の有無の変化に関するロジット分析

(1) 全体

変数名	観測値数	平均	標準偏差	最小値	最大値
死別前の就業の有無（有=1、無=0）	3,777	0.709	0.454	0	1
死別後の就業の有無（有=1、無=0）	3,777	0.768	0.422	0	1
死別時の「子」の有無（有=1、無=0）	3,777	0.434	0.496	0	1
死別時の年齢	3,777	48.0	8.9	18	63
死別時から調査時までの経過年数	3,777	8.2	7.0	0	37

(2) 死別前非就業者のみ

変数名	観測値数	平均	標準偏差	最小値	最大値
死別前の就業の有無（有=1、無=0）	1,229	0.442	0.497	0	1
死別時の「子」の有無（有=1、無=0）	1,229	0.478	0.500	0	1
死別時の年齢	1,229	46.7	10.5	18	63
死別時から調査時までの経過年数	1,229	9.4	8.3	0	37

（注・出所） 附表1に同じ。

令和3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金  
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))  
「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究  
(21AA2008)」

年金等が障害者の就労・経済状況に及ぼす影響<sup>1</sup>

研究分担者 藤井麻由(北海道教育大学教育学部講師)

研究分担者 渡辺久里子(国立社会保障・人口問題研究所企画部 第1室長)

## 1. はじめに

本研究の目的は、障害年金などの所得保障制度が障害者世帯の就労や家計に与える影響について、厚生労働省が実施した平成23年および平成28年の「生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」(以下、「しづらさ調査」)の個票データに基づき、実証分析を行うことである。

近年、日本では障害者数が増えるとともに高齢化が進んでいる。3障害別の障害者数は、2000年代前半から2010年代半ばにかけて、身体障害者数は332.7万人から428.7万人へ、知的障害者数は3.3万人から9.6万人へ、精神障害者数は223.9万人から389.1万人へと増えている<sup>2</sup>。また65歳以上の高齢者が占める割合も、それぞれ60.2%から72.6%、2.8%から15.5%、27.2%から37.2%へと10%ポイント以上伸びており、この15年ほどで急激に高齢化率が高まっている。

障害者数の増加に伴って、障害年金の受給者数も伸びている。障害基礎年金の受給者数は、2000年代前半において129.5万人であったが、2010年代半ばには180.2万人と、増加率は40%近くになっている。また、障害厚生年金の受給者数も33.6万人から41.0万人に増えている<sup>3</sup>。

このように、障害者数の急増や高齢化率の上昇によって、障害者世帯の生活を支える障害年金をはじめとする所得保障制度の重要性は増している。しかし、データの入手が困難なこともあり、障害者世帯において所得保障制度が就労にどのような影響を与えているか、あるいは経済厚生維持に寄与しているのかについて、日本ではほとんど実証的に明らかにされていない。

---

<sup>1</sup> 本研究は、令和3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究(21AA2008)」の助成により実施された。また、厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」の調査票情報の提供を受け、独自集計したものである。そのため、公表されている数値と必ずしも一致しない。調査票情報の提供においてご協力頂いた関係者各位に深く御礼申し上げます。なお、本稿は未定稿であることから、引用される際は、執筆者に事前に連絡を頂きたい。

<sup>2</sup> 内閣府(2021)。

<sup>3</sup> 厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」各年版。



障害年金などの障害給付 (disability benefits) 制度の影響を評価する国外の研究では、制度の設計が障害を持つ人々の就労を阻害し効率性を損ねているのではないかという問題意識から、彼らの就労状況や就労収入が経済的なアウトカム指標として重視されてきた

(e.g., Bound, 1989; Gruber and Kubik, 1997; Autor and Duggan, 2007; Chen and van der Klaauw, 2008; von Wachter et al., 2011; Maestas et al., 2013; French and Song, 2014; Gelber et al., 2017; Ruh and Staubli, 2019)<sup>4</sup>。しかし近年では、障害給付制度の非効率性だけでなく、その保険としての価値、つまりそれがどの程度障害を持つ人々の経済厚生を維持に貢献しているかという点も検証されるべきとして、消費に基づくアウトカム指標を採用する研究も増えている (e.g., Stephens, 2001; Ball and Low, 2014; Kostøl and Mogstad, 2015; Autor et al., 2019; Meyer and Mok, 2019)<sup>5</sup>。

障害を持つ人々の経済状況や所得保障制度との関係を実証的に示した国内の先行研究として、山田他(2015)と百瀬・大津(2020)が挙げられる。山田他(2015)は、厚生労働省「平成 25 年 国民生活基礎調査」の個票データを用いて、「障害等により手助けや見守りを要する人 (要介助障害者)」と彼らが属する世帯について、要介助障害者が 20 歳以上で特に本人の就労収入がない場合、障害年金などの社会保障給付や世帯員間の所得移転があっても、その貧困リスクは高いことを示している。百瀬・大津(2020)は、厚生労働省「平成 26 年 年金制度基礎調査 (障害年金受給者実態調査)」の個票データを用いて、障害年金受給者の就労状況を中心に、その生活実態を記述している。ここでは、障害年金受給者の間でも、障害種別・障害等級によって、就労収入も年金収入も高いグループと低いグループが存在し、後者は生活困窮に陥りやすいことが明らかにされている。

これらの国内の先行研究に対して、本研究の特徴は二点ある。一点目は、厚生労働省が実施した 2011 年および 2016 年「しづらさ調査」の個票データを用いて、全国の 20 歳以上の在宅の障害者を分析対象とすることである。ここで「在宅の障害者」とは、「障害者手帳 (身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳) 所持者、難病患者及び障害者手帳は非所持であるが、長引く病気やけが等により生活のしづらさがある者 (厚生労働省, 2013, 2018)」と定義される。このことによって、必ずしも介助を必要としない障害者や障害年金を受給していない障害者も含んだ実態把握が可能となる。

二点目は、障害を持つ人々の経済的なアウトカムとして、従来から重視されてきた就労状況や就労収入のみならず、消費水準および消費に基づく貧困 (以下、消費貧困) を代理

---

<sup>4</sup> 理論的には、政府と労働者の間に情報の非対称性があり、政府が労働者の障害のレベルを完全には観察不能である場合、障害を持つ労働者は、実質的な稼得活動に従事することが可能であるにもかかわらず障害給付(disability benefits)を申請及び受給し、労働市場から退出する誘因を持つ可能性がある (Diamond and Sheshinski, 1995)。こうした障害給付制度のモラル・ハザード効果を数量化しようと試みる研究は、欧米各国で 1960 年代頃から労働年齢の障害給付受給者が増加し続け、重要な政策課題となっていた (e.g., McVicar, 2008; Burkhauser et al., 2014) ことを背景に数多く実施され、Haveman and Wolf (2000) によって網羅的にレビューされている。

<sup>5</sup> 障害給付制度で生じるインセンティブと保険のトレード・オフ関係を踏まえたうえで、シミュレーションによって、制度設計を変更した場合に社会厚生がどのように変化するかを示した研究もある (Bound et al., 2004; Low and Pistaferri, 2015; Low and Pistaferri, 2020)。

指標として経済厚生にも着目することである。経済厚生指標として所得と消費のどちらがより適切かということについては、経済理論およびデータの質に基づく議論がある<sup>6</sup>。しかし、消費は、所得だけではなく資産からの取り崩しも反映されるという点においては、世帯の経済厚生指標として所得よりも適していると考えられている。

本稿の構成は以下の通りである。まず第2節では、基本的な分析枠組みについて説明する。次に第3節では、利用データについて記述する。第4節では分析結果を提示し、第5節でまとめを行う。

## 2. 基本的な分析枠組み

本稿では、障害を持つ人々の経済状況を就労および消費の面から捉え、障害年金などの所得保障制度とどのような関係にあるかを検証する。検証にあたっての基本的な推定式は、以下のように記述できる。

$$Y_i = \beta_1 + \beta_2 B_i + \beta_3 X_i + \varepsilon_i \quad (1)$$

ここで添え字*i*は個人を表しており、 $Y_i$ は就労あるいは消費の状況を表す変数、 $B_i$ は所得保障の受給状況を表す変数、 $X_i$ は観察可能な個人の属性を表す変数群である。観察不可能な個人の属性と観測誤差は $\varepsilon_i$ に含まれる。

(1)式の推定により、所得保障が就労および消費に及ぼす因果効果 (causal effect) の推定量を得るためには、たとえば障害の程度等、 $Y_i$ と $B_i$ の双方と関係する個人の属性が全て $X_i$ に含まれていなければならない。本稿では、「しづらさ調査」で集められている個人の属性に関する変数 (第3節を参照) を利用するものの、この条件が満たされていると仮定することは困難である。したがって、得られる推定結果は、障害を持つ人々に対する所得保障と彼らの就労および消費との相関関係を表しているものとして解釈する必要がある。

## 3. 利用データ

---

<sup>6</sup> 経済理論に基づく議論は、以下のようにまとめられる。ライフサイクル仮説/恒常所得仮説によると、将来を見据える (forward-looking) 世帯は貯蓄や借入れを通じて異時点間の消費を平準化するため、年間所得よりも消費のほうが、世帯の経済厚生指標としては適切とされる (Cutler and Katz, 1992)。しかし、この点については批判もある。まず、ライフサイクル仮説/恒常所得仮説に基づいて消費が所得よりも優位にあるという説明は、低所得者や近視眼的な個人、あるいは不完備市場のもとでは成立しない場合がある (Deaton and Muellbauer, 1980; Atkinson, 1998; Zaidi and de Vos, 2001)。また、低消費が消費者の選択によるものであり、自らの意思によって消費貧困に陥っているのであれば、そこから政策的なインプリケーションは得られない (Saunders, 1997; Pendakur, 2001)。データの質に関しては、Meyer and Sullivan (2011)がアメリカの Current Population Survey (CPS), Consumer Expenditure (CE) Survey, Panel Survey of Income Dynamics (PSID)を用いて所得と消費のデータを比較し、特に低所得世帯では、消費に比べて所得のほうが過少報告される傾向にあること、無回答の割合が高いこと、分散が大きいことなどから、低所得世帯の経済厚生指標としては消費のほうが適切であると指摘している。低所得世帯の所得の過少報告同様の傾向はイギリスやカナダのデータでも確認されている (e.g., Brewer, et al., 2006; Brzozowski and Crossley, 2010)。

## (1) 「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」

本稿で使用するデータは、厚生労働省が実施した 2011 年および 2016 年「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」のクロスセクションの個票データである。「しづらさ調査」は、全国から無作為に抽出された国勢調査調査区に住む「在宅の障害児・者（障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳）所持者及び障害者手帳は非所持であるが、長引く病気やけが等により生活のしづらさがある者）」を対象に実施されている（厚生労働省，2013, 2018）<sup>7</sup>。2011 年調査は調査対象数 27,208 のうち有効回答数 14,243、2016 年調査は調査対象数 13,962 のうち有効回答数は 6,175 であった。今回は二年分のデータをプールして使用する。

## (2) 変数の定義と分析対象

本研究では、就労および消費の状況を表す変数 ( $Y_i$ )、所得保障の受給状況を表す変数 ( $B_i$ )、そしてその他個人の属性を表す変数群 ( $X_i$ ) が必要となる。就労の状況を表す変数としては、就労形態を用いる。ここで就労形態を表す変数は、「日中はどのように過ごしていますか。あてはまるものすべてに○をしてください。」という質問への回答から、「正職員として就労」、「正職員以外（アルバイト、パート、契約職員、派遣職員、日雇い等）として就労」、「自営業」、「福祉的就労」、「非就労」の 5 値変数として作成する<sup>8</sup>。

消費の状況を表す変数としては、一月当たりの本人支出額と消費貧困の状態にあるか否かを用いる<sup>9</sup>。消費貧困は、生活保護基準を貧困線とし、消費支出が生活保護基準未満である場合に貧困とした<sup>10</sup>。なお、「しづらさ調査」には市町村の変数がなく、したがって級地ごとの生活保護基準を設定できないことから、最も基準が高い級地である 1 級地 1 と最も基準が低い 3 級地 2 の 2 つの貧困線から消費貧困を推計する。

所得保障の受給状況を表す変数としては、「あなた（調査対象者）の一月当たりの平均的な収入」の内訳として尋ねている「障害年金などの公的年金等」と「公的な手当」の金額を使用する。受給している公的年金や公的手当の種類に関する情報はないため、たとえば年金では、障害年金、老齢年金、労災保険の年金など、何を受給しているのかなどの区

<sup>7</sup> 平成 23 年の調査では約 4,500 の調査区を、平成 28 年の調査では約 2,400 の調査区を抽出している（厚生労働省，2013, 2018）。

<sup>8</sup> 平成 28 年の調査では、「日中の過ごし方」が「障害者のための通所サービスを利用している」場合にその種類を尋ねているので、通所サービスの種類が「就労移行支援」、「就労継続支援 A 型」、「就労継続支援 B 型」、「地域活動支援センター」、「作業所等」のいずれかである場合に、当該個人の就労状況は「福祉的就労」と定義する。平成 23 年の調査では通所サービスの種類を尋ねていないので、「日中の過ごし方」が「障害者のための通所サービスを利用している」場合で、就労収入が正の場合に、当該個人の就労状況は「福祉的就労」と定義する。

<sup>9</sup> 厳密には支出＝消費ではないが、今回は支出額を使用する。

<sup>10</sup> なお、生活保護基準には生活扶助（第 1 類、第 2 類、障害者加算）、住宅扶助特別基準、医療扶助を考慮した。医療扶助は、支出として記載されている医療費額を用いた。また被保護世帯は、障害者自立支援制度のうち介護給付の利用者負担はゼロとなっていること、介護保険の利用者負担分は介護扶助として給付されていることから、福祉サービスの利用者負担分も生活保護基準に含めた。

別ができない。

その他個人の属性を表す変数群は、基本属性の変数と障害の状態を表す変数に大別される。基本属性の変数は、年齢階級、性別、居住地、同居の状況、住居形態、調査年を表す変数である。障害の状態に関わる変数としては、身体障害者手帳の有無とその等級、療育手帳の有無、精神障害者保健福祉手帳の有無とその等級、障害の期間、および障害の原因を表す変数を使用する<sup>11</sup>。なお、金額を表す変数はすべて、消費者物価指数を用いて平成28年時点の価値に換算している。

本研究の分析対象は、就労に関する分析と消費に関する分析で異なる。就労に関する分析の対象は、20歳から64歳までの男女である。一方、消費に関する分析の対象は、「一人で暮らしている」20歳以上の男女に限定する。単身世帯に限定する理由は、18歳以上の調査対象者について本人以外の世帯員の支出が把握されていないこと、世帯人数の情報がないことによる。これらの制約により、就労に関する分析のサンプル数は6,353、消費に関する分析のサンプル数は3,127になる。さらに、利用する変数に欠測があるため、最終的なサンプル数は、就労に関する分析で3,118、消費に関する分析で1,180に減少する。最終的なサンプルの属性は、参考表1にまとめてある。

### (3)欠測

「しづらさ調査」では変数の欠測が多く、特に収入や支出の内訳項目の記入率は半分程度と著しく欠測の割合が高い(参考表2)。本稿では、内訳項目の一部に欠測がある場合、欠測していない内訳項目の金額だけを足し合わせ、それが総額に一致しているならば、欠測している内訳項目の金額はゼロであるとした。また、収入の内訳項目である「給料・工賃等」が欠測していて、当該調査対象者の就労形態が「その他(非就労)」である場合等、他の調査項目から非該当であると類推される場合、欠測値をゼロに置き換えている<sup>12</sup>。

収入や支出の内訳の欠測に対して以上のような処理を行っても、分析に使用する全ての変数に欠測がないサンプルは就労に関する分析で約50%、消費に関する分析で約38%に過ぎない。欠測がないサンプルとあるサンプルでは、基本的な個人の属性だけを比較しても統計的に有意な差がある点には留意が必要である<sup>13</sup>。

---

<sup>11</sup> 療育手帳の等級に関する情報もあるが、データのコーディングが不明瞭であるため、今回は使用しない。障害の期間は、「障害や生活のしづらさ」が生じ始めた(生活のしづらさがあると気づいた)のは何歳ごろですか」という質問への回答と、調査時点での年齢から算出した。

<sup>12</sup> こうした処理により欠測割合がどのように変化したかは、参考表3の通りである。

<sup>13</sup> たとえば、参考表4にあるように、20歳から64歳までの男女のうち、欠測なしのサンプル(就労分析で使用するサンプル)は、欠測ありのサンプルに比べて関東地方に居住している割合が有意に高く、北海道地方や九州・沖縄地方に居住している割合が有意に低い(有意水準5%、以下同様)。また、一人で暮らしている20歳以上の男女のうち、欠測なしのサンプル(消費分析で使用するサンプル)は、欠測ありのサンプルに比べて20~39歳或いは80歳以上である割合が有意に高く、指定都市に居住している割合が有意に低い。

## 4. 分析結果

### (1)就労分析

#### (a)単純集計

表 1-1 は、就労形態について全体とサブグループごとにまとめたものである。まず、全体では、非就労者の割合は約 56.3%である。就労者のなかでは、正職員として就労している者の割合は約 12.5%にとどまり、正職員以外として就労している者と福祉的就労に従事している者もそれぞれ約 15.3%と 12.3%を占める。就労収入がある者の間では、就労収入の平均月額額は約 15 万円となっている。

次に、年齢別にみると、非就労者の割合は 60 代で最も高く、約 70.3%に及ぶ。20 代・30 代の若年層の就労割合は他の年齢層に比べると高いが、正職員として就労している者の割合は 40 代・50 代の中年層よりも低く、正職員以外として就労している者と福祉的就労に従事している者がそれぞれ約 18.5%と 25.7%を占める。そのため、就労収入の平均月額額は、他の年齢層よりも低い水準にとどまっている<sup>14</sup>。

男女別では、女性のほうが男性よりも非就労者の割合が高い。また、就労していても、正規職として働いている割合が男性よりも低いため、就労収入の平均月額も低く、男性との差は約 8 万円におよぶ<sup>15</sup>。

障害種別にみると、知的障害や精神障害の場合、手帳非保持或いは身体障害に比べて、正職員として就労している割合が著しく低い。特に知的障害の場合、就労割合は他の障害種別や手帳非保持に比べて高いが、就労形態が福祉的就労である割合が約 49.1%に及ぶ。

さらに、公的年金受給額の中央値でサンプルを二つに分けると、受給額が中央値よりも低いグループは高いグループに比べ、非就労である割合が低い。また、一般就労或いは自営業に従事している割合が著しく高く、福祉的就労に従事している割合は低い。

この単純な集計結果からは、就労および就労収入と公的年金受給額の間には負の相関があることが読み取れる<sup>16</sup>。なお、公的年金と公的手当の受給額を合算した値で同様にサンプルを二つに分けても、この傾向は変わらない。

表 1-1: 就労の状況

#### (b)回帰分析

(1)式の被説明変数 $Y_i$ として就労形態を表す 5 値変数を用い、多項ロジスティック回帰分析を行った。相対リスク比の推定結果は表 1-2 の通りである。制御変数 $X_i$ に個人の基本属性のみを含むモデル (Model1) の推定結果からは、一月当たりの公的年金の受給額が高いほど、一般就労や自営業に従事する確率は下がるが、福祉的就労に従事する確率は高く

<sup>14</sup> 60 代と他の年齢層の値には、すべて有意差あり。

<sup>15</sup> 男女の値には、福祉的就労に従事している割合を除き、すべて有意差あり。

<sup>16</sup> 二つのグループの値には、すべて有意差あり。

なることが読み取れる。この関係は、障害の状態を表す変数を制御変数 $X_i$ に加えても、また、一月当たりの公的年金と公的手当の総額を説明変数 $B_i$ にしても同様に成立する

(Model2, Model3)<sup>17</sup>。なぜ公的年金の受給額が福祉的就労に従事する確率と正の相関を持つのかという点については、今後精査が必要である。

障害の状態と就労形態の関係については、以下のことが読み取れる (Model2, Model3)。まず、手帳非保持の場合と比べて、身体障害者手帳を保持しているかつその等級が低い場合、正職員として就労する確率が上がる。また、療育手帳或いは精神障害者保健福祉手帳を保持している場合、福祉的就労に従事する確率が高くなる。個人の基本属性に関しては、年齢が若いグループのほうが一般就労或いは福祉的就労に従事する確率が上がること、女性は正職員として就労する或いは自営業に従事する確率が下がること、親と暮らしている場合は正職員として就労する確率が下がり、福祉的就労に従事する確率が上がること、子と暮らしている場合は正職員として就労する確率が上がることも確認できる (Model1-Model3)。

表 1-2: 就労形態に関する多項ロジット・モデルの推定結果 (相対リスク比)

## (2)消費分析

### (a)単純集計

表 2-1 は、消費貧困および消費水準について、全体とサブグループごとにまとめたものである。まず、全体では、1 級地 1 基準の消費貧困率は約 45.9%、3 級地 2 基準の消費貧困率は約 34.1%である。一月当たり本人支出額の平均値は約 10.4 万円である。

次に、年齢別にみると、1 級地 1 基準でも 3 級地 2 基準でも、年齢が高いグループほど消費貧困に陥っている割合が高いことが分かる。一般的に、高齢者は資産を取り崩すことで引退後に所得が低くても消費水準の維持を図るが、高齢障害者の場合、消費水準でも貧困率が著しく高いことがわかる。特に 80 代以上の場合、1 級地 1 基準の消費貧困率は約 50.9%、3 級地 2 基準の消費貧困率でも約 38.5%と高い。一月当たり本人支出額でも、80 代の平均値は約 9.8 万円と最も低く、平均値が最も高い 20 代・30 代との差は約 2.5 万円である<sup>18</sup>。

---

<sup>17</sup> 被説明変数として就労の有無を表すダミー変数 (就労形態が「非就労」以外の場合=1、「非就労」の場合=0) を用いてロジスティック回帰分析を行っても、所得保障の受給額と就労確率に負の相関があることが確認される (オッズ比の推定結果は参考表 5 の通り)。また、就労しているサンプルに限定し、被説明変数として就労収入を用いて分位点回帰分析を行うと、一月当たりの公的年金の受給額は、すべての分位点において就労収入と負の相関があること示される (推定結果は参考表 6 の通り)。

<sup>18</sup> 80 代以上と他の年齢層 (70 代を除く) の消費貧困割合の値には有意差あり。一月当たり本人支出額に関しては、80 代以上の平均値と有意差があるのは、20 代・30 代および 40 代・50 代の平均値。

男女別では、1級地-1基準でも3級地-2基準でも、女性のほうが男性よりも消費貧困の割合が高く、約49.9%と約37.9%となっている。また、一月当たり本人支出額の平均値も男性より低く、その差は1.9万円程度となっている<sup>19</sup>。

障害種別では、手帳非保持の場合に比べると、身体障害、知的障害、精神障害のいずれの場合でも消費貧困の割合は高くなるが、特に知的障害の場合、1級地1基準で約76%、3級地2基準で約68%と突出している。一月当たり本人支出額の平均値も、知的障害の場合に約8.9万円と最も低い<sup>20</sup>。ただし、サンプルを単身世帯に限定していることもあり、知的障害のケースは25と非常に少ないことには留意が必要である。

最後に、公的年金受給額の中央値でサンプルを二つに分けると、受給額が中央値よりも低いグループは高いグループに比べ、1級地1基準でも3級地2基準でも、消費貧困に陥っている割合が高い。また、一月当たり本人支出額の平均値も低い。したがって、単純な記述統計では、公的年金受給額と消費で測定した経済厚生水準の間には正の相関があることが示されている<sup>21</sup>。なお、公的年金と公的手当の受給額を合算した値で同様にサンプルを二つに分けても、この傾向は変わらない。

## 表 2-1: 消費の状況

### (b) 回帰分析

(1)式の被説明変数として消費貧困(1級地1基準)であることを示すダミー変数を用い、ロジスティック回帰分析を行った<sup>22</sup>。オッズ比の推定結果は表2-2の通りである。制御変数 $X_i$ に個人の基本属性のみを含むモデルでも、個人の基本属性だけでなく障害の状態も制御したモデルでも、一月当たりの公的年金の受給額が高いほど、また、一月当たりの公的手当の受給額が高いほど、消費貧困の状態にある確率は下がることが分かる

(Model1, Model2)。同様の関係は、一月当たりの公的年金と公的手当の総額でも確認できる (Model3)。

障害の程度と消費貧困の関係については、以下のことが読み取れる。まず、手帳非保持の場合と比べて、身体障害者手帳を保持してかつその等級が低い場合には、消費貧困の状態にある確率は下がる。しかし、療育手帳を保持している場合、或いは精神障害者保健福祉手帳を保持してかつその等級が高い場合には、消費貧困の状態にある確率が顕

<sup>19</sup> 男女の値には、すべて有意差あり。

<sup>20</sup> 一月当たりの本人支出額については、手帳非保持の場合の平均値と、身体障害、知的障害、精神障害の場合の平均値の間に有意な差はない。一方、消費貧困の割合は、手帳非保持の場合と比べて、身体障害、知的障害、精神障害の場合に有意に高い(ただし、手帳非保持の場合と精神障害の場合の3級地-2基準の消費貧困の割合には有意な差はない)。

<sup>21</sup> 二つのグループの値には、すべて有意差あり。

<sup>22</sup> 被説明変数として3級地2基準の消費貧困の指標を用いても結果は変わらない(オッズ比の推定結果は参考表7の通り)。

著に上がる (Model2, Model3)。このほかにも、若い年齢層ほど消費貧困の状態に陥りにくく、男性に比べて女性は消費貧困の状態に陥りやすいことが示されている (Model1-Model3)。

#### 表 2-2: 消費貧困 (1 級地-1 基準) に関するロジット・モデルの推定結果 (オッズ比)

次に、一月当たりの本人支出額のログをとった値を被説明変数 $Y_i$ として、(1)式を分位点回帰分析によって推定した。推定結果は表 2-3 に示されている。表 2-3 から、障害の状態が制御されているいにかかわらず、一月当たりの公的年金の受給額および公的手当の受給額は、どの分位点においても、一月当たりの本人支出額と正の相関があることが分かる (Model1, Model2)。さらに、この正の相関は支出額が低位にあるグループほど強く、25%分位点と 75%分位点における差は統計的に有意となっている (有意水準 5%)。つまり、支出額が低位にあるグループでも高位にあるグループでも、公的年金の受給額が高いほど支出額も高くなり、その程度は低位にあるグループのほうが大きい。この点は、一月当たりの公的年金と公的手当の総額を説明変数 $B_i$ にしても同様に成立する (Model3)。

#### 表 2-3: 消費水準に関する分位点回帰分析の結果

### 5. まとめ

本研究では、厚生労働省が実施した平成 23 年および平成 28 年「しづらさ調査」の個票データを用いて、障害年金などの所得保障制度と就労・経済状況の関係について分析した。その結果、主に以下の 2 点が確認された。第一に、20 歳~64 歳の男女について、未就労率は約 56.3%と高く、就労していても就労収入の平均月額は約 15 万円と低い水準にとどまっている。また、年齢や性別などの個人の基本属性と障害の種別・程度を制御しても、障害年金をはじめとする所得保障の受給額と一般就労に就く確率には負の相関があった。しかしながら、本研究では因果効果の推定を行ったわけではなく、たとえば、所得保障の受給額が低い故に就労せざるを得ないのか、障害年金などの所得保障制度が就労の意志を阻害しているのか等は明らかでない。日本の障害年金は、欧米諸国のように就労収入によって年金支給の有無や年金額が左右される設計にはなっていないので<sup>23</sup>、就労インセンティブに大きな影響を与えることは考えにくい。しかし、知的・精神障害の場合、一部働いているか否かを基準に障害年金の支給・不支給を認定しているケースが見られること (河本、2010) や、有期の場合、打ち切りを恐れて就労しにくい状況になっている事例もあること (青木、2015) が指摘されている。今後、因果効果を識別した分析など、さらなる検証が必要である。

---

<sup>23</sup> ただし、20 歳前障害の場合、障害基礎年金は一定の所得を超えると、2 分の 1 もしくは全額支給停止となる。



第二に、単身世帯の20歳以上の男女の消費貧困割合は約34.1%~45.9%と高い水準にある。また、年齢や性別などの個人の基本属性と障害の程度を制御しても、障害年金をはじめとする所得保障の受給額と貧困に陥る確率の間には負の相関があり、さらに、低消費世帯ほど、所得保障の受給額と消費支出の間に強い正の相関がみられた。したがって、公的年金や公的手当により障害者世帯の家計が一定程度下支えされており、特に低消費世帯ほどその重要性は高い傾向にあることも示唆された。しかしながら、年齢が上がるほど消費の貧困率が高いことから、所得保障としての機能を十分に担っているとは言い難い。一般的に、ライフサイクルを通じた消費の平準化を図ることを目的として、現役時から引退時への所得の移転、つまり貯蓄を行うことで、引退後の所得が低くても消費水準を維持するが、障害者世帯では資産形成が進んでおらず、高齢になるほど消費の貧困率が高くなっていると推察される。

今回の分析にはいくつかの限界があるが、今後の発展の方向性とも絡めて、ここでは三点挙げておく。第一に、既に強調しているように、障害を持つ人々に対する所得保障が彼らの経済状況に及ぼす因果効果を識別している訳ではない。この点に関しては、公的年金が日本の高齢者の所得や貧困に及ぼしている影響について分析している Oshio and Shimizutani(2005)を参考に、操作変数法等を応用できるか検討したい。

第二に、一月当たりの支出額を経済厚生指標の一つとしているが、支出額のなかには福祉サービスの利用者負担や医療費も含まれる。今後、公的年金等の受給額によって支出の構成割合が異なるのか、たとえば公的年金等の受給額が高いほど、支出に占める福祉サービスの利用者負担や医療費の割合を抑えることができているのかといった点についても、組成分析により明らかにしていきたい。

最後に、分析に使用する変数に一つでも欠測がある場合はサンプルから除外したが、限られた情報を最大限に利用するためには、多重代入法を採用し、今回得られた結果が欠測に対して一定程度頑健であることを確認する必要がある。

以上のような限界はあるが、日本の障害者世帯の経済状況や所得保障制度との関係について実証的に示されていないことも多いなかでは、既存のデータを利用した現状把握を行うことには意義があると考えられる。今後は、現在あるデータを所与として分析手法の改善を行うと同時に、調査についても、質問内容の吟味や欠測を減らす工夫などにより、収集するデータの質を高めることが求められるだろう。

## 参考文献

- Atkinson, A. B. (1998) *Poverty in Europe*, Blackwell Publisher.
- Autor, D. H. and Duggan, M. G. (2007) "Distinguishing income from substitution effects in disability insurance." *American Economic Review*, 97(2): 119-124.
- Autor, D. H., Kostøl, A., Mogstad, M., and Setzler, B. (2019) "Disability benefits, consumption insurance, and household labor supply." *American Economic Review*, 109(7): 2613-54.
- Ball, S., and Low, H. (2014) "Do self-insurance and disability insurance prevent consumption loss on disability?" *Economica*, 81(323): 468-490.

- Bound, J. (1989) "The Health and Earnings of Rejected Disability Insurance Applicants." *American Economic Review*, 79(3): 482-503.
- Bound, J., Cullen, J. B., Nichols, A., and Schmidt, L. (2004) "The welfare implications of increasing disability insurance benefit generosity." *Journal of public Economics*, 88(12): 2487-2514.
- Brewer, M., Goodman, A., & Leicester, A. (2006) "Household spending in Britain: what can it teach us about poverty?" Bristol, Policy Press.
- Brzozowski, M., & Crossley, T. F. (2011) "Measuring the well-being of the poor with income or consumption: a Canadian perspective." *Canadian Journal of Economics/Revue canadienne d'économique*, 44(1): 88-106.
- Burkhauser, R. V., Daly, M. C., McVicar, D., and Wilkins, R. (2014) "Disability benefit growth and disability reform in the US: lessons from other OECD nations." *IZA Journal of Labor Policy*, 3(1): 1-30.
- Chen, S. and Van der Klaauw, W. (2008). "The work disincentive effects of the disability insurance program in the 1990s." *Journal of Econometrics*, 142(2): 757-784.
- Cutler, D. M., & Katz, L. F. (1992) "Rising Inequality? Changes in the Distribution of Income and Consumption in the 1980's." *The American Economic Review*, 82(2): 546-551.
- Deaton, A. and J. Muellbauer (1980) *Economics and Consumer Behavior*, Cambridge University Press.
- Diamond, P., and Sheshinski, E. (1995) "Economic aspects of optimal disability benefits." *Journal of Public Economics*, 57(1): 1-23.
- French, E., & Song, J. (2014) "The effect of disability insurance receipt on labor supply." *American Economic Journal: Economic Policy*, 6(2): 291-337.
- Gelber, A., Moore, T. J., and Strand, A. (2017) "The effect of disability insurance payments on beneficiaries' earnings." *American Economic Journal: Economic Policy*, 9(3): 229-61.
- Gruber, J. and Kubik, J. D. (1997) "Disability insurance rejection rates and the labor supply of older workers." *Journal of Public Economics*, 64(1): 1-23.
- Haveman, R. and Wolfe, B. (2000) "The economics of disability and disability policy." *Handbook of health economics*, 1: 995-1051.
- Kostøl, A. R., and Mogstad, M. (2015) "Earnings, disposable income, and consumption of allowed and rejected disability insurance applicants." *American Economic Review*, 105(5): 137-41.
- Low, H. and Pistaferri, L. (2015) "Disability insurance and the dynamics of the incentive insurance trade-off." *American Economic Review*, 105(10): 2986-3029.
- Low, H. and Pistaferri, L. (2020) "Disability insurance: theoretical trade-offs and empirical evidence." *Fiscal Studies*, 41(1): 129-164.
- Maestas, N., Mullen, K. J., and Strand, A. (2013) "Does disability insurance receipt discourage work? Using examiner assignment to estimate causal effects of SSDI receipt." *American Economic Review*, 103(5): 1797-1829.
- McVicar, D. (2008) "Why have UK disability benefit rolls grown so much?" *Journal of Economic Surveys*, 22(1): 114-139.
- Meyer, B. D., and Mok, W. K. (2019) "Disability, earnings, income and consumption." *Journal of Public Economics*, 171: 51-69.
- Meyer, B. D., & Sullivan, J. X. (2011) "Further results on measuring the well-being of the poor using income and consumption." *Canadian Journal of Economics/Revue canadienne d'économique*, 44(1): 52-87.
- Oshio, T., & Shimizutani, S. (2005) "The impact of public pension benefits on income and poverty of the

- elderly in Japan.” *The Japanese Journal of Social Security Policy*, 4(2), 54-66.
- Pendakur, K. (2001) “Consumption Poverty in Canada, 1969 to 1998.” *Canadian Public Policy*, 27(2): 125-149.
- Ruh, P., and Staubli, S. (2019) “Financial incentives and earnings of disability insurance recipients: Evidence from a notch design.” *American Economic Journal: Economic Policy*, 11(2): 269-300.
- Saunders, P. (1997) “Living Standards, Choice and Poverty.” *Australian Journal of Labour Economics*, 1(1): 49-70.
- Stephens Jr, M. (2001) “The long-run consumption effects of earnings shocks.” *Review of Economics and Statistics*, 83(1): 28-36.
- Von Wachter, T., Song, J., and Manchester, J. (2011) “Trends in employment and earnings of allowed and rejected applicants to the social security disability insurance program.” *American economic review*, 101(7): 3308-29.
- Zaidi, M. A. and K. de Vos (2001) “Trends in Consumption-Based Poverty and Inequality in the European Union During the 1980s.” *Journal of Population Economics*, 14: 367-390.
- 青木聖久 (2015) 「障害年金における受給継続と就労との関係— 精神障害を有する本人と家族からのアンケート調査を通して—。」『日本福祉大学社会福祉論集』, 133, 47-73.
- 河本純子 (2010) 「障害年金の認定基準と就労の関係—精神障害・知的障害を中心として—。」『岡山医学会雑誌』, 122(1), 43-54.
- 厚生労働省(2013)「平成 23 年生活のしづらさなどに関する調査 (全国在宅障害児・者等実態調査) 結果」
- 厚生労働省(2018)「平成 28 年生活のしづらさなどに関する調査 (全国在宅障害児・者等実態調査) 結果」
- 内閣府(2021)『障害者白書』.
- 百瀬優・大津唯(2020)「障害年金受給者の生活実態と就労状況」『社会政策』12(2): 74-87.
- 山田篤裕, 百瀬優・四方理人 (2015) 「障害等により手助けや見守りを要する人の貧困の実態」『貧困研究』15: 99-121.

表 1-1: 就労の状況

	就労形態					就労収入 (万円/月)
	正職員(%)	正職員以外(%)	自営業(%)	福祉的就労(%)	非就労(%)	
【全体】	12.540	15.266	6.350	12.284	56.286	15.382
【年齢】						
20～39歳	10.977	18.456	3.016	25.694	44.873	10.804
40～59歳	17.063	15.105	6.434	9.860	54.476	18.440
60～64歳	6.519	12.456	9.430	3.376	70.314	14.762
【性別】						
男性	16.977	13.677	7.199	12.957	51.890	18.589
女性	7.443	17.092	5.376	11.509	61.337	10.305
【障害種別】						
手帳非保持	14.621	17.793	8.000	1.793	59.862	18.689
身体障害者手帳の保持	15.395	12.981	7.306	7.893	58.447	18.419
療育手帳の保持	6.203	15.633	2.481	49.132	30.273	5.061
精神障害者保健福祉手帳の保持	5.430	15.234	3.922	20.211	59.879	8.205
【公的年金受給額】						
受給額≤中央値	18.666	19.179	8.403	5.645	51.443	18.387
受給額>中央値	6.414	11.353	4.298	18.922	61.129	10.532

出所：厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」（平成23年、平成28年）から筆者ら作成。

表 1-2: 就労形態に関する多項ロジット・モデルの推定結果 (相対リスク比)

	Model 1				Model 2				Model 3			
	正職員	非正職員	自営	福祉的就労	正職員	非正職員	自営	福祉的就労	正職員	非正職員	自営	福祉的就労
<b>【所得保障】</b>												
log(公的年金受給額(万円/月))	0.579*** (0.034)	0.710*** (0.037)	0.584*** (0.045)	1.553*** (0.094)	0.599*** (0.040)	0.769*** (0.046)	0.567*** (0.048)	1.308*** (0.090)				
log(公的手当受給額(万円/月))	0.372*** (0.065)	0.659*** (0.064)	0.587*** (0.086)	0.915 (0.099)	0.364*** (0.065)	0.672*** (0.066)	0.578*** (0.085)	0.854 (0.101)				
log(公的年金と公的手当の合計受給額(万円/月))									0.531*** (0.034)	0.724*** (0.041)	0.552*** (0.044)	1.206** (0.083)
<b>【基本属性】</b>												
年齢 (基準: 60歳以上)												
20~39歳	2.438*** (0.526)	2.028*** (0.362)	0.381*** (0.112)	5.950*** (1.449)	3.519*** (0.803)	2.158*** (0.415)	0.410** (0.126)	2.973*** (0.794)	3.318*** (0.753)	2.089*** (0.402)	0.399** (0.123)	2.951*** (0.787)
40~59歳	2.669*** (0.462)	1.289 (0.191)	0.664* (0.123)	3.002*** (0.686)	3.223*** (0.574)	1.356* (0.211)	0.682* (0.130)	2.031** (0.492)	3.074*** (0.545)	1.322 (0.205)	0.668* (0.127)	2.023** (0.490)
性別(基準: 男性)												
	0.248*** (0.034)	0.929 (0.107)	0.459*** (0.078)	0.981 (0.125)	0.252*** (0.035)	0.901 (0.106)	0.462*** (0.080)	0.914 (0.126)	0.248*** (0.035)	0.894 (0.105)	0.457*** (0.079)	0.908 (0.124)
住居(基準: 持ち家)												
	1.234 (0.188)	0.907 (0.125)	1.585* (0.357)	0.694* (0.110)	1.072 (0.169)	0.887 (0.125)	1.552 (0.356)	0.792 (0.135)	1.121 (0.176)	0.913 (0.128)	1.578* (0.361)	0.824 (0.140)
同居の状況 (基準: 夫婦で暮らしている)												
親と暮らしている	0.670* (0.107)	1.104 (0.165)	0.865 (0.176)	3.696*** (0.718)	0.701* (0.114)	1.060 (0.163)	0.828 (0.171)	2.469*** (0.522)	0.695* (0.113)	1.053 (0.162)	0.828 (0.171)	2.434*** (0.514)
子と暮らしている	1.757*** (0.265)	1.196 (0.175)	1.213 (0.224)	0.508** (0.122)	1.700*** (0.260)	1.236 (0.186)	1.222 (0.230)	0.795 (0.204)	1.693*** (0.259)	1.225 (0.184)	1.220 (0.229)	0.771 (0.198)
兄弟姉妹と暮らしている	0.766 (0.180)	1.185 (0.226)	0.653 (0.232)	1.308 (0.224)	0.736 (0.177)	1.085 (0.209)	0.610 (0.220)	1.192 (0.217)	0.739 (0.178)	1.087 (0.210)	0.606 (0.219)	1.175 (0.213)
その他の人と暮らしている	0.520 (0.234)	0.692 (0.228)	1.537 (0.622)	0.892 (0.261)	0.518 (0.236)	0.661 (0.220)	1.474 (0.612)	0.781 (0.244)	0.522 (0.237)	0.655 (0.218)	1.452 (0.602)	0.778 (0.244)
一人で暮らしている	0.665 (0.149)	1.099 (0.212)	0.565 (0.171)	1.711* (0.438)	0.696 (0.159)	1.098 (0.215)	0.578 (0.176)	1.908* (0.517)	0.645 (0.147)	1.058 (0.206)	0.567 (0.172)	1.669 (0.448)

(次ページにつづく)

注: \* p<0.05、\*\* p<0.01、\*\*\* p<0.001。カッコ内は標準誤差。居住地・調査年も説明変数に含んでいる。  
出所: 表 1-1 に同じ。

表 1-2: 就労形態に関する多項ロジット・モデルの推定結果（相対リスク比）（つづき）

	Model 1				Model 2				Model 3			
	正職員	非正職員	自営	福祉的就労	正職員	非正職員	自営	福祉的就労	正職員	非正職員	自営	福祉的就労
<b>【障害・健康の状態】</b>												
身体障害者手帳の保持（基準：5・6級）					2.501*** (0.647)	1.477 (0.386)	1.315 (0.460)	0.727 (0.417)	2.386*** (0.613)	1.445 (0.377)	1.294 (0.452)	0.678 (0.385)
身体障害者手帳の保持×1級					0.538* (0.151)	0.309*** (0.095)	0.970 (0.355)	1.670 (0.980)	0.581 (0.162)	0.321*** (0.099)	0.974 (0.355)	1.837 (1.067)
身体障害者手帳の保持×2級					0.562 (0.170)	0.470* (0.147)	0.696 (0.285)	2.083 (1.245)	0.631 (0.190)	0.498* (0.155)	0.710 (0.290)	2.348 (1.391)
身体障害者手帳の保持×3級					0.658 (0.196)	0.668 (0.205)	0.500 (0.219)	1.524 (0.959)	0.711 (0.210)	0.693 (0.213)	0.510 (0.223)	1.625 (1.016)
身体障害者手帳の保持×4級					0.723 (0.211)	0.847 (0.250)	0.890 (0.344)	0.570 (0.417)	0.745 (0.216)	0.857 (0.253)	0.905 (0.349)	0.605 (0.439)
療育手帳の保持					1.060 (0.286)	1.405 (0.303)	1.248 (0.491)	9.368*** (1.823)	1.120 (0.301)	1.439 (0.309)	1.257 (0.493)	9.514*** (1.839)
精神障害者保健福祉手帳の保持（基準：3級）					0.489* (0.159)	1.025 (0.243)	0.779 (0.352)	3.101*** (0.863)	0.499* (0.162)	1.043 (0.247)	0.782 (0.354)	3.080*** (0.848)
精神障害者保健福祉手帳の保持×1級					0.850 (0.491)	0.248* (0.141)	0.244 (0.271)	0.423* (0.171)	0.916 (0.531)	0.258* (0.147)	0.251 (0.278)	0.433* (0.176)
精神障害者保健福祉手帳の保持×2級					0.736 (0.295)	0.693 (0.188)	1.311 (0.665)	0.816 (0.226)	0.779 (0.312)	0.712 (0.192)	1.322 (0.670)	0.860 (0.237)
N	3118				3118				3118			

注：\* p<0.05、\*\* p<0.01、\*\*\* p<0.001。カッコ内は標準誤差。居住地・調査年も説明変数に含んでいる。  
出所：表 1-1 に同じ。

表 2-1: 消費の状況

	貧困率(%)		本人支出額 (万円/月)
	1級地1基準	3級地2基準	
<b>【全体】</b>	45.932	34.068	10.386
<b>【年齢】</b>			
20～39歳	38.200	20.000	12.330
40～59歳	42.000	27.300	11.240
60～69歳	42.400	31.700	10.610
70～79歳	45.000	36.100	10.140
80歳以上	50.900	38.500	9.845
<b>【性別】</b>			
男性	39.400	27.700	11.56
女性	49.900	37.900	9.68
<b>【障害種別】</b>			
手帳非保持	38.547	29.609	10.486
身体障害者手帳の保持	50.469	37.148	10.305
療育手帳の保持	76.000	68.000	8.927
精神障害者保健福祉手帳の保持	56.881	35.780	10.489
<b>【公的年金受給額】</b>			
受給額≤中央値	49.600	38.000	9.832
受給額>中央値	41.900	29.700	10.99
N		3118	

出所：表 1-1 に同じ。

表 2-2: 消費貧困（1 級地-1 基準）に関するロジット・モデルの推定結果（オッズ比）

	Model 1	Model 2	Model 3
<b>【所得保障】</b>			
log(公的年金受給額(万円/月))	0.727*** (0.049)	0.600*** (0.045)	
log(公的手当受給額(万円/月))	0.680*** (0.052)	0.578*** (0.050)	
log(公的年金と公的手当の合計受給額(万円/月))			0.559*** (0.043)
<b>【基本属性】</b>			
年齢(基準：80歳以上)			
20～39歳	0.347** (0.120)	0.114*** (0.047)	0.106*** (0.043)
40～59歳	0.514** (0.115)	0.229*** (0.061)	0.213*** (0.058)
60～69歳	0.668* (0.122)	0.479*** (0.099)	0.465*** (0.097)
70～79歳	0.721* (0.116)	0.604** (0.105)	0.598** (0.105)
性別(基準：男性)	1.419** (0.192)	1.608** (0.234)	1.603** (0.234)
住居(基準：持ち家)	0.802 (0.112)	0.904 (0.136)	0.955 (0.143)
<b>【障害・健康の状態】</b>			
身体障害者手帳の保持（基準：5・6級）		0.539 (0.171)	0.533* (0.170)
身体障害者手帳の保持×1級		5.479*** (1.934)	5.601*** (1.987)
身体障害者手帳の保持×2級		4.458*** (1.695)	4.420*** (1.684)
身体障害者手帳の保持×3級		3.524*** (1.300)	3.624*** (1.344)
身体障害者手帳の保持×4級		1.819 (0.643)	1.838 (0.653)
療育手帳の保持		8.094*** (4.303)	8.545*** (4.548)
精神障害者保健福祉手帳の保持（基準：3級）		1.025 (0.460)	1.050 (0.473)
精神障害者保健福祉手帳の保持×1級		7.492* (7.603)	7.812* (7.979)
精神障害者保健福祉手帳の保持×2級		9.249*** (4.722)	8.991*** (4.586)
N	1180	1180	1180

注：\* p<0.05、\*\* p<0.01、\*\*\* p<0.001。カッコ内は標準誤差。居住地・同居の状況・調査年も説明変数に含んでいる。  
出所：表 1-1 に同じ。



表 2-3: 消費水準に関する分位点回帰分析の結果

	Model 1			Model 2			Model 3		
	q25	q50	q75	q25	q50	q75	q25	q50	q75
<b>【所得保障】</b>									
log(公的年金受給額(万円/月))	0.139*** (0.031)	0.107*** (0.019)	0.085*** (0.020)	0.158*** (0.025)	0.128*** (0.019)	0.101*** (0.021)			
log(公的手当受給額(万円/月))	0.135*** (0.035)	0.092*** (0.022)	0.075** (0.023)	0.126*** (0.028)	0.113*** (0.022)	0.096*** (0.024)			
log(公的年金と公的手当の合計受給額(万円/月))							0.198*** (0.031)	0.145*** (0.023)	0.116*** (0.020)
<b>【基本属性】</b>									
年齢(基準：80歳以上)									
20～39歳	0.266** (0.091)	0.153* (0.074)	0.095 (0.136)	0.459*** (0.120)	0.442*** (0.098)	0.356** (0.124)	0.478*** (0.096)	0.482*** (0.101)	0.400*** (0.102)
40～59歳	0.106 (0.059)	0.060 (0.060)	0.130* (0.066)	0.282*** (0.059)	0.169** (0.064)	0.245* (0.095)	0.282*** (0.067)	0.182* (0.072)	0.284** (0.087)
60～69歳	0.041 (0.052)	0.022 (0.046)	-0.041 (0.037)	0.139** (0.052)	0.066 (0.047)	0.021 (0.062)	0.139** (0.050)	0.076 (0.048)	0.044 (0.050)
70～79歳	0.040 (0.058)	0.027 (0.044)	0.009 (0.038)	0.103* (0.049)	0.064 (0.048)	0.008 (0.037)	0.124** (0.046)	0.053 (0.043)	-0.001 (0.044)
性別(基準：男性)	-0.159*** (0.039)	-0.107** (0.039)	-0.116** (0.036)	-0.152*** (0.041)	-0.144*** (0.035)	-0.113** (0.035)	-0.151*** (0.036)	-0.131*** (0.036)	-0.102** (0.036)
住居(基準：持ち家)	-0.013 (0.043)	0.096* (0.040)	0.165*** (0.039)	-0.013 (0.041)	0.092** (0.034)	0.147*** (0.043)	0.015 (0.039)	0.074* (0.031)	0.132** (0.046)

注：表 2-2 に同じ。  
出所：表 1-1 に同じ。

(次ページにつづく)

表 2-3: 消費水準に関する分位点回帰分析の結果 (つづき)

【障害・健康の状態】							
身体障害者手帳の保持 (基準: 5・6級)		0.040	0.057	-0.080	0.073	0.067	-0.087
		(0.109)	(0.067)	(0.061)	(0.076)	(0.062)	(0.056)
身体障害者手帳の保持×1級		-0.080	-0.116	0.073	-0.113	-0.118	0.075
		(0.106)	(0.070)	(0.076)	(0.081)	(0.062)	(0.070)
身体障害者手帳の保持×2級		-0.153	-0.069	0.049	-0.146	-0.104	0.067
		(0.128)	(0.074)	(0.075)	(0.088)	(0.076)	(0.075)
身体障害者手帳の保持×3級		-0.031	-0.132	0.144	-0.039	-0.143*	0.128
		(0.114)	(0.069)	(0.093)	(0.075)	(0.073)	(0.096)
身体障害者手帳の保持×4級		-0.106	-0.065	0.120	-0.114	-0.056	0.121
		(0.117)	(0.092)	(0.074)	(0.093)	(0.095)	(0.071)
療育手帳の保持		-0.202	-0.319*	-0.088	-0.230	-0.288	-0.076
		(0.245)	(0.153)	(0.200)	(0.283)	(0.154)	(0.200)
精神障害者保健福祉手帳の保持 (基準: 3級)		-0.081	0.168	-0.031	-0.117	0.131	-0.036
		(0.126)	(0.149)	(0.105)	(0.132)	(0.140)	(0.105)
精神障害者保健福祉手帳の保持×1級		-0.289	-0.330	0.186	-0.228	-0.294	0.008
		(0.351)	(0.402)	(0.411)	(0.419)	(0.381)	(0.349)
精神障害者保健福祉手帳の保持×2級		-0.130	-0.460**	-0.285*	-0.055	-0.411**	-0.331*
		(0.130)	(0.145)	(0.143)	(0.138)	(0.136)	(0.135)
N	1180		1180			1180	

注: 表 2-2 に同じ。

出所: 表 1-1 に同じ。

参考表 1: 記述統計

	就労分析		消費分析	
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
<b>【所得保障】</b>				
公的年金受給額(万円/月)	4.716	7.314	7.469	9.306
公的手当受給額(万円/月)	0.924	3.313	2.815	6.062
<b>【基本属性】</b>				
年齢：				
20～39歳	0.266	0.442	0.047	0.211
40～59歳	0.459	0.498	0.149	0.356
60～64歳	0.275	0.447	—	—
60～69歳	—	—	0.190	0.392
70～79歳	—	—	0.247	0.431
80歳以上	—	—	0.368	0.482
性別(女性=1)	0.465	0.499	0.624	0.485
住居(持ち家=1)	0.742	0.437	0.635	0.482
同居の状況：				
夫婦で暮らしている	0.437	0.496	—	—
親と暮らしている	0.415	0.493	—	—
子と暮らしている	0.267	0.442	—	—
兄弟姉妹と暮らしている	0.105	0.307	—	—
その他の人と暮らしている	0.035	0.185	—	—
一人で暮らしている	0.140	0.348	—	—
<b>【障害・健康の状態】</b>				
身体障害者手帳の保持	0.492	0.500	0.452	0.498
1級	0.171	0.377	0.126	0.332
2級	0.104	0.305	0.078	0.268
3級	0.081	0.273	0.079	0.270
4級	0.089	0.285	0.114	0.317
5級	0.029	0.167	0.035	0.183
6級	0.019	0.135	0.020	0.141
療育手帳の保持	0.129	0.336	0.021	0.144
精神障害者保健福祉手帳の保持	0.213	0.409	0.092	0.290
1級	0.026	0.160	0.007	0.082
2級	0.132	0.339	0.059	0.236
3級	0.054	0.226	0.026	0.160
障害の期間(年)	15.788	13.474	11.824	14.620
障害の理由				
病気・事故・災害	0.729	0.445	0.696	0.460
出生時の損傷	0.063	0.242	0.042	0.200
加齢	0.055	0.229	0.355	0.479
分からない	0.242	0.428	0.128	0.334
調査年(2011年=1)	0.324	0.468	0.319	0.466
N	3118		1180	

出所：表 1-1 に同じ。

参考表 2: 収入・支出内訳項目の欠測割合

	就労分析	消費分析
<b>【収入の内訳項目】</b>		
給料・工賃等	0.640	-
障害年金などの公的年金等	0.527	0.549
公的な手当	0.842	0.770
<b>【支出の内訳項目】</b>		
福祉サービスの利用者負担	-	0.769
医療費	-	0.539
N	6353	3127

出所：表 1-1 に同じ。

参考表 3: 欠測処理による欠測割合の変化

	就労分析		消費分析	
	ローデータ	欠測処理後	ローデータ	欠測処理後
<b>【収入の内訳項目】</b>				
給料・工賃等	0.640	0.295	-	-
障害年金などの公的年金等	0.527	0.203	0.549	0.292
公的な手当	0.842	0.247	0.770	0.308
<b>【支出の内訳項目】</b>				
福祉サービスの利用者負担			0.769	0.170
医療費			0.539	0.285
N	6353		3127	

出所：表 1-1 に同じ。

参考表 4: 欠測がないサンプルとあるサンプルの属性差

	就労分析			消費分析		
	欠測なし	欠測あり	有意差	欠測なし	欠測あり	有意差
年齢：						
20～39歳	0.266	0.275	-0.009	0.047	0.024	0.023***
40～59歳	0.459	0.455	0.003	0.149	0.136	0.013
60～64歳	0.275	0.270	0.006	—	—	—
60～69歳	—	—	—	0.190	0.203	-0.013
70～79歳	—	—	—	0.247	0.289	-0.042*
80歳以上	—	—	—	0.368	0.349	0.019
女性	0.465	0.464	0.001	0.624	0.644	-0.020
居住地：						
指定都市	0.164	0.156	0.008	0.152	0.180	-0.029*
中核都市	0.143	0.132	0.011	0.131	0.138	-0.006
八地方区分：						
北海道地方	0.056	0.072	-0.016*	0.070	0.064	0.006
東北地方	0.047	0.049	-0.003	0.044	0.055	-0.011
関東地方	0.265	0.231	0.033**	0.246	0.214	0.0316*
中部地方	0.150	0.146	0.005	0.128	0.119	0.009
関西地方	0.130	0.138	-0.008	0.139	0.129	0.010
中部地方	0.056	0.058	-0.002	0.056	0.065	-0.009
四国地方	0.039	0.040	0.000	0.044	0.057	-0.013
九州・沖縄地方	0.108	0.128	-0.020**	0.136	0.131	0.004
N	3,118	3,235		1,180	1,947	

出所：表 1-1 に同じ。

参考表 5: 就労に関するロジスティック回帰分析の結果 (オッズ比)

	Model1	Model2	Model3
<b>【所得保障】</b>			
log(一月当たり公的年金受給額)	0.807*** (0.028)	0.765*** (0.030)	
log(一月当たり公的手当受給額)	0.648*** (0.042)	0.621*** (0.042)	
log(一月当たり公的年金 & 公的手当受給額)			0.705*** (0.027)
<b>【基本属性】</b>			
年齢 (基準: 60歳以上)			
20~39歳	2.406*** (0.295)	2.155*** (0.288)	2.061*** (0.276)
40~59歳	1.682*** (0.166)	1.669*** (0.173)	1.614*** (0.168)
女性	0.634*** (0.049)	0.602*** (0.048)	0.595*** (0.048)
持ち家	1.008 (0.096)	1.000 (0.098)	1.033 (0.101)
同居の状況 (基準: 夫婦で暮らしている)			
親と暮らしている	1.249* (0.124)	1.065 (0.111)	1.057 (0.110)
子と暮らしている	1.200 (0.119)	1.309** (0.133)	1.297* (0.132)
兄弟姉妹と暮らしている	1.070 (0.139)	0.942 (0.127)	0.943 (0.127)
その他の人と暮らしている	0.843 (0.174)	0.767 (0.164)	0.751 (0.161)
一人で暮らしている	0.935 (0.126)	0.975 (0.135)	0.925 (0.127)
<b>【障害・健康の状態】</b>			
身体障害者手帳の保持 (基準: 5・6級)		1.715** (0.329)	1.659** (0.317)
身体障害者手帳の保持×1級		0.571** (0.117)	0.600* (0.122)
身体障害者手帳の保持×2級		0.603* (0.131)	0.652* (0.140)
身体障害者手帳の保持×3級		0.664 (0.147)	0.698 (0.155)
身体障害者手帳の保持×4級		0.781 (0.170)	0.793 (0.172)
療育手帳の保持		3.340*** (0.487)	3.429*** (0.497)
精神障害者保健福祉手帳の保持 (基準: 3級)		1.042 (0.184)	1.064 (0.188)
精神障害者保健福祉手帳の保持×1級		0.524* (0.156)	0.550* (0.165)
精神障害者保健福祉手帳の保持×2級		0.903 (0.176)	0.939 (0.183)
N	3118	3118	3118

注: 表 1-2 に同じ。

出所: 表 1-1 に同じ。

参考表 6: 就労収入に関する分位点回帰分析の結果

	Model1			Model2			Model3		
	q25	q50	q75	q25	q50	q75	q25	q50	q75
<b>【所得保障】</b>									
log(一月当たり公的年金受給額)	-0.517*** (0.076)	-0.293*** (0.034)	-0.213*** (0.032)	-0.204*** (0.054)	-0.185*** (0.039)	-0.147*** (0.036)			
log(一月当たり公的手当受給額)	-0.318 (0.245)	-0.235* (0.103)	-0.219* (0.107)	-0.282 (0.248)	-0.112 (0.099)	-0.169* (0.068)			
log(一月当たり公的年金&公的手当受給額)							-0.207*** (0.046)	-0.170*** (0.038)	-0.148*** (0.032)
<b>【基本属性】</b>									
年齢 (基準: 60歳以上)									
20~39歳	-0.364 (0.189)	-0.232 (0.119)	0.025 (0.102)	-0.031 (0.170)	0.183 (0.121)	0.330** (0.111)	0.004 (0.144)	0.213 (0.114)	0.332** (0.104)
40~59歳	0.002 (0.119)	0.114 (0.074)	0.344*** (0.081)	0.231* (0.109)	0.248** (0.080)	0.398*** (0.090)	0.238 (0.126)	0.277*** (0.081)	0.393*** (0.082)
女性	-0.980*** (0.111)	-0.877*** (0.083)	-0.587*** (0.059)	-0.754*** (0.103)	-0.796*** (0.084)	-0.542*** (0.086)	-0.749*** (0.096)	-0.780*** (0.090)	-0.549*** (0.087)
持ち家	0.188 (0.117)	0.221* (0.086)	0.269*** (0.076)	0.110 (0.109)	0.146 (0.075)	0.220** (0.084)	0.115 (0.098)	0.143 (0.074)	0.220** (0.084)
同居の状況 (基準: 夫婦で暮らしている)									
親と暮らしている	-0.763*** (0.174)	-0.512*** (0.088)	-0.452*** (0.071)	-0.317* (0.149)	-0.342*** (0.080)	-0.331*** (0.073)	-0.360** (0.137)	-0.339*** (0.081)	-0.331*** (0.085)
子と暮らしている	0.322* (0.144)	0.205** (0.074)	0.165* (0.075)	0.105 (0.114)	0.147 (0.076)	0.085 (0.071)	0.071 (0.103)	0.162* (0.077)	0.097 (0.076)
兄弟姉妹と暮らしている	0.063 (0.218)	-0.103 (0.177)	-0.162 (0.088)	0.304* (0.147)	0.169 (0.126)	-0.105 (0.108)	0.305 (0.174)	0.160 (0.142)	-0.096 (0.107)
その他の人と暮らしている	0.023 (0.464)	0.095 (0.237)	-0.042 (0.134)	0.356 (0.205)	-0.134 (0.149)	-0.086 (0.169)	0.328 (0.188)	-0.125 (0.154)	-0.068 (0.187)
一人で暮らしている	-0.084 (0.186)	-0.109 (0.115)	0.001 (0.124)	-0.063 (0.171)	-0.085 (0.124)	-0.042 (0.117)	-0.099 (0.152)	-0.070 (0.123)	-0.038 (0.112)

注: 表 1-2 に同じ。

出所: 表 1-1 に同じ。

参考表 6: 就労収入に関する分位点回帰分析の結果 (つづき)

【障害・健康の状態】							
身体障害者手帳の保持 (基準: 5・6級)		0.020 (0.165)	0.069 (0.124)	0.154 (0.108)	0.091 (0.149)	0.073 (0.123)	0.138 (0.127)
身体障害者手帳の保持×1級		0.104 (0.194)	0.038 (0.140)	0.002 (0.104)	0.075 (0.203)	0.034 (0.138)	0.002 (0.120)
身体障害者手帳の保持×2級		0.069 (0.260)	0.070 (0.128)	-0.034 (0.123)	0.094 (0.264)	0.068 (0.112)	-0.020 (0.125)
身体障害者手帳の保持×3級		0.216 (0.191)	0.060 (0.122)	0.024 (0.113)	0.156 (0.223)	0.054 (0.143)	0.018 (0.146)
身体障害者手帳の保持×4級		-0.053 (0.154)	-0.134 (0.119)	-0.097 (0.105)	-0.055 (0.178)	-0.132 (0.123)	-0.097 (0.114)
療育手帳の保持		-1.907*** (0.176)	-1.496*** (0.190)	-0.795*** (0.169)	-1.878*** (0.178)	-1.507*** (0.181)	-0.810*** (0.161)
精神障害者保健福祉手帳の保持 (基準: 3級)		-0.524** (0.192)	-0.502*** (0.121)	-0.561** (0.177)	-0.463* (0.224)	-0.532*** (0.122)	-0.593*** (0.154)
精神障害者保健福祉手帳の保持×1級		-0.535 (0.563)	-0.517 (0.699)	0.393 (0.500)	-0.535 (0.597)	-0.483 (0.703)	0.476 (0.477)
精神障害者保健福祉手帳の保持×2級		-0.806* (0.338)	-0.351 (0.188)	-0.163 (0.184)	-0.810* (0.336)	-0.348 (0.195)	-0.147 (0.177)
N	1008		1008			1008	

注: 表 1-2 に同じ。

出所: 表 1-1 に同じ。



参考表 7: 消費貧困 (3 級地-2 基準) に関するロジット・モデルの推定結果 (オッズ比)

	Model1	Model2	Model3
<b>【所得保障】</b>			
log(一月当たり公的年金受給額)	0.762*** (0.053)	0.683*** (0.051)	
log(一月当たり公的手当受給額)	0.751*** (0.060)	0.694*** (0.059)	
log(一月当たり公的年金 & 公的手当受給額)			0.649*** (0.049)
<b>【基本属性】</b>			
年齢 (基準: 80歳以上)			
20~39歳	0.274** (0.108)	0.116*** (0.052)	0.108*** (0.049)
40~59歳	0.497** (0.118)	0.286*** (0.078)	0.267*** (0.073)
60~69歳	0.752 (0.143)	0.600* (0.126)	0.581* (0.123)
70~79歳	0.880 (0.145)	0.774 (0.136)	0.766 (0.135)
女性	1.408* (0.202)	1.591** (0.240)	1.589** (0.241)
持ち家	0.868 (0.127)	0.979 (0.151)	1.010 (0.155)
<b>【障害・健康の状態】</b>			
身体障害者手帳の保持 (基準: 5・6級)		0.480* (0.167)	0.475* (0.166)
身体障害者手帳の保持×1級		4.031*** (1.522)	4.103*** (1.554)
身体障害者手帳の保持×2級		4.895*** (1.948)	4.901*** (1.955)
身体障害者手帳の保持×3級		2.402* (0.961)	2.456* (0.985)
身体障害者手帳の保持×4級		1.950 (0.748)	1.960 (0.754)
療育手帳の保持		8.162*** (4.027)	8.427*** (4.164)
精神障害者保健福祉手帳の保持 (基準: 3級)		1.047 (0.508)	1.071 (0.522)
精神障害者保健福祉手帳の保持×1級		2.923 (2.773)	3.029 (2.881)
精神障害者保健福祉手帳の保持×2級		3.979** (2.122)	3.935* (2.103)
N	1180	1180	1180

注: 表 2-2 に同じ。  
出所: 表 1-1 に同じ。

## 障害年金受給者の動向と実態<sup>1</sup>

研究分担者 百瀬優(流通経済大学経済学部教授)

### 1. はじめに

障害年金は、公的年金の三種類の給付の中では最も規模の小さい制度であるが、給付総額は約 2 兆円に達し、障害者に対する所得保障としては最大の制度である。障害者あるいは障害者の属する世帯にとって、障害年金が収入の柱となることも多い。また、障害年金は、障害の状態にない被保険者から障害を有する被保険者等に対する所得再分配を行っており、これを通じて、多くの障害者が貧困状態に陥ることを防いでいる。

1985 年改正以降、障害年金が年金改革の論点となることは少なかったが、2019 年に社会保障審議会年金部会が発表した「議論の整理」で指摘されているように、次回以降の年金改革では、「障害年金・遺族年金についても、社会経済状況の変化に合わせて見直しを行う必要がないか検証し、その結果に基づいた対応についての検討を進めていくべき」と思われる。

今後の障害年金の見直しを考える際には、1985 年改正以降の障害年金受給者の動向や近年の障害年金受給者の実態を把握することが必要不可欠と思われる。この点に関して、すでに筆者は、百瀬(2014)と百瀬・大津(2020)で一定の整理を行った。本稿では、最新のデータを用いて、両論文で行った分析内容を更新したい。具体的には、以下のような検討を行う。

まず、2009 年以降の障害年金受給者の動向を取り上げる。1985 年改正以降、障害年金受給者数および障害年金受給者率(障害年金受給者数が人口に占める割合)は一貫して増加・上昇している。百瀬(2014)では、その増加・上昇要因について、Duggan and Imberman(2009)を参考にしながら、三つの視点から検討した。その結論は、以下の通りであった。第一に、1980 年代後半から 1990 年代中盤にかけて、主として、人口構成の変化によって、障害年金の受給者数が増加し、受給者率が上昇した。1990 年代後半以降も、人口構成の変化による影響は少なくないが、それが受給者数や受給者率の動向に与えた影響は小さくなっている。この間は、主として、人口構成の変化以外の要因によって、障害年金の受給者数が増加し、受給者率が上昇している。第二に、全体として見た場合、1985 年改正以降の障害年金受給者率の上昇のうち、国民の健康状態の変化によって説明できる部分は極めて少ない。特に 2000 年代における障害年金受給者率の上昇は、国民の健康状態の変化とは無関係に進行している。第三に、1990 年代中盤以降に精神の障害(精神障害・知的障害)に基づく障害年金受給者が増加している。新規裁定件数の増加による影響と受給期間の長期化による影響を分離することはできないものの、近年の受給者全体の増加は、ほぼ精神の障害に基づく受給者の増加のみで説

---

<sup>1</sup> 本研究は、令和3年度厚生労働行政推進調査事業補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究(代表者:山田篤裕)」の一環として実施された。厚生労働省「障害年金受給者実態調査」(2009年、2014年、2019年)の調査票情報は当該事業の一環として利用が認められた。調査票情報提供にご協力頂いた関係者各位に深く御礼申し上げます。なお本稿の分析で示される数値の一部は独自集計したものであり、公表されている数値と必ずしも一致しない。

明できる。

百瀬(2014)では、2009年頃までのデータを用いたが、本稿の2節では、新たなデータを利用して、その後の約10年間の受給者の動向およびその要因について分析を行う。特に、上記の結論が現在でも当てはまるか否かを確認したい。

次に、障害年金受給者の生活実態や就労状況を取り上げる。この点については、百瀬・大津(2020)で、厚生労働省「障害年金受給者実態調査」の個票データを用いた分析を行った。その主な結論は以下の通りである。第一に、精神障害による受給者は、年金収入も就労収入も低い者が多く、他の収入を加えても、世帯収入が低くなる傾向が強い。生活保護を併給する受給者も多い。第二に、知的障害による受給者では、親や兄弟姉妹との同居率の高さが目立つが、精神障害による受給者と同様の傾向が見られた。第三に、身体障害による受給者では、年金額が高い者ほど就労収入も高くなる傾向があり、この傾向が受給者間の生活状況の格差を大きくしている。第四に、精神障害では、障害厚生年金3級の受給者が最も生活困窮に陥りやすい。第五に、女性の受給者は男性に比べて、年金収入も就労収入も低いが、世帯収入や生活保護の併給状況において、明確な男女差は確認できなかった。

百瀬・大津(2020)は、2009年調査及び2014年調査の個票を用いたが、本稿の3節では、新たに利用可能になった2019年調査の個票も用いた分析を行う。具体的には、受給者の就労状況、世帯構成、世帯年収、生活保護の併給状況などが、障害種別でどの程度異なるかを確認する。特に、障害種別の受給者の就労状況がこの10年間あるいは5年間でどの程度変化したのか、知的障害や精神障害の受給者の世帯収入がどのような状況にあるのか、受給者の生活保護の併給状況にどのような特徴が見られるのかに着目したい。

## 2. 障害年金受給者数の増加とその背景

### (1) 使用するデータの説明

本節で主に使用するデータは、厚生労働省「障害年金受給者実態調査」である。同調査は、「年金受給者について、収入、支出、就業状況等の実態を総合的に把握し、年金が受給者の生活の中でどのような役割を果たしているかをとらえ、年金制度運営のための基礎資料を得ることを目的」として実施される「年金制度基礎調査」のひとつである。国民年金と厚生年金保険両方の障害年金受給者を対象とした調査は、2009年、2014年、2019年に実施されている。

「障害年金受給者実態調査」は、各調査年の12月1日時点における国民年金及び厚生年金保険の障害年金の受給者を調査対象としている。そのため、被用者年金一元化前の2009年調査、2014年調査では、各種共済年金の障害年金の受給者は調査の対象外である。また、被用者年金一元化後に実施された2019年調査も、日本年金機構が支給する障害年金の受給者について調査している。そのため、障害厚生年金の受給者であっても、日本年金機構以外の実施機関(国家公務員共済組合など)が支給する障害厚生年金<sup>2</sup>の受給者は調査の対象外である<sup>3</sup>。具体的には、日本年金機構以外の実施機関が支給する障害厚生年金3級の受給者は調査の対象外となる。一方で、障害基礎年金1級(2級)および日本年金機構以外の実施機関が支給する障害厚生年金1級(2級)を同時に受給している者は調査の対象となるが、この場合は、障害基礎年金1級(2

<sup>2</sup> 例えば、初診日に国家公務員として働いており、第2号厚生年金被保険者であった者に対する障害厚生年金などが該当する。

<sup>3</sup> 日本年金機構以外の実施機関が支給する障害厚生年金の受給者が調査の対象外であることは、「障害年金受給者実態調査」の「調査の概要」では明記されていないが、厚生労働省年金局に問い合わせをして確認している。

級)のみの受給者として扱われる。また、被用者年金一元化前から引き続き障害共済年金を受給している者なども調査の対象外である。

同調査は、調査対象から無作為に抽出した約 23,000 人を調査の客体として、調査客体として選ばれた年金受給者に調査票を郵送で送付し、郵送で回収する方法で調査が実施されている。2019 年調査では、回収数は 15,860 件、有効回答数は 15,831 件、回答率は 69.4%である。

「障害年金受給者実態調査」の主な調査項目は、性別、生年月日、手帳の所持状況、日常生活の状況、治療・療養・介助にかかった費用、就労状況、就労収入、世帯構成や世帯収入の状況、生活保護受給の有無などである。また、同調査の実施に際しては、日本年金機構が保有する業務上のデータ等から得られる情報(障害等級、年金額、傷病名、配偶者加給対象者の有無、子の加給対象者数など)も利用されている。本節では、同調査及び機構データの集計結果として公表されている統計表のデータを用いている。

同調査において、「厚生年金 1 級」は、1 級の障害厚生年金と障害基礎年金を受給している者、「厚生年金 2 級」は、2 級の障害厚生年金と障害基礎年金を受給している者、「厚生年金 3 級」は、3 級の障害厚生年金を受給している者、「国民年金級」は、1 級の障害基礎年金を受給している者(障害厚生年金を受給している者を除く)、「国民年金 2 級」は、2 級の障害基礎年金を受給している者(障害厚生年金を受給している者を除く)と定義されている。また、厚生年金・国民年金ともに、1985 年改正以前(旧法)の受給者も含まれている。本稿での分けもそれに従う。

なお、百瀬(2014)では、人口構成の変化が障害年金受給者の増減に及ぼす影響を推定するために、公的年金の財政再計算(財政検証)時に公表されている年齢別の障害年金受給権者数のデータを利用した。ただし、財政再計算(財政検証)の公表資料では、国民年金の障害年金受給権者数と厚生年金保険の障害年金受給権者数が別々に公表されており、障害基礎年金と障害厚生年金の両方の受給権を有している者の重複を調整することができなかった。また、受給権者には全額停止されている者も含まれるため、受給権者数と受給者数では数値が若干異なるという分析上の問題点もあった。しかしながら、今回利用する「障害年金受給者実態調査」の年齢別受給者数は、受給者に関するデータであり、また、障害基礎年金のみを受給する者と障害基礎年金と障害厚生年金の両方を受給する者が明確に区別されている。そのため、障害年金受給者全体の動向とその背景を把握するのに、より適したデータである。

その他に、百瀬(2014)では、障害種別の受給権者数の動向を確認するために、日本年金機構の事務打ち合わせ会の資料として提出された厚生労働省年金局・日本年金機構「障害年金受給権者状況」のデータも利用した。こちらは、現在は入手が難しく、かつ、受給権者のデータであるため、本稿では、「障害年金受給者実態調査」の傷病名別受給者数のデータを利用している。一方で、健康状態の時系列的变化については、百瀬(2014)と同様に、今回も、厚生労働省「国民生活基礎調査」における主観的健康についてのデータを利用する。

## (2) 障害年金受給者数及び障害年金受給者率の動向

表 1 は、「障害年金受給者実態調査」の各調査年における厚生年金・国民年金計の障害年金受給者数を示している。この数値は、日本年金機構が保有する業務上のデータ等から得られる情報に基づいている。また、「障害年金受給者実態調査」では、障害基礎年金と障害厚生年金を同時に受給する者が、厚生年金の受給者としてカウントされ、障害基礎年金のみを受給する者が、国民年金の受給者としてカウントされる。それゆえ、二つの障害年金を受給する一人の受給者が、それぞれの制度の受給者として二重にカウントされることも防がれ

ている。確かに、この受給者数には、日本年金機構以外の実施機関が支給する障害年金の受給者が含まれていないため、日本の障害年金受給者数全体を示したものではない。しかし、ほぼそれに近い数値と捉えられる。なお、障害基礎年金の受給者数は、厚生年金1級、厚生年金2級、国民年金1級、国民年金2級の合計値から、旧法厚生年金や旧法国民年金の障害年金受給者を除いた値となり、2019年では、約190万人になる。日本の障害年金受給者のほとんどが、他の年金を併給する場合も含めて、障害基礎年金を受給している。

表1 障害年金受給者数の推移 (単位:千人)

		2009年	2014年	2019年
<b>厚生年金・国民年金計</b>		<b>1,796</b>	<b>1,943</b>	<b>2,096</b>
厚生年金	計	350	385	430
	厚生年金1級	62	65	70
	厚生年金2級	164	187	223
	厚生年金3級	124	133	137
国民年金	計	1,446	1,558	1,666
	国民年金1級	669	659	636
	国民年金2級	777	899	1,030

出典:厚生労働省「障害年金受給者実態調査」(2009年、2014年、2019年)の「集計客体の特性」より作成。

厚生年金・国民年金計の受給者数は、2009年以降も増加しており、この10年間で約1.17倍となった。各調査年の10月1日現在の総人口に占める割合で見ても、2009年の1.41%、2014年の1.53%、2019年の1.66%と一貫して増加している。1985年改正以降、障害年金の受給者は着実に増加してきたが、その傾向は現在も続いている。障害等級別に見た場合、厚生年金2級及び国民年金2級の受給者の増加が他の制度・障害等級に比べて著しく、逆に、国民年金1級の受給者は減少傾向にある。このような障害年金受給者数や障害年金受給者率の動向に関しては、この間の制度改正が影響を与えた可能性もある。

第一に、2015年10月の被用者年金一元化の影響が考えられる。新たに公務員等が厚生年金保険の被保険者となったため、そのことが障害厚生年金の受給者を増加させた可能性がある。しかしながら、「障害年金受給者実態調査」は、一元化後の調査においても、日本年金機構以外の実施機関が支給する障害厚生年金を調査の対象外としている。それゆえ、表1で確認できる受給者の増加は、被用者年金一元化とは無関係である。

第二に、2016年9月から実施されている「国民年金・厚生年金保険 精神の障害に係る等級判定ガイドライン」の影響が考えられる。ガイドラインは、精神障害及び知的障害に係る障害年金の認定に地域差による不公平が生じないように、障害の程度を診査する医師が等級判定する際に参酌する全国共通の尺度として策定されたものである。その実施が受給者数の動向に何らかの影響を与えた可能性がある。しかし、ガイドラインの実施から「障害年金受給者実態調査」の最新調査年までの期間が短いため、調査時点での受給者数に与えた影響は僅かであると考えられる。

第三に、2016年10月の厚生年金保険適用拡大の影響が考えられる。短時間労働者の一部が新たに厚生年金保険の被保険者となったため、そのことが障害厚生年金の受給者を増加させた可能性がある。2019年時

点では、適用拡大によって約 40 万人の被保険者増の効果があつたとされる。そのことの意義は大きいですが、その規模を考えれば、障害厚生年金の受給者を大きく増やす程の影響があつたとは考えられない。また、そもそも、適用拡大前に厚生年金保険に適用されていなかった短時間労働者も、障害の状態に至れば、障害基礎年金の支給対象となっていた。それゆえ、適用拡大は、障害厚生年金の受給者を増加させるが、厚生年金・国民年金計の受給者の増加にはほとんど影響を与えない<sup>4</sup>。

以上で確認したように、2009 年以降の厚生年金・国民年金計の障害年金受給者の増加に対して、制度改正が及ぼした影響は少ないと考えられる。そこで、百瀬(2014)と同様に、障害年金受給者の増加要因について、人口構成の変化、健康状態の変化、傷病名別受給者数の変化の三つの視点から検討したい。

### (3) 人口構成の変化の影響

障害年金の受給者数に影響を与える要因として、人口構成の変化が挙げられる。若い世代では、障害年金の受給者である確率は低い。逆に、年齢が高くなるにしたがって、健康状態の悪化などを理由として、障害年金の受給者である確率は高まる。一方で、①原則として初診日に被保険者であることが障害年金の受給要件となること、②障害を有していた者の寿命はそうでない者に比べて短いと考えられること、③障害年金を受給していた者が老後に老齢基礎年金と老齢厚生年金の組み合わせを選択するケースがあることなどから、65 歳以降は、障害年金の受給者である確率が低下していく。そのため、人口構成が変化すれば、他の条件が不変であったとしても、障害年金の受給者数は増減する。

百瀬(2014)では、アメリカの障害年金受給者の増加要因について分析した Duggan and Imberman (2009) の手法に基づいて、人口構成の変化が障害年金受給者の増減に及ぼした影響を分析した。具体的には、1987 年から 2008 年までの国民年金の障害年金受給権者の増加が、人口構成の変化でどの程度説明できるかを推定した。今回は、それと同様の方法を用いて、2009 年から 2019 年までの障害年金受給者の増加に対して、人口構成の変化がどの程度影響を与えたのか確認した。その結果が表 2 である。

表 2 の一番左の列では、2009 年における年齢階級別の障害年金受給者数が男女別に示されている。次の列が同年 10 月 1 日における年齢階級別の推計人口である。この二つをもとに、年齢階級別に、障害年金受給者率を算出している。次の列では、2019 年 10 月 1 日における年齢階級別の推計人口が示されている。この 10 年の間に人口構成は大きく変化している。例えば、40 歳未満の人口や 50 代後半から 60 代前半の人口が減る一方で、40 代後半から 50 代前半の人口や 70 歳以上の人口が増加している。このような人口構成の変化の影響を推定するため、2009 年における年齢階級別の障害年金受給者率を 2019 年の年齢階級別推計人口に乗じることによって、2019 年における年齢階級別の期待障害年金受給者数を算出した。女性の場合、それらを合計した数値は 820 千人となる。

---

<sup>4</sup> ただし、以下の理由から、適用拡大は、厚生年金・国民年金計の受給者を若干増加させる方向に作用する。厚生年金保険に適用されることで、国民年金だけに加入する場合に比べて、障害等級 3 級でも障害年金が支給されるようになる。また、国民年金だけに加入する非正規労働者の中には、保険料滞納者も少なくない。そうした被保険者が厚生年金保険に適用されることで、保険料滞納による無年金障害者の発生が防がれる。

表2 人口構成の変化と障害年金受給者の動向(厚生年金・国民年金計)

年齢階級	2009年			2019年	2019年期待		2019年実績	
	障害年金受給者数 (千人)	人口 (千人)	障害年金受給者率 (%)	人口 (千人)	障害年金受給者率 (%)	障害年金受給者数 (千人)	障害年金受給者率 (%)	障害年金受給者数 (千人)
男性								
～24	41	15,381	0.27	14,074	0.27	38	0.41	57
25～29	54	3,832	1.41	3,216	1.41	45	2.21	71
30～34	71	4,361	1.63	3,447	1.63	56	2.12	73
35～39	90	4,918	1.83	3,828	1.83	70	2.12	81
40～44	84	4,323	1.94	4,417	1.94	86	2.33	103
45～49	81	3,932	2.06	4,957	2.06	102	2.58	128
50～54	91	3,863	2.36	4,309	2.36	102	2.78	120
55～59	127	4,517	2.81	3,852	2.81	108	3.06	118
60～64	120	4,603	2.61	3,713	2.61	97	3.18	118
65～69	89	4,005	2.22	4,217	2.22	94	2.61	110
70～74	58	3,199	1.81	4,095	1.81	74	2.05	84
75～	72	5,195	1.39	7,288	1.39	101	1.19	87
合計	978	62,130	1.57	61,411	1.58	973	1.87	1150
女性								
～24	27	14,622	0.18	13,343	0.18	25	0.26	35
25～29	39	3,670	1.06	3,025	1.06	32	1.62	49
30～34	51	4,230	1.21	3,305	1.21	40	1.72	57
35～39	64	4,797	1.33	3,723	1.33	50	1.77	66
40～44	62	4,258	1.46	4,301	1.46	63	1.88	81
45～49	61	3,894	1.57	4,846	1.57	76	2.04	99
50～54	67	3,877	1.73	4,258	1.73	74	2.16	92
55～59	92	4,616	1.99	3,859	1.99	77	2.28	88
60～64	100	4,810	2.08	3,810	2.08	79	2.31	88
65～69	86	4,380	1.96	4,492	1.96	88	2.05	92
70～74	65	3,712	1.75	4,591	1.75	80	1.70	78
75～	104	8,515	1.22	11,202	1.22	137	1.07	120
合計	818	65,380	1.25	64,756	1.27	820	1.46	946

出典:年齢階級別の障害年金受給者数は厚生労働省「障害年金受給者実態調査」(2009年、2019年)の統計表に基づく。年齢階級別推計人口(各年10月1日現在)は総務省「人口推計」に基づく。

この数値が意味することは、仮に年齢階級別の障害年金受給者率が不変であった場合、人口構成の変化によって、女性の障害年金受給者数は2009年の818千人から2019年の820千人へ2千人増加したであろうということである。しかしながら、表の一番右の列で示した実際の2019年の女性の障害年金受給者数は946千人である。それゆえ、この間の障害年金受給者の増加(128千人)のうち人口構成の変化によって説明できるのは1.6%だけである。つまり、この10年間では、人口構成の変化は、障害年金受給者数を増やすような影響をほとんど与えておらず、それ以外の要因によって、障害年金受給者数が増加している。

また、2019年における年齢階級別の期待障害年金受給者数の合計を同年10月1日の総人口で除した期待障害年金受給者率は、女性の場合1.27%であり、2009年の1.25%と比較して、0.02%ポイント高い。その一方で、実際には、2019年における女性の障害年金受給率は2009年に比べて0.21%ポイント高い1.46%になっている。障害年金受給者率の上昇分0.21%ポイントのうち、人口構成の変化で説明できるのは0.02%ポイントということになる。本文中や表2の障害年金受給者率は小数点第2位までの表記となっているが、実際の値で計算した場合、その割合は7.2%となる。つまり、障害年金受給者率の上昇もほぼすべてが人口構成の変化以外の要因によって生じている。

男性の場合、この間の人口構成の変化は、障害年金受給者を減らすような影響を与えているにもかかわらず、実際には、障害年金受給者が大きく増加している。男性の障害年金受給者数の増加は、人口構成の変化では全く説明できない。また、男性の障害年金受給者率は、この間に、1.57%から1.87%に増加しているが、この上場分0.30%ポイントのうち、人口構成の変化で説明できるのは3.2%に過ぎない。

百瀬(2014)は、1987年から1997年にかけての国民年金の障害年金受給権者数の増加分のうち、人口構成の変化で説明できるのは、女性で77.0%、男性で56.4%と推定している。この間の受給権者の増加は、主として、人口構成の変化によってもたらされていた。また、この間に、総人口に占める受給権者の割合も上昇しているが、その上昇分の多くも人口構成の変化に起因するものであった。一方、1997年から2008年にかけての受給権者数の増加については、人口構成の変化で説明できる部分が減少しており、男性で30.7%、女性で47.7%であった。総人口に占める受給権者の割合の上昇についても、同様の傾向が見られており、1990年代後半以降の受給権者数の増加や受給権者割合の上昇は、主として、人口構成の変化以外の要因によってもたらされていた。ただし、この間の受給権者数の動向も人口構成の変化の影響をある程度は受けていた。

それに対して、今回の推定結果に基づけば、2009年以降については、障害年金の受給者数の増加や受給者率の上昇は、男女ともに、ほぼすべて人口構成の変化以外の要因によってもたらされたと考えられる。具体的には、ほとんどの年齢階級で、障害年金受給者率が上昇しており、特に男女ともに、50歳未満の年齢階級で、障害年金受給者率の上昇が顕著となっている。そのことが、全体の障害年金受給者率の上昇や障害年金受給者数の増加に繋がっている。

#### (4) 健康状態の変化の影響

人口構成の変化以外では、障害年金の受給者数や受給者率の増減に影響を与える要因として、国民の健康状態の変化が考えられる。他の条件が不変であった場合、国民の健康状態が悪化すれば、障害年金受給者率は上昇する。

健康状態の時系列的変化を把握することは極めて困難であるが、百瀬(2014)では、Duggan and Imberman(2009)が用いていたアメリカ国内のデータを参考にして、厚生労働省「国民生活基礎調査」における主観的健康についてのデータを利用した。具体的には、3年ごとの大規模調査の結果概況で確認できる「日常生活に影



響のある者率」を用いた。この数値は、6歳以上の者を対象とした質問「あなたは現在、健康上の問題で日常生活<sup>5</sup>に何か影響がありますか」に対する回答から推計された「日常生活に影響のある者」の人口千人に対する比率である。ただし、現在、結果概況では、「日常生活に影響のある者率」が公表されていないため、今回は、年齢階級別に、人口に占める日常生活に影響のある者の割合を算出した<sup>6</sup>。その割合の変化と障害年金受給者率の変化を男女別に比較したものが表3である。

表3 日常生活に影響のある者の割合の変化と障害年金受給者率の変化

年齢階級	日常生活に影響のある者の割合		9年間の増加率(%)	障害年金受給者率		9年間の増加率(%)
	2010年	2019年		2010年	2019年	
男性						
25～29	4.93%	5.16%	4.5	1.48%	2.21%	49.3
30～34	5.72%	5.75%	0.6	1.66%	2.12%	27.9
35～39	5.79%	5.60%	-3.3	1.86%	2.12%	13.8
40～44	6.87%	5.94%	-13.4	1.99%	2.33%	17.2
45～49	8.57%	7.47%	-12.9	2.11%	2.58%	22.1
50～54	9.53%	9.00%	-5.5	2.39%	2.78%	16.7
55～59	12.47%	10.87%	-12.8	2.83%	3.06%	8.1
60～64	13.94%	12.23%	-12.3	2.64%	3.18%	20.2
女性						
25～29	5.73%	6.75%	17.8	1.12%	1.62%	44.7
30～34	6.58%	7.61%	15.7	1.25%	1.72%	38.3
35～39	7.82%	7.56%	-3.4	1.38%	1.77%	28.8
40～44	8.60%	8.20%	-4.7	1.50%	1.88%	25.2
45～49	10.22%	9.93%	-2.8	1.61%	2.04%	27.0
50～54	12.19%	11.60%	-4.9	1.76%	2.16%	22.5
55～59	13.15%	12.33%	-6.3	2.01%	2.28%	13.5
60～64	14.07%	13.19%	-6.2	2.10%	2.31%	10.2

出典：日常生活に影響のある者の割合は、厚生労働省「国民生活基礎調査」(2010年、2019年)をもとに算出した。

年齢階級別の障害年金受給者率は、厚生労働省「障害年金受給者実態調査」の年齢階級別障害年金受給者数及び総務省「人口推計」の年齢別推計人口をもとに算出した。

注：2010年については、厚生労働省「障害年金受給者実態調査」の年齢階級別障害年金受給者数の数値が利用できないため、2009年及び2014年の数値から推定した数値を用いて、障害年金受給者率を算出している。

<sup>5</sup> ここでいう日常生活とは、「日常生活動作(起床、衣服着脱、食事、入浴など)」、「外出(時間や作業量などが制限される)」、「仕事、家事、学業(時間や作業量などが制限される)」、「運動(スポーツを含む)」、「その他」である。厚生労働省「国民生活基礎調査」健康票を参照。

<sup>6</sup> 日常生活に影響のある者の割合は、厚生労働省「国民生活基礎調査」で公表されている統計表をもとに、「日常生活に影響のある者÷世帯人員総数」で算出している。算出に際しては、日常生活への影響の有無が不詳の数値は除いている。なお、日常生活に影響のある者にも、世帯人員総数にも、入院者は含まれていない。

2010年から2019年にかけて、30代前半までの年齢階級において、日常生活に影響のある者の割合が上昇している。同時に、障害年金受給者率の上昇も、この年齢階級で最も大きい。それゆえに、若い世代では、日常生活に影響を与えるような健康状態の悪化を自覚する人が増えており、そのことが障害年金受給者率を増加させた可能性がある。ただし、30代前半までの受給者が障害年金受給者全体に占める割合は、男女ともに1割程度であり、障害年金全体の受給者率の上昇に与えた影響は大きくないと考えられる。

一方で、30代後半から60代前半の年齢階級では、日常生活に影響のある者の割合が低下している。この数値の推移を見る限り、2010年から2019年にかけて、障害年金受給者率の上昇を引き起こすような健康状態の著しい悪化が見られたとは言い難い。にもかかわらず、実際には、障害年金受給者率は大きく上昇している。「国民生活基礎調査」の日常生活に影響のある者には、比較的軽い影響しかない者も含まれる。それゆえ、年金受給に至るような健康状態にある者を把握する指標として一定の限界はある。しかし、この数値の動向から判断する限り、2010年以降の障害年金受給者率の上昇やそれに伴う障害年金受給者数の増加は、国民の健康状態の変化とは無関係に進行していると考えられる。

## (5) 傷病名別受給者数の変化の影響

障害年金の受給者数全体が増加している場合でも、受給者の傷病名別でその増加の程度は異なると考えられる。以下では、傷病名別に受給者数の増減を確認し、それが障害年金受給者全体の増加にどの程度寄与しているのかを確認したい。

まず、表4は、「障害年金受給者実態調査」各調査年の厚生年金・国民年金計の障害年金受給者数を傷病名別で示したものである。あわせて、傷病名別に、2009年から2014年にかけて、そして、2014年から2019年にかけて、受給者数がどの程度増加あるいは減少したのかも示している。表4で確認できるように、精神障害及び知的障害に基づく受給者の人数が年々増加しており、特に精神障害による受給者数の伸びが著しい。精神障害と知的障害の受給者の合計が受給者全体に占める割合は、2009年の49.8%から2014年の54.1%、2019年の58.5%へと着実に上昇している。

次に、表5は、2009年から2019年にかけての受給者数の変化を、制度等級別・傷病名別に示したものである。この10年間で、障害年金受給者は全体で300千人増加している。しかし、精神障害・知的障害以外の受給者数は、傷病名ごとに増減の違いはあるものの、ほとんど変化していない。また、精神障害・知的障害の受給者でも、厚生年金1級、厚生年金3級、国民年金1級の受給者は、ほとんど増加していない、あるいは、減少している。一方で、この間に、厚生年金2級の精神障害の受給者は56千人増加している。しかし、それ以上に大きく増加しているのが、国民年金2級の精神障害の受給者と知的障害の受給者である。前者が170千人増加し、後者が90千人増加している。

つまり、この10年間では、障害基礎年金2級のみ精神障害・知的障害の受給者の増加が、障害年金受給者全体を増加させたことになる。なお、この傾向は、10年間で前半の5年間と後半の5年間に分けた場合もほとんど変わらず、現時点では、精神障害・知的障害の受給者の増加ペースが落ちていることは確認できない。また、精神障害・知的障害は、概して、身体障害に比べて障害の状態に至る年齢が若い。それゆえ、精神障害・知的障害の受給者の増加が、(3)で確認したような、比較的若い年齢階級における障害年金受給者率の増加をもたらしたと考えられる。

表 4 傷病名別の障害年金受給者数の推移と増減(厚生年金・国民年金計) (単位:千人)

傷病名	2009年 (1)	2014年 (2)	2019年 (3)	(2)-(1)	(3)-(2)
<b>計</b>	<b>1,796</b>	<b>1,943</b>	<b>2,096</b>	<b>147</b>	<b>153</b>
呼吸器系結核	4	2	2	-2	0
腸・腹膜の結核	-	-	-	-	-
骨・関節の結核	4	2	1	-2	-1
その他の結核	0	0	0	0	0
梅毒	0	0	0	0	0
精神障害	500	601	725	101	124
脳血管疾患	152	158	148	6	-10
視器の疾患・外傷	98	93	83	-5	-10
循環器系の疾患	56	42	50	-14	8
じん肺症	0	0	-	0	-
脊柱の外傷	20	26	21	6	-5
上肢の外傷	32	29	28	-3	-1
下肢の外傷	23	23	20	0	-3
その他の外傷	21	18	23	-3	5
耳の疾患・外傷	98	98	92	0	-6
脊柱の疾患	44	36	38	-8	2
関節の疾患	64	56	55	-8	-1
中枢神経系の疾患	105	114	124	9	10
呼吸器系の疾患	5	4	5	-1	1
腎疾患	88	92	79	4	-13
肝疾患	3	2	1	-1	-1
消化器系の疾患	3	3	4	0	1
血液及び造血器の疾患	2	3	2	1	-1
糖尿病	23	29	33	6	4
新生物	21	21	22	0	1
その他	35	35	40	0	5
知的障害	394	451	501	57	50

出典:厚生労働省「障害年金受給者実態調査」(2009年、2014年、2019年)の統計表より作成。

注:-は、計数がないことを示す。

表 5 2009年から2019年にかけての傷病名別障害年金受給者数の増減(障害等級別) (単位:千人)

傷病名	厚生年金			国民年金	
	1級	2級	3級	1級	2級
計	8	59	13	-33	253
呼吸器系結核	—	-1	-1	—	-1
腸・腹膜の結核	—	—	—	—	—
骨・関節の結核	—	0	0	-1	-2
その他の結核	—	—	0	—	—
梅毒	—	0	—	—	—
精神障害	4	56	5	-11	170
脳血管疾患	2	0	0	-5	0
視器の疾患・外傷	-1	2	-1	-17	1
循環器系の疾患	0	0	6	-2	-10
じん肺症	—	—	—	—	—
脊柱の外傷	1	0	-1	-1	0
上肢の外傷	0	-1	-4	-1	1
下肢の外傷	1	-2	1	-1	-1
その他の外傷	1	2	0	1	-1
耳の疾患・外傷	0	0	1	-6	1
脊柱の疾患	0	0	0	-2	-3
関節の疾患	0	-1	3	-8	-3
中枢神経系の疾患	-1	2	2	6	10
呼吸器系の疾患	0	0	0	0	1
腎疾患	0	-3	-3	0	-3
肝疾患	—	0	-1	—	-1
消化器系の疾患	0	0	0	—	0
血液及び造血器の疾患	—	—	0	0	-1
糖尿病	0	5	0	-1	5
新生物	0	-1	2	-1	1
その他	0	0	1	0	3
知的障害	—	—	—	18	90

出典：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」（2009年、2019年）の統計表より作成。

注：—は、計数がないことを示す。

なお、精神障害・知的障害による障害年金受給者が増加している理由として、①知的障害・精神障害を有する人の総数が増えている、②知的障害・精神障害を有する人の中で障害年金受給に至る人の割合が増えている

るという二つの可能性(あるいは、その両方が生じている可能性)が挙げられる。ただし、②については、その傾向を確認することはできない。むしろ、精神障害・知的障害を有する人の中で障害年金受給に至る人の割合は減っていると考えられる。例えば、東京都福祉保健局『障害者の生活実態』<sup>7</sup>の平成 20 年度調査と平成 30 年度調査に基づけば、精神障害者で 2007 年中に年金・恩給を受給した者の割合が 52.9%であったのに対して、2017 年中に年金・恩給を受給した者の割合は 47.3%にまで低下している。また、知的障害者でも、同様の数値が 69.1%から 63.0%に低下している。一方で、①については、内閣府(2021)で示されている障害者数の推計値に基づけば、18 歳以上の在宅の知的障害者<sup>8</sup>は 2011 年の約 47 万人から 2016 年約 73 万人に増加し、25 歳以上の外来の精神障害者<sup>9</sup>は、2008 年の約 260 万人から 2017 年の約 350 万人に増加している。国民の主観的な健康状態に大きな変化が無いなかでも、精神障害・知的障害を有する人がこのように増加していることが、障害年金受給者数の増加に繋がっている。

### 3. 障害年金受給者の就労状況と生活実態

#### (1) 使用するデータの説明

本節で使用するデータは、厚生労働省「障害年金受給者実態調査」である。ただし、前節とは異なり、同調査の個票データ及び同調査に関連して日本年金機構が提供したデータを用いた。本節の各表は、それらのデータを再集計して作成している。

同調査の概要については、前節で紹介した通りである。制度・障害等級の区分けについても前節と同じである。一方で、傷病名については、同調査や前節とは異なる区分けを用いている。同調査では、精神障害、知的障害、呼吸器系結核、腸・腹膜の結核、骨・関節の結核、その他の結核、梅毒、脳血管疾患、視器の疾患・外傷、循環器系の疾患、じん肺症、脊柱の外傷、上肢の外傷、下肢の外傷、その他の外傷、耳の疾患・外傷、脊柱の疾患、関節の疾患、中枢神経系の疾患、呼吸器系の疾患、腎疾患、肝疾患、消化器系の疾患、血液及び造血器の疾患、糖尿病、新生物、その他の分類がある。しかしながら、精神障害、知的障害以外の傷病については、サンプルサイズが小さくなるものが多いため、以下では、精神障害に基づく受給者を「精神障害」、知的障害に基づく受給者を「知的障害」、精神障害・知的障害以外の内部疾患・外傷・その他に基づく受給者を「身体障害」として、分析を行う。

なお、百瀬・大津(2020)では、同調査の 2009 年調査と 2014 年調査の結果を用いたが、本稿では、それらに加えて、2019 年調査の結果も用いている。2019 年調査に基づいて、障害種別の受給者の全般的状況や年金額を簡潔にまとめれば、以下ようになる。

第一に、厚生年金・国民年金計の障害年金受給者数を障害種別で見た場合、身体障害が 86.9 万人、知的障害が 50.1 万人、精神障害が 72.5 万人である。障害種別に受給者の年齢構成を確認した場合、身体障害では、高齢の受給者が多いのに対して、知的障害や精神障害では相対的に若い受給者が多くなっている。身体

<sup>7</sup> 同調査は、東京都が保有する身体障害者手帳交付台帳、愛の手帳発行台帳及び精神障害者保健福祉手帳発行台帳から調査客体を抽出している。そのため、特に精神障害者については、後述の内閣府(2021)で推計人数が示されている精神障害者とは、定義が大きく異なる。

<sup>8</sup> 知的障害者数は、障害者手帳所持者及び障害者手帳非所持者で自立支援給付等を受けている者を調査対象とする厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」に基づいて推計された人数である。

<sup>9</sup> 精神障害者数は、厚生労働省「患者調査」に基づいて推計された人数である。医療機関を利用した精神疾患のある患者数を精神障害者数としていることから、精神疾患による日常生活や社会生活上の相当な制限を継続的には有しない者も含まれている可能性がある。

障害では、受給者の約 6 割が 60 歳以上であるのに対して、精神障害では約 5 割が 50 歳未満、知的障害では約 7 割が 50 歳未満である。

第二に、障害年金受給者数を障害等級別に見た場合、厚生年金 1 級が 7.0 万人、厚生年金 2 級が 22.3 万人、厚生年金 3 級が 13.7 万人、国民年金 1 級が 63.6 万人、国民年金 2 級が 103.0 万人となっており、障害基礎年金のみの受給者<sup>10</sup>が多い。この障害等級の分布を障害種別で見た場合、身体障害では、厚生年金・国民年金計の受給者のうち国民年金 1 級あるいは 2 級の受給者が占める割合が 70.5%であるのに対して、精神障害では 76.1%となっている。精神障害では、身体障害に比べて、障害厚生年金を受給している者の割合が低い。また、知的障害はその障害の特性上、障害厚生年金の受給者は存在しない。そのため、全体で見た場合、障害年金受給者の 8 割程度が障害基礎年金のみの受給者となっている。また、厚生年金でも国民年金でも、1 級に認定される受給者の割合は、身体障害で高く、精神障害で低くなっている。国民年金 1 級あるいは 2 級の受給者のうち 1 級を受給する者の割合は、前者で 54.5%、後方で 17.8%である。

第三に、障害年金受給者の年金額は、国民年金では、障害種別にかかわらず、ほぼすべての受給者が 2 級の場合、老齢基礎年金満額の年金額、1 級の場合、その 1.25 倍を受け取っている。ただし、子の加算がつく場合や 20 歳前傷病による障害基礎年金が所得制限により一部支給停止されている場合など、上記の金額とは異なることもある。厚生年金では、障害種別によって年金額の分布が異なる。精神障害の受給者では、身体障害の受給者に比べて、同じ障害等級でも、年金額の低い受給者が多くなっている。例えば、厚生年金 2 級であれば、年金額 10 万円未満の者の割合が身体障害では 23.2%であるのに対して、精神障害では 41.3%となっている。また、厚生年金 3 級では、年金額 6 万円未満の者の割合が身体障害では 71.4%、精神障害では 88.5%となっている。

## (2) 受給者の就労状況

以下では、障害年金受給者の就労状況を障害種別に確認する。ただし、障害種別によって、高齢の受給者の割合が大きく異なるため、全年齢を集計対象にした場合、この違いが就労状況に影響する。その影響を除去するために、本項のみ、集計の対象を 20～59 歳に限定している。

### (a) 就労率

2019 年調査に基づけば、20～59 歳の障害年金受給者で就労している者の割合は、身体障害で 48.0%、知的障害で 58.6%、精神障害で 34.8%となっている(表 6)。

過去の調査と比較して、いずれの障害種別でも、就労率が高まっているが、精神障害での就労率の上昇が顕著である。精神障害の受給者の就労率が他の障害種別に比べて低いことに変わりはないが、その差は年々縮まってきている。

障害等級別で見た場合、障害等級が重くなるほど、就労率は低下している。過去の調査と比較して、いずれの障害等級でも就労率が高まっており、その上昇率に大きな差はない。それゆえ、障害等級別の就労率の差はあまり変化していない。

---

<sup>10</sup> 「国民年金 1 級」「国民年金 2 級」は、障害基礎年金を受給している者で、日本年金機構が支給する障害厚生年金を受給している者を除いた者である。それゆえ、そのほとんどが障害基礎年金のみの受給者であるが、そのなかには、障害基礎年金と老齢厚生年金を併給している者や、障害基礎年金と日本年金機構以外の実施機関が支給する障害厚生年金を併給している者なども含まれる。

表 6 障害年金受給者(20～59 歳)の就労率(障害等級別・障害種別)

	2009 年			2014 年			2019 年		
	身体障害	知的障害	精神障害	身体障害	知的障害	精神障害	身体障害	知的障害	精神障害
計	38.1%	47.9%	18.6%	43.4%	52.0%	25.7%	48.0%	58.6%	34.8%
厚生年金1級	19.6%	－	－	20.7%	－	－	24.7%	－	－
厚生年金2級	42.2%	－	15.3%	45.3%	－	18.7%	50.9%	－	28.9%
厚生年金3級	59.6%	－	25.5%	66.2%	－	39.8%	73.5%	－	54.7%
国民年金1級	32.6%	28.4%	8.5%	35.2%	31.1%	11.8%	39.1%	32.4%	17.2%
国民年金2級	39.4%	64.1%	20.6%	49.9%	66.5%	27.3%	51.4%	75.3%	36.4%

出典:厚生労働省「障害年金受給者実態調査」(2009 年, 2014 年, 2019 年)より筆者集計。

注:就労の有無が無回答のサンプルを除く。知的障害の「厚生年金1級」、「厚生年金2級」、「厚生年金3級」および精神障害の「厚生年金1級」は対象者がいない、または極めて少ないため、としている。

## (b) 就労形態

20～59 歳で就労する障害年金受給者の就業形態を見た場合、障害種別による差が極めて大きく、2019 年調査に基づけば、常勤で働く者の割合は、身体障害で 5 割弱であるが、知的障害や精神障害では 1 割に満たない(表 7)。知的障害では福祉的就労が多く、精神障害では福祉的就労や臨時パートで働く者が多い。

2014 年調査と比較した場合、身体障害・知的障害では、就労する受給者のうち常勤で働く者の割合が減っているが、精神障害ではその割合が増えている。精神障害の受給者では、就労率自体が高まっていることとあわせて、常勤で働く者が着実に増加している。

また、表には記載していないが、常勤で働く者の割合は、障害等級が軽くなるほど高まる。2019 年調査に基づけば、最も障害の程度が軽い厚生年金 3 級では、身体障害の受給者の場合、20～59 歳で就労する受給者の 63.9%が常勤で働いている。精神障害の受給者の場合は、同じ数値が 23.8%であり、これは 2014 調査と比較して、10%ポイント近く上昇している。

ただし、それでも、精神障害の受給者の場合、身体障害の受給者に比べて、常勤で働く者の割合は低い。そして、受給者に占める身体障害の割合が低下し、精神障害の割合が上昇しているため、受給者全体で見た場合、常勤で働く者の割合の上昇が見られない。

表 7 就労する障害年金受給者(20～59 歳)の就労形態(障害種別)

	2009 年			2014 年			2019 年		
	身体障害	知的障害	精神障害	身体障害	知的障害	精神障害	身体障害	知的障害	精神障害
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
常勤の会社員・公務員等	44.9%	6.6%	6.0%	48.6%	8.5%	7.4%	47.7%	7.6%	8.9%
臨時・パート等	21.8%	19.5%	28.6%	21.4%	16.7%	32.4%	23.3%	19.0%	33.1%
障害福祉サービス事業所等	8.9%	43.8%	22.5%	12.9%	47.0%	32.2%	14.6%	47.8%	35.1%
地域活動支援センター、小規模作業所	3.9%	19.3%	23.7%	3.7%	22.7%	17.6%	3.6%	19.6%	12.7%
自営業主	9.4%	0.8%	2.5%	5.1%	0.2%	2.7%	4.6%	0.1%	3.8%
家族従業者	3.6%	0.8%	4.3%	2.8%	1.0%	3.8%	2.0%	1.4%	1.5%
その他	7.4%	9.2%	12.5%	5.6%	3.9%	3.9%	4.4%	4.5%	4.8%

出典:厚生労働省「障害年金受給者実態調査」(2009 年、2014 年、2019 年)より筆者集計。

注:就労形態が無回答のサンプルを除く。

### (c) 就労時間

20～59 歳で就労する障害年金受給者の就労時間も、障害種別により大きく異なる(表 8)。2019 年調査によれば、身体障害では、就労する受給者の約半数が週労働時間 30 時間以上である。さらに、就労する受給者の 2 割強で週労働時間が 40 時間以上となっている。それに対して、知的障害や精神障害では、就労していても、就労時間の短い者が多い。特に精神障害では、就労する受給者の過半数が週労働時間 20 時間未満、3 割強が 10 時間未満の短時間就労者であり、週労働時間 30 時間以上の割合は、約 2 割にとどまる。

過去の調査と比較した場合、身体障害と知的障害では、20～59 歳で就労する受給者のうち、週労働時間 30 時間以上の者の割合が年々低下している。その一方で、精神障害では、週 20 時間未満の割合が低下し、週 30 時間以上の割合が上昇している。現在でも、受給者の障害種別によって、就労時間の分布は異なるが、その差は僅かではあるが縮小しつつある。



表 8 就労する障害年金受給者(20～59 歳)の就労時間(障害種別)

	2009 年			2014 年			2019 年		
	身体障害	知的障害	精神障害	身体障害	知的障害	精神障害	身体障害	知的障害	精神障害
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
10 時間未満	20.4%	21.1%	33.8%	18.7%	22.7%	33.9%	22.1%	24.9%	34.3%
10 時間以上 20 時間未満	9.9%	14.3%	24.3%	10.6%	17.8%	23.8%	12.5%	18.3%	21.7%
20 時間以上 30 時間未満	13.6%	32.3%	24.8%	15.2%	32.1%	23.1%	14.4%	32.4%	23.0%
30 時間以上 40 時間未満	29.0%	26.5%	12.4%	27.7%	22.6%	14.4%	27.8%	18.9%	15.0%
40 時間以上	27.2%	5.8%	4.7%	27.8%	4.8%	4.8%	23.2%	5.6%	6.0%

出典：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」(2009 年、2014 年、2019 年)より筆者集計。

注：就労時間が無回答のサンプルを除く。

#### (d) 就労収入

2019 年調査に基づいて 20～59 歳で就労する受給者の年間就労収入<sup>11</sup>を確認した場合、どの障害種別でも、100 万円未満の者が多い(表 9)。ただし、他の障害種別に比べて、身体障害では、100 万円未満の者の割合は小さく、逆に、就労収入の高い者の割合が大きい。一方で、知的障害や精神障害の受給者では、就労していても 95%以上が年間就労収入 200 万円未満であり、それ以上の就労収入を得ている者は極めて少ない。

2014 年調査と比較した場合、身体障害や知的障害では、就労する受給者の年間就労収入の分布はあまり変動していない。その一方で、精神障害の受給者では、就労する受給者のうち年間就労収入が 100 万円未満の者の割合が低下し、100 万円以上 200 万円未満の者の割合が上昇している。しかしながら、身体障害の受給者に比べて、精神障害の受給者で就労収入の低い者が多いという状況には、ほとんど変化はない。

また、表には記載していないが、障害等級が軽くなるほど、就労収入の低い者の割合が小さく、就労収入の高い者の割合が大きくなる。2019 年調査では、身体障害の場合、20～59 歳で就労している厚生年金 3 級の受給者のうち、年間就労収入 100 万円未満の割合は 18.8%、300 万円以上の割合は 43.8%である。障害等級計の表 9 と比べて、前者の割合が小さく、後者の割合が大きくなっている。精神障害の場合も、厚生年金 3 級の受給者では、100 万円未満の割合は 57.5%、300 万円以上の割合は 6.6%となっており、障害等級計に比べて、就労収入の分布は高い方にシフトしている。また、2014 年調査では、前者が 70.0%、後者が 3.0%であったため、厚生年金 3 級の精神障害の受給者では、より高い就労収入を得る受給者が増えていることが分かる。

なお、百瀬・大津(2020)は、身体障害で厚生年金を受給する者に関して、受給する年金額が高い者ほど、就労収入も高くなる傾向を確認している。この傾向は、2019 年調査でも確認することができた(表 10)。

<sup>11</sup> 「障害年金受給者実態調査」の調査票では、調査時点の前年 1 年間の就労収入の金額の回答を求めている。

表9 就労する障害年金受給者(20～59歳)の年間就労収入(障害種別)

	2009年			2014年			2019年		
	身体障害	知的障害	精神障害	身体障害	知的障害	精神障害	身体障害	知的障害	精神障害
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
100万円未満	36.3%	88.8%	86.3%	35.1%	82.7%	83.4%	35.0%	82.6%	75.7%
100万円以上 200万円未満	22.4%	10.7%	10.5%	23.8%	16.4%	12.0%	23.5%	15.3%	19.3%
200万円以上 300万円未満	16.6%	0.5%	2.4%	14.2%	0.6%	3.0%	14.7%	1.8%	3.4%
300万円以上 400万円未満	11.5%	0.0%	0.4%	10.8%	0.1%	1.2%	12.5%	0.1%	1.2%
400万円以上 500万円未満	5.7%	0.0%	0.0%	8.0%	0.1%	0.1%	6.2%	0.0%	0.3%
500万円以上	7.4%	0.0%	0.4%	8.1%	0.0%	0.4%	8.1%	0.1%	0.2%

出典:厚生労働省「障害年金受給者実態調査」(2009年、2014年、2019年)より筆者集計。

注:年間就労収入が無回答のサンプルを除く。

表10 障害年金額別・仕事の有無及び年間就労収入額(身体障害・厚生年金2級・男性のみ)

	年金額	計	仕事なし	仕事あり					
				年間就労収入額(万円)					
				～100	100～200	200～300	300～400	400～500	500～
2014年	～10万円	100.0%	68.0%	14.2%	10.2%	5.4%	2.2%	0.0%	0.0%
	10～12万円	100.0%	71.9%	8.9%	6.0%	5.4%	3.0%	2.6%	2.2%
	12～14万円	100.0%	66.0%	8.9%	8.5%	5.8%	4.8%	3.0%	2.9%
	14～16万円	100.0%	67.0%	7.0%	5.7%	7.8%	2.6%	5.9%	4.0%
	16万円～	100.0%	53.9%	11.1%	5.8%	5.0%	5.4%	4.6%	14.2%
2019年	～10万円	100.0%	63.2%	15.6%	9.8%	3.4%	5.8%	1.2%	1.0%
	10～12万円	100.0%	65.7%	9.2%	8.3%	7.6%	5.2%	1.6%	2.4%
	12～14万円	100.0%	60.2%	10.3%	13.1%	6.6%	3.7%	4.0%	2.1%
	14～16万円	100.0%	63.0%	11.5%	4.4%	6.6%	4.5%	5.4%	4.5%
	16万円～	100.0%	45.7%	11.1%	10.4%	6.7%	7.5%	4.4%	14.2%

出典:厚生労働省「障害年金受給者実態調査」(2014年、2019年)より筆者集計。

注:仕事の有無が無回答のサンプル及び年間就労収入が無回答のサンプルを除く。

(3) 受給者の属する世帯の状況

百瀬・大津(2020)では、2014年調査に基づいて、障害年金受給者の同居の状況、受給者のいる世帯の主な収入の種類や年間収入額を、障害種別に整理した。そこで確認できたことは、2019年調査でも同様に確認できた。具体的には、次の三点である。

第一に、身体障害の受給者に比べて、精神障害の受給者では、単身者や親と同居する者がやや多い一方で、配偶者や子と同居する者が少ない(表 11)。また、知的障害の受給者では、その傾向がより顕著であることに加えて、同居者に兄弟姉妹が含まれることが少なくない。

表 11 障害年金受給者の同居の状況(2019年)

	身体障害	知的障害	精神障害
同居者なし	22.5%	30.2%	27.0%
親と同居	21.9%	58.0%	45.4%
配偶者と同居	48.8%	4.3%	19.8%
子と同居	27.7%	4.2%	13.8%
兄弟姉妹と同居	9.2%	29.9%	18.0%

出典:厚生労働省「障害年金受給者実態調査」(2019年)より筆者集計。

注 1:受給者が複数の世帯員と同居していることがあるため、合計は 100%にならない。また、本表では示していないが、孫、祖父母、その他と同居する受給者もいる。

注 2:世帯人員数が無回答のサンプルを除く。また、世帯人員数の回答が 1 であるにもかかわらず、同居者の続柄を回答しているサンプル、世帯人員数の回答が 2 以上であるにもかかわらず、同居者の続柄が無回答のサンプルも除いている。

第二に、受給者世帯の主な収入(二つまで)を見た場合、障害種別にかかわらず、自己の年金のみを挙げる者が最も多い。さらに、自己の年金と他の収入の組み合わせを挙げる者も含めれば、障害年金受給者の属する世帯の多くで、受給者の年金が世帯の主な収入になっている。また、年金以外の主な収入として、精神障害や知的障害では、身体障害に比べて、父母の収入を挙げる者が多く、逆に、配偶者の収入を挙げる者が少ない。

第三に、いずれの障害種別においても、厚生年金では障害等級が軽くなるほど、国民年金では障害等級が重くなるほど、世帯収入の少ない世帯の割合が高まる傾向がある。一方、同じ障害等級で比べた場合、精神障害や知的障害の受給者の属する世帯の方が、世帯収入が低くなる傾向がある。

以下では、受給者の増加する精神障害・知的障害の受給者に絞って、世帯の年間収入額<sup>12</sup>について確認していきたい。表 12 は、精神障害・知的障害の受給者の属する世帯の年間収入額の分布を示している。2019年調査によれば、精神障害、知的障害ともに、国民年金 1 級で世帯年収 100 万円未満の極めて低収入の世帯が多い。障害基礎年金 1 級の年金額を考えれば、年金以外に収入がない世帯だと考えられる。また、受給者の属する世帯の約半数が世帯年収 150 万円未満である。ただし、それ以外の障害等級でも、受給者の属する世帯の 4 割程度は、世帯年収が 150 万円未満である。一方で、精神障害の国民年金 1 級以外では、受給者の属する世帯の 4 割強が世帯年収 200 万円以上、約 3 割が世帯年収 300 万円以上となっている。

<sup>12</sup> 「障害年金受給者実態調査」の調査票では、調査時点の前年の年間収入(年金を含む)の金額の回答を求めている。

2014年調査と比較した場合、(2)で確認できた就労率や就労収入の改善を受けて、世帯年収150万円未満の割合が低下し、世帯年収200万円以上あるいは300万円以上の割合が増加する傾向が見られる。特に、精神障害の厚生年金3級でその傾向が顕著である。ただし、就労率が極めて低い精神障害の国民年金1級では、そのような傾向は見られない。

表12 障害年金受給者の属する世帯の年間収入額(障害種別・障害等級別)

世帯の年間収入額 (万円)	2014年						2019年					
	精神障害				知的障害		精神障害				知的障害	
	厚生年金2級	厚生年金3級	国民年金1級	国民年金2級	国民年金1級	国民年金2級	厚生年金2級	厚生年金3級	国民年金1級	国民年金2級	国民年金1級	国民年金2級
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
～100	15.0%	32.3%	41.1%	29.6%	44.3%	31.9%	13.0%	25.9%	39.2%	26.3%	41.0%	28.2%
100～150	32.0%	15.9%	8.5%	14.8%	9.8%	14.9%	28.6%	17.1%	13.6%	14.5%	8.9%	11.7%
150～200	13.0%	14.9%	13.5%	13.6%	6.2%	11.4%	15.6%	13.7%	11.0%	12.4%	7.5%	13.3%
200～300	19.0%	18.4%	17.2%	17.1%	14.3%	13.6%	17.7%	18.2%	16.5%	17.5%	12.6%	16.4%
300～400	9.8%	8.9%	9.5%	10.9%	9.1%	11.2%	11.9%	11.3%	8.6%	12.5%	10.1%	11.6%
400～500	5.5%	4.5%	5.0%	6.5%	4.9%	5.4%	5.7%	6.3%	3.4%	6.6%	7.8%	6.5%
500～600	3.2%	2.0%	1.8%	3.0%	4.2%	4.0%	4.0%	3.6%	2.4%	4.3%	3.9%	4.2%
600～800	1.4%	2.1%	2.3%	2.5%	3.8%	3.9%	2.7%	2.8%	2.7%	3.1%	3.7%	4.8%
800～	1.1%	1.0%	1.2%	1.9%	3.5%	3.9%	0.9%	1.1%	2.6%	2.8%	4.5%	3.2%
(再掲)～150	46.9%	48.2%	49.6%	44.4%	54.1%	46.8%	41.6%	43.0%	52.8%	40.8%	49.9%	39.9%
(再掲)200～	40.0%	36.9%	36.9%	42.0%	39.7%	41.9%	42.8%	43.3%	36.2%	46.8%	42.6%	46.8%
(再掲)300～	21.0%	18.5%	19.7%	24.9%	25.4%	28.3%	25.2%	25.1%	19.7%	29.3%	30.0%	30.4%

出典：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」(2014年、2019年)より筆者集計。

注：世帯の年間収入額が無回答のサンプルを除く。また、精神障害の厚生年金1級については、実際の受給者数が少なく、サンプルサイズも大きくないため、今回は集計対象から外した。

世帯の収入状況をもう少し詳しく見るために、精神障害に基づく受給者について、世帯人員別・障害等級別に世帯の年間収入額の分布を確認したのが、表13である。世帯人員1人の単身世帯に着目した場合、厚生年金3級、国民年金1級、国民年金2級の受給者の世帯で世帯収入の低い世帯の割合が高くなっている。「障害年金受給者実態調査」は、(世帯の可処分所得ではなく、)世帯の総収入を階級値で調査する形式であるため、相対的貧困率を算出することはできない。ただし、「国民生活基礎調査」の貧困線を踏まえれば、厳しめに見積もったとしても、世帯総収入100万円未満の単身世帯、150万円未満の二人世帯、200万円未満の三人以上世帯は、相対的貧困状態にあると見ることができる。それゆえ、精神障害による受給者は、単身世帯の場合、厚生年金3級では5割弱以上、国民年金1級では7割強以上、国民年金2級では6割強以上が貧困状態にあると考えられる。また、単身世帯以外でも、3割以上が貧困状態にあると推測される。

なお、知的障害に基づく受給者についても、表14で世帯人員別・障害等級別に世帯の年間収入額の分布を確認している。知的障害に基づく受給者の場合、国民年金1級を受給する単身世帯では、約8割以上が貧

困状態にあると考えられる。それ以外でも、単身世帯で国民年金2級の知的障害の受給者や二人世帯の知的障害の受給者では、約5割以上が貧困状態にあると推測される。

表13 障害年金受給者の属する世帯の年間収入額(2019年・精神障害・世帯人員数別・障害等級別)

世帯の年間収入額 (万円)	世帯人員1人				世帯人員2人				世帯人員3人以上			
	厚生年金2級	厚生年金3級	国民年金1級	国民年金2級	厚生年金2級	厚生年金3級	国民年金1級	国民年金2級	厚生年金2級	厚生年金3級	国民年金1級	国民年金2級
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
～100	22.6%	48.6%	73.9%	62.2%	10.8%	21.5%	27.5%	21.7%	7.5%	12.1%	12.7%	10.6%
100～150	57.6%	28.3%	17.4%	24.8%	21.6%	15.9%	21.4%	15.0%	13.4%	10.2%	5.7%	8.8%
150～200	12.7%	11.2%	4.1%	8.2%	21.5%	16.9%	21.3%	19.5%	12.9%	13.5%	12.3%	10.6%
200～300	4.5%	8.3%	2.4%	3.8%	23.1%	21.5%	17.0%	22.9%	23.0%	23.0%	29.5%	21.5%
300～400	1.9%	2.2%	0.6%	1.0%	11.5%	12.6%	7.0%	10.6%	19.6%	17.0%	17.0%	19.6%
400～500	0.2%	0.8%	0.5%	0.0%	5.0%	5.6%	2.0%	4.0%	10.2%	10.8%	6.9%	11.5%
500～600	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.6%	2.9%	1.8%	3.6%	7.2%	6.7%	5.0%	6.9%
600～800	0.0%	0.6%	0.5%	0.0%	2.0%	2.0%	2.1%	1.6%	5.2%	5.1%	5.1%	5.4%
800～	0.5%	0.0%	0.6%	0.0%	1.0%	1.2%	0.0%	1.1%	1.1%	1.8%	5.8%	5.2%

出典：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」(2019年)より筆者集計。

注1：世帯の年間収入額が無回答のサンプル及び世帯人員数が無回答のサンプルを除く。また、精神障害の厚生年金1級については、実際の受給者数が少なく、サンプルサイズも大きくないため、今回は集計対象から外した。

注2：網掛けは、世帯人員数と世帯の年間収入額をもとに、相対的貧困状態にあると考えられる世帯の範囲を示している。

表14 障害年金受給者の属する世帯の年間収入額(2019年・知的障害・世帯人員数別・障害等級別)

世帯の年間収入額 (万円)	世帯人員1人		世帯人員2人		世帯人員3人以上	
	国民年金1級	国民年金2級	国民年金1級	国民年金2級	国民年金1級	国民年金2級
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
～100	84.1%	56.7%	35.3%	31.6%	8.7%	13.4%
100～150	11.4%	19.7%	15.7%	18.4%	5.3%	6.3%
150～200	2.7%	14.3%	22.2%	21.0%	7.5%	10.7%
200～300	1.4%	7.9%	18.6%	18.9%	19.9%	19.6%
300～400	0.3%	1.0%	4.9%	7.2%	19.1%	18.0%
400～500	0.0%	0.0%	1.7%	2.2%	15.4%	10.8%
500～600	0.0%	0.0%	0.8%	0.7%	7.7%	7.2%
600～800	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	7.5%	8.3%
800～	0.0%	0.0%	0.8%	0.0%	8.9%	5.7%

出典：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」(2019年)より筆者集計。

注1：世帯の年間収入額が無回答のサンプル及び世帯人員数が無回答のサンプルを除く。

注2：網掛けは、世帯人員数と世帯の年間収入額をもとに、相対的貧困状態にあると考えられる世帯の範囲を示している。

#### (4) 生活保護併給の状況

最後に、障害年金受給者の生活保護の併給状況を確認したい。百瀬・大津(2020)で指摘したように、障害種別では、身体障害に比べて、精神障害と知的障害において、障害年金と生活保護の併給率が高い。そこで、今回は、精神障害・知的障害の受給者に関して、障害等級別・年齢階級別に、生活保護の併給状況を詳しく確認したい。表 15 でその結果を示したように、2019 年調査に基づけば、どの障害等級、どの年齢階級であっても、障害年金受給者で生活保護を併給する者の割合は、生活保護の保護率に比べてかなり高い数値となっている。精神障害で厚生年金 3 級や国民年金 2 級の受給者では、障害年金と生活保護を併給する者が 1 割を超えている。

表 15 障害年金受給者の生活保護受給率(障害種別・障害等級別・年齢階級別)

		2014 年		2019 年	
		精神障害	知的障害	精神障害	知的障害
厚生年金2級	<b>年齢計</b>	<b>6.6%</b>		<b>7.8%</b>	
	～44 歳	5.7%		5.1%	
	45～64 歳	6.6%		8.2%	
	65 歳～	8.6%		11.1%	
厚生年金3級	<b>年齢計</b>	<b>12.6%</b>		<b>11.9%</b>	
	～44 歳	8.9%		8.8%	
	45～64 歳	13.6%		12.2%	
	65 歳～	25.4%		23.9%	
国民年金1級	<b>年齢計</b>	<b>6.1%</b>	<b>2.6%</b>	<b>8.2%</b>	<b>3.9%</b>
	～44 歳	3.1%	0.9%	5.0%	2.9%
	45～64 歳	8.5%	2.4%	11.2%	3.7%
	65 歳～	5.8%	10.4%	7.6%	7.5%
国民年金2級	<b>年齢計</b>	<b>13.4%</b>	<b>8.5%</b>	<b>13.6%</b>	<b>9.4%</b>
	～44 歳	10.1%	7.1%	8.1%	6.0%
	45～64 歳	15.1%	11.1%	17.3%	13.3%
	65 歳～	19.7%	10.1%	18.9%	17.1%

出典:厚生労働省「障害年金受給者実態調査」(2014 年、2019 年)より筆者集計。

注:生活保護の受給の有無が無回答のサンプルを除く。また、精神障害の厚生年金 1 級については、実際の受給者数が少なく、サンプルサイズも大きくないため、今回は集計対象から外した。

2014 年調査と 2019 年調査を比較した場合、精神障害の厚生年金 3 級において障害年金・生活保護併給率が低下していることが確認できる。ただし、それ以外では、特に、45 歳以降の年齢階級において、障害年金・生活保護併給率はやや上昇傾向にある。

年齢階級別に見た場合、受給者の年齢が高いほど、就労収入や父母の収入を期待できなくなることなどが

ら、障害年金・生活保護併給率が高まる傾向にある。特に、精神障害の厚生年金 3 級や国民年金 2 級の受給者、知的障害の国民年金 2 級の受給者において、45 歳以降で障害年金と生活保護の併給が多くなっている。注目すべきは、65 歳以上の精神障害の厚生年金 3 級の受給者の場合、その約 4 分の 1 が生活保護を受給している点である。この数値は、他の障害等級に比べて高いというだけでなく、同じ厚生年金 3 級の 45～64 歳の数値の 2 倍になっている。

その理由として、精神障害の受給者では、障害厚生年金 3 級の年金額が、ほとんどの場合、老齢基礎年金満額を下回る月額 6 万円未満であり、他の収入が期待できなければ、生活保護の併給となる可能性が高いということが挙げられる。さらに、次のような事情も影響していると考えられる。

厚生年金 1 級や 2 級の受給者は、65 歳以降も、障害基礎年金と障害厚生年金の組み合わせを受給する者が多いと考えられる。また、国民年金 1 級や 2 級の受給者は、65 歳以降も、そのまま障害基礎年金のみを受給するか、現役期に厚生年金保険の被保険者期間があれば、障害基礎年金とともに老齢厚生年金を受け取ることができる。それに対して、障害基礎年金のない厚生年金 3 級の受給者の場合、障害厚生年金が老齢年金と併給できないため、65 歳以降、基本的には、老齢基礎年金・老齢厚生年金の組み合わせか障害厚生年金 3 級のどちらかを選択することになる。

障害厚生年金 3 級受給者が 65 歳以降に、老齢基礎年金＋老齢厚生年金と障害厚生年金 3 級のどちらを選択しているのか、その選択割合の詳細は不明である。ただし、「障害年金受給者実態調査」によれば、2014 年の厚生年金 3 級の 60～64 歳の受給者が約 2 万 2 千人であったのに対して、2019 年の厚生年金 3 級の 65～69 歳の受給者は約 6 千人となっている。厳密な比較にはならないが、この数値に基づけば、多くの障害厚生年金 3 級受給者が 65 歳以降に老齢基礎年金＋老齢厚生年金の組み合わせを選択していると考えられる。その一方で、現在でも、2～3 割程度は、65 歳以降も障害厚生年金 3 級を選択している可能性がある。

ここで、老齢基礎年金＋老齢厚生年金を選択できる受給者は、障害厚生年金 3 級受給中も厚生年金保険に適用される働き方をするなど、現役期に第 2 号被保険者期間が長かった者、あるいは、第 1 号被保険者期間が長かった場合も、その間に保険料免除や保険料滞納をしていなかった者である。つまり、厚生年金 3 級の受給者の中では相対的に豊かであった可能性が高い。そうした受給者が老後に厚生年金 3 級の受給者から抜けていくため、厚生年金 3 級では、特に 65 歳以降で、障害年金と生活保護を併給する者の割合が高まると考えられる。

#### 4. おわりに

本稿で確認できたことを簡潔にまとめれば、以下ようになる。

まず、障害年金受給者の動向についてである。障害年金受給者数は、2009 年から 2019 年にかけて、着実に増加している。障害年金に関する制度改革等も実施されているが、それがこの間の受給者増加に及ぼした影響は少ないと考えられる。また、この 10 年間で人口高齢化が進み、人口構成は変化しているが、そのことも、障害年金受給者の増加にはほとんど、あるいは、全く影響を与えていない。2009 年以前の障害年金受給者の増加については、人口構成の変化の影響が見られたこととは対照的である。さらに、健康上の問題で日常生活に何らかの影響がある国民の割合も変化しているが、そうした変化が障害年金受給者の増加に与えた影響もほとんど確認できない。一方で、障害年金全体では受給者が増加しているが、傷病名別や障害等級別に見た場合、ほとんどの傷病名や障害等級で受給者は増加していない。受給者が顕著に増加しているのは、厚生年金 2 級の精神障害、国民年金 2 級の精神障害、国民年金 2 級の知的障害の受給者だけである。とりわけ

後二者の受給者の増加だけで、障害年金受給者全体の増加をほぼ説明することができる。その背景として、国民の主観的な健康状態に大きな変化が無いなかでも、精神障害・知的障害を有する人が増加していることが挙げられる。

次に、20～59歳の障害年金受給者の障害種別の就労状況についてである。第一に、他の障害種別に比べて、精神障害の受給者の就労率は低い。ただし、近年は、その上昇が顕著であり、他の障害種別との差が縮まっている。第二に、就労する受給者のうち常勤で働く者の割合は、身体障害で高く、知的障害・精神障害で低い。この割合は、精神障害(特に厚生年金3級)の受給者では、上昇する傾向が見られる。第三に、身体障害に比べて、知的障害や精神障害では、就労時間の短い者が多い。ただし、精神障害では、就労時間が週30時間以上の割合が上昇しつつある。第四に、就労する受給者の年間就労収入は、どの障害種別でも、100万円未満の者が多いが、身体障害では、就労収入の高い者も少なくない。一方で、知的障害や精神障害では、就労していても、その約8割は年間就労収入が100万円未満であり、95%は年間就労収入200万円未満である。身体障害や知的障害では、就労する受給者の年間就労収入に大きな変動は見られないが、精神障害(特に厚生年金3級)の受給者では、それが増加する傾向にある。また、身体障害で厚生年金を受給する者に関して、受給する年金額が高い者ほど、就労収入が高くなる傾向も確認できた。以上のように、就労率だけでなく、就労形態、就労時間、就労収入など見ても、精神障害の受給者で就労状況の改善が目立つ。しかしながら、身体障害の受給者の就労状況との差はまだ大きい。

続いて、精神障害・知的障害の受給者のいる世帯の年間収入額についてである。精神障害、知的障害ともに、国民年金1級で極めて低収入の世帯が多い。ただし、それ以外の障害等級でも、受給者のいる世帯の4割程度は、世帯年収が150万円未満である。近年は、精神障害の国民年金1級を除いて、世帯年収は増加する傾向が見られる。特に精神障害の厚生年金3級でそれが顕著である。ただし、精神障害による受給者の場合、障害年金を受給していたとしても、貧困状態にある受給者が少なくない。特に、障害厚生年金3級や障害基礎年金のみを受給する単身者では、相対的貧困状態にある受給者の割合が5割弱から7割強に達する。また、知的障害に基づく受給者についても、単身世帯や二人世帯では、約5割以上が貧困状態にあると考えられる。

最後に、生活保護との併給状況についてである。障害年金受給者で生活保護を併給している者の割合は、生活保護の保護率と比較して高く、特に精神障害の厚生年金3級や国民年金2級の受給者では1割を超える。障害年金・生活保護併給率は、精神障害の厚生年金3級において低下しているが、それ以外の障害等級や知的障害の受給者では、やや上昇傾向にある。また、併給率は、受給者の年齢が高いほど上昇する。特に、65歳以上の精神障害の厚生年金3級の受給者では、その約4分の1が生活保護を受給している。この点については、障害厚生年金3級の受給者の老後の所得保障の在り方も影響していると考えられる。

以上で整理したような障害年金受給者の動向や実態を踏まえて、今後、障害年金をどのように見直すべきか(見直すべきでないか)を詳細に検討することは、本稿の射程を超えている。以下では、数多くの論点の中から4つだけ取り上げて、今後の展望と対応策のあり方について若干の考察を行いたい。

第一に、障害年金受給者数の増加についてである。

現在の年齢階級別の障害年金受給者率が不変であれば、今後は、人口構成の変動によって、障害年金受給者数は減少していく。2019年の年齢階級別受給者率を固定して、将来の推計人口(平成29年推計)に当てはめた場合、障害年金受給者数は、2030年には199万人、2040年には184万人、2050年には165万人と減少していく。



ただし、百瀬(2014)で確認したように1985年改正以降、年齢階級別受給者率は、高齢者層を除いて、上昇傾向にあり、今回確認できたように、2009年から2019年の間でも、その傾向は衰えていない。障害認定の基準を大幅に厳しくするなどの見直しが実施されることがなければ、今後も、知的障害や精神障害を有する人の増加にあわせて、障害年金受給者率は上昇し、当面の間は、障害年金受給者数は増加していくと推測される。また、身体障害の場合に比べて、精神障害や知的障害を有する人は、比較的若い年齢で受給を開始することが多いため、平均的な受給期間の長期化が進み、そのことが受給者数を増加させる可能性もある。

結果として、老齢年金と同じように、障害年金でも、被保険者に対する受給者の比率は上昇していくと考えられる。それゆえ、年金財政上の観点だけから言えば、2004年改正で導入されたマクロ経済スライドを障害年金にも適用することは妥当と判断できる。しかしながら、老齢年金と障害年金では、受給者が増加する理由が全く異なる。また、百瀬(2018)でも指摘したように、マクロ経済スライドによる給付水準の低下は障害年金受給者により深刻な影響を与えることになる。こうしたことも踏まえて、障害年金受給者に対しては、マクロ経済スライドの影響を緩和するような対策を検討する余地がある。

第二に、障害年金受給者全体に占める精神障害・知的障害の受給者の増加についてである。

2019年現在、厚生年金・国民年金計の障害年金受給者のうち6割弱が、精神障害や知的障害の受給者である。厚生労働省の資料によれば、1994年度末では、国民年金の障害年金受給権者は約128万人であったが、そのうち、精神障害に基づく受給権者が約22万人、知的障害に基づく受給権者が約24万人であった。この人数は、国民年金だけの数値であること、受給権者の数値であることから、厳密な比較とはならないが、この25年間で、障害年金受給者の中で精神障害・知的障害の受給者が占める割合が急激に増えている。

身体障害の受給者と比較した場合、精神障害・知的障害の受給者では、①若い年齢の者が多い、②年金額が低い者が多い、③就労している場合でも、非正規や福祉的就労が多く、就労収入が低い者が多い、④同居者がいない者や親と同居する者が多く、収入面では父母の収入に頼る者が多いという特徴がある。精神障害の受給者では、就労状況に関して改善の傾向が見られるが、こうした違いに影響を与えるまでには至っていない。一方で、様々なテクノロジーの発展や職場のバリアフリー化などに伴って、身体障害の受給者の中には、比較的高い就労収入を得る者も増えている。

障害年金が導入された制度開始当初や現行制度の枠組みを作った1985年改正時の受給者構成やその時点で想定されていた受給者像と、現在の受給者構成や受給者像は大きく異なっている。こうした変化に合わせた障害年金の見直しが必要になってくると思われる。例えば、障害年金と就労収入を調整する方法の再検討や後述する障害年金の防貧機能の強化などが挙げられる。

第三に、障害厚生年金3級や障害基礎年金のみを受給する単身世帯の貧困についてである。

単身の受給者では、他の世帯員の収入がないため、世帯収入のなかで本人の年金収入と就労収入が重要な位置を占める。精神障害や知的障害の場合、就労収入がない、あるいは、低い者が多いため、年金収入の役割がより大きくなる。しかし、障害厚生年金3級や障害基礎年金のみの場合は、その年金額は高いとは言えない。その結果として、これらの年金を受給する精神障害・知的障害の単身者において、世帯収入が貧困線を下回り、貧困状態にある者が多い。なお、今回利用した「障害年金受給者実態調査」の2019年調査は、年金生活者支援給付金の施行後に実施されている。しかし、世帯収入は、調査時点の一年前の収入が回答されているため、2019年10月施行の年金生活者支援給付金の収入は、ここに含まれていない。今後、年金生活者支援給付金が障害年金受給者の防貧に一定の効果を発揮する可能性はあるが、給付金額から考えれば、劇的な改善は望めない。また、障害厚生年金3級の受給者は、給付金の対象外であるため、その効果は及ばない。

年金収入＋就労収入が世帯収入の中心となる単身の受給者が貧困状態に陥らないようにするためには、就労収入が確保できるように受給者を支援することが方法の一つである。もう一方で、障害年金の防貧機能を高めることも重要である。

具体的には、まず、障害基礎年金のみの受給となることをできる限り防ぐことである。例えば、厚生年金保険の適用拡大をさらに進めることで、非正規で働いている者が精神障害の状態に至った場合でも、障害基礎年金と障害厚生年金を受給しやすくなる。また、現在は、厚生年金保険に適用される働き方をしていた場合でも、退職後に初診日がある場合は、障害基礎年金のみとなる。在職中に厚生年金保険料を納付していたとしても、退職直後や一時的な離職中の初診日の場合、障害厚生年金が支給されないという不利益が生じる。これを避けるために、厚生年金保険の被保険者資格喪失後も、一定期間内の初診日であれば、障害厚生年金を支給するという延長保護の仕組み<sup>13</sup>の導入も必要と思われる。

次に、基礎年金拠出期間の45年化である。障害年金に関しては、精神障害では、基礎年金のみの受給者が多く、知的障害では、障害特性上、基礎年金のみの受給となる。基礎年金拠出期間を20～64歳の45年間に延長することで、老齢基礎年金の満額が引き上げられるのであれば、それに伴って障害基礎年金の年金額も引き上げられることになる。さらに、障害厚生年金3級の最低保障額は、障害基礎年金2級の年金額の4分の3であるため、この最低保障額も引き上げられる。なお、2019年の障害厚生年金3級受給者では、2019年時点の最低保障額×45/40(＝基礎年金45年化による効果)を下回る年金額を受給する者が全体の約7割を占めている。精神障害の受給者に限定すれば、この割合はさらに高くなる。最低保障額が上昇すれば、多くの受給者の年金額が引き上げられることになる。それゆえ、基礎年金45年間化は、障害厚生年金3級受給者の所得保障強化にもつながる。

第四に、障害年金受給者の老後の生活保護併給率の高さについてである。

特に、精神障害や知的障害の受給者では、子がいなかったが多いため、老後に家族扶養を受けることが難しい。老後は、就労も難しいため、年金額が低い場合は、生活保護との併給となることが多い。65歳以上の年齢階級では、精神障害の障害厚生年金3級受給者では約4分の1、精神障害や知的障害の障害基礎年金2級のみ受給者では2割弱が生活保護を併給している。生活保護は最後のセーフティネットとして、障害者の所得保障においても重要な制度である。しかし、障害年金受給者が生活保護を併給した場合、障害年金は全額収入認定され、保護費はその分だけ減額される。併給の増加は、(受給者にとっての)障害年金の意義が失われていくことを意味する。

障害年金受給者の生活保護併給を防ぐ方法としては、前述した基礎年金45年化による障害基礎年金の引上げと障害厚生年金3級の最低保障額の引上げが挙げられる。また、障害基礎年金と老齢厚生年金は併給が認められているので、この組み合わせの受給者を増やすことも重要である。老後にこの組み合わせを受給するためには、現役期に厚生年金保険の適用を受け、厚生年金保険料を納付している必要がある。精神障害や知的障害の受給者では短時間労働者が多いが、更なる厚生年金適用拡大によって、こうした受給者が厚生年金保険の適用を受けながら障害年金も受給できるようになれば、老後に障害基礎年金＋老齢厚生年金を受給

<sup>13</sup> このような延長保護の仕組みは、スウェーデンの障害年金で導入されている。スウェーデンの障害年金は、所得比例給付と最低保証給付で構成されるが、所得比例給付を受給するためには、障害要件に加えて、保険事故発生時にスウェーデン国内で就労していることなどが求められる。しかし、就労停止後も1年間は被保険者状態が継続し、この間に保険事故が発生した場合も、所得比例給付の支給対象となる。このような延長保護期間の目的は、転職などに伴う短期的な離職中に所得比例給付の被保険状態が失われることを防ぐことにある。百瀬(2010)を参照。

できるケースが増加する。

一方で、現在は、老齢基礎年金と障害厚生年金の併給が認められていない。そのため、障害厚生年金 3 級の受給者は、老齢基礎年金＋老齢厚生年金＞障害厚生年金 3 級とならない場合、障害厚生年金 3 級を選択することになる。しかしながら、障害厚生年金 3 級単独の年金額は他の年金に比べて低いため、老後も障害厚生年金 3 級を選択する受給者では、生活保護との併給が多くなる。障害厚生年金 3 級受給者で老後も障害厚生年金 3 級を選択する受給者は今でも 2～3 割程度存在する可能性がある。

このようなケースを減らすためには、厚生年金適用拡大と就労支援などによって、障害厚生年金 3 級受給者のなかで、老後に老齢基礎年金＋老齢厚生年金を選択できる受給者を増やすことが重要である。その一方で、障害厚生年金 3 級受給者の老後の所得保障を強化する手段として、老齢基礎年金と障害厚生年金の併給を認めることも検討の余地があるかもしれない。なお、障害厚生年金 3 級の受給者で厚生年金保険に適用されず、国民年金の第 1 号被保険者となる者は、国民年金保険料の法定免除の対象とはならない。自分で保険料を納付するか、申請免除の手続きを取る必要がある。老齢基礎年金と障害厚生年金の併給が認められる場合、第 1 号被保険者である障害厚生年金 3 級受給者が、保険料を滞納せず、保険料納付や保険料免除を行えば、老後のトータルでの年金額が確実に増加する。老齢基礎年金と障害厚生年金の併給を認めることは、障害厚生年金 3 級受給者が、保険料納付や保険料免除を行うことを積極的に評価するという側面もあると思われる。

## 参考文献

Mark Duggan and Scott A. Imberman, 2009, "Why Are the Disability Rolls Skyrocketing? The Contribution of Population Characteristics, Economic Conditions, and Program Generosity," In *Health at Older Ages: The Causes and Consequences of Declining Disability*, edited by David Cutler and David Wise, University of Chicago Press, pp.337-379.

百瀬優, 2010, 「スウェーデンの障害年金—傷病補償金および活動補償金」『欧米諸国における障害年金を中心とした障害者に係る所得保障制度に関する研究 平成 22 年度 総括・分担研究報告書』厚生労働科学研究費補助金, pp.17-43.

———, 2014, 「なぜ障害年金受給者は増加しているのか？」『早稲田商学』第 439 号, pp.461-476.

———, 2018, 「障害年金の給付水準」『社会保障法』第 33 号, pp.101-114.

———・大津唯, 2020, 障害年金受給者の生活実態と就労状況『社会政策』第 12 巻第 2 号, pp74-87.

内閣府, 2021, 『令和 3 年版 障害者白書』勝美印刷.

その他、利用した統計資料等については、本文や脚注を参照。

## フランスにおける障害者所得保障制度<sup>1</sup>

研究分担者 永野仁美(上智大学法学部教授)

### 1. はじめに

障害者の中には、労働市場での就労により十分な所得を得ることが困難な者もいることから、障害者に対する所得保障は、フランスにおいても重要な社会政策の1つとなっている。本稿では、フランスにおける障害者所得保障制度の沿革を確認した上で、その概要を紹介し、来年度の最終報告に向けた準備を行うこととする。

### 2. 所得保障制度の沿革

今日、障害者(*personnes handicapées* 又は *personnes en situation de handicap*)と呼ばれている人々は、古くから公的救済の対象となってきた。フランスにおいて、障害者を対象とする実効性のある公的救済制度が導入されたのは、1905年7月14日の法律によってである。同法は、障害者(*infirmes*)を、知的障害児や不治の病の者、高齢者と同じ制度のもとに置きつつ、公共団体に対し、金銭給付又は施設収容(主として施療院(*hospices*))の形で上記の者らに扶助を提供する厳格な義務を課した。

その一方で、19世紀末から20世紀初頭にかけて、労災や職業病の被害者に対する給付制度も整えられていった。すなわち、1898年4月9日の法律や1919年10月27日の法律により、被災労働者を対象とする治療制度や年金制度が整えられ、彼らに対する救済が開始されることとなった。こうした制度の導入の背景には、産業革命による賃金労働の一般化によって、19世紀末には、障害が「健康な人が一時的又は決定的な労働不能状態に陥る課程」として捉えられるようになっていたことがある。

そして、第一次世界大戦後の1919年には、傷痍軍人や戦争孤児・未亡人に支給される軍人年金の制度も整えられる(1919年4月2日の法律)。1914年から1918年にかけての第一次世界大戦は、多くの戦死者を出すとともに、働くことのできない障害者を数多く生み出した。傷痍軍人や戦争被害者への対応が、政府の重要課題となる中で<sup>2</sup>、彼らを対象とする年金制度も整えられていった。

さらに、1928年、1930年には、労災や戦争を原因としない、すなわち私傷病を原因とする障害を対象とする年金制度も登場する。労働者を対象とする社会保険制度の登場である。フランスでは、19世紀から20世紀にかけて、老齢や疾病のリスクを保障する自主的な保障組織(共済組合(*sociétés de secours mutuels*)等)が発展してきた。しかし、第一次世界大戦後には、次第にその限界が露呈するようになる。そうした状況の中で、第一次世界大戦の終結により、ドイツの社会保険立法の適用を受けていたアルザス・ロレーヌ地方がフランスへ返還されたことがきっかけとなり、社会保険制度導入の機運が高まることとなった。こうして、被用者を被保険者として、疾病・

<sup>1</sup> 本研究は、令和3年度厚生労働行政推進調査事業補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究(代表者:山田篤裕)」の一環として実施された。

<sup>2</sup> 雇用義務制度も、傷痍軍人を対象として、1924年4月26日の法律により創設されている。

障害・老齢・死亡等を保険事故とする社会保険制度が導入されることとなり、労働・稼得能力が3分の2以上減退した被保険者(被用者)に対して障害年金が支給されることとなった(=私傷病障害を対象とする障害年金制度の開始)。

第二次世界大戦後には、社会保険(*sécurité sociale*)の人的適用範囲の全国民への拡大(社会保障の一般化)が目指されることとなる。しかし、この試みは挫折し、むしろ社会保険の拡大により消えゆくものと考えられた社会扶助の分野において、盲人や重度障害者を対象とする手当制度が整えられていく(1945年7月3日のオルドナンス、1949年8月2日の法律、1953年11月29日のデクレ)。

そうして、1975年6月30日の法律により、従来の手当や給付を再編し、配偶者以外の扶養義務者の所得を考慮にいれない成人障害者手当(AAH)が創設されるに至る。これによって、労災年金や障害年金等の受給資格を持たない障害者を対象として、最低所得保障がなされることとなった。

その後のフランスの障害者施策は、1975年法に基づいて展開されるが、2005年2月11日の法律により新たに障害補償給付(PCH)が創設される。このPCHの創設により、AAHは生活の基本的部分を保障する給付として明確に位置づけられることとなり、PCHが障害の結果生じる特別な費用を保障する役割を担うこととなった。現在もこの役割分担は継続している。

### 3. 障害年金(Pension d'invalidité)

障害者に対する所得保障の仕組みとしては、まず、社会保険の形態をとる「障害年金」の仕組みがある。フランスでは、障害年金は、疾病保険から支給されることとなっているが<sup>3</sup>、以下では、被用者(商工業の労働者)を対象とする「一般制度(*régime général*)」の障害年金の仕組みについて紹介したい<sup>4</sup>。

#### (1)位置づけ

フランスでは、障害は疾病の延長と捉えられており、障害年金の仕組みは疾病保険の中に組み込まれている。また、障害年金における障害(*invalidité*)は、労働・稼得能力の減退を指し、障害年金は、労働・稼得能力の減退に対する給付と位置づけられている。

#### (2)支給要件

障害年金は、以下の要件を満たす場合に支給される。すなわち、

- 疾病保険の被保険者である
- 私傷病の結果<sup>5</sup>、労働・稼得能力が3分の2以上減退している
- 労働の停止又は障害の確認があった月の初日の時点で、12か月以上の被保険者期間がある
- 労働の停止又は障害の確認の前の12か月(又は365日)に少なくとも600時間の労働時間がある、又は、

---

<sup>3</sup> 同じく疾病保険の仕組みの中に障害年金を組み込んでいる国としてスウェーデンをあげることができる。スウェーデンでは、障害年金の仕組みは、2001年の改革で公的年金制度から切り離され、疾病保険の中に位置づけられることとなった。その際、目指されたのは、①経済的な保障と就労自立の促進の間でバランスをとること、②障害年金受給者が自立した生活を送られるようにすることであった。現在、スウェーデンの障害年金制度は、30歳以上64歳未満の者を対象とする傷病補償年金と、30歳未満の者を対象とする活動補償金とで構成されている(研究協力者である中野妙子教授の報告より)。

<sup>4</sup> フランスの疾病保険は、職域ごとに細分化されており、多数の制度の並存する複雑な構造となっている。

<sup>5</sup> 業務上の傷病については、労災保険の仕組みが適用される。

SMIC(最低賃金)の2,030倍にあたる賃金に課せられる保険料を納付しているという要件を満たす場合に支給される。このうち、私傷病の結果、労働・稼得能力が3分の2以上減退しているか否かについては、被保険者の残された労働能力、一般的状況、年齢、身体的精神的能力、適性・職業訓練を考慮しつつ、同じ地域圏の同種労働者の標準的な賃金の3分の1を超える賃金を獲得できない場合に、3分の2以上の減退がみられると判断されることとなっている。

具体例：労働の停止が2020年6月10日である場合、障害年金受給権は、次の2つの条件を満たす場合に認められる。

- 2019年6月1日の時点で、社会保険の被保険者である。
- 2019年6月1日から2020年6月1日の間に、600時間以上就労しているか、又は、少なくとも20,808ユーロの報酬に課せられる保険料を支払っている。

### (3) 手続き

障害年金の支給手続きは CPAM(初級疾病金庫)が行う。CPAM が障害年金の支給要件を満たすと判断した場合には、CPAM がイニシアティブをとって、障害年金の支払決定を対象者に書留で通知する。このイニシアティブを CPAM がとらない場合、本人が CPAM に対して申請を行うこととなる。

本人が申請を行う場合、申請から2か月以内に通知がなされる。通知がなければ、申請は却下されたものとみなされる。却下決定に不満がある場合には、12か月以内に新規の申請を行うか、CPAM に不服申立をすることになる。

### (4) 支給額

障害年金の支給額は、就労が可能か否か、第三者による介護が必要か否かにより異なる。

就労が可能な者は、カテゴリ1に分類され、被保険者期間のうちの賃金(上限月額3,428ユーロ)の高かった10年の平均年収の30%が支給される。就労は不可能だが、第三者の介護を必要としない者は、カテゴリ2に分類され、同平均年収の50%が支給される。最後に、就労が不可能で、かつ、第三者の介護を必要とする者は、カテゴリ3に分類され、同平均年収の50%に加えて、第三者介護加算として同平均年収の40%も支給される。支給額には、最低保障額も設定されている。

表1 障害年金の支給額

カテゴリ	年平均賃金に対する%	最低保障額(月額)	最高額(月額)
カテゴリ1	30%	297.20€	1,028.40€
カテゴリ2	50%	297.20€	1,714.00€
カテゴリ3	50%+40%(第三者介護加算)	1,443.88€	2,860.69€

対象者がどのカテゴリに属するかを決めるのは、CPAM の指定医(médecin-conseil)である。支給決定がなされると、毎月、支給がなされる(例えば、10月の障害年金は11月の初めに支給される)。

なお、カテゴリ2・3に位置づけられることは、自動的に労働不適性(inaptitude)を意味するわけではない。労働不適性は、労働医が確認するものであり、労働医は、カテゴリ2・3の者に対して、一定の条件のもとで働くこと

ができると宣言し得る。

### (5)変更・支給停止・消滅

障害年金受給権は、毎年、支払機関(CPAM)により確認される。ただし、就労している場合は、3 か月ごとに確認がなされる。

障害の状態が悪化した場合には、悪化がみられた月から CPAM によりカテゴリーの見直しが行われる。CPAM が要請した診察を受けなかった場合には、支給は停止又は失権することとなる。他方、障害の状態が改善した場合は、同じカテゴリーに属する労働者の標準的な報酬の 50%を超える収入を得られるようになった場合に<sup>6</sup>、次の決定がなされうる。すなわち、

－状態の改善が恒久的であると CPAM が判断する場合、受給権は消滅

－状態の改善が恒久的ではないと CPAM が判断する場合、支給停止

である。ただし、治療を受けている場合や、研修・職業訓練等を受けている場合は、障害年金の 50%までの範囲で一部受給をすることができる。また、障害の状態が改善し、他のカテゴリーに該当することが証明された場合には、CPAM により新しいカテゴリーに従って年金支給額が見直される(CPAM による決定の日から)。

### (6)老齢年金との関係

原則として、老齢年金の受給可能年齢(62 歳)になると、老齢年金受給可能年齢に達した日の翌月の 1 日以降、老齢年金を受給することになる。老齢年金の受給開始年齢になっても就労している場合には、老齢年金の請求をするまで障害年金を受給できる。満額年金を受給できる年齢に達すると、障害年金は自動的に老齢年金に切り替わる。

表2 満額年金を受給できる年齢

生年	自動的に満額年金を受給できる年齢	満額年金の受給に必要な被保険者期間
1954 年	66 歳7か月	165 四半期(41 年 3 か月)
1955 年～1957 年	67 歳	166 四半期(41 年 6 か月)
1958 年～1960 年	67 歳	167 四半期(41 年 9 か月)
1961 年～1963 年	67 歳	168 四半期(42 年)
1964 年～1966 年	67 歳	169 四半期(42 年 3 か月)
1967 年～1969 年	67 歳	170 四半期(42 年 6 か月)
1970 年～1972 年	67 歳	171 四半期(42 年 9 か月)
1973 年以降	67 歳	172 四半期(43 年)

ただし、次の条件を満たす場合は、老齢年金の受給可能年齢に達した後も 6 か月間は障害年金を受給することができる。すなわち、

<sup>6</sup> 就労の再開等により所得が増えた場合、すなわち、連続する2四半期にわたり、労働の停止前に受け取っていた四半期の平均賃金額を上回る所得を得られるようになった場合は、障害年金は支給停止となる。

<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F14946>

－年金受給可能年齢に達したときに、失業中であった

－その年に先立つ6か月の間に、就労していた

場合である。この6か月の間に雇用を見つけられた場合は、老齢年金の請求をするまで障害年金を受給することができるが、見つけられなかった場合は、老齢年金に切り替わる。

#### 4. 成人障害者手当(AAH: Allocation aux adultes handicapés)

生まれながらにして障害があるなど、社会保険の仕組みから障害年金を受け取ることができない者もいる。そうした者を念頭に、フランスでは、障害年金とは別に、税財源の所得保障給付(成人障害者手当(AAH))も用意されている。

##### (1)位置づけ

AAH は、障害者を対象とする、「最低所得保障給付」として位置づけられている。他の給付が支給されない場合、あるいは、他の給付が AAH 満額よりも少ない場合に補足的に支給される点に特徴がある。

##### (2)支給要件

AAH は、以下の要件を満たす者に対して支給される。

－20歳以上の成人である。

\* 家族手当の受給要件を満たさなくなった場合には、16歳以上20歳未満の者にも支給される。

－障害率が80%以上である。

\* 障害率が50%～80%の者であっても、1年以上にわたり、雇用へのアクセスが実質的永続的に困難であると CDAPH により認定された者に対しても支給される。また、障害率認定にあたっては、認定基準(Guide-barème pour l'évaluation des déficiences et incapacités des personnes handicapées)が参照される。

－以下の住所要件を満たしている。

\* フランス国籍保有者については、フランス本国、海外県(Guadeloupe、Guyane、Martinique、La Réunion、Saint-Barthélemy、Saint-Martin、Saint-Pierre-et-Miquelon)に住んでいる。

\* EU 国籍保有者については、フランスに3か月以上居住している(職業活動をしている場合は、3か月要件は不要)。

\* その他の外国人については、フランスに3か月以上居住しており(職業活動をしている場合は、3か月要件は不要)、在留資格(更新手続き中も可)も有している。

－以下の所得要件を満たしている。

\* 本人及び配偶者(法律婚、事実婚、PACS)の所得が、次の額を超えない。



表3 所得要件

扶養する子の数	一人暮らし	カップル
0	10,843€	19,626€
1	16,265€	25,048€
2	21,686€	30,469€
3	27,108€	35,891€
4	32,530€	41,313€

なお、考慮される収入には、給与、不動産・動産収入、農業収益、その他が含まれ、不動産収入以外は一定額が控除される。また、養育費や高齢者の受入費用、高齢者(65歳以上)や障害者を対象とする税額控除分も収入から差し引かれる。AAH 受給者でない配偶者の収入については、5000€(扶養する子一人につき 1400€がプラス)が控除される。

### (3) 手続き

AAH を受給したい者は、住所地の MDPH(県障害者センター)に申請書を提出しなければならない。申請書が提出されると、MDPH 内に設置された障害者権利自立委員会(CDAPH)<sup>7</sup>が、通常、4 か月以内に支給の有無を決定する。4 か月以内に返答がない場合は、請求は却下されたものとみなされる。

### (4) 支給額

AAH の支給額は、満額で月額 919.86€である(2022 年 4 月現在)。障害年金や老齢年金、労災年金などを受給する場合は、919.86€との差額が支給され、就労所得がある場合は、所得に応じて支給額の調整がなされる(下記囲みを参照のこと)。なお、施設入所等をして 60 日が経過すると、原則として、その月の初日から支給額は満額の 30%となる。

#### 就労所得がある場合の AAH の計算

##### 1. 労働市場で働いている場合

- ・就労を開始した場合、6 か月間の収入は、収入認定されない。
- ・6 か月を過ぎると、控除後の収入と AAH 満額との差額が支給される。

表4 就労所得の控除率

月の総賃金	控除率	AAH の計算に際し考慮される所得
493.68€まで	80%	CAF(家族手当金庫)は月の総賃金の 20%を考慮
493.68€を超える場合	40%	CAF は、月の総賃金の 60%を考慮

<sup>7</sup> CDAPH は、AAH の支給決定のほか、障害補償給付(PCH)の支給決定や障害労働者認定等を行う。23 名の委員で構成され、その 3 分の1は障害者団体の代表でなければならないとされている(社会福祉・家族法典 L.241-5 条)。

## 2. ESAT で働いている場合

・保障報酬(最低賃金(SMIC)の 55.7%～110.7%)

\*ESAT の最低負担分は SMIC の 5%で、ESAT が 5%から 20%の負担を行うとき、国は SMIC の 50.7%を負担する。その後は、ESAT の負担分が1%増えるごとに、国が負担する部分は 0.5%ずつ差し引かれることになる。

・AAH と保障報酬の合計額が、以下の額を超えてはならない。

—一人暮らしの場合:1,645.58€

—カップルの場合:2,139.26€

—カップルで、子ども又は扶養する親・祖父等が一人いる場合;2,386.10€

・合計額が、上記の額を超える場合、AAH は減額される。

表5 保障報酬の控除率

保障報酬(ESAT 負担分)	控除率	AAH の計算に際し考慮される所得
SMIC の 0.54～1.09 未満€	3.5%	96.5%
SMIC の 1.09～1.63 未満€	4%	96%
SMIC の 1.63～2.17 未満€	4.5%	95.5%
SMIC の 2.17～5.43 未満€	5%	95%

## (5)有効期間

AAH の支給には、障害の状態に応じた有効期間がある。障害率が 80%以上で、恒久的障害を有する場合は、無期限で支給されるが、障害が非恒久的な場合は、1年から10年の有効期間が設定される。障害率が 50～79% の場合の有効期限は、1年から2年であるが、期間中に障害及び雇用へのアクセスに対する実質的永続的制限が改善しえない場合は、5年まで延長可能である。

## (6)退職年齢に達した場合の AAH への権利

退職年齢に達した場合は、高齢者を対象とする最低所得給付との支給調整が行われる。障害率が 80%以上 の場合は、AAH を満額で受給するか、又は、高齢者連帯手当(ASPA)との差額分を受給できる。障害率が 79% までの場合は、AAH に代わり ASPA が支給される。

## 5. 自立生活加算(MVA: Majoration pour la vie autonome)

一定の条件を満たす場合に、AAH を補足する目的で支給される給付(自立生活加算(MVA))も存在している<sup>8</sup>。

### (1)位置づけ

MVA は、次の要件を満たす者を対象に、AAH を補足して支給される税財源の給付である。障害に関連する費用(例えば、住宅の改修など)の一部にあてるための給付として位置づけられている。

### (2)支給要件

MVA は、次の要件を満たす者に支給される。

－AAH(満額又は補足)を受給している(又は、障害補足手当(ASI)<sup>9</sup>を受給している)。

－恒久的に障害率が80%以上である。

－独立して住宅に住んでいる。

\* 個人宅に住んでいる場合は、それがカップル(法律婚、事実婚、PACS)として住んでいる者の住宅である場合にのみ、独立しているとみなされる。

－住宅手当を受給している。

－賃金を得ていない。

### (3)支給額

支給額は月額104.77€で、毎月支給される。ただし、施設入所等して60日以上経つと、支給は停止となる。

## 6. 障害補償給付(PCH: Prestation de compensation du handicap)

障害のある者の中には、障害福祉サービス等を必要とする者もいる。その費用をカバーする給付(障害補償給付(PCH))も用意されている。

### (1)位置づけ

PCH は、障害の結果生じる特別な費用(例えば、福祉サービスの利用費や装具の購入費等)を保障するための給付で、日本の自立支援給付に類似する給付と位置付けられる。個人のニーズに合わせて支給される個別化された給付で、全国自立連帯金庫(CNSA)がその予算の一部を負担している。

### (2)支給要件

PCH は、以下の要件を満たす者に支給される。

－障害の結果、重要な日常活動の1つを行うことが絶対的に困難である者、又は、重要な日常活動の少なくとも

---

<sup>8</sup> 2019年11月までは、所得補足手当(Complément de ressources)も存在していたが、現在では廃止されている(経過措置は残っている)。

<sup>9</sup> ASI は、障害者(invalide)で高齢者連帯手当を受給できる年齢に達していない者を対象に、社会保険から支給される手当。労働・稼働能力が3分の2以上減退していること、所得が一定以下(カップルの場合:月額1,400€、独身の場合:月額800€)であること等が支給要件となっている。

も2つを行うことに重大な困難がある者である。

－60歳未満である。

\*ただし、60歳未満で既に支給要件を満たしている者や就労を継続している者は、60歳以降も受給が可能である。また、20歳未満の場合は、障害児養育手当を受給していることが要件となる。

－在宅の場合、フランスに住所がある。

\*外国人の場合は、3か月以上の滞在が求められるが、当該外国人が学生である、又は、職業訓練を受けている場合は、3か月要件は不要とされる。

\*施設入所の場合は、ベルギー、ルクセンブルク、ドイツ、スイス、イタリア、スペイン(CDAPHが決定)の施設に入所することも可能とされる。ただし、滞在期間は1年～5年で、滞在中は医療保険又は社会扶助による費用負担がなされる必要がある。また、フランス出国前にPCHの申請がなされていることが求められる。

PCHの支給には所得要件が課されていない点が、特に重要である。

### (3) 手続き

PCHの支給を受けたい者は、住所地のMDPH(県障害者センター)に申請書を提出しなければならない。申請書が提出されると、MDPH内に設置された障害者権利自立委員会(CDAPH)が、通常、4か月以内に支給の有無を決定する。4か月以内に返答がない場合は、請求は却下されたものとみなされる。

### (4) PCHの種類

PCHには、5つの種類が存在する(それぞれ支給上限がある)。1つめの人的支援は、介護サービスに係る費用を保障するものであり、家族介護に対する支給もある。2つめの技術的支援は、器具・設備等の購入・レンタルに係る費用を保障するものであり、3つめの住宅・交通に対する支援は、自宅や自動車の改修費、交通にかかる超過費用等を保障するものである。そして、4つめとして、障害に起因する費用であるが、他の項目でカバーされないものを保障するためのものとして、特別・例外的負担が用意されている。最後に、5つめとして、盲導犬・介助犬に係る費用を保障するためのものとして、動物による支援がある。

### (5) 自己負担

PCHは、普遍的給付と位置付けられており、上述の通り、支給に当たり所得(収入)要件は課せられない。ただし、収入により異なる自己負担率が設定されており、収入(年額)が27,520.44€以下の者の自己負担は0%とされている一方、収入(年額)が27,520.44€を超える者は20%の自己負担を負う。もともと以下のものは、収入には含まれないとされており、障害ゆえにかかる超過費用については、本人が負担するのは適当ではないとの考え方が示されている。

－本人の就労所得

－労災被害者及びその被扶養者に支給される一時金や給付、終身年金

－一定の代替所得(高齢・障害に対する給付など)

－配偶者(事実婚、PACSを含む)、同居し実際に支援を行っている家族支援者、両親(同居の場合)の就労所得

－終身年金(障害貯蓄契約や遺族年金)(本人又は両親・法定代理人・祖父母・強打姉妹・子が本人のために

設定したもの)

- 固有の目的を有する一定の社会給付(家族給付、住宅手当等)
- パラリンピックでメダルを取得したフランスチームの選手に国から支払われる報奨金

## (6)有効期間

PCH の支給にも有効期間がある。ただし、障害の状態が改善しない場合は、無期とされており、そうでない場合にのみ、最大 10 年の有効期間が付される。

## 7. 統計

最後に、障害関連の給付の予算規模についても確認しておく。2017 年には、障害年金の支給に約 93 億€の予算が使われており、AAH の支給にも同じく約 93 億€の予算が使われている。障害年金と AAH とは、財政規模においてほぼ同じであり、両者が、障害者に対する所得保障の仕組みとして同程度の重要性をもって機能していることが窺える。

表6 障害関連の給付額(2017 年)

単位:百万€

	2017	17/16
		%
<b>労災(AT-MP)<sup>1</sup></b>	<b>6,862</b>	<b>-1.9</b>
代替所得	6,830	-1.8
労災年金	5,942	-0.7
アスベスト関係給付(ACAATA 及び indemnisations du FIVA <sup>2</sup> )	687	-11.9
その他の給付 <sup>1</sup>	31	-24.3
<b>障害(Invalidité)<sup>3</sup></b>	<b>40,134</b>	<b>3.1</b>
代替所得(年金)	9,297	5.9
成人障害者手当(AAH)	9,369	3.4
障害者への保障報酬(GRTH)	1,313	4.6
60歳未満を対象とする障害補償給付(PCH)・第三者補足手当(ACTP) <sup>4</sup>	1,715	2.2
障害児関連諸手当	1,021	6.1
障害者の通所・入所	14,975	1.5
ESAT, CRP(職リハセンター), CPO(再教育センター)	1,789	0.4
その他の障害関連給付	655	-1.6

1. 労災給付は、2018 年には 67 億€であった(2017 年比-2.4%)。2018 年の数値は、仮値。

2. アスベスト労働者の早期退職手当(Allocation de cessation anticipée d'activité des travailleurs de l'amiante)、アスベスト被害者補償基金(Fonds d'indemnisation des victimes de l'amiante)。

3. 障害関連給付は、2018 年には 410 億 1,700 万€に及んだ(2017 年比+2.2%)。2018 年の数値は、仮値。

出典:Drees, comptes de la protection sociale.

## 8. 終わりに

以上で、フランスの障害者所得保障制度の概要を確認してきた。障害者への所得保障において中心的な役割を果たしているのは、障害年金とAAHであるが、障害年金の仕組みが、「労働・稼働能力の喪失」を保障するものとして制度設計されているのに対して、AAHは障害者に対する「最低所得保障給付」として制度設計されている。「障害」の捉え方や、認定方法はそれぞれ異なっているものの、障害年金等の他の給付を受給できない者にはAAHが補足的に支給されることから、他に収入を持たない障害者(AAHが定義する障害者)が所得保障の面で何らの保障もない状況に置かれることはない。この点は、日本において無年金障害者の存在が課題とされていること(20歳以降に初診日のある障害者についてはこのリスクがある)に鑑みると、重要である。また、「労働・稼働能力の喪失」に対する給付である障害年金については言うまでもないが、AAHの支給に際しても「就労」の状況が考慮される点も、社会保障による所得保障と就労との関係が必ずしも明確ではない日本の障害年金制度の課題を考えるうえで、参照に値する。

社会保険の仕組みをとる公的年金制度の枠内で障害者に対する所得保障を行っている日本は、保険原理を修正しつつ(すなわち扶助原理も取り入れつつ)、障害者への所得保障を実現しようとしている。ただ、社会保険の仕組みを採用していることの限界(保険料の未払いに起因する無年金障害者の存在等)への対応は難しい。また、日本の障害年金制度は、基本的に障害を医学モデルの観点から捉えていることから、社会保障制度による所得保障と就労との関係も曖昧なものとなっている。こうした課題にどのように対応すべきかに関して、フランスの法制度から得られる示唆は多いと言えよう。

## 参考資料

永野仁美『障害者の雇用と所得保障－フランス法を手がかりとした基礎的考察』信山社(2013年)

社会保障法典(Code de la sécurité sociale)、社会福祉・家族法典(Code de l'action sociale et des familles)

<https://www.service-public.fr/> (最終閲覧:2022年5月8日)

<https://www.insee.fr/fr/statistiques/4277752?sommaire=4318291> (最終閲覧:2022年5月8日)

## ドイツの障害年金

研究協力者 福島豪(関西大学法学部教授)

### 1. 障害年金の基礎データ<sup>1</sup>

ドイツの障害年金の受給者総数は、2020年で182万287人である。人口(約8,319万人)に対する割合は、約2.2%である。内訳は、一部稼働能力減退年金の受給者が9万1,911人、完全稼働能力減退年金の受給者が172万1,366人である。他方で、老齢年金の受給者総数は、1,845万5,833人である。

障害年金の新規裁定者は、2020年で17万5,808人である。このうち、一部稼働能力減退年金の新規裁定者が22,657人、完全稼働能力減退年金の新規裁定者が152,381人である。また、期間の定めのある年金の新規裁定者が8万1,145人(全体の46.2%)、労働市場年金の新規裁定者が22,596人(全体の12.2%)、割引を伴う障害年金の新規裁定者が16万9,777人(全体の96.6%)である。

新規裁定者の診断群別構成割合は、2020年で、筋骨格系の疾患が12.7%、心血管系の疾患が9.3%、代謝性・消化器系の疾患が3.4%、腫瘍性の疾患が14.6%、精神疾患が41.5%、呼吸器系の疾患が3.4%、神経・感覚器系の疾患が7.2%、皮膚系の疾患が0.3%、その他が7.3%である。

障害年金の平均支給月額、2020年で882ユーロである。一部稼働能力減退の平均支給月額は524ユーロ、完全稼働能力減退年金の平均支給月額は936ユーロである。他方で、老齢年金の平均支給月額は、989ユーロである。

障害年金の年間給付総額は、2020年で205億6,000万ユーロであり、年金の年間給付総額(3,036億7,600万ユーロ)の6.77%である。他方で、老齢年金の年間給付総額は、2,374億8,300万ユーロであり、全体の78.2%である。

### 2. 障害者に対する所得保障全体における障害年金の位置づけ

ドイツでは、障害者に対する所得保障の制度として、障害年金と障害者向けの扶助給付が挙げられる。このうち、障害年金は、被保険者の稼働能力の減退(Minderung der Erwerbsfähigkeit)および老齢(Alter)の場合の所得保障(社会法典第1編4条2項1文2号)を目的とする年金保険(Gesetzliche Rentenversicherung)から支給される年金給付であり、法律上、稼働能力の減退を理由とする年金(Renten wegen verminderter Erwerbsfähigkeit)と呼ばれている(社会法典第1編23条1項1号、社会法典第6編33条1項)。

稼働能力の減退は、ドイツでは、„Invalidität“と同じ意味で用いられる。„Invalidität“としての障害は、まずは軍人恩給で用いられ、もともと軍人が軍務との関係で無価値になることを意味したが、年金保険に引き継がれてからは、稼働労働を中心とする社会において人が自らの労働力を(もはや)活用することができないことを意味する<sup>2</sup>。「稼働能力の減退」とは、稼働活動に従事することを通じて生計を支える所得を稼ぐ能力という意味で

<sup>1</sup> Deutsche Rentenversicherung Bund (Hrsg.), Rentenversicherung in Zeitreihen, 2021.

<sup>2</sup> Welti, Behinderung und Rehabilitation im sozialen Rechtsstaat, 2005, S. 24.

の稼働能力が健康上の理由に基づき制限されることをいい、これにより被保険者に生ずる所得の損失を補填することが、障害年金の目的である<sup>3</sup>。したがって、障害年金は、老齢年金 (Renten wegen Alter) と同じく、被保険者の所得の喪失を補填する機能を有する<sup>4</sup>。この機能は、賃金または所得代替機能 (Lohn- oder Einkommensersatzfunktion) と呼ばれている。

ドイツの障害年金は、2001年障害年金改革法<sup>5</sup>により、2001年1月1日から2段階の稼働能力減退年金 (Rente wegen Erwerbsminderung) となった。同時に、障害年金の支給要件の厳格化、障害年金の割引の導入、障害年金の期間設定の原則化が行われた。しかし、障害年金が年金保険の枠内において支給されることは維持されている。その意味で、2001年障害年金改革法は、制度それ自体の改革 (Reform des System) ではなく、制度の枠内での改革 (Reform im System) であった<sup>6</sup>。

障害年金の種類として、一部稼働能力減退年金 (Rente wegen teilweiser Erwerbsminderung)、完全稼働能力減退年金 (Rente wegen voller Erwerbsminderung) および鉱山労働者に対する年金 (Rente für Bergleute) がある (社会法典第6編33条3項)<sup>7</sup>。本稿は、すべての被保険者に対する一部稼働能力減退年金および完全稼働能力減退年金を取り上げ、鉱山労働者に対する年金は取り上げない。

### 3. 障害年金の基本的な枠組み

ドイツの障害年金の根拠法は、社会法典第6編 (Sozialgesetzbuch Sechstes Buch) である。これは、1992年年金改革法<sup>8</sup>により現業労働者 (Arbeiter) に対するライヒ保険法と職員 (Angestellte) に対する職員保険法を社会法典の1つの編として纏めたものであり、年金保険法に相当する。したがって、障害年金は、年金保険の枠内において、保険料を主な財源として、被保険者の稼働能力が減退した場合に、所定の支給要件を満たした被保険者に対して支給される。

年金保険は、稼働能力の活用を必要とするすべての者が遭遇しうる障害および老齢という定型的な所得喪失リスクに対する保障を行う<sup>9</sup>。ドイツでは、老齢リスクは、一定年齢への到達によって稼働活動に従事することが期待できないし、その必要もないという意味で、障害リスクの典型的な事故と理解されている。この理解を前提として、障害年金は、老齢年金を補足するものとして、稼働能力の減退に関する具体的な認定を必要とする非典型的な事故を対象としている。したがって、障害年金は老齢年金に制度的に依存しており、障害リスクと老齢リスクは統一的な保険事故 (Versicherungsfall) と捉えられている<sup>10</sup>。

<sup>3</sup> BSGE 30, 167, 174 f.

<sup>4</sup> BVerfGE 76, 256, 306; BSGE 30, 192, 199.

<sup>5</sup> Gesetz zur Reform der Renten wegen verminderter Erwerbsfähigkeit vom 20. 12. 2000, BGBl. I S. 1827.

<sup>6</sup> Köbl, Erwerbsminderungsrenten, in: Becker/ Kaufmann/ v. Maydell/ Schmähl/ Zacher (Hrsg.), Alterssicherung in Deutschland, FS Ruland, 2007, S. 354.

<sup>7</sup> 経過措置として、1961年1月1日以前に生まれた被保険者に対する職業不能時の一部稼働能力減退年金がある。「職業不能」とは、被保険者の稼働能力が健康上の理由に基づき同様の訓練を受け同程度の知識を有する健康な被保険者の稼働能力と比較して6時間未満に低下していることをいう (社会法典第6編240条2項)。このような被保険者がその他の支給要件を満たす場合に、一部稼働能力減退年金の受給権を取得する (社会法典第6編240条1項)。その額は、老齢年金の半額である (社会法典第6編67条2号)。

<sup>8</sup> Gesetz zur Reform der gesetzlichen Rentenversicherung (Rentenreformgesetz 1992 - RRG 1992) vom 18.12.1989, BGBl. I S.2261.

<sup>9</sup> Ruland, Grundprinzipien des Rentenversicherungsrechts, in: Eichenhofer/ Rische/ Schmähl (Hrsg.), Handbuch der gesetzlichen Rentenversicherung, 2. Aufl., 2012, Kap. 9 Rdnr. 20.

<sup>10</sup> Eichenhofer, Invalidität als versichertes Risiko in den Alterssicherungssystemen Europas, Deutsche Rentenversicherung 2012, S. 6 f.



年金保険を管掌する年金保険者 (Rentenversicherungsträger) は、ドイツ年金保険 (Deutsche Rentenversicherung) と呼ばれている。これは、現業労働者と職員で分立していた保険者を2005年に統一したものである<sup>11</sup>。年金保険者は、連邦機関 (Bundesträger) と14の州直轄の地域機関 (Regionalträger) に分かれており、連邦機関は、原則的・横断的任務と保険者共通の案件を行う (社会法典第6編125条)。障害年金独自の機関は存在しない。

保険加入義務を負う被保険者 (Versicherte Personen) は、原則として報酬の対価として就労する被用者 (Beschäftigte) である (社会法典第6編1条1文1号)。就労 (Beschäftigung) とは、特に労働関係における非独立の労働をいう (社会法典第4編7条1項1文)。被用者は、現業労働者および職員を含むため、労働者 (Arbeitnehmer) と一致する。また、職業訓練のために就労する者や障害者作業所 (Werkstätten für behinderte Menschen)<sup>12</sup> で就労する障害者 (Behindete Menschen) も、被用者に含まれる (社会法典第6編1条1文1号・2号)。ただし、僅少就労 (Geringfügige Beschäftigung) (社会法典第4編8条1項) の被用者のうち、就労期間が1年間のうちに最長3か月または70労働日に限定される被用者で、就労が専門職ではなく、賃金が月額450ユーロ以下である者 (短期就労の被用者) は、年金保険により保障する必要がないと考えられるため、法律に基づき年金保険の加入義務を免除される (社会法典第6編5条2項1号)。したがって、僅少就労の被用者のうち、賃金が月額450ユーロ以下である被用者 (僅少賃金の被用者) は、原則として年金保険の強制被保険者となる。

他方で、自営業者は、原則として強制被保険者とならない。ただし、労働者と類似の立場にある自営業者は、例外的に強制被保険者となる。法律に基づき強制被保険者となるのは、労働者と類似のリスクにさらされている一部の自営業者、具体的には独立自営の教育者、看護師、助産師、水先人、芸術家・ジャーナリスト、家内工業者、沿岸漁業者、手工業者である (社会法典第6編2条1文1号～8号)。また、実際には従属労働として働いているが、契約形式により自営業と扱われる仮装自営業 (Scheinselbständigkeit) を防ぐため、自営業者は、年金保険の加入義務を負う労働者を使用しておらず、もっぱら特定の委託者のためだけに業務を行っている場合に、労働者類似の自営業者 (Arbeitnehmerähnliche Selbständige) として法律に基づき強制被保険者となる (社会法典第6編2条1文9号)。

要するに、障害年金を受給することができる強制被保険者は、従属的であれ独立的であれ稼得活動に従事している者であるため、稼得活動に従事していない者は、障害年金を受給することができない。なぜなら、稼得活動に従事している者に限り、稼得能力の減退によって稼得活動で得られた所得が失われ、失われた所得を賃金代替給付によって補填する必要が生じるからである<sup>13</sup>。したがって、保険事故が発生する前に稼得活動に従事したことがない若年障害者は、原則として障害年金を受給できず<sup>14</sup>、公的扶助による所得保障の対象となる。

障害年金の財源は、老齢年金と一緒に賄われている。老齢年金と区別された障害年金固有の基金は存在

<sup>11</sup> ただし、鉱山・鉄道・海上労働者については、依然として別の保険者が管轄している。

<sup>12</sup> 「障害者作業所」とは、障害者の労働生活への参加および統合のための施設をいい、障害を理由として一般労働市場において就労することができない障害者に職業訓練および就労の提供を行い、一般労働市場への移行を支援する (社会法典第9編219条1項)。障害者作業所の対象となる障害者は、障害を理由として一般労働市場において就労することができないが、少なくとも最低限の経済的に有用な労務給付を提供することができる障害者である (社会法典9編219条2項)。

<sup>13</sup> Ruland, a. a. O. (Fn. 9), Rdnr. 14.

<sup>14</sup> ただし、例外的に障害年金の支給要件を満たす場合がある。後述する。

しない。財源の中心は、保険料(Beiträge)である。これが、収入全体の約4分の3を占める。残りは、連邦補助(Bundeszuschüsse)などである。

#### 4. 支給対象となる障害の概念および障害の認定方法

ドイツの障害年金の支給対象となる障害(Invalidität)は、前述の通り、稼働能力減退(Erwerbsminderung)である。これは、2001年障害年金改革法により、その程度に応じて軽度のものから、一部稼働能力減退(Teilweise Erwerbsminderung)と完全稼働能力減退(Volle Erwerbsminderung)に分かれている。このうち、「一部稼働能力減退」とは、被保険者が疾病(Krankheit)または機能障害(Behinderung)を理由として一般労働市場の通常の条件の下で1日3時間以上6時間未満しか稼働活動に従事することが長期にわたって<sup>15</sup>できないことをいう(社会法典第6編43条1項2文)。これに対して、「完全稼働能力減退」とは、被保険者が疾病または機能障害を理由として一般労働市場の通常の条件の下で1日3時間未満しか稼働活動に従事することが長期にわたってできないことをいう(社会法典第6編43条2項2文)。つまり、稼働能力減退は、働くことができる労働時間によって2段階に分かれている。完全稼働能力減退の認定基準を1日3時間未満とした理由は、失業保険において、少なくとも1週15時間(つまり1日3時間)稼働活動に従事できることが失業の要件(つまり失業手当の支給要件)であるからである<sup>16</sup>。したがって、一部稼働能力減退は、被保険者が依然として一般労働市場において働くことができることを前提としている。

しかし、一部稼働能力減退に該当する者が、残された能力に適した職場を見つけることができない、具体的には年金申請時から1年以内に職場をあつせんされないため、労働市場から排除されている<sup>17</sup>場合には、完全稼働能力減退と認定される(社会法典第6編43条3項の反対解釈)。これは、具体的考察方法(Konkrete Betrachtungsweise)または労働市場年金(Arbeitsmarktsrente)と呼ばれている。具体的考察方法は、連邦社会裁判所の判例<sup>18</sup>によって形成された。具体的考察方法によって、年金保険は、1日6時間未満しか働くことができない被保険者の障害リスクのみならず、労働市場リスクを負担している。労働市場は、経済的・技術的变化による絶え間ない構造変化の影響下にも、顕著な景気変動の影響下にもあるため、明らかに完全な障害という極端な事例は別にして、健康上の理由に基づく能力の制限に基づく所得の喪失というリスクは、労働機会の欠如を理由とする労働力の不活用というリスクと明確に区別することができない<sup>19</sup>。

具体的考察方法は、失業者の増加に伴って、障害年金の受給者増をもたらす<sup>20</sup>。1990年代には、障害年金の新規裁定者の約3分の1が労働市場年金で占められていた。したがって、具体的考察方法は、障害年金改革の最大の争点であったものの、2001年障害年金改革法では、労働市場の状態が望ましくないことを理由に維持された<sup>21</sup>。しかし、一般労働市場の通常の条件の下で1日6時間以上稼働活動に従事することができる

<sup>15</sup> 「長期にわたって」とは、稼働能力の制限が6か月を超えて存在することをいう。したがって、稼働能力制限後6か月間は障害年金が支給されない(社会法典第6編101条1項)。障害年金が支給されるまでの期間については、疾病保険から傷病手当金が支給される。

<sup>16</sup> BT-Drucks. 13/ 8011, S. 54 f.

<sup>17</sup> 労働市場の閉鎖性の認定においては、職場が実際に供給されているかどうかや、空きポストが存在しているかどうか審査されるわけではない。結果として職場があつせんされないという事実が重要である。

<sup>18</sup> BSG Beschluss vom 11. 12. 1969 – GS 4/ 69, BSGE 30, 167; BSG Beschluss vom 11. 12. 1969 – GS 2/ 68, BSGE 30, 192; BSG Beschluss vom 10. 12. 1976 – GS 2/ 75, GS 3/ 75, GS 4/ 75, GS 3/ 76, BSGE 43, 75.

<sup>19</sup> Köbl, a. a. O. (Fn. 6), S. 367.

<sup>20</sup> Rische, Die Absicherung des Erwerbsminderungsrisikos – Handlungsbedarf und Reformoptionen, RVaktuell 2010, S. 3 f.

<sup>21</sup> BT-Drucks. 14/ 4230, S. 23 und 25.

者は稼働能力減退ではなく、その際、労働市場の状態はもはや考慮されない(社会法典第6編43条3項)。つまり、一部稼働能力減退の認定基準を1日6時間未満とすることによって、1日6時間以上働くことができる者は、一般労働市場における就労を求められることになった。これは、従来の実務と比べると、被保険者にとっては悪化である<sup>22</sup>。したがって、2001年障害年金改革法により、障害年金の支給要件は厳格化され、受給権者の人的範囲が縮小した。

稼働能力減退の認定基準は、一般労働市場において通常の週5日制の枠内で働くことができる労働時間である<sup>23</sup>。他方で、機能障害の程度は認定基準となっていないものの、稼働能力減退の原因が疾病または機能障害でなければならない。このうち、「疾病」とは、被保険者の稼働能力の低下をもたらす、正常でない身体的、知的または精神的状態をいう。疾病には、精神疾患も含まれる<sup>24</sup>。また、「機能障害」とは、疾病と同じく正常でない身体的、知的または精神的状態をいうものの、疾病と異なり回復不可能な状態をいう<sup>25</sup>。したがって、疾病または機能障害の区別は實際上意味がなく、稼働能力が心身の健康状態の不正常によって低下していることが重要である。

残された稼働能力の認定は、医師による医学的判定(Medizinische Gutachten)に基づき、年金保険者により職権で行われる。医学的判定では、健康侵害状態、とりわけ身体的および精神的に負担に耐えられる能力(Körperliche und geistige Belastbarkeit)の存在と、それにより残された能力(Restleistungsvermögen)が明らかにされる。残された能力の認定は、被保険者が、健康侵害状態を考慮して、従来 of 職業(Bisheriger Beruf)、すなわち直前に従事していた業務に従事することが何時間できないのか(消極的能力[Negative Leistungsvermögen])を審査し、これが6時間未満である場合には、一般労働市場の業務に従事することが何時間できるのか(積極的能力[Positive Leistungsvermögen])を審査する<sup>26</sup>。一般労働市場の業務に従事する能力は、主として業務の程度(軽度、中度、重度)によって判断され、補足的に作業姿勢(座る、立つ、動く)、作業負担(持ち上げ、持ち運び)、勤務態勢(昼間勤務、夜間勤務)によって判断される。つまり、医学的判定においては、医学的な健康状態と並んで職業社会の要求と労働市場の状態が問題となる。しかし、医学的判定のための十分な基準がないので、多くの医学的判定は健康状態の診断を能力評価と結びつける理由づけを欠いており、労働時間による能力評価が困難であると指摘されている<sup>27</sup>。

医学的判定により稼働能力減退と認定された者が実際に稼働活動に従事していることは、生計費を賄うだけの所得を稼ぐのに十分な能力があることを推定する。この場合、一般労働市場におけるフルタイム労働に、通常の労働条件の下で、かつ、健康への負担もなく従事している場合には、稼働能力減退は問題にならない。また、パートタイム労働に従事している場合には、一部稼働能力減退が問題になる。これに対して、一般労働市場の外部にある障害者作業所で働いていたり、特に有利な労働条件の下で働いていたり、健康に配慮した働き方をしたりしている場合には、稼働能力減退が問題になる。この場合、一般労働市場における稼働活動に従事する能力が3時間または6時間を下回る限りで、稼働能力減退が認められる。したがって、その他の支給要件を満たせば、稼働活動に従事しながら障害年金を受給することができる<sup>28</sup>。

<sup>22</sup> Köbl, a. a. O. (Fn. 6), S. 365.

<sup>23</sup> BT-Drucks. 14/ 4230, S. 25.

<sup>24</sup> Kolakowski, in: Kreikebohm/ Rossbach (Hrsg.), SGB VI Kommentar, 6. Aufl., 2021, § 43 Rdnr. 21 f.

<sup>25</sup> Kolakowski, a. a. O. (Fn. 24), Rdnr. 22.

<sup>26</sup> Kolakowski, a. a. O. (Fn. 24), Rdnr. 24.

<sup>27</sup> Gagel/ Schian, Die Dominanz der Rehabilitation bei Bearbeitung und Begutachtung in Rentenverfahren – zugleich ein Ansatz zur besseren Bewältigung der Anforderungen des § 43 SGB VI, SGB 2002, S. 530.

<sup>28</sup> Marschang, Verminderte Erwerbsfähigkeit, 2002, S. 46.

## 5. 障害年金の支給要件

障害年金の支給要件は、①老齢年金支給開始年齢の到達前に稼働能力減退が発生しており、②稼働能力減退の発生前に一般的受給資格期間(Allegemeine Wartezeit)、つまり5年間の保険料納付済期間(社会法典第6編50条1項、51条1項)を満たしており、かつ、③稼働能力減退の発生前の直近5年間のうち強制保険料を3年間納めていることである(社会法典第6編43条1項1文、2項1文)。他方で、稼働能力減退の発生時に被保険者であることは要件とされていない<sup>29</sup>。

①から③までの支給要件のうち、②の要件でいう保険料納付は、強制保険料納付(保険加入義務の対象となる就労または業務に従事する場合)に限らず、任意保険料納付(自営業者または専業主婦などが任意に加入する場合)も含まれる。これに対して、③の要件は、強制保険料納付に限定される。その意味で、③の要件は、任意加入者、つまり自営業者または専業主婦の障害年金の受給を排除する機能を有する<sup>30</sup>。③の要件は、稼働能力の減退により現に所得の喪失を被っていない人的範囲の障害年金の受給を排除することを目的として、1984年予算付随法<sup>31</sup>によって導入された。すなわち、1982年の被保険者年金の新規裁定者の約半分が障害年金を受給していたが、約8割が稼働生活からの早期引退のために障害年金を受給しており、その結果、障害年金が一種の早期受給の老齢年金になっていた。このことを背景として、通常は就労しており、稼働能力の減退によって稼働所得の喪失が発生する被保険者にのみ障害年金を支給することで、障害年金の賃金代替機能を強化するため、③の要件が導入された<sup>32</sup>。③の要件により、被保険者が障害年金を受給することができるのは、保険加入義務の対象となる就労または業務を退職してから原則として2年間に限定される<sup>33</sup>。

支給要件の充足を判断するための基準日は、疾病または機能障害の「初診日」ではなく、稼働能力減退の発生日である。①の要件により、障害年金は、稼働能力減退の発生日(の翌月)から最長で老齢年金支給開始年齢(=67歳)の満了日(の属する月)まで支給される<sup>34</sup>。稼働能力減退の発生日は、保険者の見解によれば通常は申請日とされる。しかし、裁判所の見解によれば、裁判所が稼働能力減退の存在を客観的に認定するので、客観的に稼働能力減退の発生が確認された時点である<sup>35</sup>。

②と③の要件は、稼働能力減退の発生前に満たされていることが必要である。②の要件は、発生日の前日までのいずれかで60か月の保険料納付済期間があれば足りるのに対して、③の要件は、発生日の前日から起算した60か月の期間内で36か月の強制保険料納付が必要である。ただし、②と③の要件については例外規

<sup>29</sup> ドイツの社会保障法の教科書の説明によると、給付受給権の発生にとって、保険事故の発生時に保険料負担義務を負う保険関係が依然として存在していることは必要でない。Igl/ Welti, Sozialrecht, 8. Aufl., 2007, § 31 Rdnr. 10.

<sup>30</sup> Köbl, in: Schulin (Hrsg.), Handbuch des Sozialversicherungsrechts, Bd.3: Rentenversicherungsrecht, 1999, § 23 Rdnr. 13.

<sup>31</sup> Gesetz über Maßnahmen zur Entlastung der öffentlichen Haushalte und zur Stabilisierung der Finanzentwicklung in der Rentenversicherung sowie über die Verlängerung der Investitionshilfeabgabe (Haushaltsbegleitgesetz 1984) vom 22. 12. 1983, BGBl I S. 1532.

<sup>32</sup> BT-Drucks. 10/335, S. 59 f. 障害年金の③の要件は、障害年金受給者の財産権を侵害するものとして裁判で争われたけれども、特別な保険法的要件を、障害年金の賃金代替機能の強化による年金財政の安定化という目的を理由に合憲と判断した。BVerfG, Beschluss vom 8. 4. 1987 – 1 BvR 564, 684, 877, 886, 1134, 1636, 1711/ 84, BVerfGE 75, 78.

<sup>33</sup> Marschang, a. a. O. (Fn. 28), S. 30.

<sup>34</sup> 障害年金が期間を定めて支給される場合には、障害年金の支給は期間の経過によって終了する(社会法典第6編102条1項)。

<sup>35</sup> Gürtner, in: Körner/ Leitherer/ Mutschler/ Rolfs (Hrsg.), Kasseler Kommentar Sozialversicherungsrecht, 117. Aufl., 2021, § 43 SGB VI Rdnr. 27.

定が設けられており、保険料納付済期間が短縮されることがある<sup>36</sup>。さらなる例外として、②の要件を満たす前からすでに完全稼働能力減退である障害者は、20年間の受給資格期間(これも保険料納付が必要)を満たす場合、例えば障害者作業所で20年間働く場合には、完全稼働能力減退年金の支給要件を満たすことができる(社会法典第6編43条6項、50条2項)。これは、一般労働市場において働くことができないものの、障害者作業所で就労することはできる若年障害者のための支給要件である<sup>37</sup>。しかし、障害年金の支給要件を満たすためには、事後的ではあるものの長期の保険料納付が必要である。したがって、年金保険の枠内に障害者向けの無拠出給付は存在しない。

障害年金の支給要件を満たさない障害者は、障害者向けの扶助給付の対象となる。

## 6. 障害年金の給付設計

障害年金の額は、従前生活保障の考え方に基づき、稼働能力減退発生前の加入期間と従前所得に応じて算定される(社会法典第6編63条)。障害年金の算定方法は、老齢年金と共通である。なぜなら、障害年金のうち、完全稼働能力減退年金は被保険者に老齢年金と同一の水準を保障するものであるからである<sup>38</sup>。障害年金が従前生活保障の考え方に基づき算定されるようになったのは、1957年年金改革<sup>39</sup>によってである<sup>40</sup>。

しかし、被保険者が若くして稼働能力減退となった場合には加入期間が短くなる。したがって、十分な年金額を保障するため、稼働能力減退発生時から満67歳までの期間について、従前所得の平均に基づく保険料を納めたものとみなして加算が行われる。この期間は、加算期間(Zurechnungszeit)と呼ばれ(社会法典第6編59条)、保険料が免除された期間である(社会法典第6編54条4項)。これにより、加入期間が短いことによる低年金化は防がれている。

他方で、ドイツの年金保険には、基礎的生活保障の要素は組み込まれておらず、最低年金額が存在しない<sup>41</sup>。したがって、従前所得が低いと、年金額も低くなる可能性がある。実際に、障害年金の平均支給月額を支給開始年齢ごとでみると、支給開始年齢が若ければ若いほど、障害年金の平均支給月額も低くなる傾向を確認することができる。2007年の完全稼働能力減退年金の平均支給月額(男性)は、50歳を超えて支給開始した場合には700ユーロを超えているのに対して、30歳で支給開始した場合には約544ユーロである<sup>42</sup>。障害年金の額が最低生活水準を下回る場合には、障害者向けの扶助給付の対象となる。

---

<sup>36</sup> 例えば、教育・訓練修了後6年経過前に完全稼働能力減退が発生した場合において、直近2年間のうち1年間強制保険料を納めているときは、②の要件が満たされるという規定(社会法典第6編53条2項)が存在し、この場合には、③の要件は不要であるという規定(社会法典第6編43条5項)もあるため、大学教育や職業訓練修了直後に若くして稼働能力減退に遭遇した者は、事前に1年間強制保険料を納めていれば、障害年金の支給要件を満たす。また、労働災害または職業病により稼働能力減退が発生した場合についても、同内容の例外規定が置かれている(社会法典第6編53条1項、43条5項)。

<sup>37</sup> 障害者作業所の対象となる障害者は、機能障害を理由として一般労働市場において就労することができないものの、少なくとも経済的に有用な労務給付の最低限を提供することができる障害者である(社会法典第9編136条)。

<sup>38</sup> Köbl, a. a. O. (Fn. 6), S. 381.

<sup>39</sup> Gesetz zur Neuregelung des Rechts der Rentenversicherung der Arbeiter vom 23. 2. 1957, BGBl. I S. 45, Gesetz zur Neuregelung des Rechts der Rentenversicherung der Angestellten vom 23. 2. 1957, BGBl. I S. 88 und Gesetz zur Neuregelung der knappschaftlichen Rentenversicherung vom 21. 5. 1957, BGBl. I S. 533.

<sup>40</sup> Frerich/ Frey, in: Schulin (Hrsg.), Handbuch des Sozialversicherungsrechts, Bd.3: Rentenversicherungsrecht, 1999, § 2 Rdnr. 101.

<sup>41</sup> Bieback, Alterssicherung durch Rente, Grundsicherung im Alter und Sozialhilfe, NDV 2010, S. 520.

<sup>42</sup> Köhler-Rama/ Lohmann/ Viebrok, Vorschläge zu einer Leistungsverbesserung bei Erwerbsminderungsrenten aus der gesetzlichen Rentenversicherung, ZfS 2010, S. 63 ff.

年金額(月額)は、個人報酬ポイント(Persönliche Entgeltpunkte)、年金種別係数(Rentenartfaktor)および年金現在価値(Aktueller Rentenwert)の積である(社会法典第6編64条)。

個人報酬ポイントは、保険料納付済期間(Beitragszeiten)の報酬ポイントと保険料免除期間(Beitragsfreie Zeiten)の報酬ポイントの合計値である(社会法典第6編66条1項)。保険料納付済期間の報酬ポイントは、ある年の被保険者個人の報酬<sup>43</sup>を、同年の全被保険者の平均報酬で除して得た数値である(社会法典第6編70条1項)。例えば、ある年の報酬が同年の平均報酬と同額である場合には、その年の報酬ポイントは1.0となる。保険料免除期間の報酬ポイントは、保険料納付済期間の報酬ポイントの合計値を、保険事故発生前までの全保険加入期間で除して得た数値である(社会法典第6編71条1項)。

年金種別係数は、一部稼得能力減退年金については0.5であり、完全稼得能力減退年金については1.0である(社会法典第6編67条2号、3号)。前者は老齢年金の半分に相当し、後者は老齢年金と同一である。したがって、完全稼得能力減退年金は老齢年金と同額であり、完全な所得代替機能を有するが、一部稼得能力減退年金は老齢年金の半額であり、完全な所得代替機能を有しない。一部稼得能力減退年金が完全な所得代替機能を有しないのは、一部稼得能力減退に該当する者は、1日6時間未満という制限はあるものの、一般労働市場において働く能力を有していると考えられるからである。

年金現在価値は、相対的なポイントを現在の金銭価値に換価するものであり、ユーロで示される。年金現在価値は、毎年7月1日に改定され(2021年7月1日以降、34.19ユーロ[旧西独地域]である)、基本的には、年金受給者の生活水準の保障のため、全被保険者の平均報酬の変動に応じて改定される。障害年金独自の改定は行われていない。

以上の年金算定式によると、年金額は、個人報酬ポイント、すなわち全被保険者の平均所得に対する従前所得の割合という各人の算定基礎により決定され、年金現在価値という共通の算定基礎によりスライドされる。したがって、年金算定式は、全被保険者の中での相対的な地位を保障しているものであり、特定の年金額を保障しているわけではない<sup>44</sup>。なお、配偶者や子に対する加算は存在しない。

## 7. 障害年金の割引と加算期間の延長

障害年金の額は、障害年金が満65歳より前に支給開始される場合には、月0.3%(年3.6%)ずつ割引(Abschläge)される(社会法典第6編77条2項1文3号)。障害年金の割引は、障害年金が満62歳より前に支給開始される場合には満62歳が割引率決定の基準になるという規定(社会法典第6編77条2文)があるので、最高10.8%(=0.3%×36か月)である<sup>45</sup>。したがって、障害年金が満62歳以前に支給開始される場合には、障害年金の額は一律10.8%割引される。障害年金が満65歳より後に支給される場合には、支給開始係数による割引は行われない。障害年金の割引の期間は、2007年の年金支給開始年齢調整法<sup>46</sup>により、老齢年金

<sup>43</sup> ここでの「報酬」は、保険料算定の基礎となった賃金および所得であり、保険料算定基礎(Beitragsbemessungsgrundlage)と呼ばれる(社会法典第6編161条)。ただし、上限(保険料算定限度額[Beitragsbemessungsgrenze])と呼ばれ、2022年で月額57,050ユーロ[旧西独地域]である)があり(社会法典第6編159条)、その限りで報酬が保険料の算定において考慮され、年金額の算定にも反映される。したがって、障害年金の額には上限がある。

<sup>44</sup> Bieback, Existenzsicherung und Alters- und Invaliditätsvorsorge, SGB 2009, S. 630.

<sup>45</sup> 障害年金の割引は、報酬ポイントの合計値に支給開始係数(Zugangsfaktor)を乗じることで行われる。支給開始係数は、障害年金が満65歳以後に支給開始される場合には、1.0であるけれども、障害年金が満65歳より前に支給開始される場合には、1.0から1月あたり0.003ずつ割引が行われ、最高で0.108の割引が行われる。

<sup>46</sup> Gesetz zur Anpassung der Regelaltersgrenze an die demografische Entwicklung und zur Stärkung der

の支給開始年齢が満65歳から満67歳に引き上げられたことに伴い、満60歳から満63歳までの期間から、満62歳から満65歳までの期間に引き上げられた。

障害年金の割引は、老齢年金の支給開始年齢の引き上げに伴って改正されたことからわかるように、老齢年金との関係で導入された。すなわち、1992年年金改革法により老齢年金を繰り上げ受給する場合には老齢年金の割引が行われることになったため、割引を伴う早期受給の老齢年金を回避するため、労働市場の閉鎖性を理由とする障害年金の受給を申請する者が増加した。このことは、具体的考察方法の維持により今後も継続することが予想されたため、障害年金の額と早期受給の老齢年金の額とを調整するため、2001年障害年金改革法により障害年金の割引が導入された<sup>47</sup>。したがって、老齢年金の受給が問題にならない若年者について障害年金の割引の影響を緩和するため、2001年障害年金改革法により加算期間の延長が同時に行われた。具体的には、満55歳を超えて満60歳までの間の期間は、2001年障害年金改革法以前は3分の1しか加算されなかった(社会法典第6編旧59条3項)が、2001年障害年金改革法により完全な加算期間として評価されることになった(社会法典第6編59条2項)。これにより、若年者への割引の影響は、最大3.3%に緩和された<sup>48</sup>。

このように、2001年障害年金改革法の立法者は、障害年金の割引が高齢者を主たる対象者としており、その余波として若年者にも及ぶと説明していた。しかし、障害年金の割引は、実際には一律減額を意味していた。なぜなら、障害年金の9割超が満60歳前に支給開始されているからである。2020年には、障害年金の新規裁定者の96.6%が割引を受けていた<sup>49</sup>。年金保険者は、障害年金の割引が満60歳未満の障害年金受給者にも妥当すると解釈していたため、障害年金が満60歳より前に支給開始される場合にも、経過規定(社会法典第6編264条c)の存在により2004年1月1日から、10.8%の割引が行われていた。しかし、障害年金の割引が若年者にも適用されるのか、それとも高齢者に限定されるのかは、2001年障害年金改革法以降、裁判上の争点となった。しかし、最終的には、年金保険の財政的安定という観点から、障害年金の割引が若年者にも及ぶことで決着した<sup>50</sup>。

他方で、2001年障害年金改革法によって、障害年金の平均支給月額が低下した。具体的には、完全稼働能力減退年金の平均支給月額は、2000年の738ユーロから2011年の634ユーロとなった<sup>51</sup>。平均支給月額が低下した要因として、障害年金の割引の導入が挙げられた<sup>52</sup>。しかし、高齢者に対する所得保障と異なり、企業年金や民間保険が障害年金の上乗せとして障害者に対する所得保障を補完しているわけではないため、

---

Finanzierungsgrundlagen der gesetzlichen Rentenversicherung (RV-Altersgrenzenanpassungsgesetz) vom 20. 4. 2007, BGBl I S. 544.

<sup>47</sup> BT-Drucks. 14/ 4230, S. 24 und 26.

<sup>48</sup> BT-Drucks. 14/ 4230, S. 24.

<sup>49</sup> Deutsche Rentenversicherung Bund, a. a. O. (Fn. 1), S. 83.

<sup>50</sup> この間の経緯のみを述べると、障害年金の割引が若年者には及ばないとした2006年の連邦社会裁判所第4法廷判決(BSG, Urteil vom 16. 5. 2006 - B 4 RA 22/05 R, BSGE 96, 209)を契機として、学説において議論が展開された。Vgl. Ruland, Abschlage bei Erwerbsminderungsrenten, NJW 2007, S. 2086 ff; Meyer, Nochmals: Abschlage bei Erwerbsminderungsrenten, NJW 2007, S. 3682 ff. しかし、2008年に、障害年金の割引は若年者にも及ぶとした連邦社会裁判所第5法廷判決(BSG, Urteil vom 14. 8. 2008 - B 5 R 32/07 R, BSGE 101, 193; BSG, Urteil vom 25. 11. 2008 - B 5 R 112/08 R, BeckRS 2009, 52293)が出された。これを受けて、連邦憲法裁判所に対して憲法異議が提起されたものの、2011年に、障害年金の割引は合憲であるとの判断が連邦憲法裁判所により示された。BVerfG, Beschluss vom 11. 1. 2011 - 1 BvR 3588/08, 1 BvR 555/09, BeckRS 2011, 48097.

<sup>51</sup> Deutsche Rentenversicherung Bund, a. a. O. (Fn. 1), S. 120.

<sup>52</sup> Rische, a. a. O. (Fn. 20), S. 4; Kohler-Rama/ Lohmann/ Viebrok, a. a. O. (Fn. 42), S. 62.

健康上の理由によりもはや稼働活動に従事することができない者は、年金保険を必要としている<sup>53</sup>。したがって、障害年金の給付水準を改善するため、加算期間は、2014年の年金保険給付改善法<sup>54</sup>により、2014年7月1日から満60歳までの期間から満62歳までの期間に延長された。加算期間は、2017年の障害年金給付改善法<sup>55</sup>により2018年から段階的に満65歳までの期間に延長され、さらに2018年の年金保険給付改善・安定化法<sup>56</sup>により2020年から段階的に満67歳までの期間に延長された<sup>57</sup>。これによって、完全稼働能力減退年金の平均支給月額、2013年の650ユーロから2020年の936ユーロに上昇した<sup>58</sup>。

## 8. 障害年金の期間設定

障害年金は、原則として最長3年間の期間を定めて支給される。ただし、労働市場の状態にかかわらずもっぱら健康上の理由による稼働能力減退の場合で、かつ、稼働能力減退の回復の見込みがない場合には、期間を定めずに支給される(社会法典第6編102条2項1文、2文、5文)。したがって、障害年金が期間を定めて支給されるのは、労働市場年金の場合または稼働能力減退の回復の見込みがある場合である。

定められた期間の経過後、障害年金の支給が必要であるかどうかが審査される。稼働能力減退が改善していない場合には、期間が更新される。更新される期間は、従前の期間が経過してから最長3年間である。ただし、期間が合計9年間となった場合には、期間を定めずに支給される(社会法典第6編102条2項3文、4文、5文)。他方で、稼働能力が改善したために障害年金の支給要件が消滅した場合には、障害年金の支給は終了する(社会法典第6編100条3項)。

障害年金の期間設定について、2000年までは、期間を定めずに支給されるのが原則であり、期間を定めて支給されるのは例外であった。2001年障害年金改革法により、原則と例外の関係が逆転された<sup>59</sup>。期間設定の原則化により、障害年金の新規裁定者に占める期間の定めのある障害年金の割合は、2000年の23.8%から2005年の45.6%、2020年の46.2%に増加した<sup>60</sup>。

---

<sup>53</sup> BT-Drucks. 18/ 909, S. 15; BT-Drucks. 18/ 11926, S. 14; BT-Drucks. 19/ 4668, S. 21.

<sup>54</sup> Gesetz über Leistungsverbesserungen in der gesetzlichen Rentenversicherung (RV-Leistungsverbesserungsgesetz) vom 23. 6. 2014, BGBl. I, S. 787.

<sup>55</sup> Gesetz zur Verbesserung der Leistungen bei Renten wegen verminderter Erwerbsfähigkeit und zur Änderung anderer Gesetze (EM-Leistungsverbesserungsgesetz) vom 17. 7. 2017, BGBl. I, S. 2509.

<sup>56</sup> Gesetz über Leistungsverbesserungen und Stabilisierung in der gesetzlichen Rentenversicherung (RV-Leistungsverbesserungs- und -Stabilisierungsgesetz) vom 28. 11. 2018, BGBl. I, S. 2016.

<sup>57</sup> 加算期間は、2018年に満62歳3か月までの期間に延長され、2019年に満65歳8か月までの期間に延長された後、2020年から2027年までに1年に1か月ずつ、2028年から2031年までに1年に2か月ずつ引き上げられ、2031年から満67歳までの期間に延長される(社会法典第6編253a条)。

<sup>58</sup> Deutsche Rentenversicherung Bund, a. a. O. (Fn. 1), S. 120.

<sup>59</sup> BT-Drucks. 14/ 4230, S. 27.

<sup>60</sup> Deutsche Rentenversicherung Bund, a. a. O. (Fn. 1), S. 92.



## 9. 障害年金と就労所得との調整

障害年金受給者が働いている場合において、就労による報酬が年間の限度額を超えるときは、それに応じて障害年金の支給額が支給停止される(社会法典第6編96a条1項)。障害年金の支給制限は、障害年金の所得代替機能を強化するため、1996年第2次社会法典第6編改正法<sup>61</sup>により導入された。立法趣旨によると、被保険者が障害年金と追加報酬によって稼働能力減退の発生前に獲得された所得を超える総所得を稼ぐ場合には、稼働能力減退により所得の喪失が生じておらず、障害年金は賃金代替機能を有しないため、障害年金の賃金代替機能を強化するため、追加報酬限度額が導入された<sup>62</sup>。しかし他方で、障害年金受給者が年金を受給しながら稼働活動に一定程度従事することは、禁止されるわけではない。したがって、許容される追加報酬(Hinzuverdienst)<sup>63</sup>の限度額が定められた<sup>64</sup>。

一部稼働能力減退年金の受給者は残された稼働能力の枠内で追加報酬を稼ぐことが期待されるのに対して、完全稼働能力減退年金の受給者は追加報酬を稼ぐことが制限される。1996年の第2次社会法典第6編改正法によると、追加報酬の額に応じて、一部稼働能力減退年金は満額または半額で支給され、完全稼働能力減退年金は満額、4分の3の額、半額または4分の1の額で支給された(社会法典第6編旧96a条1a項)。この障害年金の額ごとに許容される追加報酬限度額(Hinzuverdienstgrenze)が設定されており(社会法典第6編旧96a条2項)、追加報酬が追加報酬限度額を超える場合には、障害年金はより低い額となった。しかし、このような段階的な制度では、追加報酬が追加報酬限度額をほんの少しだけ超えた場合に、障害年金は大きく減額された<sup>65</sup>。追加報酬限度額の超過によって本来の追加報酬を超えて障害年金が減額されないようにするため、2017年年金弾力化法<sup>66</sup>により、追加報酬を無段階で障害年金に算入する制度が導入された<sup>67</sup>。

追加報酬限度額は、完全稼働能力減退年金の場合には年額で6,300ユーロであり、一部稼働能力減退年金の場合には稼働能力減退の発生前の直近15年間のうちで最高の報酬ポイント(最低でも0.5)に平均報酬年額の0.81を乗じて得た額(2022年の平均報酬年額は39,480ユーロであるから、最低でも15,989.4ユーロ)である(社会法典第6編96a条1c項)。このように追加報酬限度額が異なるのは、完全稼働能力減退の被保険者は追加報酬を稼ぐことを制限されているのに対して、一部稼働能力減退の被保険者は残された稼働能力の範囲内で追加報酬を稼ぐことを期待されているためである。追加報酬が年間を通して追加報酬限度額を超える場合には、障害年金は一部しか支給されない。一部支給の障害年金は、追加報酬限度額を超える額の12分の1の40%が満額の障害年金から控除されることによって算定される。

その上で、このような方法で算定される一部支給の障害年金と年間の追加報酬の12分の1の合計額が各人

<sup>61</sup> Zweites Gesetz zur Änderung des Sechsten Buches Sozialgesetzbuch (Zweites SGB VI -Änderungsgesetz – 2.SGB VI -ÄndG) vom 2. 5. 1996, BGBl. I S. 659.

<sup>62</sup> BT-Drucks. 13/ 2590, S. 19 f. und 23.

<sup>63</sup> 追加報酬には、就労および自営業により得られる賃金および所得が含まれるため、資産収入や賃貸収入は含まれない。ただし、障害者が障害者作業所の事業者から獲得する報酬は、追加報酬に含まれない(社会法典第6編96a条2項)。また、一部稼働能力減退年金受給者が年金の受給開始後に生じた労働不能に基づく傷病手当金を受給する場合には、傷病手当金の基礎となる賃金または所得が追加報酬に含まれる(社会法典第6編96a条3項)。

<sup>64</sup> 追加報酬がある場合の障害年金の支給制限の制度は、障害年金受給者の財産権を侵害するものとして裁判で争われたが、連邦社会裁判所は、導入の目的が正当であり、かつその目的を達成するための手段も比例原則に反しないとして合憲と判断した。BSG, Urteil vom 28. 4. 2004 – B 5 RJ 60/03 R, NZS 2005 S. 373 ff.

<sup>65</sup> Christian Rolfs, Das neue Flexirente, Neue Zeitschrift für Sozialrecht 2017, S. 165.

<sup>66</sup> Gesetz zur Flexibilisierung des Übergangs vom Erwerbsleben in den Ruhestand und zur Stärkung von Prävention und Rehabilitation im Erwerbsleben (Flexirentengesetz) vom 8. 12. 2016, BGBl. I S. 2838.

<sup>67</sup> BT-Drucks. 18/ 9787, S. 38 und 43.

の上限額を超える場合には、その超える額が一部支給の障害年金から控除される。この上限額は、追加報酬上限額(Hinzuverdienstdeckel)と呼ばれている(社会法典第6編96a条1a項)。追加報酬上限額は、稼働能力減退の発生前の直近15年間のうちで最高の報酬ポイントに平均報酬月額を乗じて得た額である(社会法典第6編96a条1b項1文)。これによって、被保険者は、原則として一部支給の障害年金と追加報酬からなる所得を従前の所得額まで獲得することができる<sup>68</sup>。したがって、一部支給の障害年金は、追加報酬限度額と追加報酬上限額という2段階の審査を経て算定される<sup>69</sup>。

## 10. 障害年金から老齢年金への切り替え

障害年金受給者が老齢年金の支給開始年齢に到達した場合には、障害年金から老齢年金への切り替えが職権により行われる(社会法典第6編115条3項)。障害年金受給者が働いておらず被保険者でなかった場合には、老齢年金への切り替えに際して老齢年金の額が障害年金の額より低くなることを防ぐため、満67歳までの障害年金受給期間、つまり加算期間が算入期間(Anrechnungszeit)(保険料免除期間の一種。社会法典6編54条4項)と評価され(社会法典第6編58条1項1文5号)、老齢年金の算定が行われる。算入期間の報酬ポイントは加算期間の報酬ポイントと同一であるため、障害年金と同額の老齢年金が保障される。これに対して、障害年金受給者が働いており被保険者であった場合には、保険料負担義務を負う。その際、障害年金の支給額は追加報酬に応じて支給停止されるものの、老齢年金への切り替えに際して、支給制限期間も障害年金受給期間(加算期間)として算入期間と評価される。その上で、算入期間(加算期間)に保険料を納めていた場合には、その期間は保険料減額期間(Beitragsgeminderte Zeiten)(保険料納付済期間でも算入期間または加算期間でもある期間。社会法典第6編54条3項)と評価され、その間の報酬ポイントが保険料免除期間の報酬ポイントより割増される(社会法典第6編71条2項)。したがって、働いていなかった障害年金受給者と比べて高額の老齢年金が保障される。

老齢年金の種類としては、満67歳であり、かつ、一般的受給資格期間(5年間の保険料納付済期間)を満たしている被保険者に対する通常老齢年金(Regelaltersrente)(社会法典第6編35条)と、その他の老齢年金が存在する。後者のうち、障害者に対する所得保障として重要であるのが、重度障害者のための老齢年金(Altersrente für schwerbehinderte Menschen)である。重度障害者のための老齢年金の支給要件は、被保険者が満65歳であり、支給開始時に重度障害者<sup>70</sup>と認定されており、かつ、35年の受給資格期間を満たしていることである(社会法典第6編37条1文)。重度障害者のための老齢年金の支給開始年齢が通常老齢年金の支給開始年齢より早期であるのは、重度障害者はそれ以外の者と比べて早期に稼働能力が減退しているため職場

<sup>68</sup> BT-Drucks. 18/ 9787, S. 38 und 43.

<sup>69</sup> Carsten Schumacher, in: Anne Körner/ Stephan Leitherer/ Bernd Mutschler/ Christian Rolfs (Hrsg.), Kasseler Kommentar Sozialversicherungsrecht, 117. Aufl., 2021, § 96a SGB VI, Rdnr. 8.

<sup>70</sup> 「重度障害者」とは、障害の程度(Grad der Behinderung)が50以上であり、かつ、住所、通常の居所または職場が適法にドイツにある者をいう(社会法典第9編2条2項)。障害の程度は、本人の申請に基づき、援護行政によって認定される。障害が社会生活への参加に与える影響は、10等級に格付けされる。障害の程度が20以上である場合に限り、障害が認定される(社会法典第9編152条1項)。障害の程度は、機能障害が労働生活に限られず全ての生活領域に及ぼす影響を問題にするので、障害年金の支給対象である稼働能力減退とは異なる概念であり、認定基準も異なる。障害の程度が50以上であると認定された重度障害者は、重度障害者法としての社会法典第9編第3部による労働法上の特別な保護の適用を受け、それによって特別な地位を取得する。その法的効果は、重度障害者の雇用義務、特別な解雇制限および重度障害従業員代表、租税の減免、道路上の駐車に際しての軽減措置、放送受信料金および電話通信料金の割引、公共交通機関の無料利用など、多様な生活領域に及ぶ。

を見つけにくいからである。35年の受給資格期間には、保険料納付済期間のみならず保険料免除期間も含まれる(社会法典第6編51条3項)ため、障害年金受給期間(加算期間)も含まれる。通常老齢年金と比べて年金額の算定方法に違いはないものの、重度障害者のための老齢年金は満65歳から割引されずに支給される。

## 11. 障害年金と傷病手当金・労災保険給付との関係

疾病により労働不能(Arbeitsunfähigkeit)が発生した場合には、社会法典第5編に基づく疾病保険(Gesetzliche Krankenversicherung)から傷病手当金(Krankengeld)が支給される(社会法典第5編44条1項)。「労働不能」とは、直前に従事していた稼得活動または同様の業務に従事することができないか、または状態の悪化という危険を冒す場合に限り従事することができることをいう<sup>71</sup>。したがって、労働不能の認定に際しては、被保険者が直前にいかなる業務に従事していたのか、健康状態によってはその業務に依然として従事できるかどうかが問題となる。被保険者が直前の稼得活動に一時的にのみ従事することができないのか、それとも永続的に従事することができないと見込まれるのかは、労働不能の認定に際して考慮されない<sup>72</sup>。こうして、労働不能は、疾病のみを原因とし、長期にわたり永続する必要がない点で、障害年金の保険事故である稼得能力減退と区別される。傷病手当金の額は、標準報酬の70%である(社会法典第5編47条1項)。傷病手当金は、同一の疾病を理由とする労働不能について、各3年間のうちに最長で78週間支給される(社会法典第5編48条1項)。

傷病手当金と障害年金の関係について、疾病保険の被保険者が完全稼得能力減退年金を受給する場合には、傷病手当金の受給権は年金の支給開始により消滅し、年金の支給開始後に新たな傷病手当金の受給権は生じない(社会法典第5編50条1項)。これに対して、疾病保険の被保険者が労働不能の発生後に一部稼得能力減退年金を受給する場合には、傷病手当金は年金の支給額分だけ減額支給される(社会法典第5編50条2項)。逆に、一部稼得能力減退年金の支給開始後に労働不能が発生して傷病手当金が支給される場合には、傷病手当金を含む報酬が一定額を超えると一部稼得能力減退年金が減額支給される(社会法典第6編96a条3項)。

他方で、稼得能力が労働災害(Arbeitsunfall)または職業病(Berufskrankheit)(社会法典第7編7条以下)に起因して26週を超えて20%以上減退する場合には、社会法典第7編に基づく労災保険(Gesetzliche Unfallversicherung)から被災者年金(Verletztenrente)が支給される(社会法典第7編56条1項)。「稼得能力の減退」(MdE)とは、心身の機能障害(Beeinträchtigung des körperlichen und geistigen Leistungsvermögens)により生じる一般労働市場における稼得可能性の減少をいう(社会法典第7編56条2項)。稼得能力の減退の程度は、軽度のものから10%から100%まで5%または10%刻みで示される。したがって、労働災害または職業病により被災者年金の支給対象となる稼得能力の減退が発生したからといって、当然に障害年金の支給対象となる稼得能力減退が生じるわけではない。被災者年金の額は、稼得能力の減退の程度が100%の場合には満額(直近の報酬の3分の2の額)であるけれども、稼得能力の減退の程度が100%より低い場合には満額に稼得能力の減退の程度の百分率を乗じて得た額である(社会法典第7編56条3項)。

障害年金と被災者年金は併給されうる。ただし、両者の合計額が一定額を超える場合には、障害年金が支給停止される(社会法典第6編93条)。

## 12. 障害年金の行政手続・権利救済手続

<sup>71</sup> BSGE 19, 179, 181.

<sup>72</sup> BSGE 26, 288.

障害年金は、被保険者の申請(Auftrag)に基づいて支給される(社会法典第6編115条1項1文)。障害年金の行政手続は、被保険者が年金保険者に障害年金の支給を申請することによって開始し、年金保険者が稼得能力減退の認定など障害年金の支給要件の認定を行い、申請の認否について書面による裁定(Bescheid)を行うことによって終了する(社会法典第6編117条)。

被保険者は、保険者による裁定に対して異議(Widerspruch)および訴訟(Klage)を提起することができる。保険者による権利侵害に対する被保険者の訴訟の提起については、社会裁判所(Gericht der Sozialgerichtsbarkeit)が管轄する(社会裁判所法51条1項1号)。社会裁判所は、いわゆる三審制を採用している。すなわち、各州に地方社会裁判所(Sozialgericht)と州社会裁判所(Landessozialgericht)が、連邦に連邦社会裁判所(Bundessozialgericht)がそれぞれ存在する(社会裁判所法2条)。

ただし、社会裁判所に訴訟を提起する前に、裁定の適法性および合目的性を前置手続において審査するものとする(社会裁判所法78条)。前置手続は、異議の提起により開始され、裁定が不服申立人に知られてから1か月以内に、裁定を行った保険者に対して提起するものとする(社会裁判所法84条)。保険者は、異議を唱えられた裁定が措置を違法または目的違反と判断する場合には、異議に応じて救済を行う(社会裁判所法85条1項)。これに対し、保険者が救済を行わない場合には、異議は異議決定により拒否されなければならない(社会裁判所法85条2項)。

訴訟は、異議決定の送達後1か月以内に管轄権を有する社会裁判所に提起しなければならない(社会裁判所法87条、90条)。訴訟類型としては、取消訴訟(Anfechtungsklage)、義務付け訴訟(Verpflichtungsklage)、給付訴訟(Leistungsklage)および確認訴訟(Feststellungsklage)が認められている(社会裁判所法54条、55条)。訴訟手続の詳細は、社会裁判所法に規定されている。

第一審裁判所である地方社会裁判所による判決に対しては、控訴(Berufung)および上告(Revision)が認められている。控訴審裁判所は州社会裁判所であり、上告審裁判所は連邦社会裁判所である(社会裁判所法143条、160条)。

### 13. 障害者向けの扶助給付:障害時基礎保障

#### (1) 障害者に対する所得保障全体における障害時基礎保障の位置づけ

障害年金を受給することができない障害者、特に障害年金の支給要件を満たさない若年障害者や、障害年金の額が最低生活水準を下回る障害者は、稼得不能の要扶助者に対する公的扶助としての社会扶助(Sozialhilfe)の対象となる。この場合の障害者に対する所得保障は、一般的な扶助給付ではなく、障害者向けの扶助給付として行われている。これは、障害時基礎保障(Grundsicherung bei Erwerbsminderung)と呼ばれている。障害時基礎保障は、原則として自治体(郡または群に属しない市)が実施する(社会法典第12編3条、97条)。

障害時基礎保障は、障害年金の支給要件を満たさず、かつ、それ以外の方法によっては生計を維持することができない障害者の所得保障を目的として、老齢期基礎保障(Grundsicherung im Alter)とともに2003年に導入された。老齢期および障害時基礎保障は、隠れた貧困を回避すること(Verhinderung verschämter Armut)が主たる目的である。すなわち、施設外で生活する高齢者は、社会扶助法に基づく生計扶助(Hilfe zum Lebensunterhalt)の支給要件についての情報や知識の欠如、役所への訪問や社会的な統制に対する懸念、扶養義務のある子への費用償還請求に関する不安を理由として、社会扶助給付の受給権を有するにもかかわらず

らず、それを請求しなかった<sup>73</sup>。また、施設外で生活する若年障害者は、その多くが成人後も親と同居しており、親が養うだけの所得または資産を有している場合には生計扶助の支給要件を満たすことができなかつたため、しばしば親の扶養に依存していた<sup>74</sup>。したがって、特に若年障害者との関係では、親に依存しない最低生活保障とそれによる一定の経済的自立をもたらすことも目的である<sup>75</sup>。これらの目的を達成するため、2001年高齢資産法<sup>76</sup>により、高齢者および障害者に対して生計費に関する基礎的需要を保障する独自の社会給付を定める法律として、連邦社会扶助法（*Bundessozialhilfsgesetz*）とは別の独立した基礎保障法（*Grundsicherungsgesetz*）が制定された<sup>77</sup>。

しかし、基礎保障法は、扶助の領域に属するにもかかわらず、連邦社会扶助法から部分的に解放されているものの、完全にそうになっているわけでないという意味で、中途半端な産物（*Zwittergebilde*）であり、体系的な検討が不十分であると批判された<sup>78</sup>。そこで、基礎保障法は、2003年の連邦社会扶助法の社会法典への編入に関する法律<sup>79</sup>により、2005年から社会扶助法に相当する社会法典第12編に統合された（社会法典第12編第4章）。したがって、障害時基礎保障は、現在では社会扶助の枠内において支給されている（社会法典第12編8条2号）。

障害時基礎保障は、デラックスな社会扶助（*Sozialhilfe de luxe*）と呼ばれている。なぜなら、給付の需要充足性においても給付額においても一般的な扶助給付としての生計扶助に依拠しているからである。ただし、障害時基礎保障は、後述するように、家族に対する扶養請求に関して扶助給付の受給に際しての障壁を取り除いた独自の給付と評価されている<sup>80</sup>。

障害時基礎保障の受給者は、2003年の18万1,097人から2020年の53万4,520人に増加している。また、障害年金と併給している障害時基礎保障の受給者は、2003年の55,559人（障害年金受給者の4.1%）から2020年の19万5,155人（障害年金受給者の15%）に増加している<sup>81</sup>。したがって、障害時基礎保障は、無年金や低年金の障害者に対する補完的な所得保障の役割を拡大している。

## (2) 障害時基礎保障の支給要件

障害時基礎保障の支給要件は、国内に通常の居所を有しており、永続的に完全稼得能力減退であり、かつ、所得および資産によって生計費を賄うことができないことである（社会法典第12編41条1項）。永続的な完全稼得能力減退（*Dauerhafte volle Erwerbsminderung*）を理由とする受給権者は、満18歳以上で、労働市場の状態にかかわらず<sup>82</sup>社会法典第6編43条2項の意味で完全稼得能力減退、すなわち1日3時間未満しか稼得活

<sup>73</sup> BT-Drucks. 14/4595, S. 43.

<sup>74</sup> Rademacker, Sicherstellung des Lebensunterhalts von Geburt an behinderter Menschen durch Leistungen der Rentenversicherung, NDV 1993, S. 261.

<sup>75</sup> Trenk-Hinterberger, Sozialhilferecht, in: Ruland/Becker/Axer (Hrsg.), Sozialrechtshandbuch, 5. Aufl., 2012, § 23 Rdnr. 114.

<sup>76</sup> Gesetz zur Reform der gesetzlichen Rentenversicherung und zur Förderung eines kapitalgedeckten Altersvorsorgevermögens (Altersvermögensgesetz — AVmG) vom 26. 6. 2001, BGBl. I S. 1310.

<sup>77</sup> BT-Drucks. 14/5150, S. 48.

<sup>78</sup> Schellhorn, Sozialhilfe als Grundsicherung?, in: Boecken/ Ruland/ Steinmeyer (Hrsg.), Sozialrecht und Sozialpolitik in Deutschland und Europa, FS v. Meydell, 2002, S. 597 f.

<sup>79</sup> Gesetz zur Einordnung des Sozialhilferechts in das Sozialgesetzbuch vom 27. 12. 2003, BGBl. I S. 3022.

<sup>80</sup> もっとも、基礎保障の行政が一般的な公的扶助の行政から切り離されていない限りで、依然として独立性の問題が残るとされる。Bieback, a. a. O. (Fn. 44), S. 638.

<sup>81</sup> Deutsche Rentenversicherung Bund, a. a. O. (Fn. 1), S. 272 f.

<sup>82</sup> したがって、障害時基礎保障は具体的考察方法を明示的に排除している。

動に従事することができない状態であり、かつ、完全稼得能力減退が回復する見込みがない者である(社会法典第12編41条3項)。したがって、障害時基礎保障の人的範囲は、期間を定めずに支給される完全稼得能力減退年金の人的範囲と同一であり、一般労働市場において働くことができない者に相当する。例えば、障害者作業所で就労する障害者である(社会法典第12編41条3a項)。

これに対して、1日3時間以上稼得活動に従事することができる、つまり稼得可能な要扶助者は、社会法典第2編に基づく求職者基礎保障(Grundsicherung für Arbeitssuchende)の対象となり(社会法典第2編7条1項、8条1項)、失業手当Ⅱ(Arbeitslosengeld Ⅱ)という名称の定型的な扶助給付を受給しながら就労支援を受けることになる。求職者基礎保障は、失業者・生活困窮者の労働市場への統合を志向する就労支援型の公的扶助である。

自らの稼得能力の活用、自らの所得および資産によって自助可能な者、または第三者とりわけ家族もしくはその他の社会給付主体から必要な給付を受けることができる者は、社会扶助を受けられない(社会法典第12編2条1項)。これは、社会扶助の後順位性(Nachrang der Sozialhilfe)と呼ばれている。したがって、自治体は、活用される所得(Einkommen)および資産(Vermogen)の認定を行う。ただし、障害時基礎保障の受給に際しての障壁を取り除くため、同居の配偶者または生活パートナーの所得および資産が考慮されるものの、それ以外の者との同居による生計費の獲得の推定はなされない(社会法典第12編43条)。また、10万ユーロ未満の年収の親および子に対する扶養請求権は考慮されない(社会法典第12編94条1a項)。親および子に対する扶養請求の制限は、2019年の家族負担軽減法<sup>83</sup>により、扶養義務を負う親および子の負担を軽減するため、障害時基礎保障の特別規定から所得および資産の考慮に関する一般規定に移行した。これにより、社会扶助の後順位性が一般的な制限を受ける<sup>84</sup>。

所得には、現金または金銭的価値を有するすべての収入が含まれるので、就労所得も含まれる。ただし、所得税および社会保険料は、所得から控除されなければならない。また、障害時基礎保障の場合には、就労インセンティブに配慮して、受給権者の自営業および非自営業による所得のうち30%の額が控除されなければならない(社会法典第12編82条)。

自治体は、支給要件が満たされ、かつ、考慮される所得および資産では生計費を完全に賄えない場合には、年金保険者に対して障害認定を要請する。年金保険者の決定は、要請した自治体を拘束する。これにより、同一の基準による障害認定が保障される。ただし、この要請は、年金保険者がすでに完全稼得能力減退の認定を行っている場合には行われぬ(社会法典第12編45条、社会法典第6編109a条2項)。

### (3) 障害時基礎保障の額

社会扶助の給付は、個々の特殊性、とりわけ需要の性質に従って決定される(社会法典第12編9条1項)。これは、社会扶助の個別化原則(Grundsatz der Individualisierung der Sozialhilfe)と呼ばれている。したがって、障害時基礎保障の額は、障害者の需要(Bedarfe)に即して算定される。この需要は、必要生計費に関する基準需要段階(Regelbedarfstufen)による基準額(Regelsätze)、障害者に関する増加需要(Mehrbedarf)、疾病保険および介護保険のための保険料の引き受け、住居および暖房のための適切な実費を含む(社会法典第12編42条)。このうち、基準額は、2022年で、居宅で単身生活する成人(基準需要段階1)の場合には1人あたり

<sup>83</sup> Gesetz zur Entlastung unterhaltsverpflichteter Angehöriger in der Sozialhilfe und in der Eingliederungshilfe (Angehörigen-Entlastungsgesetz) vom 10. 12. 2019, BGBl. I S. 2135.

<sup>84</sup> Richter, in: Grube/ Warendorf/ Flint (Hrsg.), SGB XII, 7. Aufl. 2020, § 43 Rdnr. 1.

449ユーロ、居宅で配偶者または生活パートナーと生活する成人(基準需要段階2)の場合には1人あたり404ユーロ、施設に入所する成人(基準需要段階3)の場合には1人あたり360ユーロである(社会法典第12編28条別表)。また、完全稼得能力減退である者については、増加需要として、適用される基準需要段階の17%が認められる(社会法典第12編30条1項)。以上を合算した需要額から、賃金、年金などの収入額を控除した額が、支給額となる。

障害時基礎保障の平均総需要(月額)は、2021年6月で865ユーロであり、考慮される所得を控除した後の平均支給額(月額)は、2021年6月で649ユーロである。

#### (4) 障害時基礎保障の行政手続

障害時基礎保障は、受給権者の申請に基づき支給される(社会法典第12編44条1項)。申請の提出先は、自治体でも年金保険者でもかまわない。障害時基礎保障は、通常12か月間について承認される(社会法典第12編44条3項)。

障害時基礎保障についての積極的な情報提供のため、年金保険者は、障害年金受給者が障害時基礎保障の支給要件に該当する場合には、障害時基礎保障に関する情報提供・助言を行う。障害年金の額が年金現在価値の27倍の額を下回る場合には、年金保険者は、情報提供に申請書を添付しなければならない。年金保険者は、提出された申請書を自治体に転送する。その際、障害年金の額や基礎保障の支給要件の存在に関して自治体に情報提供する(社会法典第12編46条、社会法典第6編109a条1項)。

(別添5)

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
福島豪・永野仁美	障害と社会保障法	菊池馨実・川島聡・中川純	障害法（第2版）	成文堂	東京	2021	195-219
四方理人	日中韓における家族形態と貧困	五石敬路・ノ・デミョン・王春光	日中韓の貧困政策：理論・歴史・制度分析	明石書店	東京	2021	119-143
四方理人	日本における高齢者の貧困と所得保障政策	五石敬路・ノ・デミョン・王春光	日中韓の貧困政策：理論・歴史・制度分析	明石書店	東京	2021	240-257

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
山田篤裕	高齢年金受給者の貧困リスクと公的年金の「部分繰下げ」受給の可能性	社会保障研究	第7巻1号	(刊行予定)	2022
百瀬優	寡婦年金・遺族基礎年金に関する論点と今後の見直しの方向性	週刊社会保障	No.3163	44-49	2022
永野仁美	目的から考える障害年金の要保障事由	障害法	第6号	(刊行予定)	2022
四方理人	年金受給開始年齢の引き上げと高齢女性の就労	生活協同組合研究	556	40-45	2022



厚生労働大臣  
(国立医薬品食品衛生研究所長) 殿  
(国立保健医療科学院長)

機関名 慶應義塾大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 伊藤 公平

次の職員の令和3年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 政策科学総合研究事業 (政策科学推進研究事業)

2. 研究課題名 公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究  
( 21AA2008 )3. 研究者名 (所属部署・職名) 慶應義塾大学経済学部・教授  
(氏名・フリガナ) 山田 篤裕・ヤマダ アツヒロ

## 4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称: )	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

## 5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

## 6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関: )
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容: )

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。  
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和4年 3月 28日

厚生労働大臣  
(国立医薬品食品衛生研究所長) 殿  
(国立保健医療科学院長)

機関名 流通経済大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 流通経済学 上野裕一

次の職員の令和3年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 政策科学総合研究事業 (政策科学推進研究事業)

2. 研究課題名 公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)

3. 研究者名 (所属部署・職名) 経済学部・教授

(氏名・フリガナ) 百瀬 優・モモセ ユウ

#### 4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称: )	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

#### その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

#### 5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

#### 6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関: )
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容: )

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。  
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

2022年 3月 30日

厚生労働大臣  
(国立医薬品食品衛生研究所長) 殿  
(国立保健医療科学院長)

機関名 上智大学

所属研究機関長 職 名 学長

氏 名 嘩道 佳明

次の職員の令和3年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）
2. 研究課題名 公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究（21AA2008）
3. 研究者名 （所属部署・職名） 法学部国際関係法学科 教授  
（氏名・フリガナ） 永野 仁美（ナガノ ヒトミ）

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査（※2）
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（※3）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称： )	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他（特記事項）

（※2）未審査の場合は、その理由を記載すること。

（※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由： )
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関： )
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由： )
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容： )

（留意事項） ・該当する□にチェックを入れること。  
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

2022年 3月 23日

厚生労働大臣  
 (国立医薬品食品衛生研究所長) 殿  
 (国立保健医療科学院長)

機関名 関西学院大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 村田 治

次の職員の令和3年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 政策科学総合研究事業 (政策科学推進研究事業)

2. 研究課題名 公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究  
( 21AA2008 )3. 研究者名 (所属部署・職名) 総合政策学部・准教授  
(氏名・フリガナ) 四方 理人 (シカタ マサト)

## 4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称: )	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

## 5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

## 6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関: )
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容: )

- (留意事項)
- ・ 該当する□にチェックを入れること。
  - ・ 分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

厚生労働大臣  
 (国立医薬品食品衛生研究所長) 殿  
 (国立保健医療科学院長)

機関名 駒澤大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 各務 洋子

次の職員の令和3年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 政策科学総合研究事業 (政策科学推進研究事業)
2. 研究課題名 公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究  
( 21AA2008 )
3. 研究者名 (所属部署・職名) 経済学部 准教授  
 (氏名・フリガナ) 田中 聡一郎 (タナカ ソウイチロウ)
4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称: )	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関: )
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容: )

2022年 2月 2日

厚生労働大臣  
(国立医薬品食品衛生研究所長) 殿  
(国立保健医療科学院長)

機関名 国立大学法人埼玉大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 坂井 貴文

次の職員の令和3年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

- 研究事業名 政策科学総合研究事業 (政策科学推進研究事業)
- 研究課題名 公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究  
( 21AA2008 )
- 研究者名 (所属部署・職名) 人文社会科学部 准教授  
(氏名・フリガナ) 大津 唯 (オオツ ユイ)
- 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称: )	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関: )
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容: )

機関名 国立社会保障・人口問題研究所

所属研究機関長 職 名 所長

氏 名 田辺 国昭

次の職員の令和3年度厚生労働行政推進調査事業費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）
2. 研究課題名 公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究
3. 研究者名 (所属部署・職名) 企画部・第1室長  
(氏名・フリガナ) 渡辺 久里子・ ワタナベ クリコ

## 4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称： )	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

## その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

## 5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

## 6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由： )
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関： )
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由： )
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容： )

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。  
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。



令和4年 4月14日

厚生労働大臣 殿

機関名 北海道教育大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 蛇穴治夫

次の職員の令和3年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

- 研究事業名 政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）
- 研究課題名 公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究  
( 21AA2008 )
- 研究者名 (所属部署・職名) 北海道教育大学教育学部国際地域学科 ・ 講師  
(氏名・フリガナ) 藤井麻由 ・ フジイマユ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称: )	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関: )
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容: )

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。  
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。